



INTERNATIONAL
OLYMPIC
COMMITTEE

開催都市契約 大会運営要件

DECEMBER 2016





開催都市契約 – 大会運営要件

2016年12月

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。
表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

注記: 2024年オリンピック大会と2028年オリンピック大会開催都市の同時選定を、2017年9月にリマで開催される第131回IOC総会までに可能とするという、第130回IOC総会での決定を考慮し、2017年8月本文書の微修正がなされた。

2017年、国際オリンピック委員会は本文書に関する全権利を保有する。

表紙: 2016年、国際オリンピック委員会、John Huet が全権利を保有する



本ページは意図的に空白にしてある。



目次

頭字語及び IOC ファンクショナルエリア(FA)コード	7
前書き	13
相互参照マトリックス.....	17
1. プロダクト及び体験.....	19
1.1. 競技 (IF サービスを含む)	20
1.2. 式典.....	31
1.3. 都市活動・ライブサイト	39
1.4. 文化.....	42
1.5. 教育.....	45
1.6. 聖火リレー	47
1.7. エンゲージメント	52
2. ステークホルダーサービス	54
2.1. マーケティングパートナーサービス	55
2.2. メディア	58
2.3. NOC サービス	65
2.4. オリンピックファミリー及び要人サービス.....	69
2.5. 人材管理.....	75
3. 会場及びインフラ	77
3.1. エネルギー	78
3.2. 会場.....	81
3.3. 選手村マネジメント	89
3.4. 道案内サイン	100
4. 大会サービス	102
4.1. 宿泊.....	103
4.2. アクレディテーション	117
4.3. 出入国.....	119
4.4. 飲食.....	122
4.5. 言語サービス	124
4.6. 医療サービス	125
4.7. テクノロジー	131
4.8. 輸送.....	135
5. ガバナンス	152
5.1. 都市運営	153
5.2. 財務.....	154
5.3. 大会マネジメント	158
5.4. 情報・知識マネジメント	163
5.5. プロトコール.....	166
5.6. 持続可能性とオリンピックレガシー	172



6. 商業とエンゲージメント	176
6.1. 大会のブランド・アイデンティティ・ルック	177
6.2. ビジネス開発	182
6.3. コミュニケーション	186
6.4. デジタルメディア	189
6.5. 権利保護	194
6.6. チケットिंग	203
付属書	208



頭字語及び IOC ファンクショナルエリア(FA)コード

頭字語

頭字語	定義
AAA	配宿合意書
AHU	エアハンドリングユニット
AIOWF	オリンピック冬季大会競技団体連合
ANOC	国内オリンピック委員会連合
ASOIF	オリンピック夏季大会競技団体連合
ATM	現金自動預入支払機
ATR	オーソライズドチケットリセラー
ATV	オフロードカー
AV	オーディオビジュアル
BI	バックグラウンドインストゥルメンタル
BIO	ブロードキャストインフォメーションオフィス
BMS	ビル管理システム
BOH	バックオブハウス
BV	コーラス
CAD	コンピューター支援設計
CAIDI	需要家平均停電時間
CAS	スポーツ仲裁裁判所
CATV	ケーブルテレビ
CCR	コントロールルーム
CCTV	閉回路テレビ
CD	コンパクトディスク
CEO	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
CIE	国際照明委員会
CIS	コメンテーターインフォメーションシステム
CRI	色調指数
CRM	顧客管理
CT	コンピューター断層撮影
CV	変動係数
D&O	取締役ならびに役員
DCAS	コンペティションアクティビティ詳細スケジュール
DD	詳細設計
DDP	国内要人プログラム
DDS	直行専用輸送サービス
DOS	サービス連絡先電話番号一覧
DRM	選手団登録会議
DSLAs	詳細サービスレベル合意書



頭字語	定義
DVD	デジタルビデオディスク
EB	理事会
EBU	ヨーロッパ放送連合
EMR	電子医療記録
ENG	電子的ニュース取材
ET	エンドタイトル
EU	欧州連合
FAOP	ファンクショナルエリア運営計画
FFE	家具・什器・備品
FOH	フロントオブハウス
FOP	競技エリア
FX	外国為替
GDP	大会デリバリー計画
GFP	大会開催基本計画
GMS	大会マネジメントシステム
GR	グレア定格
HCC	開催都市契約
HLD	高水準設計
HOG	政府の長
HOS	国家元首
HSSM	高速撮影スローモーション再生
HVAC	冷暖房空調設備
IBC	国際放送センター
IDP	国際要人プログラム
IEC	国際工学コンソーシアム
IESNA	北米照明学会
IF	国際競技連盟
INFO	大会情報システム
IOC	国際オリンピック委員会
IOPP	国際オリンピック写真撮影プール
IOSD	障がい別国際スポーツ組織
IP	知的財産
IPC	国際パラリンピック委員会
IPP	国際被保護者
ISO	国際標準化機構
IT	インフォメーションテクノロジー
ITO	国際技術役員
ITVR	国際テレビラジオ
JMPA	ジョイントマーケティングプログラム契約
JOOG	オリンピック共同実行グループ
KPI	重要業績評価指標
LED	発光ダイオード



頭字語	定義
LOC	現地組織委員会
LOLP	負荷損失確率
MBC	山岳放送センター
MHE	マテリアルハンドリング機器
MMC	山岳メディアセンター
MOC	メインオペレーションセンター
MOU	覚書
MPA	マーケティングプラン契約
MPC	メインプレスセンター
MPCP	マーケティングパートナーコーチプログラム
MRI	磁気共鳴映像法 (MRI)
MT	メインタイトル
NF	国内競技連盟
NOC	国内オリンピック委員会
NPC	国内パラリンピック委員会
NTO	国内技術役員
OB	中継放送
OBO	オリンピック放送組織
OBS	オリンピック放送機構
OCOG	オリンピック競技大会組織委員会
OCS	オリンピックチャンネルサービス
ODF	オリンピックデータフィード
OFA	オリンピックファミリーアシスタント
OFH	オリンピックファミリーホテル
OGKM	オリンピック競技大会知識マネジメント
OGLM	オリンピック競技大会学習モデル
OHC	オリンピックホスピタリティーセンター
OHR	オリンピックホテル料金
OIAC	オリンピック ID 兼アクセディテーションカード
OIS	オリンピックインフォメーションサービス
OLC	オリンピッククラブ
OPP	臨時プレゼンテーションポジション
ORIS	オリンピック競技大会リザルト・情報サービス
OSC	オリンピック研究センター
OTR	オリンピック聖火リレー
OVEP	オリンピックの価値教育プログラム
OVP	オリンピックビレッジプラザ
OZ	運営ゾーン
PCC	プロトコール調整センター
PEQ	パラリンピックエントリー・登録資格認定
PF	パラリンピックファミリー
PFA	パラリンピックファミリーアシスタント



頭字語	定義
PFH	パラリンピックファミリーホテル
PHC	パラリンピックホスピタリティセンター
PNS	パラリンピックニュースサービス
PMPA	パラリンピックマーケティングプラン契約
POE	入国地
PRIS	パラリンピック競技大会リザルト・情報サービス
PSLA	主要サービスレベル合意書
PTR	パラリンピック聖火リレー
RF	ラジオ周波数
RGB	赤/緑/青
RHB	ライセンスホルダー（放送権者）
RTDS	リアルタイムデータシステム
RZ	居住ゾーン
SAIDI	一契約者あたりの年間平均停電時間
SAIFI	一契約者あたりの年間平均停電回数
SDP	スポーツデリバリープラン
SEO	検索エンジン最適化
SEQ	スポーツエントリー・登録資格認定
SGH	ステークホルダーグループホテル
SHR	ステークホルダーホテル料金
SIC	スポーツインフォメーションセンター
SLA	サービスレベル合意(書)
SMP	持続可能性マネジメント計画
SRS	スキーレーシングサプライヤーアソシエーション
SSM	スーパースローモーション
TER	テレコムサービス機器室
TLCI	テレビ照明一貫性指数
TOC	テクニカルオペレーションセンター
TOK	知識継承
TOP	オリンピックプログラム
TUE	治療目的使用の適用措置
UG	一様勾配
UK	イギリス
UN	国連
UPS	無停電電源
USA	アメリカ
VAPP	車両認証/駐車許可
VAPPS	車両認証/駐車許可スキーム
VCP	業者認証プログラム
VD	ビジュアルダンス
VLAN	ヴァーチャルローカルエリアネットワーク
VMC	ベニューメディアセンター



頭字語	定義
VOP	会場運営計画
VS	ビジュアルソース
VSA	車両スクリーニングエリア
VTOK	知識ビジュアル移転
VUA	会場使用協定
VV	ビジュアルボーカル
WADA	世界アンチ・ドーピング機構
WBB	世界放送事業者説明会
WBM	世界放送事業者会議
WFSGI	世界スポーツ用品工業連盟
WHO	世界保健機関
YOGOC	ユースオリンピック競技大会組織委員会

IOC ファンクショナルエリア(FA)コード

ファンクショナルエリア名	ファンクショナルエリアコード
宿泊	ACM
ア kredィテーション	ACR
出入国	AND
大会のブランド・アイデンティティ・ルック	BIL
放送サービス	BRS
ビジネス開発	BUS
セレモニー	CER
都市活動・ライブサイト	LIV
都市運営調整	CTY
清掃・廃棄物	CNW
コミュニケーション (デジタルメディア、出版物を含む)	COM (DIG、PUB 含む)
コミュニケーション・コマンド・コントロール	CCC
文化	CUL
ドーピングコントロール	DOP
教育	EDU
エネルギー	NRG
イベントサービス	EVS
財務 (レートカードを含む)	FIN (RTC 含む)
飲食	FNB
国・自治体調整	GOV
情報・知識マネジメント	IKM
言語サービス	LAN
レガシー	LGY
法務	LGL



ファンクショナルエリア名	ファンクショナルエリアコード
ライセンシング	LIC
ロジスティクス	LOG
マーケティングパートナーサービス	MPS
メディカルサービス	MED
NOC サービス	NCS
オリンピックファミリーサービス (要人プログラム、プロトコール含む)	OFS (DIP、PRT 含む)
オリンピック聖火リレー	OTR
運営実践準備	OPR
人材管理	PEM
計画・調整	PNC
プレスオペレーション	PRS
調達	PRC
権利保護	RPP
リスクマネジメント	RSK
セキュリティ	SEC
観客の経験	SPX
競技 (IF サービス含む)	SPT (INS 含む)
持続可能性	SUS
テクノロジー	TEC
テストイベントマネジメント	TEM
チケットティング	TKT
輸送	TRA
会場マネジメント	VEM
会場・インフラ (会場設営、一般的インフラ含む)	VNI (VED、INF 含む)
選手村マネジメント	VIL
道案内サイン	SIG



前書き

a) 目的

オリンピック競技大会の開催は、都市が世界という舞台でイメージを高められる絶好の機会である。IOC は、今後何世代にもわたる市民のための変革力のあるレガシーとして大会を活用できるかといった点を含めて、複数の基準に基づいて開催都市を選定する。開催都市契約（「HCC」）は、全当事者が特定の一体的な責任、すなわちオリンピック競技大会の成功を保証し、開催都市とオリンピックムーブメントに利益のあるレガシーを生み出す責任を理解し、合意することを目的に策定されている

『開催都市契約—大会運営要件』（「HCC—大会運営要件」）は、HCC の重要な部分である。それは、選手と全参加者にオリンピッククオリティの条件を示す、プロジェクトのコアとなる要素一式を詳細に説明するとともに、今後の開催都市が、スポーツ、経済、社会、環境面での各都市の長期計画立案のニーズと大会のコンセプトとを責任を持って整合することを可能とするものでもある。

b) 2024 年第 33 回オリンピック競技大会及び 2028 年第 34 回オリンピック競技大会開催都市契約

この HCC—大会運営要件は、2024 年第 33 回オリンピック競技大会（「2024 年大会」）及び 2028 年第 34 回オリンピック競技大会（「2028 年大会」、2024 年大会と合わせて「大会」という）への適用を目的に起草された。

この HCC—大会運営要件は、2017 年 9 月のリマでの第 131 回 IOC セッションにおいて、(1) 国際オリンピック委員会（「IOC」）が、2024 年競技大会の開催都市及び開催国 NOC を相手方とする当事者間で締結した 2024 年競技大会の HCC 及び、(2)IOC が 2028 年競技大会の開催都市及び開催国 NOC を相手方とする当事者間で締結した 2028 年競技大会の HCC、両方に不可欠な部分を形成する。

本 HCC—大会運営要件で使用する全ての用語は、参照する競技大会の版が特定されていない限り、2024 年及び 2028 年の競技大会の両方で参照されるものと解釈するものとする。特に、参照の例としては、本 HCC—大会運用要件における、「HCC」、「HCC 原則」、「開催都市」や「開催国 NOC」の言及について、2024 年競技大会組織の文脈においては、2024 年競技大会の HCC、2024 年競技大会の HCC 原則、2024 年競技大会の開催都市、2024 年競技大会の開催国 NOC と理解され、また 2028 年競技大会組織の文脈においては、2028 年競技大会の HCC、2028 年競技大会の HCC 原則、2028 年競技大会の開催都市、2028 年競技大会の開催国 NOC と理解される。

HCC 文書、2024 年及び 2028 年競技大会に適用される原則（『HCC—原則』）に従って、HCC は、以下の文書とコミットメントから構成される。以下はいずれも全当事者に対して完全な拘束力を有し、内容に矛盾または不一致がある場合は、以下の優先順位で適用される。

- HCC—原則、その全ての付属文書を含む
- HCC—大会運営要件、その全ての付属文書を含む
- 大会デリバリー計画（HCC—原則で定義）
- 立候補コミットメント（HCC—原則で定義）。



『HCC—原則』は、IOC、開催都市、開催国 NOC、オリンピック競技大会組織委員会（「OCOG」）間の関係を示す一般原則及びその各々の財務責任と契約責任を規定している。また、大会成功へ向けた IOC の貢献に関する詳細及びオリンピック競技大会の準備と実施に必要な主要要素も記載している。

HCC—原則の全ての規定は、HCC—大会運営要件に適用される。このため、本文書内に記載された全ての要件と成果物は、HCC—原則の条件に従って履行されるため、本文書は HCC—原則と併せて読むことが重要である。

HCC—大会運営要件は、HCC の締結時点で全当事者によって認識されている本大会の計画策定、組織編成、財務及び開催に適用される主要な要件をまとめたものである。ただし、これらの要件は、方針の変更、技術的変更及びその他の変更の結果、HCC—原則に記載される手順に従い、同書内に規定された条件に基づいて、修正または補完される場合がある。

c) オリンピック憲章との関係

HCC—原則に従い、本文書に記載された要件と成果物は、オリンピック憲章も遵守しながら履行されなければならない。オリンピック憲章は、オリンピックムーブメントの構成文書である。構成文書として、オリンピズムの基本原則と、IOC により採択された規則及び付属細則を定義する。これは、オリンピックムーブメントの組織、活動、機能を支配し、またオリンピック競技大会の開催条件を規定している。

d) 大会デリバリー計画

HCC—原則に従い、当事者は、HCC の締結から 18 か月以内に、HCC に基づく要件を実施する際に尊重される主要マイルストーンとタイムラインに関して合意する。これらのタイムラインとマイルストーンは、本 HCC—大会運営要件で定義される要件と成果物に全面的に適用される、大会デリバリー計画（「GDP」）内にまとめられる。GDP が策定されるまでは、IOC ジェネリック GDP 内のマイルストーンとタイムラインが適用される。

e) その他の重要文書

HCC—原則に従い、HCC 内で参照されるその他の特定の契約または文書が、本大会の計画策定、組織編成、財務及び開催に適用される。これには特に、マーケティングプラン契約（MPA）、OCOG と大会ホスト放送局（オリンピック放送機構 - OBS）の間で結ばれる OBS 契約及び IOC と IPC の間の契約が含まれ、いずれも HCC—原則で言及されている。HCC—大会運営要件に記載されている要件の実施に当たり、これらの契約と HCC—原則で言及されているその他の文書の規定が適用される。

f) 定義

この HCC—大会運営要件の文書内で別途定義されていない大文字で始まる全ての用語は、HCC—原則にあるそれらの用語に起因する意味を持つものとする。

本文書の構造及び適用範囲

g) 運営の諸分野

HCC—大会運営要件内に記載された要件は、「分野」と呼ばれる項目ごとにまとめられ、それぞれの分野について紹介が付されている。大会運営要件は、簡単に参照できるよう番号付きの一覧形式で記載されている。



要件の各分野へのグループ分けは、HCCが対象とする様々な任務と責任を合理的に割り振ることにより、大会の開催者を援助することを目的としていることに留意するべきである。ただし、明確にするために付言すると、この表記の仕方は、特定の組織構造をOCOGに強要することを意図したものではない。

本文書で扱われる多くの分野は、OCOGからIOC、IOCの管理する団体、またはその他の大会ステークホルダー（選手、国内オリンピック委員会（「NOC」）、国際競技連盟（「IF」）、メディア、IOCマーケティングパートナー、ライツホルダー（放送権者「RHB」）、国内外の要人及び観客など）へ提供する、特定の施設、物品、またはサービスに的を絞っている。かかる施設、物品またはサービスは、HCC—原則、MPA、『HCC—原則』に従ってOCOGとOBSの間で結ばれる放送協力契約及びその他の関連合意書または関連文書で定義される条件に従って提供されるものとする。明示的に別途規定される場合を除き、かかるサービス及び施設は、OCOGの費用で、そしてOCOGが当該ステークホルダーに金銭的補償を要求せずに、当該ステークホルダーグループに提供されるものとする。

障がいの有無を問わず、万人に対して同じサービスレベルを確保するため、ユニバーサルアクセシビリティが中心原則であり、大会参加者及び観客ならびに開催都市のコミュニティのために全ての会場とサービスに適用されるべきである。

h) パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、運動競技の最高水準の卓越性と多様性を示す、障がいのある選手のための最高峰の国際総合競技大会である。

2024年及び2028年パラリンピック競技大会は、HCC—原則及びHCC—大会運営要件に記載された関連規定、またIOCとIPCの間で署名された契約に従って開催されるものとする。この契約には、パラリンピック競技大会が、オリンピック競技大会のインフラとサービスを活用して開催される複数のスポーツ・複数の障がい者スポーツの国際大会として維持されるための、保証、条件、原則が含まれる。OCOGに付与されるマーケティング権及び放送権、並びにそれらの権利に関連してIPCに与えられる支払保証及びパラリンピック競技大会に関連したステークホルダーの責任を規定している。パラリンピック競技大会の参加者に提供されるサービスは、オリンピック競技大会に適用されるものと同様の原則に基づくべきであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて調整されるべきである。パラリンピック競技大会の計画策定は、早い段階からOCOGによってオリンピック競技大会の計画策定に統合されるべきである。

所定の分野について、OCOGによる完全な理解を得るために、また統合的な計画策定のアプローチを推進するため、パラリンピック競技大会に関する要件の大多数は、本文書の様々なセクションに統合されている。その結果、本文書に記載された一般的な性質の要件のほとんどはオリンピックとパラリンピックの両競技大会に適用される（系統立てて言及されていない場合もあるが）が、パラリンピック固有の要件は当該の各要件の文言によって特定でき、また、いくつかのセクションの最後に分けて、以下に説明するパラリンピックシンボルと共に記載されている。パラリンピックに関する具体的な事項が言及されていない場合、オリンピック基準は、その分野のパラリンピック基準に関する検討の基礎としても用いられる。

i) OCOG、開催都市、開催国 NOC 及びその他の開催国のステークホルダー間の協力

開催都市及び開催国 NOC ならびに開催国当局または開催国のその他の民間機関による共同努力及び緊密な協力は、大会の成功に不可欠である。しかし、HCC—原則に記述されているとおり、大会の計画策定、組織編制、財務及び開催に関わる全ての運営面を実施するというOCOGの任務に従って、このHCC—大会運営要件の文書は、OCOGによる大会関連の様々な要件の履行を中心に扱っている。



j) 他のオリンピックアード競技大会またはオリンピック冬季競技大会への適用

本文書で定義される要件は、HCCの不可欠な部分であり2024年及び2028年競技大会への適用を目的として起草されている。しかしながら、IOCは、現存するOCOGと調整の上で、また、IOCと現存するOCOGとの間でなされた合意の規定に従って、本文書に記述されている要件の全体または一部をそれより前のオリンピックアード競技大会及びオリンピック冬季競技大会にも適用可能であると判断する可能性がある。

k) ビジュアルシンボル

特定種類の情報を探している読者の手助けのため、以下シンボルを適用する。



オリンピックアード競技大会—固有の内容



オリンピック冬季大会—固有の内容



パラリンピック競技大会—固有の内容



数値及び統計



相互参照マトリックス

以下の表は、読者にビジュアルな手助けを提供することを意図している。これは、(欄見出しに列挙する) OCOG のファンクショナルエリアが (左欄に列挙する) 『HCC—大会運営要件』及び付属書類に 関係することを示す。『HCC—大会運営要件』は OCOG、開催都市、開催国 NOC への拘束力を完全に 維持し続けるが、全ての分野間の密接な調整が、計画及び運営にあたっての全体的文脈の完全な理解 を確保するため、特に不可欠である。

HCC-OR 運営エリア + 付属書類 (アルファベット順)	HCC—OR 運営エリア要件に関連する、ファンクショナルエリア(ファンクショナルエリア名簿のアルファベット順)																										
	ACM	ACR	AND	BIL	BRS	BUS	CER	LIV	CTV	CNW	COM (DIG, PUB 含む)	CCC	CUL	DOP	EDU	NRG	EVS	FIN (RTC 含む)	FNB	GOV	IKM	LAN	LGY	LGL	LIC	LOG	
コミュニケーション				✓	✓		✓		✓		✓	✓	✓		✓					✓				✓		✓	
文化											✓		✓														
デジタルメディア				✓	✓																	✓	✓	✓	✓	✓	
教育																✓					✓						
エネルギー		✓			✓												✓				✓						
エンゲージメント								✓			✓		✓		✓						✓				✓		
財務					✓	✓													✓		✓	✓					
飲食				✓	✓													✓		✓							
競技大会マネジメント				✓		✓	✓	✓			✓	✓							✓		✓					✓	
情報・知識マネジメント											✓									✓		✓			✓	✓	
言語サービス					✓						✓												✓				
マーケティングパートナーサービス	✓	✓		✓	✓	✓		✓			✓									✓							✓
メディア	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓							✓	✓	✓	✓		✓				✓
メディカルサービス		✓					✓	✓							✓					✓		✓					
NOC サービス			✓						✓		✓								✓				✓				✓
オリンピックファミリー及び要人サービス	✓	✓		✓	✓		✓		✓	✓	✓						✓	✓	✓	✓	✓		✓				✓
オリンピック聖火リレー				✓	✓	✓		✓			✓										✓					✓	✓
人材マネジメント				✓	✓																✓						
プロトコール								✓													✓		✓				
権利保護				✓	✓	✓	✓	✓			✓									✓	✓					✓	✓
競技 (IF サービス含む)	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓			✓								✓		✓				✓	✓	✓
持続可能性及びオリンピックレガシー				✓	✓					✓	✓		✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓
テクノロジー		✓			✓	✓					✓						✓				✓	✓					
チケットティング		✓		✓	✓	✓	✓	✓			✓								✓		✓					✓	
輸送	✓		✓	✓	✓	✓			✓										✓		✓	✓			✓	✓	
会場	✓		✓	✓	✓	✓			✓										✓		✓	✓			✓	✓	
選手村マネジメント		✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓					✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓
道案内サイン				✓																	✓		✓				
CER 付属書類 1—オリンピック競技大会のセレモニー及び他イベントに関する知的財産権に関する規定		✓		✓	✓	✓	✓	✓			✓											✓		✓	✓		
CER 付属書類 2—表彰式設営及びアナウンス原稿に関する規定 (2015年6月)					✓			✓										✓					✓				
CER 付属書類 3—式典のプロトコール要素に関する規定								✓												✓		✓					
BRS 仕様書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定	✓	✓	✓	✓	✓		✓			✓	✓									✓	✓		✓				✓
BRS 付属書類 2—放送マスタープラン—タイムライン	✓	✓		✓	✓		✓			✓									✓	✓					✓		✓
BRS 付属書類 3—放送照明に関する規定				✓	✓		✓											✓									
BRS 付属書類 4—メディア輸送表	✓				✓																						
VII. 付属書類 1—NOC オフィススペースに関する規定										✓										✓							✓
ACR 付属書類 1—オリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様 (2016年12月)	✓	✓	✓	✓	✓		✓		✓	✓	✓	✓			✓				✓	✓	✓	✓		✓		✓	✓
ACR 付属書類 2—パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様 (2015年6月)	✓	✓	✓	✓	✓		✓		✓	✓	✓	✓			✓				✓	✓	✓		✓			✓	✓
MED 付属書類 1—IOC 医事科学委員会のオフィススペースに関する規定																											✓
FIN 付属書類 1—OCOG の保険に関する規定				✓	✓														✓								✓
PRT 付属書類 1—オリンピックとオリンピックシンボルに関する規定 (2011年1月)				✓	✓						✓															✓	✓
PRT 付属書類 2—プロトコール詳細規定			✓		✓		✓														✓						
BIL 付属書類 1—オリンピック競技大会における、OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナーワークフォースの IOC ユニフォームガイドラインに関する規定 (2015年10月)				✓			✓																				
TKT 付属書類 1—クライアントチケットポータルに関する規定 (2015年6月)					✓						✓								✓		✓	✓					
	ACM	ACR	AND	BIL	BRS	BUS	CER	LIV	CTV	CNW	COM (DIG, PUB 含む)	CCC	CUL	DOP	EDU	NRG	EVS	FIN (RTC 含む)	FNB	GOV	IKM	LAN	LGY	LGL	LIC	LOG	

* パラリンピックインテグレーション



相互参照マトリックス(続き)

HCC-OR 運営エリア要件に関連する、ファンクショナルエリア (ファンクショナルエリア名称のアルファベット順)																						HCC-OR 運営エリア + 付属書類 (アルファベット順)					
MPS	MED	NCS	OFS (DIP, PRT 含む)	OTR	OPR	PEM	PNC	PRS	PRC	RPP	RSK	SEC	SPX	SPT (INS 含む)	SUS	TEC	TEM	TKT	TRA	VEM	VNI (VED, INF 含む)	VIL	SIG	PGI*			
✓		✓		✓	✓	✓		✓		✓			✓	✓	✓		✓	✓	✓						✓	コミュニケーション	
																									✓	文化	
✓		✓							✓					✓			✓								✓	デジタルメディア	
																									✓	教育	
																										✓	エネルギー
																										✓	エンゲージメント
✓		✓	✓											✓												✓	財務
	✓		✓										✓													✓	飲食
✓			✓											✓												✓	競技大会マネジメント
																										✓	情報・知識マネジメント
																										✓	言語サービス
✓																										✓	マーケティングパートナーサービス
																										✓	メディア
	✓	✓	✓																							✓	メデカルサービス
			✓																							✓	NOC サービス
✓		✓	✓																							✓	オリンピックファミリー及び要人サービス
✓																										✓	オリンピック聖火リレー
✓																										✓	人材マネジメント
		✓	✓	✓																						✓	プロトコル
✓			✓	✓																						✓	権利保護
		✓	✓																							✓	競技 (IF サービス含む)
✓		✓	✓																							✓	持続可能性及びオリンピックレガシー
✓		✓	✓																							✓	テクノロジー
✓		✓	✓																							✓	チケットティング
✓	✓	✓	✓																							✓	輸送
✓	✓	✓	✓																							✓	会場
✓	✓	✓	✓																							✓	選手村マネジメント
																										✓	道案内サイン
		✓		✓																						✓	CER 付属書類 1—オリンピック競技大会のセレモニー及び他イベントに関する知的財産権に関する規定
			✓																							✓	CER 付属書類 2—表彰式設営及びアナウンス原稿に関する規定 (2015年6月)
		✓	✓	✓																						✓	CER 付属書類 3—式典のプロトコル要素に関する規定
	✓		✓																							✓	BRS 仕様書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定
																										✓	BRS 付属書類 2—放送マスタープラン—タイムライン
																										✓	BRS 付属書類 3—放送照明に関する規定
			✓																							✓	BRS 付属書類 4—メディア輸送表
	✓	✓																								✓	VIL 付属書類 1—NOC オフィススペースに関する規定
✓	✓	✓	✓																							✓	ACR 付属書類 1—オリンピック競技大会におけるアクセシビリティ—詳細仕様 (2016年12月)
✓	✓	✓	✓																							✓	ACR 付属書類 2—パラリンピック競技大会におけるアクセシビリティ—詳細仕様 (2015年6月)
		✓	✓	✓																						✓	MED 付属書類 1—IOC 医事科学委員会のオフィススペースに関する規定
		✓																								✓	FIN 付属書類 1—OCOG の保険に関する規定
			✓																							✓	PRT 付属書類 1—オリンピックとオリンピックシンボルに関する規定 (2011年1月)
		✓	✓																							✓	PRT 付属書類 2—プロトコル詳細規定
✓																										✓	BIL 付属書類 1—オリンピック競技大会における、OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナーワークフォースの IOC ユニフォームガイドラインに関する規定 (2015年10月)
✓		✓	✓																							✓	TKT 付属書類 1—クライアントチケットポータルに関する規定 (2015年6月)
MPS	MED	NCS	OFS (DIP, PRT 含む)	OTR	OPR	PEM	PNC	PRS	PRC	RPP	RSK	SEC	SPX	SPT (INS 含む)	SUS	TEC	TEM	TKT	TRA	VEM	VNI (VED, INF 含む)	VIL	SIG	PGI*			

* パラリンピックインテグレーション

1. プロダクト及び体験





1.1. 競技（IF サービスを含む）

序論

オリンピック及びパラリンピック競技大会は、最高の選手たちが最高レベルで競う世界的舞台を提供することにより、オリンピック及びパラリンピックの世界的価値を促進する。彼等の成功、そして最終的には競技大会そのものの成功には、可能な限り最良の、競技及び練習環境を提供するべく、あらゆる側面に細心の注意を払う必要がある。

競技分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 会場準備、練習及びスポーツプレゼンテーションを含む、徹底的な競技計画及び競技運営
- 高度なパフォーマンスにふさわしい、競技会場及び競技エリア（FOP）
- 競技のテクノロジー要件を満たす競技備品
- オリンピック及びパラリンピック競技の効率的な組織

OCOG 内部、並びに IOC、IPC、IF 及び OBS を含む多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力もまた、本分野を成功裏に実施するためには必須である。競技の運営組織として、IF の専門性、経験及び知識もまた不可欠である。

競技分野は、HCC—大会運営要件の対象となっている多くの他の分野と密接に関係し、相互に関連している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、競技に関するオリンピック競技大会ガイド、義肢、装具、車椅子の修理サービスに関する IPC ガイド及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿った、また HCC—原則に従った競技要件を実施するために、大会デリバリー計画(GDP)に記載されたマイルストーン及びタイムラインに合わせて、OCOG により以下が実施されるものとする。

SPT 01 - 競技会場

- 一般原則として、全ての競技をオリンピック競技大会の開催都市で実施する。オリンピック憲章に従い、IOC は、特に持続可能性と地形を理由として、開催都市外、例外的な場合には開催国外での予選、または競技全体あるいは種別全体の開催を許可する場合がある。

SPT 02 - 大会開催期間

- オリンピック競技大会の競技会開催期間は、16 日を超えてはならない（この規則はサッカーには適用されない）。例外的に、各 IF と IOC の承認を条件に、一部の予選を開会式の前に行ってもよい。いずれの場合も、開会式以前のメダルの授与とオリンピック競技大会から選手を除外することは許されない。



SPT 03 - パラリンピック競技の組織

- パラリンピック競技大会の競技運営は、以下を含む必要な分野において IPC と IF が規定したテクノロジー要件に従って実施する。
 - 各競技会場、練習会場及びクラス分け会場の選定、設計及び運営計画を策定する
 - 競技、練習及びクラス分けの詳細なスケジュールを設定する
 - 競技、練習及びクラス分けのために必要となる型、数の設備・備品を調達する
 - パラリンピック競技大会の開催までの計画策定、監視、準備及び問題解決に寄与するために、各競技に対し指名された技術役員による 2~5 回の訪問を手配する。正確な訪問回数は状況に応じたもので、その競技、会場及びオリンピック競技のための訪問との相乗効果に応じて適宜決定される。
 - パラリンピック競技のリザルトと情報の配信のために要求されるテクノロジー設備及びシステムを提供する。
 - スポーツプレゼンテーションのための、独創的なコンセプトとロジスティックスの手配を行う。

競技会場及び練習会場に関する要件

SPT 04 - IF の競技会場基準

- 競技及び会場それぞれの IF 文書で定義されているように、各競技会場に関する最新の IF テクノロジー要件に従う（例：競技エリア（FOP）の標準寸法、標準ウォームアップスペース、選手の準備と IF スペースのためのバックオブハウス（BOH）、業務エリアの標準要件など。）

SPT 05 - 競技会場

- 開催都市と開催国の NOC が立候補ファイルで提案した場所及び主要会場の要件を変更する前に、IOC と各 IF の事前承認を得る必要がある。競技会場の変更は、立候補都市の提案と大会コンセプトのレガシーの側面を強化するものでなければならない。



SPT 06 - パラリンピック競技会場

- パラリンピック競技プログラムの全競技／種別の IF 要件に適合した、高水準の設備が整った競技会場を提供する。一般に、パラリンピック競技大会に使用される全ての競技会場は、オリンピック競技大会に使用される競技会場と同じものとし、この例外は、重大な理由の場合に限定されるべきであり、IPC の承認を条件とする。

SPT 07 - 大会のルック

- 各競技会場の FOP 内及び周囲の大会要素の全てのルックに関し、IF に助言を求める。これは特に、背景色が FOP での視界に影響するといった特別な問題の生じる競技において重要となる。
- 各練習会場に、大会のルックに沿った道案内標識、旗及びバナーを含むパッケージを設置する。



SPT 08 - オリンピック旗及び IF リコグニッション（識別表示：IF のマークやロゴ）

- オリンピック競技大会の期間を通じて、各競技会場及び練習会場にオリンピック旗を掲揚し、またオリンピック旗と OCOG 旗の間に IF 旗を配置する。
- 全ての競技会場で、FOP の隣に追加で IF リコグニッションを配置する。その寸法と形状は IOC により決定されるものとし、OCOG により実施されるものとする。

SPT 09 - 大会前の会場へのアクセス

- 当該競技の規則に基づき、NOC に対して最低限の大会前会場アクセスを保証する。

SPT 10 - 大会期間中の練習

- オリンピック競技大会の前及び大会中に使用する練習会場に関する全てのテクノロジー要件について関連する各 IF と合意し、選手村の開村から各競技／試合（共同開催都市で実施される競技を含む）の終了まで、これらの練習会場を全選手が利用できるようにする。公式練習中に選手へ提供されるサービスレベルは、競技試合中に提供されるサービスと同等であるものとする。公式練習以外の練習においても、OCOG 及び IF は選手に提供されるサービスについて合意するものとする。
- 当該会場は、IF テクノロジー要件に適合しなければならない。これら要件に対する例外を求める場合は、IOC と各 IF に承認を得なければならない。



SPT 11 - パラリンピック練習日程計画

- 対応するオリンピックプロジェクトと並行して、パラリンピック練習日程、練習予約手続、輸送計画の策定及び、スポーツインフォメーションセンター（SIC）内の練習業務関係窓口の設置を行う。

IF サービスに関する要件

SPT 12 - IF イベントへの出席

- OCOG スポーツマネージャーが、各競技の大会準備に関する進捗状況の報告のために、関連する IF の会議及び総会へ出席できるようにする。また、各競技に関する更なる理解と運営経験を得るために、IF のイベントへ参加できるようにする。

SPT 13 - IF 代表の任命

- OCOG の設立後速やかに、オリンピックプログラムに含まれている競技の各 IF に連絡し、各競技に関連した全ての事項の検証及び承認または承認を求める権限を持つ、主たる IF 代表 1 名の任命に関して合意する。



SPT 14 - スポーツデリバリープラン（競技運営計画）

- 各 IF とのエンゲージメントの条件及びレベル並びに大会の実施に適用される各々全てのサービスレベルを、OCOG と各 IF によって作成されるスポーツデリバリープラン（SDP）に記載する。かかる合意では、大会の実施のために IF から提供されるサービスに関連した金銭的対価も規定するものとする。



SPT 15 - パラリンピック競技の覚書

- パラリンピック競技大会の各競技の計画策定と実施において、IPC 及び IF から期待される関係、責任、適用範囲、サービスレベル及び実施タイムラインを明確に記載した、両当事者との協力協定（覚書 [MOU]）を締結する。
- IF、IPC 及び OCOG は、MOU の要素を SDP に盛り込めることに合意する。

SPT 16 - 大会前における IF の開催都市訪問

- OCOG と IF の間で競技毎に必要とされ、合意される大会前の訪問について、各 IF 代表の往復の航空券、食事、宿泊の経費を負担する。

SPT 17 - IF 代表のための大会時経費

- 各 IF 代表が担当する種別の最初のイベント開始の少なくとも 5 日前から、その種別の最終イベントの終了 2 日後までの、IF 代表の経費を合理的範囲で支払う。かかる経費には、航空運賃、食事及び宿泊を含むものとする。
- 大会時の準備のために、上記で指定する期間より前に IF 代表の来日が必要とされる場合には、OCOG と当該 IF が合意した上で、この追加経費は OCOG が負担するものとする。

SPT 18 - 技術役員の輸送

- 国際技術役員（ITO）の出張方針を IOC に提出し、承認を得ること。
- オリンピック競技大会のための ITO の出張費を支出する。ITO の総人数は、当該 IF から提案された後、IOC によって承認されるものとする。出張費は、ITO の居住地と開催都市間の往復費用として計算されるものとする。
- 開催国内の国内技術役員（NTO）の出張費を支払う。

SPT 19 - 技術役員の宿泊

- IF から任命された全ての ITO と NTO の宿泊場所として、選手村とは別の施設を提供する。この場合、各競技の最初の種目開催日の少なくとも 3 日前（すなわち最低 3 泊の宿泊を含む）から最後の種目終了後少なくとも 1 日（すなわち最低 1 泊の宿泊を含む）は技術役員が現地に滞在することを考慮に入れる。大会時の準備のために、上記で指定された期間より前から ITO の滞在が求められ、OCOG と当該 IF 間で合意されている場合、この追加経費は OCOG が負担するものとする。技術役員と審判メンバーは、選手村への宿泊は許可されない。



- HCC—大会運営要件—宿泊に従い、ITO と NTO の宿泊施設（朝食を含む）を提供する。

SPT 20 - 技術役員の日当

- 全技術役員に対し、各競技で承認された開催都市滞在期間中の食事（朝食を除く）と雑費を補填するための日当（日々の経費）を支出する。
- ITO の場合、日当の額は 100 米ドル以上とする。OCOG からこの額の変更が提案される場合、IOC の承認が必要となる。
- NTO の日当の額は、OCOG により設定されるものとする。

SPT 21 - 技術役員ユニフォーム

- 各 IF と合意され、IOC の承認を受けた FOP ユニフォームを、全技術役員（ITO 及び NTO）に提供する。

SPT 22 - IF のための開会及び閉会式のチケット

- 各 IF の役割における公式期間に合わせて、開会式及び／または閉会式の間開催都市に滞在する全ての技術役員に開会及び閉会式のチケットを提供する。



SPT 23 - パラリンピック競技大会のための IF 大会役員と IPC 大会役員へのサービス

- IF 大会役員（ITO 及びクラス分け委員）と IPC 大会役員に対する要件及びサービスは、オリンピック競技大会で ITO に適用されるものと同じであり、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて調整される。
- IF 大会役員と IPC 大会役員の居住地からパラリンピック競技大会の開催都市までの旅費を負担する。
- IF 大会役員の宿泊は、オリンピック競技大会の ITO に提供するサービスと同じレベルで、原則として、ステークホルダーのホテルを使用する。ただし、パラリンピック競技大会に関してのみ、OCOG は IPC の承認を条件として選手村の明確に区別されたゾーンに IF 大会役員を宿泊させる決定をしてもよい。
- 居住地から／居住地までの全移動日数を含め、パラリンピック競技大会の業務を目的とした滞在予定期間に対し、100 米ドル以上の日当を IF 大会役員と IPC 大会役員に支払う。この額を変更する場合、IPC の承認が必要となる。



SPT 24 - IF 大会役員、NTO、IPC 大会役員のパラリンピック競技大会用ユニフォーム

- パラリンピック競技大会期間中、オリンピック競技大会と同等の内容で、IF 大会役員、NTO、IPC 大会役員に FOP ユニフォームと付属品を提供する。



競技大会に関する要件

SPT 25 - スポーツマネージャーの任命及び承認

- オリンピックプログラムの各競技について、スポーツマネージャーを任命する。スポーツマネージャーは、IF の要件、オリンピック憲章、HCC—原則に従った、競技と練習の計画策定及び実施に責任を負うものとする。
- 全てのスポーツマネージャー候補は、必ず当該 IF の承認を受けるようにする。また、当該競技の個々の種別についても経験豊富なマネージャーを採用する。

SPT 26 - 人選及び研修戦略

- OCOG スポーツマネージャーを通じ、各競技の IF と協議の上、競技 FA ワークフォース、NTO 及び競技ボランティアの各カテゴリーの人選及び研修計画を策定する。



SPT 27 - パラリンピック競技大会の競技ボランティア研修

- パラリンピック競技大会で採用された競技ボランティアが、パラリンピックムーブメント、パラリンピック競技大会、競技及び一般的な障がいへの理解についての全体研修を必ず受けられるようにする。

SPT 28 - 競技スケジュール

- 競技スケジュールの策定に関しては、以下の 6 つの詳細レベルを含む全段階で IOC、OBS 及び IF と協議する。
 - 1 日毎の競技スケジュール
 - イベント毎の競技スケジュール
 - セッション毎の競技スケジュール
 - 詳細なイベントスケジュール
 - 詳細なコンペティション・アクティビティ・スケジュール (DCAS)
 - 詳細なスポーツ・アクティビティ・スケジュール
- オリンピック競技大会におけるセッション毎の競技スケジュールは、最低でも大会 2 年前までに IF 及び OBS の承認を受け、その後 IOC へ提出して承認を受ける。



SPT 29 - パラリンピック競技スケジュール

- パラリンピック競技大会については、オリンピック競技大会と同じ競技スケジュール策定プロセスと管理原則に従う。競技スケジュールの最終案は、IPC と IF の承認が必要である。

SPT 30 - 気象データ

- 屋外競技の場合、競技シーズン（冬季または夏季）中の気象データを収集する観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、以下のとおり、可能な限り早期に設置されるものとする。
 - オリンピアド競技大会の 4 年前まで
 - 冬季オリンピック競技大会の 5 年前まで





- 観測所は、各 IF の気象報告要件に適合するデータを収集する。気象サービスの提供者は、大会情報システム（INFO+）や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準についても提供する。

SPT 31 - スポーツプレゼンテーション

- 全体的なスポーツプレゼンテーション・コンセプトに基づき、各競技／種別の要件及び文化に合わせて特別に調整された、競技個別のスポーツプレゼンテーション計画を各 IF 及び OBS と協力して策定する。
- 以下のスポーツプレゼンテーションの主要要素を IOC、IFS 及び OBS に提出すること。
 - 実況及び解説
 - 音楽
 - ビデオボードのコンテンツ
 - スコアボードのアニメーション
- スポーツプレゼンテーションに関して、「オリンピックテーマ」と競技固有の要件の枠組み内でミュージックライブラリーを開発する（IF と選手からの意見提供も想定される）。歌とサウンドを変化させ、幅広いスタイルをカバーし、適切な音楽を利用可能にする。全ての必要な音楽の権利を取得すること。
- OCOG が既存のコンテンツを活用できるようにするため、会場内ビデオボードのビデオコンテンツ開発における全段階において、IOC、OBS、オリンピックチャンネルサービス株式会社（OCS）および IF と協議すること。
- OBS にビデオボードの全ての放送フィード要件を提供する。



SPT 32 - パラリンピックスポーツプレゼンテーションのコンテンツ

- パラリンピック競技大会をオリンピック競技大会と区別するため、独自の「パラリンピックテーマ」を策定する。それぞれの競技計画についてもまた、各競技のクラス分けとルールに関する観客の知識養成に重点を置き、パラリンピック競技の特有のニーズに合わせて修正または作成・調整する必要がある。
- IPC から承認を得るため、スポーツプレゼンテーションに係る以下の主要な要素を提出する。
 - 実況及び解説
 - 音楽
 - ビデオボードのコンテンツ
 - スコアボードのアニメーション。

SPT 33 - 競技大会時のスポーツエンゲージメント／イニシエーション

- 運営上実行可能である限り、全ての年齢の観客がオリンピックプログラムの各競技をよりよく理解、体験することができ、競技大会時に観客の経験を向上または増進させるスポーツエンゲージメント／イニシエーション・プログラムを各 IF および NF と協力して実施すること。



SPT 34 - FOPにおける放送用カメラとマイクロホンの位置

- FOPの全ての放送用カメラとマイクロホンの位置について、事前にOBSとIOCの承認を得る。当該IFと協議するものとし、提案されたカメラとマイクロホンの位置が選手の安全または競技の実施に悪影響を与える可能性が高いとされる場合、IFに異議を唱える権利が与えられるものとする。意見が一致しない場合、最終的な決定はIOCが行うものとする。

SPT 35 - IFの放送フィード要件

- ビデオ判定を含む、IFの全ての放送フィード要件の要約をOBSに提供すること。

SPT 36 - オリンピック憲章の規則50の施行

- オリンピック憲章の規則50（関連するガイドラインを含む）に記載された要件を大会時に施行するため、IFとIOCを補助する。

競技用備品に関する要件

SPT 37 - 競技用備品リスト

- 各競技／種別のために調達される最終的な競技用備品のリストは、各IFによって必ず検証され、署名によって承認される。

SPT 38 - 世界スポーツ用品工業連盟（World Federation of the Sporting Goods Industry）

- 大会時の選手に対するテクノロジーサービスとして調整に必要な世界スポーツ用品工業連盟（WFSGI）と連携する。また、協力を求められた際は、前回大会終了後にIOCから通達される要件に従ってWFSGIを補助する。

SPT 39 - 一般競技用備品サプライヤー契約

- OCOGの全体的なマーケティング計画に沿った、競技用備品サプライヤーの取引の様々なモデル（マーケティング／スポンサーシップ権を付与されたサプライヤー、単独サプライヤー契約など）を網羅する、競技用備品サプライヤー契約の定型書式をOCOGの関連分野と緊密に連携して起草し、IOCに提出して承認を得る。

SPT 40 - FOP準備のための機器の提供

- テストイベントと実際の本大会のFOPの準備に必要な全ての機器（ゴム製モーターボート、トラクターなど）を提供する。



SPT 41 - スキーレーシングサプライヤーアソシエーション及びWFSGIの競技用備品運搬

- IOCの承認を得るため、競技用備品（スキーレーシングサプライヤーアソシエーション[SRS]、WFSGI）の空港から競技会場及び練習会場までの遅滞のない運搬が可能となるよう運営計画を策定及び実施するとともに、この計画を提出する。



SPT 42 - スキーレーシングサプライヤーアソシエーション (Ski Racing Suppliers Association)

- 大会時の選手へのテクノロジーサービスの手配に援助を要求する SRS に協力し、それぞれの役割と責任を概略した覚書を策定する。この覚書は、承認を得るために IOC に提出する。



SPT 43 - ワックスキャビン

- オリンピック冬季競技大会では、IOC が決定した要件に従って、以下にワックスキャビンを提供する。
 - 選手の人数に関連する割当方式に基づく NOC
 - SRS (IOC が決定する会員企業による財務援助を条件とする)

スポーツエントリーに関する要件

SPT 44 - スポーツエントリー

- IF が定義し、IOC が承認した選考システムに従い、大会への参加資格が与えられ選出された選手向けの公式登録プロセスを定義し、実施する。
- IOC と IF の承認を得るため、イベント固有のデータフィールドを含めた、全てのエントリーフォーム (紙面または電子形式) を提出する。承認後、このエントリーフォームを全 NOC に配布する。



SPT 45 - スポーツエントリーとパラリンピッククラス分け運営計画の統合

- オリンピック競技大会と同様のプロセスをパラリンピックエントリー資格認定システム (PEQ) に適用し、パラリンピックのスポーツエントリープロセスに必要な競技クラス分けの要素を追加する。

競技出版物に関する要件

SPT 46 - 要求されるオリンピック競技出版物

- 以下の競技別の出版物を制作する。
 - 競技説明書
 - 競技別の出版物
 - チームリーダーガイド
 - スポーツエントリーフォームまたはオンラインデータベース
 - スポーツエントリー資格認定システムマニュアル
 - 大会前練習ガイド
 - 技術役員向けガイド
 - テストイベント出版物
 - IF プログレスレポート
- デジタル出版形式の使用は IOC が全面的に支援するが、OCOG は出版の前に、提案された出版形式 (ハードコピーまたはデジタル)、配布日及び発行日を確認するものとする。



SPT 47 - パラリンピック競技大会のための大会役員ガイド

- パラリンピック競技大会に従事するレフェリー、審判及び役員のための競技別大会役員ガイドをIPCに提出して承認を得る。このガイドには、宿泊、アクレディテーション、ユニフォーム、出入国などの情報を含めるべきである。

SPT 48 - パラリンピック大会前練習ガイド

- NPCのニーズに対応するために必要な全ての情報をまとめた、パラリンピック大会前練習ガイドを作成する。この中で、アクセシビリティの考慮事項及び各競技のテクノロジー要件に基づき、各施設において実施可能なパラリンピック競技を明記する。

パラリンピック競技大会に特に関連のあるその他の要件

SPT 49 - クラス分けプログラム

- IFクラス分け規則、IPCクラス分けコード並びに関連する国際基準に全面的に準拠し、パラリンピック競技大会のクラス分けプログラムの運営部分を実施する。これを達成するため、OCOGは以下の内容を実施する。
 - － クラス分け評価を最も効率的に行えるように、当該IFから指定されIPCによって承認された必要な施設と特殊設備・用具を、各パラリンピック競技の競技会場または練習会場とパラリンピック選手村に設置する。
 - － パラリンピック競技大会の選手の適切かつ正確なクラス分けを保証するために、最適な作業環境を提供する。クラス分けの作業が最高水準で、競技と選手を中心に据えて実施されることを保証する。ITOへのサービスと同等のものとする必要があるIFクラス分け委員に提供されるサービスについても重要である。また、クラス分けの要件に特に適合するように競技前に準備されている必要がある。
 - － 大会前にIFクラス分け情報を効率的に伝えることによって、IPC、IF及びNPCを支援し、開催都市に到着後、クラス分け評価を実施する選手数を減らす。

SPT 50 - パラリンピック競技大会のクラス分け調整センター

- SIC内の専用デスクを使用し、クラス分け調整センターを運営する。パラリンピック競技大会の競技のクラス分け評価に関するデータと情報の監視、調整及び保守並びにクラス分けの抗議、スケジューリング及び問題解決におけるNPC代表との連絡に責任を持つ。
- 指定された競技会場または練習会場に、各IFとIPCが承認した競技別のクラス分けの場所を設けるとともに、選手村に視覚障がいのある選手のためのクラス分け評価分野を別途設ける。



 **SPT 51 - 矯正具、人工装具及び車いすの修理サービス**

- 全てのアクレディテーションを付与された選手、NPC チーム役員、IF 大会役員及びその他のパラリンピックのステークホルダーに、一連の矯正具、人工装具及び車いすの修理施設及びサービスを提供する。
- 矯正具、人工装具及び車いすの修理サプライヤーを選定し、OCOG とサプライヤーの間の最終合意の書面による承認を IPC に求める。
- パラリンピックビレッジプラザと各種会場にある修理サービスのための施設と基本的な家具・什器・備品（FFE）が、関連するテクノロジー仕様に適合することを保証する。
- パラリンピック競技大会の前後において、サプライヤー契約で設定された期間中、セキュリティエリア内に、発送された用具の保管場所を確保する。テクノロジー機器と予備品の一時的な輸入のための通関手続き及び用具を会場へ適時搬出入するための便宜を図る。
- 複数の会場及びゾーンに適宜アクセスできるよう、サプライヤーのスタッフに適切な OCOG アクレディテーションカテゴリー及びアクセス権を与え、運営全体を網羅する柔軟性を確保するため、少数のアップグレードカードを発行する。さらに以下を行う。
 - 複数の会場へ迅速かつ柔軟なサービス提供を保証する、適切な輸送システムの利用を許可する。
 - サプライヤーとの合意に基づき、テクノロジー者に対する追加のサポートスタッフまたはボランティアを提供する。
- レートカードプログラムの利用をサプライヤーに許可し、大会時に適正な価格で追加の設備、補給品及びサービスを購入またはリースできるようにする。



1.2. 式典

序論

式典はオリンピックとパラリンピックの最も記憶に残る瞬間を提供する。それらはオリンピックとパラリンピックの価値を表し、選手の業績を祝福し、連帯の精神に貢献し、開催都市/国の文化的伝統を強調する。式典の成功は、オリンピックとパラリンピックが他のスポーツイベントよりもはるかに優れていることを裏付ける。

式典の分野において、重要な成功要素は以下の通り。

- 熟考されたコンセプト及びマスタープラン
- 開会式や閉会式、表彰式やチームウェルカムセレモニーについての初期段階からのクリエイティブ計画
- プロトコールの配慮事項の注視
- 知的財産権及び放送権者（RHB）の権利の厳格な尊重

OCOG 内及び IOC、IPC、各々のプロデューサー、OBS や公的機関等の、様々なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力もまた、本分野を成功裏に実施するためには必須である。OBS との調整は、世界の聴衆が式典からの感動と興奮を分かち合うために特に重要である。

式典分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの他分野と密接に関連し連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、式典に関するオリンピック競技大会ガイド、パラリンピック式典に関する IPC ガイド及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って式典の要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



全てのオリンピック式典に関する要件

CER 01 - 式典の組織及び適用範囲

- 以下のパラメーターを考慮し、式典を組織する。
 - － 開会式は、オリンピック競技大会を正式に開始するものとし、開催都市内の特定の場所で大会の最初の日に実施されるものとする。
 - － 閉会式は、オリンピック競技大会を正式に終了するものとし、開催都市内の特定の場所で大会の最後の日に実施されるものとする。
 - － 選手にメダルを授与する表彰式は、各競技イベントの終了後、競技会場で、及び/またはオリンピック冬季競技大会において該当する場合、メダルプラザで実施されるものとする。
 - － チームウェルカムセレモニーは、オリンピック競技大会の開会式前に、全 NOC のために選手村で開催されるものとする。

CER 02 - 式典のクリエイティブアプローチとビジョン

- IOC の承認を得るために、式典の全体的なクリエイティブアプローチとビジョンについて最初のプレゼンテーションを実施する。

CER 03 - 式典のコンセプトと詳細な演出マスタープラン

- IOC の承認を得るために、全式典のコンセプトと詳細な演出マスタープランを提出する。その後、本質的な変更またはテーマ的な変更は、IOC の承認を得るために再提出するものとする。

CER 04 - 式典のプロトコール要素

- プロトコール要素が、「CER 付属書 3—式典のプロトコール要素に関する規定」（プロトコール要素に芸術的セグメントを織り交ぜられるとの解釈による）に記載された式次と記述に準拠していることを確保する。

CER 05 - 式典の音楽

- 第三者の権利のクリアランスと尊重に関して、式典の状況での、または大会を目的とした OCOG による音楽またはその他のクリエイティブ要素の使用が、第三者の権利を侵害していないことを確保する。オリンピック競技大会の式典及びその他のイベントに関連した、「CER 付属書 1—知的財産権に関する規定」に記載された全ての要件が全面的に尊重されるものとし、特に必要とされる全てのクリアランスと許可が取得されるものとする。
- 音楽を含む独創的要素の式典での使用に関して
 - － スポーツプレゼンテーションなどを含む、オリンピック競技大会の式典とその他の活動で使用される、音楽と、可能な限り記憶に残るようなオリンピック競技大会独自の音楽トラックを制作する。
 - － 上記の音楽とより広範にオリンピック競技大会の式典とその他の活動で第三者により使用される、第三者との関連で依頼される全ての作品が OCOG のための「職務著作物」として創作され、全ての知的財産権とその他の財産権が OCOG に帰属し、その後 HCC—原則に従って IOC に譲渡されることを確保する。



- オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関し、「CER 付属書 1—知的財産権に関する規定」に記載された「IOC 音楽報告指示 (IOC Music Reporting Instructions)」に従って、使用される全ての音楽要素を事前に IOC に報告する。

CER 06 - 式典のプレビュー

- あらゆるリハーサル中に、実質的な部分全てを前もって見るために、IOC が指名した代表に舞台裏を含めたアクセスを許可し、これらの代表が、本 HCC の条件と IOC が承認した式典のための計画書に従って式典が開催されることを確認できるようにする。

CER 07 - OBS との調整

- 式典の進行状況と進展について OBS と協議し、協力する。OCOG は本文書内に記載された OCOG の要件に従って式典を演出する責任を担い、OBS は式典の放送内容に関して最終的な権限と統制権を持つと了解されている。

開会式と閉会式に関する要件

CER 08 - 開会式と閉会式に関する要素の承認

- 開会式と閉会式に関する以下の要素を承認を得るために IOC に提出する。
 - オリンピックプロトコルの要素の統合を含む、開会式と閉会式のコネプトに関する最初のプレゼンテーション。
 - 演出予算、詳細な演出スケジュール、ワークフォース/演出計画を含むマスタープランに沿った、開会式と閉会式に関連した詳細な独創的コネプトとオリンピックプロトコル要素。
 - 選手のための詳細な運営プラン
 - 開催国言語（フランス語または英語以外の場合）による行進順序
 - 詳細かつ完全な最終台本。以降の版は全て、変更箇所を明確に示して提出するものとする。

CER 09 - アーティストと音楽に関する契約上の合意の書式

- 開会式と閉会式に関連したアーティストと音楽の使用を扱った契約/法的文書の全ての書式を、オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連する「CER 付属書 1—知的財産権に関する規定」に従って、アーティストを雇用する前に承認を得るために IOC に提出する。

CER 10 - オリンピック聖火台

- オリンピック聖火台は、技術的に複雑なものであるため、最終的な設計を承認を得るために IOC に提示する。



- 共同開催都市で聖火台の設置を計画する場合、以下の規則が遵守されることを確保する。
 - － 聖火台のデザインは、トーチのデザインまたは聖火リレーコミュニティ式典の聖火台のデザインを表現するものとする。
 - － 聖火台は、寸法が制限されるものとする（平均高さ6メートル）。
 - － OCOGは、承認を得るために、ビジュアルデザインをIOCに提出するものとする。
 - － 共同開催都市の聖火台は、開会式で開催都市のオリンピック聖火台に点火される前には点火されないものとし、共同開催都市で催される最終競技日の後、公衆の参席なく納火されるものとする。

CER 11- 追悼式

- 選手入場の後、公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。
- この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切なものであることを確保する。



CER 12- オリンピック月桂冠賞

- オリンピアード競技大会のみにおいて、開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞授与式のためのプログラムが含まれることを確保する。選考はIOCがその儀式のために指名した審査員が行う。

CER 13- 次回開催都市の芸術プログラム

- 大会の閉会式の間、次回OCOGが演出するクリエイティブなプログラムが実施されるものとする。次回OCOGには、式典中にライブパフォーマンスを紹介したり、ビデオクリップ／映画を放送する機会が与えられる。次回OCOGは以下を確保しなければならない。
 - － 全てのクリエイティブコンセプト、またはビデオクリップ／映画のコンテンツがIOC要件に準拠し、承認を得るためにIOCに提出される。
 - － このプログラムが、他の式典について上記で概略した、またオリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連する「CER 付属書1—知的財産権に関する規定」で詳細に記述したものと同一の権利取得、譲渡、クリアランス、その他の要件に従う。これらの任務は、次回オリンピック競技大会の組織委員会により全て管理されるものとする。
 - － パフォーマンスのクルー、アーティスト、またはタレントの雇用に関連した全ての文書書式を承認のためにIOCに提出する。

表彰式に関する要件

CER 14- 表彰式に関する要素の承認

- 表彰式に関する以下の要素を、承認のためにIOCに提出する。
 - － オリンピックプロトコール要素の統合を含む、表彰式のコンセプトに関する最初のプレゼンテーション
 - － 表彰式に関連した詳細な独創的コンセプトとオリンピックプロトコール要素、ならびに演出予算、詳細な演出スケジュール、ワークフォース／演出計画を含むマスタープラン



- 表彰式の最終台本。開催国の言語がフランス語または英語ではない場合は開催国の言語による台本を含む（フランス語と英語による表彰式の正確な文言を含む台本は、IOC が事前に提供するものと了解されている。「CER 付属書 2—表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照）。
- 表彰台の初期設計
- 表彰台の最終設計。各会場の所定のレイアウトにより必要な場合は背景を含む
- 表彰式の最終演出計画。選手とメダルプレゼンターの入退場口、控室（待機エリア）の場所、旗竿／旗用トラピーズ（ワイヤー）及び写真カメラマン撮影位置を含む
- 表彰式の間演奏される全ての音楽の一覧

CER 15 - 表彰式でのメダル及び花束プレゼンター

- IF と連携し、花束プレゼンターを特定する（IF はプレゼンターに関し OCOG に助言するものと了解されている）。
- IOC から OCOG に提供される、オリンピックメダルを贈呈する IOC 委員の二通りのリストを、アナウンスされるべき完全な役職名を含めて、追加あるいは改変せずに内容どおりにアナウンスする。このリストは以下のように呼ばれる。
 - ショートリスト—発光ダイオード（LED）スクリーン用
 - ロングリスト—アナウンサー用
- IOC メダルプレゼンターと IF 花束プレゼンターを合わせた、表彰式の詳細なスケジュール文書を作成する。この文書は、必要に応じて更新され、当該の全ての会場チーム、スポーツプレゼンテーション、OBS、メディアオペレーションに配布されるものとする。

CER 16 - 表彰式の台本

- 「CER 付属書 2—表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」に記載された、表彰式の台本の詳細な仕様に従う。



CER 17 - メダルプラザ（オリンピック冬季競技大会にのみ必要）

- メダルプラザの場所の案を IOC の承認のために提示する。
- オリンピックマーケティングパートナーと RHB の全ての既得権が、メダルプラザ内で尊重されることを確保する。OCOG が TOP 及び OCOG パートナーに特別なマーケティング機会を提供する意向である（すなわちこれを「シグネチャープロパティ」にする）場合、OCOG は実施に先立って十分な時間的余裕をもってこのような計画を承認のために IOC に提示するものとする。
- 「CER 付属書 1—オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定」に記載された全ての要件がメダルプラザにおいて完全に遵守されること、特に CER 付属書 1 に記述されている全てのクリアランスとライセンスがメダルプラザで使用される全ての音楽、全てのアーティストのパフォーマンス、その他のクリエイティブ要素に関して取得されていることを確保する。



- メダルプラザと表彰式に関連した以下の要素を実施する。
 - － 独創的コンセプトの最初のプレゼンテーションを承認のために IOC に提出する
 - － 独創的コンセプト（シナリオ、プログラム、オリンピックシンボルの使用、サイトとステージの設計、表彰台の背景、演出プロセスを含む）を承認のために IOC に提出する
 - － 最終台本（音楽部分と演出）を承認のために IOC に提出する
 - － 全てのメインのタレント及び他のパフォーマンス関連の全ての署名入り契約
 - － IOC と OBS に提供される、毎晩のメダルプラザプログラムの音楽キューシート案を作成する。更新版を含む最終的な音楽キューシートは、日次ベースで IOC と OBS に提供されるものとする。
- メダルプラザで、表彰式のプログラムの開始前にオリンピック賛歌の流れる中で、オリンピック旗が掲揚されることを確保する（楽譜は IOC から提供される）。
- 群衆管理のために、また円滑な運営を確保するために、会場への入場は、必ず（IOC が承認したカテゴリーに基づく）チケットまたはアクレディテーションにより許可されるようにする。IOC により別途合意される場合を除き、OCOG はメダルプラザへの全てのチケットを無料にするものとする。メダルプラザに関連したチケット計画の詳細は、承認を得るために IOC に提示されるものとする。

チームウェルカムセレモニーに関する要件

CER 18 - チームウェルカムセレモニーの計画、コンセプト及び台本

- 以下の要素を承認を得るために IOC に提出する。
 - － チームウェルカムセレモニーのプログラムのコンセプトと詳細な説明。高レベルの演出スケジュールとワークフォース／演出計画に沿った、チームウェルカムセレモニーの詳細なクリエイティブコンセプト。
 - － 最終的な詳細な完全版の台本及び変更内容を明確に示した全ての改訂版。

パラリンピック式典に関する要件

CER 19 - パラリンピック式典のコンセプト及び計画

- 開会式及び閉会式、表彰式、チームウェルカムセレモニーならびにパラリンピック選手村のパラリンピックウォール式典に関連したコンセプトと詳細な演出計画を、承認を得るために IPC に提出する。テーマに関するまたは重大な変更があった場合も、承認を得るために IPC に提出する。

CER 20 - パラリンピックの開会式及び閉会式

- パラリンピック競技大会の公式の開会式及び閉会式を組織する。これらはそれぞれ、大会の初日と最終日に、開催都市内の特定の場所で IPC プロトコールに従って開催されるものとする。開会式と閉会式はそれぞれ、パラリンピック競技大会の祝祭を公式に開始及び終了するものとする。
- コンポーザー／パフォーマーとの必要な全ての契約文書を、IPC 法務と調整しながら作成し、IPC 要件、特に放送とデジタルメディアに関する要件に従って、全ての知的財産権と音楽の権利のクリアランスの実施を確保する。
- 大会のアーティストプログラム、最終的な開会式プログラム及び閉会式プログラムを含む、暫定的な式典プログラム／コンセプトを承認を得るために IPC に提出する。



CER 21 - 開会式及び閉会式の間の言語要件

- 全ての式典がパラリンピック競技大会の公式言語（英語と開催国の言語）で実施されることを確保する。
- 式典で行われる公式スピーチを、パラリンピック競技大会の公式言語に翻訳し、この翻訳文を会場のビデオボードに表示する。

CER 22 - 開会式及び閉会式の間のプロトコール要件



- パラリンピック競技大会の開会式は、オリンピックスタジアムで実施されるものとする。パラリンピック冬季競技大会の開会式が、別の会場で実施されることが IPC により許可される場合も、上記のプロトコールの規則が同じく適用されるものとする。
- 式典の組織とプロトコールイベントに関して、IPC プロトコールを必ず優先させる。
- 従来どおり、パラリンピック競技大会が開催国の国家元首により開会宣言されることを確保する。

CER 23 - パラリンピックの表彰式

- 選手の業績と尊厳を高く評価した表彰式を計画し、実施する。IPC は、パラリンピック表彰式の以下の主要要素を承認するものとする。
 - テーマ音楽と台本
 - 芸術的アプローチとプロトコール要素
 - 表彰台の設計（ルック及びアクセシビリティの視点から）

CER 24 - パラリンピック表彰式のプロトコール及び式次



- パラリンピック冬季競技大会では、表彰式の大部分がパラリンピックメダルプラザで実施されること、その場合、花束贈呈式は表彰式と同じプロトコールで、競技会場で実施されることを確保する。全ての表彰式に適用される、以下のプロトコールが遵守されることを確保する。
 - プレゼンターとパラリンピックメダリストの入場
 - プレゼンターの紹介（氏名及び役職）
 - パラリンピックメダリストの紹介（氏名及び国名）
 - メダルと花束の贈呈
 - 国旗の掲揚と金メダリストの国の国歌の演奏

CER 25 - パラリンピック表彰式のプレゼンター

- 全てのメダル及び花束プレゼンターが、全競技のメダルと花束プレゼンターの割当に責任を持つ IPC 事務局の規定する方針に従って選任されることを認識する。



- パラリンピック競技大会及びパラリンピック冬季競技大会で催される個人種目の各表彰式に対して、メダルプレゼンター1名と花束プレゼンター1名が選任されるものとする。団体競技と団体種目については、メダルプレゼンターと花束プレゼンターが3名ずつ選任されるものとする。
- パラリンピック競技大会では、複数の表彰式に同じメダル／花束プレゼンターを予定できるが、4回連続して同じプレゼンターを表彰式に任命することはできない。



CER 26 - パラリンピックの表彰式の設定及びプロトコール

- 表彰式の「競技エリア」とアクセス経路全てを、全ての選手及びメダル／花束プレゼンターが利用できることを確保する。表彰式の全ての表彰台は、競技大会共通のデザインとルックを持ち、アクセシビリティに配慮した、車いすの選手が自力で上り下りできるものとする。



CER 27 - パラリンピックチームウェルカムセレモニー

- パラリンピック選手村のチームウェルカムセレモニーをプロデュースする。これらの式典は、参加する全ての NPC 選手団に対して実施され、以下のプロトコールセグメントを含むものとする。
 - 選手村村長による歓迎
 - NPC の国の国歌（短縮版、90 秒以内）が演奏される中での国旗掲揚
 - 短時間のアーティストプログラム（最大 10～15 分）
 - チームへのささやかな象徴的ギフトの贈呈
 - その日の最初のチームウェルカムセレモニーの前に、パラリンピック旗も、パラリンピック賛歌が演奏される中で掲揚されるべきである。



1.3. 都市活動・ライブサイト

序論

オリンピックパーク内外での、刺激のかつ魅力ある競技に関連したイベントやアクティビティは、オリンピックやパラリンピックの範囲、情熱、精神を開催都市や開催国をくまなく、またこれを超えて拡大する。ライブサイトは、市民活動の最も一般的な活動のひとつで、オリンピック大会、文化イベント、パフォーマンス、セレモニー及びその他活動の放送を楽しむために、住民や訪問者に集まる機会を提供する。

都市活動やライブサイトの実施は、HCCで求めてはいないが、強く推奨できる。OCOGがそのような活動の実施を選択した場合、以下の要件が適用される。

都市活動とライブサイトに関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 戦略及び運営の計画策定。
- 全てのライブサイト（オリンピック会場、開催都市、開催国全体）におけるOCOGの管理を保証する。
- マーケティング及び供給する権利を遵守する協定。

OCOG内及びIOC、IPC、OBS、オリンピックマーケティングパートナー、請負業者、公的機関を含む多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整と協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

都市活動・ライブサイト分野は、HCC—大会運営要件で扱われる多くの他の分野と密接に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『都市活動及びライブサイトに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、またHCC—原則に従って開催都市とライブサイトの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

LIV 01 - オリンピック競技大会のための都市活動の計画

- OCOG、開催都市または開催国NOCにより組織または許可され、大会の時に開催都市または開催国で開催される、祝典、エンターテインメント及びライブサイトなどの全ての活動のプログラムを事前に承認を得るためにIOCに提出する。このプログラムには、これらの活動が実施される開催都市または開催国における場所を含めるものとする。
- OCOGが既存のプログラムまたは活動（エキシビションなど）、もしくはIOCとIOC被支配事業者（文化及び遺産のためのオリンピック財団など）から開示された資料から利益を得る機会は、IOCと協議して決定する。



LIV 02 - パラリンピック競技大会のための都市活動の計画

- パラリンピック競技大会までの移行期間とパラリンピック競技大会自体の期間における都市活動の計画を承認のために IPC に提出する。

LIV 03 - ライブサイトプログラムの戦略的な運営計画

- OCOG がライブサイトプログラムの策定と実施を希望する場合、オリンピックマーケティングパートナーによる商品またはサービスのマーケティング、売買、供給及び財務、権利保護、ホスピタリティの側面を含む詳細な商業計画とともに活動の計画を含めた戦略的な運営計画を承認のために IOC に提出する。
- OCOG が既存のプログラムまたは活動（エキシビションなど）、もしくは IOC と IOC 被支配事業体（文化及び遺産のためのオリンピック財団など）から開示された資料から利益を得る機会は、IOC と協議して決定する。

LIV 04 - ライブサイトとその他の活動の IOC プログラム

- ライブサイトのプログラムまたは IOC によって（IOC マーケティングパートナー、RHB、その他のオリンピックムーブメントの事業体のいずれか該当する組織と共同で）組織される類似する活動に関連して、IOC を援助する。
-  パラリンピック競技大会の期間中に、同様のプログラムが IPC により組織される場合、同様の援助を IPC に対して行う。

LIV 05 - ライブサイトのための実施パートナー契約

- OCOG がライブサイトの組織または管理の支援に関して、開催都市、開催国当局またはその他のコントラクター（商業的または非商業的）の関与を提案する場合、OCOG によるライブサイトの全面的な管理を保証する合意が、かかる実施パートナーとの間で結ばれることを確保する。このような合意は全て、商業化、権利保護（クリーンベンチャー原則など）、商品とサービスの供給（オリンピックマーケティングパートナーの供給権の尊重と実施など）に関する IOC の要件を尊重するものとし、署名の前に承認のために IOC に提出されるものとする。

LIV 06 - オリンピックマーケティングパートナー及び／または RHB の権利

- 都市活動（ライブサイトを含む）に関連したスポンサーシップ、プロモーション、広告及び放映権が、オリンピックマーケティングパートナー及び／または RHB にのみ付与されることを確保する。

LIV 07 - IOC マーケティングパートナー供給権

- マーケティングプラン契約（MPA）に詳細が記述される IOC マーケティングパートナーの供給権が、ライブサイトに関連した計画策定と調達において遵守されることを確保する。OCOG のライブサイトチーム、調達及びマーケティングパートナーサービス分野は、適宜、オリンピックマーケティングパートナーの供給権を実施するために連携するものとする。
- 開催都市、開催国当局またはその他のコントラクター（商業的または非商業的）が MPA に記載された供給権の規定を完全に認識し、遵守することを確保する。



LIV 08 - クリーンな放送中継の獲得

- 開催都市の RHB または OBS のいずれかより供給されることになる大会競技のクリーンな放送コンテンツを獲得及び利用するために IOC ガイダンスに従う。



1.4. 文化

序論

開催都市及び開催国の文化を祝うことは、オリンピック競技大会に祝祭感を加えるものである。文化は、地域や国の文化及び海外の文化を祝うプロジェクトやイベントによって構成される。同時にまた、4年間の期間において、オリンピックの価値が開催都市及び開催国の可能な限り多くの人々に伝わることを促す。これは、複数年にわたる文化と芸術の祭典である文化オリンピアードを通じて達成される。文化オリンピアードは開催国の幅広い人々（特に、若者とスポーツ以外に関心のある人々）に、大会の精神やオリンピックの価値に触れることができる機会を提供する。

文化オリンピアードは4年を超えて延長できるため、重要な価値あるレガシーを持つ長期的な文化プロジェクトの開発が可能になる。文化オリンピアードは、オリンピック競技大会期間中の文化フェスティバルにおいて最高潮に達する。

パラリンピック大会での文化プログラムは、文化オリンピアードと共に統合され効率を追求する一方で、それ固有の要素を有さなければならない。

文化分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 文化的団体、アーティスト、パフォーマー、政府機関及びオリンピックマーケティングパートナー等の多様なステークホルダーによる効果的なパートナーシップ。
- IOC及びこれらの主体者と共同制作するという強い精神。
- オリンピックの価値に沿った多様なプログラム。

外部パートナー及びOCOGの他の分野との密接な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。OCOG文化分野は文化オリンピアードを牽引し管理する権限を有さなければならないが、多くのコンテンツや資源は外部パートナーが提供する。

文化オリンピアード分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『文化オリンピアードに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、またHCC—原則に従って文化の要件を満たすために、大会デリバリー計画(GDP)に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGは以下を実施するものとする。



CUL 01 - 文化オリンピックプログラム

- 様々な文化プロジェクトとイベントによるプログラムを企画し実施する。これは、オリンピックの価値を活用して、4年間のオリンピックの間に開催国のより多くの人々や来訪者を巻き込みながら、地域や国、海外の文化を称賛するものとする。
- 最低限4年間のオリンピックの期間に実施され、少なくとも選手村が開村している全期間を通じて継続される文化フェスティバルで頂点を迎える、長期的な文化プログラムの計画及び同計画のためのコミュニケーション戦略を、事前承認のためにIOCに提出する。
- 文化オリンピックに関連したIOCの所有資産（工芸品、写真、ビデオ、録音及びその他記録資料等）の使用の可能性を、IOCと調整して決定する。
- IOCの要求に応じて、「アーティストインレジデンス」や「オリンピックハウス」、「オリンピックミュージアムオンザムーブ」のような、IOC独自プログラムやアジェンダ2020に関連する潜在的な文化活動が文化オリンピックに含まれることとする（費用はIOC又はマーケティングパートナーが負担）。

CUL 02 - 文化オリンピックのイベントの座席

- 大会期間中に開催都市と開催国の他の場所で実施される文化オリンピックのイベントに、十分な数の適切な座席を用意し、IOCステークホルダーグループのために限定数のチケットが入手可能になるようにする（費用はIOCが負担）。

CUL 03 - 大会の公式フィルム

- 大会の公式動画（公式フィルム）の作成、プロモーション及び配信においてIOCと協力し、特に以下の手段を用いる。
 - IOCから通知される一般仕様に従い、公式フィルムの制作に必要な資格及び経験を持つプロデューサー/ディレクターに関する提案をIOCに行う。
 - 公式フィルムの編集プロジェクトと、制作及び宣伝の事業計画をIOCに提出し、IOCの合意を得る。
 - IOCから通知される一般仕様に従って、公式フィルムの制作、プロモーション及び配信に対するOCOGからの業務支援を決定する契約を、IOC及び公式フィルムの制作に携わるプロデューサー/ディレクターとの間で締結する。

CUL 04 - 公式ポスター

- 大会の公式ポスターの美術プロジェクトを策定、承認を得るためにIOCに提出し、一連の美術的なポスターを作製し、開会式の最低限3か月前に出版する。



CUL 05 - パラリンピック文化プログラム

- パラリンピック競技大会に関連した文化プログラムを企画し、上演する。これは文化オリンピックに統合され、効率性が追求されると同時に独自の要素を持ち、以下に概略する一般原則に従うものとする。
 - 移行期間とパラリンピック競技大会期間、すなわち最低でも3週間にわたるこの期間は、「パラリンピック」と「パラリンピック文化フェスティバル」と明確に表記されるものとする。一方、文化オリンピックに完全に統合される場合は、「大会文化フェスティバル」や「オリンピック・パラリンピック競技大会文化フェスティバル」などの、一般的な言い回しで言及されるものとする。
 - オリンピックとパラリンピックの章（パラリンピック期間を扱う）を設けた単一の二重ブランドガイドとして、または特定のパラリンピック文化フェスティバルガイドとして、プログラムガイドを制作する。
 - 障がいのあるアーティストを含むが、単独での参加としない。
 - 特定の観衆（視覚障がい者または聴覚障がい者など）もプログラムを楽しむことができるように便宜を図り、プログラムのパンフレットやその他の情報資料に、そのようなパフォーマンスを明確に示す。



1.5. 教育

序論

教育は競技や文化と並行して、オリンピズムの重要な要素である。学校及び大学のため、教育プログラムを確立することは、オリンピック競技大会組織委員会（OCOG）にとって、若い世代に向けてスポーツ、オリンピック大会及びオリンピックの価値を普及する効果的な方法である。

教育プログラムは、著しく長期の計画策定及び展開を必要とする。過去には、開催都市の立候補プロセスの間に試行されたイニシアチブが、開催都市に選定された後により完全に策定、4年間のオリンピック期間に実施され、成功した例もある。

パラリンピック競技大会の場合、そのイベント、パラリンピックの価値及びパラリンピックスポーツについて子供とその家族を教育することを目的とする特徴的なプログラムを策定しなければならない。

教育分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- プログラムを運営するための、多様なステークホルダーとの強固なパートナーシップ
- 開催国全体の学校及び大学をインスパイアするようなオリンピック・パラリンピック教育プログラムの企画と運営
- IOC のオリンピック価値教育プログラム（OVEP）及び他の IOC 教育イニシアチブとの密接な協力
- パラリンピック教育プログラムと連携した、アクセシビリティを意識、向上させるインパクトのあるプログラム。

OCOG 内、あるいは、政府や民間のパートナー、教育者、教育機関を含む多様なステークホルダーとの緊密な調整と協力は、本分野を成功裏に実施するためには必須である。OCOG の教育分野は、教育プログラムの主要な推進力と管理力にならなければならない。

教育分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『教育に関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って教育の要件を満たすために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



EDU 01 - 教育プログラム

- オリンピアド期間中に、開催国全土の学校と大学に提供される、スポーツ、オリンピック競技大会及びオリンピックの価値に関する教育プログラムを企画し、運営する。
- かかる教育プログラムの計画について、事前承認を得るために IOC に提出する。
- IOC のグローバル教育プログラム（オリンピックの価値教育プログラム [OVEP] 等）との適切な連携を確保する。



EDU 02 - パラリンピック教育プログラム

- 大会前フェーズの間、開催国全体で、教育及び学習活動に、学校、大学、クラブまたは地域の類似する組織への提供において、パラ・スポーツ、パラリンピック大会及びパラリンピックの価値についての教育プログラムを策定し、実施するものとする。パラリンピック競技大会の期間前後の教育活動は、大会との直接の連携を確立できるように構成するものとする。
- パラリンピック教育コンセプトとパラリンピック教材及び指導方法を、見直しのために IPC に提示する。
- IPC 独自のグローバル教育プログラム（『I'mPOSSIBLE: パラリンピックムーブメントへの若者参加』等）との適切な協力を確保する。



EDU 03 - アクセシビリティ理解及び強化のためのプログラム

- 開催都市と協力して、アクセシビリティ理解、及び特定の文化的・娯楽的アトラクションや観客、メディア、そしてより幅広いパラリンピックファミリー向けの観光客サービスへのアクセシビリティ強化のためのプログラムを提供する。
- 開催都市と協同して、開催都市についてのアクセシビリティガイドを制作し、パラリンピック競技大会や、アクセスしやすい目的地としての開催都市を宣伝する。



1.6. 聖火リレー

序論

オリンピック聖火リレー（OTR）は、オリンピック精神を開催国全体で共有させ、広く地域住民を巻き込み、開催直前の大会の興奮を創出する。それは、平和、団結及び友愛という理想を触発する源泉であり、力強いシンボルである。

パラリンピック聖火リレー（PTR）は、OTR との商業的関係のない、独自で別個のイベントである。PTR はオリンピック選手村閉村後、パラリンピック競技大会開会式の6日前までに開始する。

両リレーは、当該イベントを取り扱うメディアを通じて海外の視聴者に紹介するまたとない機会である。

オリンピック聖火リレーの業務分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 良く練られた構想及び意図。
- 聖火リレー、発表イベント、採火式のために、良く計画された組織。
- 魅力ある、トーチデザイン及びブルック、聖火ランナーのユニフォームやその他の要素。
- リレーを推し進める、強固なパートナーシップ及びスポンサーシップ。

細部にわたる計画及び協力は勿論のこと、開催国 NOC 政府当局、政府機関、警察、会場所有者及びその運営者、メディア、オリンピックマーケティングパートナー等、複数の利害関係者、OTR/PTR ルート上の地域等との緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

オリンピック聖火リレー分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と緊密に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅するトピックスに関する更なる情報は、『オリンピック聖火リレーに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそのあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って OTR 要件を実施するために、大会デリバリー計画(GDP)に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

聖火リレーの計画策定と承認に関する要件

OTR 01 - OTR のビジョン、範囲、計画の承認

- 以下の項目を承認のために IOC に提出する。
 - ビジョンと全体の規模
 - 運営計画
 - スポンサー計画。IOC マーケティングパートナーの権利を反映させる
 - コミュニケーション計画



- タイムテーブル、聖火ランナーのロット（枠）を割り当てる前の聖火ランナー選定基準及び方法を含む、全体的な聖火ランナー割当計画。
- 期間、聖火ランナーの人数、経路上の都市、輸送手段、特別訪問を含むルート計画。
- OTR 宣伝のためのあらゆる計画
- より広範なコミュニケーション、広告、または商業的活動の一部として聖火を使用する計画
- OTR に関連して OCOG で制作されるアニメーションまたはその他のプログラム
- コミュニティ同意書の雛形
- 放映権所有者及び非所有者に対する放映計画
- メディアオペレーション計画
- 残ったトーチの処理計画
- オリンピック聖火を輸送する全機器の一覧

OTR 02 - 大会要素としての OTR のデザイン及びルックの承認

- 大会での以下の OTR の以下デザイン及びルック要素を承認のため IOC に提出する。
 - 大会のエンブレム及びルック、それぞれの使用ガイドライン
 - オリンピック聖火トーチデザイン
 - ユニフォームのデザイン
 - 地域のセレブレーションの聖火皿のデザイン
 - セレブレーション会場の背景とその他項目
 - 報道／デジタル映像（もしあれば）

聖火リレーの商業的側面に関する要件

OTR 03 - OTR プレゼンティングパートナー

- トップパートナーあるいは OCOG マーケティングパートナー（第 1 順位パートナーのみ）のみが OTR プレゼンティングパートナーになれることを保証する。

OTR 04 - OTR スポンサーシップ同意書

- OCOG と OTR プレゼンティングパートナー、サポーターパートナー及びテクニカルパートナーの間で交渉された全ての契約の最終版を、承認を得るために署名の前に IOC に提出する。

OTR 05 - トーチの販売

- OCOG が何らかの形でトーチの販売を予定している場合、トーチ販売プロセスを承認のために IOC に提出する。収益を得る目的で、OTR 運営に必要な数量を超えてトーチ実物を追加で製造しないものとする。
- トーチを記念に持ち帰ることを望む聖火ランナーが支払うトーチの価格を、承認のために IOC に提出する。



聖火リレー運営に関する要件

OTR 06 - オリンピック聖火採火式に関する覚書

- オリンピック聖火の採火、ギリシャ内でのリレー及びオリンピック聖火が OCOG に引き継がれる式典について運営上の具体的な詳細を決定する覚書 (MOU) を、ギリシャオリンピック委員会との間で締結する。MOU は、IOC の承認を得なければならない。

OTR 07 - 聖火ランナーのユニフォーム

- 全ての OTR 聖火ランナーに、リレーの間に着用が要求されるユニフォームを (無償で) 支給する。

OTR 08 - オリンピックトーチと聖火台の大会後の使用

- 開催国 NOC 及び開催都市と協力して、大会の終了後においては、オリンピックトーチ、聖火台またはオリンピック聖火を何らかの形でとることを目的としたその他の器具は、IOC の事前承認によってのみ使用できることを保証する。

OTR 09 - OTR 一般向けウェブサイト

- OTR 情報を一般に公開し、聖火ランナーのみアクセスできるページを備えた OTR 一般向けウェブサイトを開発し、保守する。
- 以下の要素が含まれることを保証する。
 - OTR 期間前のアドバイスと期間後のまとめとハイライトを提供するための、ニュースメディア向けの追加機能
 - OTR 商品のオンライン販売へのリンク

OTR 10 - OTR 関連の物品の IOC への提供

- IOC に以下の物品を提供する。
 - 大会の開始前に 40 本の聖火トーチ
 - 数セットの聖火ランナーユニフォーム一式
 - 数個のオリンピック聖火ランタン
- OTR の全映像、画像、その他の関連資材 (日次進行表、ログシートなど) を IOC と IOC によって事前に指定された全ての団体に提出する。

パラリンピック聖火リレーに関する要件

OTR 11 - PTR の組織

- 最低期間を 7 日間とする PTR を運営する。すなわちパラリンピック大会開会式当日の少なくとも 6 日前までに開始していなければならない。PTR は、オリンピック選手村の閉村前に開始しないものとする。

OTR 12 - PTR 提案の承認

- PTR とパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを保証する。



- 以下を承認のために IPC に提出する。
 - － ビジョンと全体の規模
 - － 運営計画
 - － スポンサー計画
 - － 英国のストック・マンデビルでの採火後の目的地を全体のコミュニケーションに組み込んだ、コミュニケーション計画。これは、プレスリリース、その他の発表、編集者への案内、聖火リレールート地図への記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火の場面を含むものとする。
 - － 各組織における聖火ランナースロット（枠）が付与される前の、聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画。PTR の最後の 3 日間に、開催都市内で最低 50 名の聖火ランナースロットが IPC に提供されるものとする。
 - － 残ったトーチの処理計画

OTR 13- PTR のデザイン及びルック要素の承認

- 以下の大会におけるデザイン及びルック要素を承認のために IPC に提出する。
 - － 聖火トーチのデザイン
 - － リレーエンブレム
 - － エンブレム（もしあれば）
 - － 聖火台のデザイン（点火用）
 - － 聖火ランナーのユニフォームのデザイン
 - － 大会のセレブレーションサイトの背景とその他のルック要素
 - － 報道用映像（もしあれば）

OTR 14- PTR 聖火点灯式

- 以下を承認のために IPC に提出する。
 - － 全国の都市での聖火点灯から生まれる「スパーク」によるその都市での聖火点灯のコンセプト
 - － パラリンピック聖火点灯式のコンセプトとショー要素

OTR 15- PTR 発表イベント

- 公式の発表イベントを設立し、パラリンピック競技大会に関する関心を高めるための主要なコミュニケーション機会として活用する。

OTR 16- PTR で不変の聖火フェスティバル開催都市

- パラリンピックムーブメントの生誕地として歴史的な重要性を持つ、英国ストック・マンデビルが PTR の不変の聖火フェスティバル都市であり、「ヘリテージフレーム」と呼ばれる一つの聖火がともされる場所とする、パラリンピックの伝統を尊重する。

OTR 17- PTR 聖火ランナーのユニフォーム

- 全ての聖火ランナーと伴走者に、走行中の着用が義務付けられた PTR ユニフォームを（無償で）支給する。



 **OTR 18 - PTR 関連の物品の IPC への提供**

- パラリンピック聖火トーチ 25 本と聖火ランナー用ユニフォーム 3 着を、アーカイブやその他の目的のために IPC に提供する。
- 聖火トーチとユニフォーム 15 組を、聖火ビジット及びリレー区間で聖火フェスティバルを開催する各都市に提供する。

 **OTR 19 - PTR のプロモーション**

- パラリンピック聖火、または例外としてオリンピック競技大会の閉会式の前に実施される、開催国内の PTR のプロモーションが、OTR のメッセージ、位置付け及び運営を損ねない、あるいは混乱の原因とならないことを保証する。

 **OTR 20 - PTR のテレビ放映**

- 国際放送センター（IBC）から放映権保有者全員と IPC に配信され、IPC のウェブキャストチャンネル、ParalympicSport.TV で使用される、PTR の毎日のビデオ映像を、それぞれの聖火フェスティバル開催都市での採火式を含めて制作する。



1.7. エンゲージメント

序論

パブリック・エンゲージメントは、積極的に大会に参画する人々の数を最大化したり、大会への強いつながりを感じさせることによって、オリンピック・パラリンピックの利益を倍増させるものである。そして、OCOG が各地域や国内、そして海外の観客に対し、大会の熱意を高めるべくアプローチする方法である。また、エンゲージメントによって大会を他のどんなスポーツイベントとも差別化し、すばらしく、かつしなやかな大会レガシーにつなげるのである。

優れたエンゲージメント戦略は、もともとスポーツファンである人々だけでなくさらに幅広い観衆へとつなげることができる。また、大会前、大会中、そして大会後においても、人々の大会への参画、あるいは開催都市及び開催国での大会関係イベントへの参加を促進する。

エンゲージメントは、OCOG 内の様々な領域と様々な形で結びつく。コミュニケーションとはリンクこそされているが異なるものであり、教育プログラム、文化プログラム、チケットティング、ライブサイト、地域活動、オリンピック聖火リレーやその他イベントを含み、一般参画機会の提供を先導する。エンゲージメントプログラムを成功させる単一の青写真というものではなく、地域の背景や文化、大会ビジョンを反映させなければならない。

エンゲージメント分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 早期着手と OCOG 内の全ての関係部門を統合する強固な協力関係の構築
- OCOG 上層部のリーダーシップによる確かなオーナーシップと支援。
- 大会ビジョン全体に根ざした戦略的ビジョン。
- 公的及び民間の外部組織との強固なパートナーシップ。
- デジタルメディア及びソーシャルメディアの有効利用
- キーマイルストーン、ターゲットとする観客、積極的に関与する外部パートナー及びその機会などを包含した、よく練られた実施計画。

OCOG 内部及び、マーケティングパートナー及び政府当局等、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

エンゲージメントの分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの領域と緊密に関連・連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『エンゲージメントに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従ってエンゲージメント要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

ENG 01 - エンゲージメントプログラム

- オリンピック大会の認識を高め、一般公衆の大会への関与を活性化及び促進するコミュニケーション要素を含むエンゲージメントプログラムを策定し、IOC に提出し承認を得ること。



2. ステークホルダーサービス





2.1. マーケティングパートナーサービス

序論

オリンピックマーケティングパートナーは、オリンピック及びパラリンピックのため、計り知れない財務的支援及び運営上の支援を行うとともに、大会及び開催都市を世界中の観客に働きかけることを支援する。彼等は、不可欠なテクノロジーサービス及び製品を提供することにより、大会の演出について直接の役割を担う。彼等はまた、全世界の 200 以上の NOC 及び 175 以上の NPC の活動を支援している。

IOC は、オリンピックプログラム (TOP) を通じて、世界の複数の大手企業との間で、長期的なパートナーシップを確立している。彼等の支援の見返りとして、TOP パートナーには独占的で世界的なマーケティング権利及びその他スポンサーシップ便益が付与される。TOP パートナーに付与される権利に抵触しない範囲で、OCOG は開催国内に限ってマーケティング及びプロモーション権を持つ国内パートナーを得る機会を有する。

IOC と OCOG 間の、マーケティングプラン契約 (MPA) は大会マーケティングの構造及び遵守しなければならない要件を確立する。パラリンピックマーケティングプラン契約 (PMPA) は IPC と OCOG 間の同様の契約である。

マーケティングパートナーサービス分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- MPA に関する完全な理解及び順守。
- マーケティング権及び知的財産権 (IPR) に関する配慮。
- アンブッシュ・マーケティングに対する効果的な防御。
- MPA に従うオリンピックマーケティングパートナーとの調達契約。
- マーケティングパートナーの貢献を認識させるためのコミュニケーションプログラムを策定する。

OCOG 内部及び、IOC、IPC、TOP パートナー等、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

マーケティングパートナーサービス分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と緊密に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『マーケティングパートナーサービスに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則と MPA に従ってマーケティングパートナーサービス要件を実施するために、大会デリバリー計画 (GDP) に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

MPS 01 - OCOG による物品とサービスの調達

- OCOG が、大会と OCOG が主催するその他の公式イベントまたは活動 (ライブサイト、スペクタクチャー (屋外大規模展示物) など) を実施する上で必要とする、オリンピックマーケティングパートナーの製品カテゴリー内の全ての物品またはサービスは、MPA に記載された条件に従って、当該のオリンピックマーケティングパートナーから独占的に調達する。



MPS 02 - マーケティングパートナーのリコグニッション

- オリンピック競技大会の実施に向けたオリンピックマーケティングパートナーによる貢献を、広告、PR 活動、標識及び内外のコミュニケーションの形態で一般に伝達する手段として、パートナーリコグニッションプログラムを策定する。

MPS 03 - 開催都市における屋外広告

- 過去の屋外（OOH）広告在庫枠の徹底的な見直しを行い、少なくとも大会の開始の2週間前から大会の全期間を通じた期間においてこの在庫枠の管理を保証する契約を当該媒体所有者との間で締結する。その後 OCOG は、この定義された大会期間の間使用できるこの在庫枠を標準的な市価でオリンピックマーケティングパートナーに販売するものとする。

MPS 04 - マーケティングパートナーの大会資産へのアクセス

- MPA に指定される詳細に従って、オリンピックマーケティングパートナーが、宿泊、チケットティング、輸送及びアクレディテーションの各サービスを確実に利用できるようにする。

MPS 05 - オリンピックホスピタリティーセンター（OHC）

- 大会期間中にビジネス開発やホスピタリティー活動を行うために自らの費用で特別室を設営することを選択するオリンピックマーケティングパートナーに対して、OHC 内のスペースを提供する。OCOG が OHC の設置を選択する場合、以下を実施するものとする。
 - IOC と合意した仕様に沿った OHC 構造を提供する。
 - オリンピックマーケティングパートナーとの協議の前に、OHC の場所、フロアプラン案、その他の技術的な仕様について IOC と協力する。
 - OHC 内の特別室の場所を希望に沿って選択する機会を含めた、OHC での適切な権利をオリンピックマーケティングパートナーに与える。
 - コストとメニュー価格を含めた OHC 運用計画を、承認を得るために IOC へ提出する。

MPS 06 - ショーケーシング戦略及びプラン

- ショーケーシング施設の戦略及びプランを、承認を得るために IOC へ提出する。
- オリンピックマーケティングパートナーのショーケーシングの目的のために利用可能なオンサイトの土地を OCOG が提供すると決めた場合、IOC が仕訳及び見直しをした後で、かかる土地は、当該のオリンピックマーケティングパートナーが建物とその構造の整備に関連する全ての費用を負担する。また、ガス・水道・電気などの基本的な運営費用をオリンピックマーケティングパートナーに請求できるという了解の上で、同パートナーによる利用が許可されるようにする。

MPS 07 - 売店、小売業及びライセンス

- MPA に従って、オリンピックマーケティングパートナーに付与されたブランディング権利を実施する。
- OCOG の売店、ライセンスショップ、小売キオスク及び e コマースサイトでは、IOC から伝えられたクリーンベニュー要件及び許容されるブランディング基準を遵守する。



MPS 08 - 大会時の撮影

- オリンピックマーケティングパートナーがそれぞれのマーケティングの取組みの記録を希望する場合には、オンサイトで撮影する機会を実現するために、OCOG に費用負担をかけずに、IOC と協力して策定する。



2.2. メディア

序論

メディアは、オリンピック及びパラリンピック大会、更にスポーツの価値を世界中の何十万の視聴者、読者に届けるものである。メディアのための高品質の施設とサービスは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、モバイル、デジタル、ソーシャルメディアのプラットフォームを含む幅広いプラットフォームで、できるだけ多くの視聴者に大会のメディア報道を可能にする。

OBS は、放送権者 (RHB) のニーズを満たすために主たる責任を負い、OCOG によって RHB に直接提供されるサービスと施設を調整する。

メディアサービス分野に関する、重要成功要素は以下の通り。

- 24 時間、毎日サポートするための、活字及び写真報道向けメインプレスセンター (MPC) 、放送局向け国際放送センター (IBC) 。
- 全ての会場と宿泊を提供する、IBC/MPC 共同輸送ハブ、または各センターの個別ハブ。
- 大会前の期間における詳細な計画、及び会場でのメディアのための施設とサービスのタイムリーな提供。
- メディアが必要とする、競技リザルト、データ、タイミングおよびその他の情報の効果的な提供。

OCOG 内部及び、とりわけ OBS、また IOC、IPC、国際報道機関等、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

メディアサービス分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と緊密に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅するトピックスに関する更なる情報は、『メディアに関するオリンピック競技大会ガイド』、『パラリンピックメディアサービスに関する IPC ガイド』、以下付属書類、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定
- BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン
- BRS 付属書 3—放送照明に関する規定
- BRS 付属書 4—メディア輸送表
- オリンピック競技大会写真ガイド

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従ってメディアに施設とサービスを提供するために、大会デリバリー計画 (GDP) に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

放送要件の詳細な説明は、「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」で確認できる。OBS と RHB への施設とサービスの提供に関するその他のマイルストーンは、「BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン」に記載されている。



プレスに関する要件

PRS 01 - プレスに提供される一般的な施設及びサービス

- 宿泊、輸送、レイトカード、国際的に許容される業界水準のテレコムサービス及びテクノロジー、アクセディテーション、アクセスコントロール、飲食サービス、言語サービス及びプレスがオリンピック競技大会の報道という任務を遂行するのに必要とされる支援サービスを含むプレス向けの一般的な施設及びサービスを提供する。

PRS 02 - メインプレスセンター (MPC)

-  オリンピック競技大会でアクセディテーションを付与された記者及びフォトグラファーの中心的な仕事場となる、毎日 24 時間のサポートと施設が提供される MPC を設置し、オリンピック冬季競技大会の場合はさらに山岳メディアセンター (MMC) を設置する。MPC と MMC は、既存の展示センター型の施設、新しい建築物や簡易に改造できる大型の建物 (倉庫など)、または目的に適合した仮設施設とする。競技会場に対して便利であることに加え、輸送、宿泊、レストランなどの公共サービスにアクセスできる場所に設置する。

- MPC については、以下を確保する。

-  - オリンピアード競技大会の MPC は、有効スペースとして 30,000m² を、さらにトラックの出入り、積降エリア及び安全な保管エリアを含む物流コンパウンドとして建物内または建物に隣接する 1,000m² を確保する。

-  - オリンピック冬季競技大会の MPC は、有効スペースとして 20,000m² を、さらにトラックの出入り、積降エリア及び安全な保管エリアを含む物流コンパウンドとして、建物内または建物に隣接する 1,000m² を確保する。

- - 目的に適合した、一体化された国際放送センター (IBC) /MPC メディア輸送モールを設置する。IBC と MPC が隣接する施設の場合、共用の輸送モールを配置するべきであり、離れている場合は、IBC と MPC はどちらも専用の輸送モールが必要になる。

-  MMC (オリンピック冬季競技大会のみ) の占有スペースは、3,000m² 以上を確保し、輸送ハブを隣接させ、山岳ゾーンに物流コンパウンドを配置する。

-   OCOG がフィットアウト (取付け) とオーバーレイに十分な時間を確保できる期間で完全に施設を所有できるようにする。施設の種類に応じて時期は異なるが、オリンピアード競技大会の場合は、開催の 6 か月前まで、オリンピック冬季競技大会の場合は、開催の 3 か月前までであるべきである。その期間は提供される施設の種類による一例えば、既存展示会用の施設は、新規に建設される建物と比べてフィットアウト (取付け) とオーバーレイに要する時間が短い場合がある。上記に指定された期限より遅くなる場合は、IOC により承認されるものとする。



PRS 03 - 競技会場での記者及びフォトグラファーの設備

- 全ての競技会場で、記者及びフォトグラファー向けのメディア施設、サービス及びテクノロジー要件を提供する。これには以下を含めるものとする。
 - 十分な設備のあるメディアワークルूमを備えたベニューメディアセンター（VMC）、ミックスゾーン、記者会見室、メディアラウンジ、各席に有線及び無線ブロードバンドインターネットアクセス、電源とケーブルテレビ（CATV）モニターが完備された記者席。
 - 明確に区分されたフォトポジション。各ポジションは、競技エリア（FOP）の競技／選手に対する視野障害がない場所で、国際的なスポーツ及びニュースフォトグラファーのニーズを満たす電源及び有線インターネットブロードバンド接続を提供する。

PRS 04 - プレス向けインターネット接続

- 全会場の全ての記者席、MPCとVMCのワークルूम及びフォトポジションに、記者及びフォトグラファー用の光ファイバーを含むインターネット接続を用意する。全メディアエリアでWi-Fiが使用できるものとする。
- 最大規模の報道機関に対して、専用ネットワーク（VLAN）を提供し、MPC内の各社のプライベートオフィスにオリンピック会場からデータを送信し、またフォトグラファーの画像、レポーターの記事、その他のデータの収集を可能にする。VLAN光ファイバーネットワークは、完全冗長型とし、弾力的なネットワーク構造により、各競技会場及び非競技会場に異なる回線が敷設されるものとする。

PRS 05 - オリンピックインフォメーションサービス（OIS）／パラリンピックニュースサービス（PNS）

- OISとPNSの提供においてIOCを支援する。これ（OIS/PNS）はアクレディテーションを付与されたメディアに継続的に情報を提供し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の最高の報道の達成を支援するための、プロフェッショナルなスポーツ報道及び情報サービスである。OISとPNSの内容は、大会のINFO+システムで公開され、オリンピックデータフィード（ODF）を通じて配信される。OISとPNSの内容は、英語で記述される。

パラリンピック競技大会のプレスに関する要件



PRS 06 - パラリンピック競技大会の一般的なメディア施設及びサービス

- パラリンピック競技大会期間中のプレス向けに、MPC、VMC、記者会見室及びメディアラウンジ、記者席、ミックスゾーンならびにフォトポジションなどの主要な施設を提供する。これらはオリンピック競技大会中にメディアに提供されるものと同様のものであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。
- パラリンピック競技大会期間中のプレス向けに、アクレディテーション、宿泊、メディアガイド、パラリンピックニュースサービス（PNS）、レートカード／サービス一覧（DOS）、テクノロジー、輸送、出入国、チケットティング、言語サービス、その他の支援サービスなどの主要なサービスを提供する。これらのサービスはオリンピック競技大会の期間中にプレスに提供されるものと同様であるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。



PRS 07 - パラリンピック MPC

- 目的に適した、またプレスニーズに沿った適切なレベルのサービスを備えた、パラリンピック競技大会用の MPC を設置する。パラリンピック競技大会用の MPC は、オリンピック MPC と同じでも、同じでなくてもよい。この会場では、予測されるア krediyテーションを付与されたプレスの人数に合わせて当該のサービスが提供されるべきである。



PRS 08 - パラリンピック会場でのメディアサービス

- 以下のように、障がいのある人を含めた、会場でのメディアのニーズに合わせる。
 - 記者席にアクセシビリティに配慮したプレスシートを組み入れる
 - 全ての競技会場にアクセシビリティに配慮したミックスゾーンを設ける
 - FOP を直接見ることができないミックスゾーンに、各会場から映像が配信される CATV モニターを設置する
 - 記者会見室にアクセシビリティに配慮したステージを設置する
 - 車いすを使用するフォトグラファーがアクセスできるフォトポジションを、各会場に 1 か所以上確保する
- パラリンピックビレッジプラザに隣接し、専用のメディア通用口のある専用のメディアセンターをパラリンピック選手村に設置する。IPC と協力してパラリンピック選手村の居住ゾーン内のメディア向けのガイドツアーを企画する。

放送サービスに関する要件

BRS 01 - 計画立案フェーズ—施設及びサービス

- 会議と調査の容易化を含めた、会場計画策定プロセスを管理し、コンピューター支援設計 (CAD) のオリジナル図面を提供し、全ての放送関連の施設と会場のオーバーレイの設計について、OBS に全面的に協力する。CAD 管理手順は OBS との契約内で確立するものとする。
- 計画立案フェーズの間に、OBS と RHB が会場にアクセスする標準手順を規定し、RHB との報告会/会議で OBS から要求される関連情報を提供する。
- 会場の運営の計画策定に対して、全て OBS との協議の上ですべての会場及び競技において、一貫したアプローチを取る。
- OBS と緊密に連携し、競技スケジュールを策定する。
- 2つのパートから構成される、サービス一覧 (DOS) またはレートカードを開発する。
 - OBS 供給サービス (パート A)
 - OCOG 供給サービス (パート B) (インターネットの指定の通信速度、情報サービス、テレコムサービス、VLAN、コンピューター、プリンター、車両、家具、什器及び備品 (FFE) 等)
- OCOG が RHB に料金を請求する権利のある全てのサービスが、OCOG から提供されるサービスの特定のレートとともに、DOS (レートカード) (パート B) で定義されることを確保し、OBS から RHB に配布される完全な DOS (パート A 及び B を含む) に、完全に統合できるようにする。



- OCOG と通信会社または放送事業者間の契約で、RHB が費用を負担する DOS では十分に扱われていないサービスまたは施設に関するものは全て、事前の書面による承認を得るために必ず IOC に提出されるようにする。
- OBS から規定される仕様に従って、競技リザルト、データエンドタイミング、コメンテーターインフォメーションシステム (CIS)、遠隔 CIS、リアルタイムデータシステム (RTDS)、ODF、バーチャル画像、その他のテクノロジー情報/サービスの提供に関する計画を決定する。
- BRS 付属書 1「放送サービス及び施設に関する運営規定」に記載されている OBS の仕様と要件に従って、会場と IBC を接続する冗長化地下ファイバーネットワークを提供する。
- OBS の通信仕様と、通信プロバイダー及び/または OCOG との間で直接話し合っ決定した詳細な要件に従って、OBS の施設とオフィスに必要な一般的なテレコムサービスを提供する (固定電話セットと回線、携帯電話、セキュアな高速ブロードバンドとインターネット、無線機、合意されたサービス及び使用レベルのインフラ及び設備など)。
- 「FIN 付属書 1—OCOG の保険に関する規定」に従い、関連する保険証券を調達し、維持する。

BRS 02 - 大会運営フェーズの施設とサービス—国際放送センター (IBC) /山岳放送センター (MBC)

- 
- 競技会場に近接して便利な場所に立地し、簡単に改修できる既存の建築物、新しい構造、または大型の建物を、全ての放送関連の活動の運営拠点である IBC として提供する。さらに、オリンピック冬季競技大会については、前記よりも規模が小さい同様の施設が、MBC または第二の施設として要求される場合がある。
 - IBC/MBC の両施設が適切な高さでスペース要件に適合し、これらの施設が、「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って正しく設備が整えられていることを確保する。
 - 建物の全ての建築図面と設備図面を OBS に提出し、OBS は建物のスペース計画の最終承認を行うものとする。
 - フィットアウト (取付け) とオーバーレイのための時間を十分にとった上で合意された期日に OBS への施設の引渡しを実施し、パラリンピック競技大会の期間後、設備の撤去と建物の原状回復が完了するまで、その所有が維持されることを確保する。
 - 施設内及び施設周囲に、ゲストパスオフィス、デイリーブリーフィングルーム、コンパウンド/サテライトファーム、発電機スペース、荷積みドック、物流業務、モータープール、駐車施設と降車エリア、OCOG 提供のサービスのためのスペースを割り当てる。
 - テクノロジー設備 (コンピューター、プリンター、コピー機)、一般的なテレコムサービス (固定電話回線、携帯サービスエリア、高速インターネット)、携帯及びコミュニケーション無線、内部サービスエリア、ケーブルテレビ CATV システム及び FFE の備品及びインフラを提供する。



- 各種の競技会場と非競技会場の間にブロードキャストテレコムサービスネットワークを敷設するために、OBS から要求される光ファイバーを全て提供する。詳細については、「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」を参照されたい。
- IBC/MBC の引渡しの日から撤去の終了までの間、アクセス管理要員の派遣を含めた、適切なセキュリティ及びペリメーター管理が実施されることを確保する。
- 外部及び内部の大会のルック要素を提供する（地図、案内標識、部屋表示など）。
- 専門化した管理システム（例えば、建物管理システム [BMS]）を含む、建物とそのサービスの全ての保守及び施設管理を提供する。

BRS 03 - 大会運営フェーズ- 施設及びサービス- 会場

- OBS が ITVR 信号を発信できるように、適切な支援と援助を確保する。
- 「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って、放送運営エリアに必要なスペース、インフラ、配線要件、照明、HVAC、FFE、テクニカル/ドメスティックパワーが各会場に含まれていることを確保する。
- オフィス、テクノロジースペース、食事や飲料、及び倉庫（コンテナ、キャビン、トレーラー、テントなど）として使用される施設、これらの各施設の FFE、飲料水と排水（要求される場合）及び全 OBS と RHB エリアの毎日の清掃サービスを提供する。
- 会場の使用開始時から設備の搬出の完了時まで、職員のアクセス管理を含めた、適切なセキュリティ及びペリメーター管理が実施されることを確保する。
- OCOG から提供される全てのサービスと施設が、「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って正しく設置され、配線されることを確保する。
- マテリアルハンドリング機器（MHE）や給油のためのその他の関連するロジ面でのサポートを含めた、設備の搬入/搬出、設置、配線及び職員の移動用の専用のサービス車両を提供する。
- OBS の照明要件に従って、照明計画を策定し、実施する。更なる詳細については、「BRS 付属書 3—放送照明に関する規定」を参照されたい。
- 放送に関する留意事項を考慮に入れ、大会のルックならびに道案内、表示及び輸送標識を全放送エリアに供給し、設置する。

BRS 04 - 大会運営フェーズ- その他の施設及びサービス

- 大会前、大会期間中及び大会後の、職員と車両がアクセス管理エリアに入るために必要な全てのアクセデーション、補助デバイス及びその他のパスを供給する。
- 大会前、大会期間中および大会後の、OBS と RHB 職員のための運営許可とライセンスの取得プロセスを確保する。
- 設備の保管、組立て、試験及び仮置きするため、ならびに物品の発送と受入れのために、ほとんどのオリンピック会場及び/または IBC に近い OBS が必要とする倉庫と作業施設を提供する。当該施設は「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」に従い、適切に用意されていなければならない。
- 要求される全てのメディア輸送サービスを、「BRS 付属書 4—メディア輸送表」に従って提供する。



- HCC—大会運営要件—宿泊施設に従って、RHB と OBS の全ての職員のための許容レベルの宿泊施設が利用可能であることを確保する。
- 完成済みで稼働可能な約 10 から 12 の RHB 中規模スタジオ（1 スタジオ当たり約 70m²）を収容した施設とスタンドアップポジションを提供する。当該施設は、オリンピックエリアまたは開催都市を象徴する場所を遮るものなく見渡せ、電源、HVAC、セキュリティ、コンパウンドなどが整備される。
- OBS と RHB の全てのニーズを満たすために、カメラ、マイクロホン、空地通信、マイクロ波、衛星及び汎用の双方向通信の大会期間中の周波数割り当てを、関連当局とともにまとめて、調整を行う。
- 開催都市と共同開催都市における OBS と RHB の撮影の一般的な撮影方針を、要求される許可とライセンスを含めて、承認を得るために OBS に提出する。

パラリンピック放送サービスに関する要件



BRS 05 - パラリンピック放送要件

- HCC—原則及び IOC と IPC の間で交わされた合意に沿って、以下を確保する。
 - － オリンピック競技大会のホスト放送局である OBS は、パラリンピック競技大会のホスト放送局を兼任することになる。
 - － パラリンピック競技大会の国際テレビ信号の制作レベルは、IPC との協議の上、OBS により決定されるものとするが、この際、RHB の要求と、過去のパラリンピック競技大会で実施されていたサービスの制作及び適用範囲のレベルを考慮する。後者のレベルにより、サービスの制作及び適用範囲のベースラインレベルが定められる。IPC は、サービスの制作及び適用範囲のレベルが定義される、OBS と OCOG 間の開催国放送契約を承認するものとする。
 - － 放送権の販売においては、IPC と緊密に連携する。放送販売戦略の詳細は、PMPA で概説される。



BRS 06 - パラリンピック競技大会の一般的なメディア施設とサービス

- IBC、ベニューメディアセンター、記者会見室とメディアラウンジ、アクセシブルなコメンタリーポジション、ミックスゾーン、放送コンパウンド、プラットフォーム及びアナウンスポジションなど、パラリンピック競技大会中の放送事業者の複数の主要な施設を提供する。これらはオリンピック競技大会中に放送事業者提供されるものと同様のものだが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。
- アクレディテーション、宿泊、メディアガイド、パラリンピックインフォメーションサービス、レートカード/DOS、テクノロジー、輸送、出入国、チケットティング、言語サービス、その他のサポートサービスなど、パラリンピック競技大会中に放送事業者提供されるものと同様のものだが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。



2.3. NOC サービス

序論

NOC と NPC は、オリンピックとパラリンピックの大会でチームを設立し、組織し、指導する。NOC サービスの役割は、NOC と NPC が選手に代わって、必須の任務を遂行するのを支援することである。本分野は NOC と NPC のために、OCOG との主要な連絡役として、OCOG 内で選手の代りに連絡し、NOC と NPC による開催都市への大会前訪問を主催する。したがって、NOC サービスチームは、他の関連分野とともに、全選手及び NOC サービスレベルの定義と検証を担当する。

NPC へのサービスレベルは、パラリンピック大会の特定要件とニーズに合わせて、NOC に提供されるサービスと同等または類似していなければならない。

NOC サービス分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 選手のニーズが満たされることを確実にするためのアスリート委員会の創設。
- 大会1年前の有益な選手団団長セミナー等、大会前の NOC と NPC への効率的な情報伝達。
- ボランティア（NOC アシスタント）のための包括的な募集及びトレーニングプログラム。
- NOC 訪問、旅行、会議及びセミナーのための全ての要件の調整。
- オリンピック選手村の NOC サービスセンターや選手団団長会議を通じ、大会時において、効果的に情報やサービスを提供する。

OCOG 内部及び、IOC、IPC、国内オリンピック委員会連合（ANOC）、NOC、及び NPC 等、デリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

NOC サービス分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と緊密に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅するトピックスに関する更なる情報は、『NOC サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って NOC サービス要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

NOC サービスの管理に関する要件

NCS 01 - NOC の国内の団体との契約

- 当該 NOC の事前の承認なく、OCOG が当該 NOC の国内のどの団体（国内連盟、外交団など）との間にも合意を結ばないことを確保する。



NCS 02 - 選手とその他の認定 NOC 参加者のメディアとしての活動に関する制約

- メディアとしてア krediyteeshon を付与された者のみがジャーナリスト、レポーター、またはその他のメディアの立場で活動できることを保証する。いかなる状況においても、選手、コーチ、役員、プレスアタッシュまたはその他のア krediyteeshon を付与された参加者は、オリンピック競技大会の期間中、ジャーナリスト、レポーターまたはその他のメディアの立場で活動することは許されない。これは、大会、開催都市及び OCOG の活動の公平かつ一部の人間のみによる描写を保証するためである。

NCS 03 - NOC の物品の移動

- オリンピック会場内の物品の移動について（NOC の費用負担なしで）以下の了解に基づいて管理する。
- NOC は、選手村内で専用の運送業者（人と資材運搬機器 [MHE] を含む）を起用することが許可されるものとする。
- オリンピック競技大会で使用される NOC の物品の、通関手続地から各会場（選手村、競技会場）までの輸送の責任と費用は、大会都市の立候補コミットメントで定義された輸送補助金の対象となる品目を除き、NOC により負担されるものとする。

NCS 04 - 物品の損傷及び損失

- 棚卸及び検査プロセスを通じて登録された全ての損傷、または物品の紛失（OCOG から無償で提供されたものか、レートカードを通じて取得されたものかにかかわらず）は、必ず当該 NOC が賠償責任を負うこと。OCOG と当該 NOC の間で合意に至らない場合、IOC の NOC リレーションズ部が調停役となるものとし、合理的な期間を経ても合意に達しない場合、同部は最終決定を下すものとする。オリンピック競技大会後、出国時に合同検査で合意された損傷を上回る賠償は、NOC に対して行われぬものとする。

NCS 05 - ギフトバッグ

- OCOG がギフトバッグの提供を決定した場合、その中身を承認のために IOC に提出するものとする。

NOC/NPC の公式訪問と移動に関する要件

NCS 06 - NOC/NPC の開催都市への公式訪問

- 大会の 47 か月より前には、NOC/NPC の公式訪問を受け入れるべきではない。ただし、NOC サービス分野として、大会計画（会場マップ）、空港アクセス、輸送情報などの関連情報を提供すべきであり、また開催都市を訪問する NOC/NPC に対し円滑な移動と快適な滞在を手助けするために地域の観光情報を提供すべきである。
- 大会の 47 か月前から 3 か月前までの間に、NOC サービス分野として NOC/NPC 公式訪問の受入れの準備を整えるべきである。
- NOC 訪問方針及び手順を、承認のために IOC に提出する。同様に NPC 訪問方針及び手順を承認のために IPC に提出する。



NCS 07 - 渡航補助金

- オリンピック競技大会に参加する各選手の NOC 並びにパラリンピック競技大会に参加する各選手の NPC に、渡航補助金を提供する。
- 各 NOC と NPC の渡航補助金の額は、以下に基づき米ドルで計算され、伝達されるものとする。
 - 公表されている、手数料を払って予約変更することが可能なエコノミークラスの最低往復運賃。NOC/NPC の首都（NOC/NPC が合意する場合は他の都市、すなわちオーストラリアではシドニー）からオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の公式通関手続地（POE）までの区間
 - 可能な場合、オリンピックまたはパラリンピック競技大会の選手村の開村日及び閉村日に、POE で入国・出国する場合の航空運賃。両日における POE と NOC/NPC の首都の間の移動が不可能な場合、最低のエコノミー料金が適用される両日に近い日が選択される
 - 最短経路
 - 空港使用料及び税を含む
 - 乗り継ぎ費用は含まれない
 - キャンペーン航空券料金と格安航空会社は除外される



NCS 08 - NPC サービス

- NPC の特定の要件とニーズを考慮に入れ、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整した上で、オリンピック競技大会で NOC に提供されるサービスと同様または同等のサービスを NPC に提供する。

会議、セミナー、マニュアルに関する要件

NCS 09 - アスリート委員会の設立

- 選手向けのサービスレベルの妥当性確認を支援すること及び OCOG のサービス実施を監視し、助言することを任務とする、アスリート委員会を設立する。

NCS 10 - 出版物と会議における公式言語の使用



- オリンピック及びパラリンピック競技大会（夏季）両方の NOC と NPC の全ての出版物は、フランス語、英語及びスペイン語で提供する。



- オリンピック及びパラリンピック冬季競技大会、両方の NOC と NPC の全ての出版物は、フランス語及び英語で提供する。



- オリンピック及びパラリンピック競技大会（夏季）での、選手団団長セミナーと選手団団長会議で、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語、アラビア語の同時通訳を提供する。



- 冬季オリンピックとパラリンピック競技大会での選手団団長セミナーと選手団団長会議ではフランス語と英語で同時通訳サービスを提供する。

NCS 11 - 選手団団長ドシェ及びマニュアル

- 選手団団長ドシェと選手団団長マニュアルを承認のために IOC に提出する。



NCS 12 - 選手団団長セミナー

- 開催都市で選手団団長セミナーを開催する。



NCS 13 - NPC 選手団団長セミナー

- 開催都市でNPC 選手団団長セミナーを開催する。

NCS 14 - 選手団登録会議 (DRM)

- 競技登録の期限後、ただし遅くとも選手村の開村式までに、選手団登録会議 (DRM) を開始し、開会式の前日まで継続することを保証する。



2.4. オリンピックファミリー及び要人サービス

序論

スポーツ業界のすべての部門の上級指導者の多様なグループが、大会関連の重要な任務を果たすためオリンピック・パラリンピックに出席する。経営責任者、国家元首（HOS）、政府およびその他の要人を含む、社会の他の分野の多くの指導者も、様々な資格で大会に出席する。

オリンピックファミリー及び要人へのサービスは、OCOG 国際渉外チームによって計画され、実施される。そのため、このチームは、全てのオリンピックファミリー及び要人へのサービスレベルを他の関連分野とともに定義し、検証する責任を有する。また、IOC・IPC と OCOG の間の主要な連絡役としても機能し、競技大会前と大会中に開催都市において開催されるすべてのイベントのロジスティクスを調整する。

オリンピックファミリー及び要人サービス分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- ステークホルダーグループ及びそのニーズの完全な知識。
- 競技会場及び非競技会場での情報及びサービスの効果的な提供。
- 詳細かつ効果的な要人サービス計画。

OCOG 内部及び、IOC、IPC、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）、スポーツ仲裁裁判所（CAS）及び開催国当局等、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

オリンピックファミリー及び要人サービス分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『オリンピックファミリー及び要人サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』、『パラリンピックプロトコール及びパラリンクファミリーサービスに関する IPC ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って、オリンピックファミリー及び要人サービスの要件を満たすために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

オリンピックファミリーサービスに関する要件

OFS 01 - IOC 会議及びイベント

- 以下の大会前会議／イベントを、IOC の費用で開催する。
 - 調整委員会（CoCom）会議
 - プロジェクトレビュー（PR）



- 以下の IOC の費用負担による大会時会議／イベントの開催を支援する。
 - － IOC 理事会会議
 - － IOC 総会
 - － その他の大会時会議及びイベント
- あらゆる契約合意の締結前に、価格及び場所を含む、施設提案を IOC に提出し承認を得るものとする。
- IOC と協力し、IOC 総会開会式を開催する。

OFS 02 - IOC 総会のルック

- IOC 総会のルックが、総会に関連した印刷物、装飾、徽章にのみ表示されることを確保する。制作費は IOC が負担する。
- 全ての公式資料は、フランス語と英語で記述され、IOC に提出し、承認を得るものとする。

OFS 03 - オリンピックファミリーアシスタント (OFA) プログラム

- 以下に挙げるオリンピックファミリーステークホルダーに、職務の遂行を手助けするオリンピックファミリーアシスタント (OFA) を割り当てる。
 - － IOC 会長、IOC 名誉会長
 - － IOC 副会長
 - － IOC 委員
 - － IOC 名誉委員及び IOC 荣誉委員
 - － IOC ディレクター
 - － オリンピック競技の IF 会長及び専務理事
 - － NOC 会長及び専務理事
- オリンピックファミリーメンバーが、開催都市に到着してから出発するまで、オリンピックファミリーアシスタント (OFA) が同行することを確保する。
- 1 日最低 10 時間のサービスを確保し、特別な業務上の必要性がある場合は業務時間が延長される (IOC と OCOG が合同で承認する)。1 人のオリンピックファミリーアシスタント (OFA) ではこの要件に対応できない場合、計画段階で追加のオリンピックファミリーアシスタント (OFA) が複数割り当てられるべきである。
- これらの要件を、開催国の法律に従って満たすことを保証する。
- オリンピックファミリーアシスタント (OFA) が提供されるオリンピックファミリーステークホルダーには、職務の遂行を補助するために「T1」または「T2」運転手も割り当てられるため、適切な場合は、OCOG はオリンピックファミリーアシスタント (OFA) と運転手の役割を兼任させることを検討してもよい。

OFS 04 - 開会式と閉会式の会場の座席計画

- 座席の割り当てを最終決定しチケットを印刷する前に、オリンピックファミリー及び要人の座席計画案を IOC に提出し、承認を得る。



OFS 05 - 参加メダル及び参加証

- OCOG が、大会でのステークホルダーの貢献を認めるために参加メダルと参加証を制作する決定をした場合、メダル、メダルケース及び参加証のデザインが IOC の規定に従っていることを確保し、IOC にデザインを提出して承認を得る。
- 参加メダル、メダルケース及び参加証を製造し、アクレディテーションを付与された以下の人々に配付する。
 - IOC (ゲストカテゴリーを除く全カテゴリー)
 - IF
 - NOC (全カテゴリー)
 - TOP (会長、CEO、上級幹部)
 - オリンピック放送サービス (OBS) とメディアの全メンバー
 - OCOG
 - OC
- 参加メダルと参加証は、参加を辞退した人々や同伴ゲストには与えられないものとする。

OFS 06 - 記念証

- OCOG が記念証の制作を決定した場合、そのデザインが IOC の規定に従っていることを確保し、IOC にデザインを提出して承認を得る。
- この記念証を制作し、アクレディテーションを付与されているが参加証及び参加メダルを受け取る対象ではない全ての人々に配付する。

オリンピックファミリーの宿泊と施設に関する要件

OFS 07 - IOC、世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) のオフィス及び施設

- オリンピック競技大会中、オリンピックファミリーホテル (OFH)、メインプレスセンター (MPC) 及び選手村に、IOC のために (IOC の費用負担で) 設備を完全に整えた使用可能なオフィススペースを確保する。価格及び場所を含む施設の提案は、契約合意締結前に IOC に提出され、承認されなければならない。
- さらに、WADA (WADA の費用負担) 及び CAS (OCOG の費用負担) のために、設備を完全に整えた使用可能なオフィスおよびミーティングのスペースを、いずれかのオリンピックファミリーホテル (OFH) の内部に提供する。CAS ミーティングルームの 1 つに同時通訳設備を設け、通訳を提供すること。
- オフィスの正確な数と設備の種類 (家具・什器・備品 (FFE)) は、IOC、WADA、CAS 及び OCOG の間で合意されるものとする。

OFS 08 - オリンピックファミリーホテル (OFH) とその他の IOC スペースにおける大会のルック

- 大会ルック要素 (バナー、バックパネル、パーティション、道案内サイン、ステッカー、特別な装飾を含む) が、オリンピックファミリーホテル内の全ての IOC オフィス及びエリア、MPC 及び選手村内の IOC スペース、理事会会議及び IOC 総会の会場ならびに IOC 総会開会式会場を含む、IOC が使用する全ての場所に設置されることを確保する。



IOCが独自の大会のルックを制作する場合は、IOCがその費用を負担する。OCOGはその作製と設置に責任を持つ。

OFS 09 - IOC オリンピッククラブ (OLC)

- OLC がオリンピックホスピタリティセンター (OHC) 内に設置される場合、IOC にスペース (仮設または恒久施設、または既存の会場) と、OCOG が提案し IOC が承認した場所で OLC を運営するための複数の補助サービスを提供する。IOC は、「引渡し」日から OLC の運営の終了までの期間中の賃貸料を負担する。
- 他の非競技会場で提供される全てのアメニティ、場所、設備及び以下の補助サービスを、OLC で提供する。
 - ケータリングキッチン (必要な全てのインフラと設備を備えたもの)
 - 清掃及び廃棄物処理
 - 防火管理
 - 基本ユーティリティ (電気、水道、下水、ガス)
 - 許可書 (衛生、安全及び営業許可)
 - セキュリティ、道案内サイン、テクノロジー設備 (テレコムサービス、インターネット、OBS フィードも受信する TV)
 - トイレ
 - 輸送及び駐車場
- OLC の主要エリアは、おおよそ以下の面積を有するものとする。



標準エリアの寸法	オリンピック 競技大会	オリンピック 冬季競技大会
フロントオブハウス (50%がレストランとケータリング、20%がイベントスペース、15%がプライベートオフィス、15%が共有エリア)	2,000m ²	1,500m ²
バックオブハウス (平屋の場合)	700m ²	500m ²
バックオブハウス (2階建ての場合)	850m ²	650m ²
バックオブハウス (3階建ての場合)	1,000m ²	750m ²
現地の気候条件に応じて、屋外エリア (テラス) を設置できる。		

要人サービスに関する要件

OFS 10 - 要人サービスの提供

- 以下の要素を含む、要人サービス計画を IOC に提出し、承認を得る。
 - 要人プログラムに含める国内要人の割合
 - 要人サービスの提供における、OCOG とデリバリーパートナーのそれぞれの役割と責任



パラリンピックファミリーサービスに関する要件



OFS 11 - IPC 理事会の開催

- パラリンピック競技大会の開会式の2日前にIPC理事会を開催し、会議の開催のために指定された施設と設備をIPCに提供する。



OFS 12 - パラリンピックファミリーメンバーの大会時の費用

- IPCによって指名されたIPC理事及びIPCマネジメントチームメンバーなど、複数のパラリンピックファミリーメンバーの、パラリンピック競技大会時の費用（航空運賃、食費、宿泊費）を負担する。これは、IPCが、大会期間中に効率的かつ十分に大会管理に関する支援をOCOGに対して行うことができるようにするためである。この規定の範囲に関する詳細は、IOC-IPC協定に記載されている。



OFS 13 - パラリンピックホスピタリティーセンター（PHC）

- IPCがパラリンピックホスピタリティーセンター（PHC）に必要な適切なスペースとサービスプロバイダーを探す際に支援する。
- 会場とオーバーレイを提供する。センターの運営費用は、そのマーケティング権を保有するIPCが負担するものとする。
- パラリンピックホスピタリティーセンター（PHC）を非競技会場として認識する。
- パラリンピックホスピタリティーセンター（PHC）がアクレディテーションを必要とするエリア内に位置する場合、またはアクセスするためにチケットが必要な場合、必要に応じてイベントサービス、セキュリティ、清掃・廃棄サービスをその周辺エリアで提供する。



OFS 14 - パラリンピック参加メダル及び参加証

- OCOGがパラリンピック競技大会におけるステークホルダーの貢献を認めるために参加メダルと参加証を作成することを選択した場合は、メダル、メダルケース、参加証のデザインはIPC仕様に準拠するものとし、IPCに当該デザインを提出し承認を得ること。
- IPCに代わり参加証及び参加メダルを制作し、贈呈する。



OFS 15 - パラリンピック記念証

- OCOGが記念証を作成することを選択した場合は、そのデザインはIPC仕様に準拠するものとし、IPCに当該デザインを提出し承認を得ること。
- この記念証を制作し、アクレディテーションを付与されているが参加証及び参加メダルを受け取る対象ではない全ての人々に配付する。



OFS 16 - パラリンピック競技大会の開閉会式における特別観覧席

- プレジデンシャルボックスに着座するパラリンピックファミリーメンバー用の公式スタンドとは別に、アクセシブルな座席を含む特定の数の座席を、IF、NPC、要人、OCOG、IPCスタッフ、IPCパートナー、立候補都市及びメディアのために、開閉会式会場に確保する。座席の割り当てを最終決定しチケットを印刷する前に、パラリンピックファミリーのための座席計画案を、IPCに提出して承認を得る。



OFS 17 - パラリンピックファミリースタンド

- IPC が設定した各客席要件に従って、全ての競技会場のパラリンピックファミリーのための専用エリアに、アクセシブルな座席を含む座席を用意する。

OFS 18 - IPC オフィス及び備品

- パラリンピックファミリーホテル（PFH）と、IPC 事務局を構成するその他の場所に、IPC ガイドラインに従って、要求される家具・什器・備品（FFE）、テクノロジー設備及びワークフォース支援とともに、一般オフィススペース、プライベートオフィス、会議室及び受付デスクを提供する。
- 開催都市以外の都市の各会場または宿泊施設に IPC オフィスを提供する。
- パラリンピックファミリーホテル、パラリンピック選手村、メインプレスセンター（MPC）などを含む全ての IPC オフィス設置箇所の間で、毎日の配達サービスを提供する。

OFS 19 - パラリンピックファミリーアシスタント（PFA）

- 以下のパラリンピックファミリーステークホルダーに、その職務を遂行できるように、パラリンピックファミリーメンバーの到着から出発まで同行するパラリンピックファミリーアシスタント（PFA）を割り当てる。
 - － IPC 会長及び理事会メンバー
 - － IPC 名誉理事、IPC 終身委員、IPC 名誉ゲスト
 - － IPC ディレクター
 - － パラリンピック競技の IF の会長及び専務理事
 - － NPC 会長及び専務理事
- 1 日最低 10 時間のサービスを確保するものとする。特別な運営上の必要性があり、IPC と OCOG によって承認された場合、業務時間が延長されるものとする。この要件を 1 名の運転手で満たせない場合には、計画段階で 2 名の運転手を割り当てる。
- 上記の要件を、開催国の法律に従って満たすことを保証する。



2.5. 人材管理

序論

オリンピック及びパラリンピック大会は、優秀かつ専任の大会スタッフなしには実現できるものではなく、これはOCOGの最も重要な資産のひとつであるといえる。人材管理FAには、大会ボランティア、委託事業者、政府、マーケティングパートナー、その他大会のステークホルダーからの派遣スタッフを含む、大会スタッフ全体の戦略、計画、募集に関するすべての統括及び管理が含まれている。

人材管理は、基本的な大会スタッフの個人情報管理に加え、採用から大会後の円滑な解散プロセスの実施に必要なイベント重視型の活動も含まれる。

人材管理分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 効果的なエンゲージメント及び採用戦略
- 効率的な再配置戦略
- 人材の需給を比較した信頼できる労働市場分析及び、オリンピックとパラリンピック大会を運営するために必要な技能
- 大会前及び大会中の職員および大会ボランティアに対する役割通知書

OCOG 内部及び、委託事業者、マーケティングパートナー及び政府関係者等、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功に導くためには重要である。

人材管理分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『人材管理に関するオリンピック競技大会ガイド』、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って大会の実施に携わる全ての人材管理を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

PEM 01 - 人材管理戦略

- IOC に対して以下を提供する。
 - IOC 人材管理長期戦略ツールキットで概説された、人材管理長期戦略
 - 短期職員、大会ボランティア及び委託事業者を含む、大会スタッフの短期大量募集に関するエンゲージメント活動及び募集・採用戦略
 - 職員、大会ボランティア及び委託事業者に適用されるダイバーシティ&インクルージョン戦略



PEM 02 - 労働市場分析

- 必要となる人材の効率的な募集を確実にするために、職員、大会ボランティア及び委託事業者のポジションに関して、労働市場と比較し、大会運営に必要な需要レベル及び求められるスキルの推定に関する労働市場分析を実施する。

PEM 03 - OCOG の組織の進化

- ファンクショナルエリア (FA) 別の最新の組織図を、定期的に、また要求に応じて IOC に提供する。
- 人材計画策定報告書を年次予算とともに IOC と IPC に提出し、IOC または IPC から要求があれば更新する。

PEM 04 - 人材管理テクノロジーシステム

- 所期の全てのシステムの実装と更新の概略を示した、人材管理テクノロジーシステムの枠組みとインターフェースの概略図を、年次ベースで IOC に提出する。

PEM 05 - 役割通知書

- 職務レベル、報酬及び採用を検証するために、大会前（計画策定段階）の各役職についての役割通知書を作成する。大会開催中については、最低でも、大会ボランティアおよび短期職員に役割通知書がある。

PEM 06 - 大会関係者の入国手配

- HCC—原則に従って、オリンピックの職務遂行に必要な特定の（アクレディテーション付与または非付与の）大会関係者のため、入国に関する適切な取決めを、事前承認のために IOC に提出する。

PEM 07 - 大会スタッフのユニフォームプログラム

- 特にオリンピックマーケティングパートナー及び委託事業者の従業員に対して提供されるユニフォームに関しては、大会スタッフユニフォームプログラムが策定され、それがオリンピック憲章の規則 50 及び関連する全てのガイドラインに沿ったものであることを確認する。



3. 会場及びインフラ





3.1. エネルギー

序論

選手、競技及び主要ステークホルダー（放送、プレス、テクノロジー）の運営、さらに観客、視聴者、及び大会や開催都市の世界的イメージに、負の影響を及ぼす可能性がある障害を防止するために、安全で信頼性の高い、レジリエントなエネルギー供給が必要である。

新規エネルギーインフラプロジェクトにおいては、大会計画及び準備の着手時点から、あらゆる改善によって継続的な利益を確実に与える、レガシー及び持続可能性の検討が不可欠である。

エネルギー分野に関して、重要な成功要素は以下のとおり。

- OCOG における、テクノロジー及び運用上の計画の管理を専門とするエネルギー部門
- 開催国当局及びエネルギー機関の代表等、全ての大会関連、及び非大会関連のステークホルダーで構成された大会エネルギー調整委員会
- エネルギー供給信頼性基準に見合う、リスク軽減策及び冗長性
- 合意されたサービスレベルを満たし、「電源投入」が要求された日までに間に合う、仮設電力オーバーレイの整備及び大会継続ソリューション

OCOG 内の会場・インフラ、放送サービス、プレスオペレーション、輸送、テクノロジー、アクレディテーション及び会場マネジメント等の複数のエリア、加えて開催国当局及びエネルギー機関との緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

エネルギー分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、IOC の知識継承（TOK）資料に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従ってエネルギー要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

NRG 01 - 大会エネルギー計画策定

- 基礎フェーズの間に、立候補フェーズで実施された初期エネルギー調査のフォローアップを実施する（電力とガスを含む）。このフォローアップ調査では、会場マスタープランの策定及び改良、さらに大会で特定されたインフラプロジェクトの定義、クラスターと会場の供給、エネルギー需要見積、エネルギーインフラの可用性／供給可能容量が反映されるものとする。IOC は、このプロジェクトの完了を援助するために、OCOG に見積文書を送付するものとする。



NRG 02 - 大会エネルギー調整委員会

- OCOG、開催国当局、公共設備及び新しいオリンピック会場の建設に責任のある機関をまとめた管理機関（大会エネルギー調整委員会）を、開催都市が設置するものとする。この大会エネルギー調整委員会は、大会関連のエネルギーインフラプロジェクトを定義し、提供のタイムラインを管理できる適切な権限レベルを備えた特別な委員会として、機能するものとする。同様に、同委員会は、要求されるレベルで電力インフラとサービスを提供するのに必要な意思決定と協力を促進するものとする。大会エネルギー調整委員会は、常にレガシーとして活用するための機会についても考慮するものとする。

NRG 03 - 開催都市及びエネルギー機関

- 開催都市の電力供給に責任を負う開催国当局と機関が、大会の運営を支えるために極めて重要と定義された、全てのエネルギーインフラプロジェクトの資金調達と期限内の実施にも責任を負うことを確保する。この責任には、商用電力系統からの代替供給源（予備電源）としての仮設供給インフラ、会場クラスターまたは独立型会場への一時的供給も含まれるものとする。その他に、開催国当局及び機関は、大会運営の支援に必要な、主にクラスター／会場周辺内のコンパウンドとして設置される仮設高圧配電インフラにも責任を負うものとする。

NRG 04 - 供給能力

- 開催都市と当該の開催国当局との協力によって、大会開催時に予測される需要要件を満たす適切な設備能力の予備及び、特定の短期的な追加負荷要件に対応するための余力が確保されるようにするものとする。この場合、エネルギーミックス、エネルギー制約プラント、プラントの負荷損失確率（LOLP）、その他の開催都市の電力系統に特に影響を及ぼす要因を考慮に入れるものとする。

NRG 05 - 信頼性基準

- 開催都市と当該の開催国当局と協力し、以下の基準を確保するものとする。
 - 送電及び配電系統の能力が、N-1 条件下での通常の運用を保証すること
 - システムが大会の特定のニーズに適合すること。特に電力供給会社における最高レベルの供給信頼度（系統平均停電頻度指数（SAIFI）、系統平均停電時間指数（SAIDI）、需要家平均停電頻度指数（CAIDI））に適合すること。信頼度が許容範囲から外れる場合、IOC は大会の特定のニーズを考慮し、開催都市と協力して、大会の電力供給の信頼性を高める対策を実施すること

NRG 06 - 会場供給

- 開催都市と当該の開催国当局との協力により、会場の電力が完全な冗長性を持つ送電系統から供給されることを確保する。主電源と予備電源は、異なるケーブル配線で、1秒以下の自動切替え機能を備え、地理的に独立した変電所から供給されるものとする。



NRG 07 - オリンピックサイトの供給のレジリエンス及び信頼性

- 開催都市と当該の開催国当局との協力により、電力供給（外部からの会場への電力供給と会場内の電力供給を意味する）の各要素が、定格容量の80%を超えないことが保証されるように、オリンピックサイトに対する電力供給インフラ並びに電力供給サービスを設計し、提供するものとする。

NRG 08 - 大会継続

- 放送、プレス、テクノロジー、競技、セキュリティなどの大会のコアサービスに対しては、テクノロジールーム／運用エリアの暖房、換気、空調（HVAC）システムを含め、仮設の発電及びUPSシステムによって、電力負荷の100%をバックアップすることで、完全にN-1レベルの大会継続電力の供給を確保するものとする。
- 競技エリア（FOP）の照明は、いかなる状況下にあっても大会を継続するために50%の照明を確保するものとする。そのために、2つの独立した電源からそれぞれの照明に電力を供給する構成とするものとする。FOP照明用の追加の仮設バックアップ発電の必要性は、会場の計画策定の間にOCOG、OBS、IOCにより評価されるものとする。



3.2. 会場

序論

会場は、オリンピックとパラリンピックのステージングの基本要件である。開催都市及び OCOG は、大会を開催可能な、会場及びインフラ（オーバーレイ含む）を計画、建設、改修、運営しなければならない。

主要オリンピック会場には、競技会場、オリンピックおよびパラリンピック選手村、国際放送センター（IBC）、メインプレスセンター（MPC）、山岳メディアセンター（MMC）、セレモニースタジアム、メダルプラザ、オリンピックファミリーホテル（OFH）、宿泊施設村、オリンピック公園及び主要な共通ドメイン、空港、その他の到着と出発の主要ポイント、が含まれる。

会場分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 大会運営要件に加えて、持続可能性及びレガシー、既存、仮設及び撤去可能な会場の使用最大化を重視したマスタープラン
- アクセシビリティへの慎重な配慮
- 全ての競技会場でのテストイベントプログラム
- 効率的なモニタリング及びレポーティングプロセス

OCOG は、会場デリバリー及び管理において、会場設営（VED）及び会場管理（VEM）という2つの分野に責任を有する。これら分野は OCOG エリア、IF 及び OBS といった内部ステークホルダー、及び会場オーナーやデベロッパーといった外部ステークホルダーと協力しなければならない。VED チーム、VEM チーム及び全てのステークホルダー間における早期のエンゲージメントが不可欠である。

会場分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『会場及びインフラに関するオリンピック競技大会ガイド』、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って会場要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

VEN 01 - 会場マスタープラン

- 開催都市立候補ファイルに記載された、主要オリンピック会場の収容能力、内容、位置、構造（恒設／仮設）及び建設スケジュールが変更される場合、事前承認のために必ず IOC に提出する。



VEN 02 - サイト及びサイトマスターリスト

- HCC—原則に従って、大会の実施に必要な全てのサイト（競技、練習、非競技会場及びその他の施設）を提供する。
- オリンピック及びパラリンピック競技大会に使用される全てのサイト（主要オリンピック会場を含むが、これらに限定されない）の主要な情報を示した、サイトマスターリスト（IOC が提供するテンプレートに基づく）を維持し、OCOG の全ライフサイクルを通じて、このマスターリストを更新する。
- OCOG の設立 3 か月以内に作成される、その初版サイトマスターリストには、最低でも全ての主要オリンピック会場を含んでいることを確保する。
- サイトマスターリストには、必ず「ウォールオブチャンピオンズ」に適した場所を含める。
- この文書は、参照文書及び主要な計画策定文書として扱われるものとし、定期的に IOC と共有されるものとする。

VEN 03 - 会場及びインフラの大会レガシー計画

- 開催都市に長期的な有形のオリンピックレガシーを確保できるように、大会のために建設された全ての会場とインフラのレガシー計画（立候補プロセスで、大会のコンセプトの一部として一般用語で解説）を確認し、維持し、更新する。レガシー計画には、以下を記述した事業計画を含めるものとする。
 - － 大会開催時に予測される利益
 - － 主要オリンピック会場とインフラの大会後の用途
 - － オリンピック競技大会を都市／地域の長期計画戦略に適合させる方法
 - － 財務計画
 - － 大会のために建設された会場とインフラの、大会前と大会後の運営責任及び所有権（デリバリーパートナーとの協議に基づき OCOG によって決定されたとおり）
- 以下により、オリンピック後の会場、施設、インフラの利用に貢献する。
 - － インターナショナル・マスターズ大会協会と調整して、オリンピック大会に続いて開催されるマスターズ大会が開催都市で開催される可能性を探る。
 - － 同協会との間で確立された議論や計画に関する進捗報告書を IOC に提出する。

VEN 04 - パラリンピック競技大会の計画策定

- 費用とロジスティックスの複雑さを最低限に抑えるために、オリンピックサイトをパラリンピックサイトとして最大限活用する。この原則の例外があれば、正当性が説明されるべきであり、IPC の承認を条件とする。
- パラリンピック会場の計画策定は、オリンピック及びパラリンピック競技大会のニーズに同時に取り組む、「60 日イベント」アプローチに従うことを確保する。この計画策定では、パラリンピックのニーズに対応し、移行期間中の変更を最低限に抑えることを目的とした、適切なレベルのアクセシビリティが提供されるものとする。



- 車いすで利用できる出口と、様々な形の障がいを持つ個人のニーズを考慮した緊急時安全計画が、宿泊所を含む全ての会場／施設に設けられていることを確保する。これらの計画は、パラリンピック競技大会への参加が想定される障がい者の範囲を考慮して、既存の規定または標準規制よりも高い基準にする必要がある場合がある。

VEN 05 - 会場設営の責任の分担

- OCOG の設立に引き続き、立候補フェーズに提示された会場設営責任マトリックスに基づき、OCOG と様々なデリバリーパートナー（政府機関と民間の事業者）のそれぞれの役割と責任を詳述したマトリックスを更新し、その後これを維持する。その初版のマトリックスには、全ての主要オリンピック会場を含めるものとし、以降の版は拡大し、サイトマスターリスト内の全てのサイトを含めるものとする。このマトリックスは、定期的に IOC と共有される参照文書及び主要な計画策定文書として扱われるものとする。
- この会場設営責任マトリックスにより、資金調達とデリバリー両方での、会場設営プロセスの以下を含む（ただし、以下に限定されない）各フェーズに責任を負う組織が示されることを確保する。
 - 用地取得
 - 実行可能性調査
 - 環境認可及びライセンス
 - 会場設計の作成
 - 入札
 - 落札
 - 設計承認
 - 資金調達
 - 恒設工事の建設とコミッションング
 - 仮設インフラとオーバーレイの施工、保守及び撤去
 - 会場の閉鎖及びサイトの原状回復

VEN 06 - 労働安全衛生

- 適切な労働安全衛生策を実施し、当該措置が国際的に認知された基準および適用される法律および規則に準拠していることを確実にするため、計画フェーズで（開催国の）主務官庁と連携する。こうした要件は、会場の準備及びデリバリーの全段階に適用され、全会場で一貫していなければならない。
- 定義された安全衛生要件が公表され、計画段階と運用段階ですべてのステークホルダーに伝えられることを確認する。
- 適用可能な安全衛生の要件を全会場が準拠することを保証するための独立した検証プロセスを実施する。

VEN 07 - 会場の持続可能性の範囲と責任

- HCC に記載された全ての持続可能性関連要件（環境、社会及び経済的側面を含む）が尊重され、その目的のために必要な対策が、恒設、仮設建築物（組立解体式含む）及びオーバーレイ設置物などに管理責任のある、OCOG、デリバリーパートナー、コントラクター、全ての個人により実施されることを確保する。



VEN 08 - 自然保護地域及び歴史的遺産地物の保護

- 立候補都市／開催都市／OCOG が、自然及び歴史的遺産保護地域内またはそれらに近接した場所に会場、施設及びインフラの設置を提案する場合、環境（植物相、動物相、土壌、水）及び文化財（景観、アメニティー、建築遺産、考古学）の制約、潜在的影響、リスク及び軽減要件の詳細な評価が実施されるものとする。
- 原則として、自然または歴史的遺産保護地域は、大会会場の建設またはその他の大会関連の活動の影響を受けてはならない。

VEN 09 - 土壌汚染地

- 工場跡地（ブラウンフィールド）が大会用途に使用される場合、認定された第三者による汚染土壌と水流の存在を見極めるための調査が実施されることを確保する。汚染が検出された場合、大会関連の作業と活動を開始する前に、建設中の作業員及び大会の全ステークホルダーの健康と安全を守るために有効な浄化作業が実施されるものとする。

VEN 10 - 水質

- テストイベントと大会本番時の両方において、選手が競技を行う場所の自然環境の水質が国内法と IF 基準を満たすことを確保する。
- 関係機関と調整し、関連する競技エリアについて大会準備期間中に水質の適切な調査を行うことを確保する。また、合意した頻度で関連データを IF と IOC に提出する。

VEN 11 - 会場持続可能性管理計画（SMP）

- 持続可能性が、主要な各オリンピック会場（仮設会場を含む）のプロジェクト実施計画の不可欠な部分となること、またかかる計画に環境及び社会的要件、リスク分析、資源要件が含まれることを確保する。
- 全ての主要オリンピック会場は、以下を含む会場持続可能性管理計画（SMP）を持つものとする。
 - プロジェクトがレガシー所有者から資金提供され、保証されていること及び財務的に持続可能であることを実証するライフサイクル評価
 - サイト選定と用地取得、廃棄物管理、資源の利用、資材の再利用、リサイクルと処分及びエネルギーと水の消費について明確で達成可能な目標を据えた、持続可能な設計及び建設慣行
- 全ての会場設計（恒設、半恒設／仮設建築物（組立解体式含む））は大会と大会後のレガシーの用途に対する必要性に基づくものであり、不必要にオーバーサイズまたはオーバースペックでないことを確保する。

VEN 12 - 建設の種類（恒設と仮設）

- 大会用途の既存の会場の恒久的アップグレードと再構成は全て、レガシーを理由として正当化されることを確保する。それ以外の場合は、一時的／取り外し可能なソリューションが見出されるものとする。



- 持続可能性の要件に沿って、全ての仮設建築物（組立解体式含む）／半恒設構造物は、構成部品が他の目的に再構成及び／または再配置、または事前に決められた目標に従った再利用またはリサイクルされることができるよう、解体を前提に設計されるようにする。

VEN 13 - 大会会場概要書

- OCOG の設立後、OCOG の独自のプロジェクト計画策定と管理を目的に、IOC のテンプレートに基づき主要な各オリンピック会場の大会会場概要書の策定を開始する。これらの大会会場概要書は、特に、機能的及び技術的ニーズ、さらに様々なオリンピック及びパラリンピックのステークホルダーとエリア（全ての必要スペースを含む）のイベント要件ならびにそれらのそれぞれの会場運営のコンセプトを満たす、妥当な基準（恒設または仮設のいずれも）の会場を提供するという、OCOG の要件が反映されるものとする。
- これら大会会場概要書を定期的に更新、参照することを確保する。

VEN 14 - 会場使用協定（VUA）

- 大会の開催を目的に OCOG で使用される全ての会場に関連して（公的機関または民間の事業体の所有に関わらず）、適切な VUA が締結されることを確保する。かかる VUA は、大会までの期間（テストイベントを含む）及び大会開催時の会場の使用と運営に関連した、全ての費用と責任が明確に特定されるものとし、かかる費用と責任が、OCOG と会場所有者間で合意されることを確保する。
- VUA の標準フォームを制作し、承認のために IOC に提出する。これは大会及びテストイベントと大会前の運営と活動のための会場の使用に関して、第三者と契約を締結する際に OCOG により使用される。
- 全ての VUA の最終版を、承認のために IOC に提出し、署名の前に VUA の承認済みテンプレートに対する第三者から要求された変更があれば、その変更を明確に示す。

VEN 15 - 会場とインフラの恒設工事予算

- 立候補プロセスの間に提示された、会場及びインフラプロジェクトの恒設工事予算が、常に正確に維持されることを確保する。これらの恒設工事予算の更新は、定期的に、また IOC の要求に応じて、IOC に提出されるものとする。
- 以下に分類・整理し、IOC に提供する。
 - 大会のニーズと要件を実施するための会場・インフラ予算及び費用
 - 開催都市のレガシーと開発計画に関連した会場・インフラ予算及び費用

VEN 16 - 大会時会場設計プロセス

- スケジュールに合わせて、会場の設計図面（CAD）の制作と発行が可能な、大会時会場設計策定プロセス及びシステムを導入する。このプロセスとシステムは、最低でも全ての主要オリンピック及びパラリンピック会場を含めるものとする。



- 本プロセスは完全に統合され、OCOG 及び外部ステークホルダー（IF、OBS、オリンピックマーケティングパートナー、コントラクター、地方自治体及び認可当局等）による大会の計画策定を支援する。
- 大会期間中の会場の設計策定のタイムラインは、会場の運営計画策定及び予算作成と完全に整合することを確保する。
- 大会期間中の会場の設計発行のタイムライン、マイルストーン、内容、仕様及び頻度は、IOC 及び IPC と協議し、見直されることを確保する。

VEN 17 - 障がいのある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ

- OCOG のデリバリーパートナーと協力して、オリンピックとパラリンピックの両競技大会について、障がいのある全てのステークホルダーのために適切な準備がなされることを確保する。これらの準備は、平等、尊厳及び機能性の原則を尊重及び推進するものとし、現行の国内規制と国際的に認められたアクセシビリティ基準の両方を満たすものとする。
-  ● パラリンピック会場については、様々なステークホルダーグループ内の障がい者の人数が増えるために、オリンピック会場に対して何らかの調整が必要になる場合がある。
- アクセシビリティ戦略と目標とする基準は、事前に IOC と IPC の両方と協議して合意を得て、OCOG 独自のアクセシビリティガイドに反映されることを確保する。
- OCOG とデリバリーパートナーは、会場の設計と建設または改修（恒設及び仮設会場）及びサービスと設備のプロバイダーの入札において、アクセシビリティの規定を必ず含める。
- アクセシビリティの点で承認された設計が導入されているかに関して、全ての段階で会場の建設と会場の運営計画策定を厳密に監視する。
- 会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場からアクセスを個人に許可しているオリンピック及びパラリンピック会場内及び周囲の全てのエリア内で利用可能であるべきである。

VEN 18 - 会場のシーティングボウル

- 全ての競技会場及び式典会場の全てのイベントに関して、会場シーティングボウルパラメーター（収容人数、設計及び場所などで、シーティングボウル内の全ステークホルダーグループのための計画スペース要件と割り当てを含む）を承認のために IOC に提出する。
- 会場シーティングボウル設計作成及び承認のタイムラインとマイルストーンは、VEN 16—大会時会場設計プロセスと整合しなければならない。
-  ● パラリンピック競技会場に使用される会場シーティングボウルは、特有のニーズに適合するものとし、正式な承認を得るために IPC に提出されるものとする。



VEN 19 - 照明（競技エリア（FOP）及び放送）

- 全ての重要なエリア、特に以下のエリアには、最新の照明テクノロジーが用いられるように努める。
 - － FOP エリアミックスゾーンと記者会見室
 - － 表彰式エリア
 - － スポーツプレゼンテーションエリア
 - － 特定の競技及び放送に関する要件に適合させ、テレビ及び写真報道に最高品質を確保する（必要のある）、全ての主要オリンピック会場
- 各会場の提案された照明ソリューションを、承認のために IOC と OBS に提出し、技術的基準について必ず IOC 及び OBS の合意を得る。放送用照明の仕様の詳細については、「BRS 付属書 3—放送照明に関する規定」を参照すること。
- OCOG が夜間競技用放送照明を提供しようとする屋外 FOP の提案リストを IOC 及び OBS に提出し、承認を得ること。

VEN 20 - 会場の統合タイムライン／スケジュール

- 全ての主要オリンピック会場及びパラリンピック会場について、会場統合タイムライン／スケジュールが策定され、実施されることを確保する。これには、以下を含めるものとする。
 - － 恒設建造物の設計、ライセンシング及び建設
 - － ユーティリティ
 - － 恒設建造物のコミッショニング
 - － テストイベント（オーバーレイ施工とテストイベントのマイルストーン）
 - － 大会時のためのオーバーレイ施工
 - － 大会時のための仮設電量の設置
 - － テクノロジーインフラの導入及びテスト
 - － 家具・什器・備品（FFE）
 - － 大会のルック
 - － オーバーレイのコミッショニング
 - － 占有のための会場のライセンシング
 - － FOP テスト/認証、選手の練習及び練習とテストイベントのためのイベント開催に関する、競技アクセス要件
 - － 仮設インフラの撤去、会場のデコミッショニング及びサイトの原状回復

VEN 21 - 会場及びインフラのプログレスレポート

- OCOG の設立からそして可能な限り早期に、恒設建造物工事（会場、施設及びインフラプロジェクト、すなわちユーティリティ及び土木工事）及び仮設／オーバーレイ設置の進行状況をプロジェクト別に、定期的に IOC に報告し、また IOC との公式見直し会議の機会にも報告する。

VEN 22 - 新規恒設インフラのコミッショニングプロセス

- 大会用途を目的とした新規に建設される全ての恒設インフラが、適用される法律、規制、専門的な基準に従って設計、設置及びコミッショニングされることと、大会開催前及び期間中に全てのステークホルダーが使用するのに安全で、占有できることを確認するために、デリバリーパートナーにより正式なプロセスが進められ、記録されることを確保する。



VEN 23 - 仮設インフラ（オーバーレイ）の設計コンプライアンスとテクノロジー検査、コミッショニング及び監視プロセス

- 系統的で記録される正式な検証、受領、コミッショニングプロセス及び手順を実施し、大会用途を目的として、OCOG（及びデリバリーパートナー）のオーバーレイコントラクターとサプライヤーにより提供される、全ての仮設インフラ、フィットアウト工事及び設備（オーバーレイ）が、適用される法律、規制、専門的な基準に従って設計、設置及びコミッショニングがなされることを確保する。また前記インフラが所要の構造的完全性を維持するものとし、大会期間前及び期間中に全てのステークホルダーが利用できるようにするものとする。
- 内部承認と、必要な地区・地域・国家の規制及び許認可庁の署名による承認の手順を確認し、提出する。
- 仮設インフラが、設計や施工業者から独立した適切な資格を有する熟練した職員（OCOGの代理の「第三者チェック」）により検査されることを確保する。
- 上記のプロセスをIOCに通知し、IOCが当該の全ての検証を実施できるようにする。

VEN 24 - OCOGの大会期間中の運営責任

- 最終的な責任者として、サイトマスターリストに記載された、オリンピックとパラリンピックの各サイトで発生する、大会に関する全ての活動の安全で効率的な運営を確保する（サイトが公有か私有を問わない）。

VEN 25 - 会場プロジェクト文書管理

- OCOG及びデリバリーパートナーにより制作され、見直し及び承認のためにIOC、IF、OBS、その他の外部ステークホルダーに提出される大会関連の全ての文書には、英語が使用されることを確保する。これらの文書には、以下が含まれるが、以下に限定されない。
 - 会場マスタープラン
 - サイトマスターリスト
 - 大会会場概要書
 - GDP
 - プロジェクトファクトシート
 - プロジェクトスケジュール（レベル2以上）
 - プロジェクト予算
 - 設計図書
 - VUA
- 会場プロジェクト文書は適切な文書管理プロセス及びシステムで管理すること。



3.3. 選手村マネジメント

序論

オリンピック及びパラリンピック選手村は大会で最重要なステークホルダーである選手の「ホーム」である。

大会期間中、資格のある全選手及び役員に、安全、快適かつ安心な宿泊施設を提供しなければならない。居住ゾーン（RZ）、オリンピックビレッジプラザ（OVP）、運営ゾーン（OZ）の3つのエリアに分かれた選手村は、NOCが選手を完全にサポートするために適切な業務条件を提供しなければならない。

選手村マネジメント分野は選手村の計画策定、管理、運営に責任を負う。

選手村マネジメント分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 選手村全体運営の効率的な管理と監督
- 選手村の宿泊、収容人数及びサービス要件
- 競技会場及びその他公式宿泊施設への効率的な移動時間
- メディア及びゲストのために一貫的に管理されたアクセス
- 選手の文化的及び栄養的ニーズを満たす、高いレベルの食事サービス

OCOG 内の緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。選手村マネジメントは、最終的には、アクレディテーション、セレモニー、飲食、人材管理、ロジスティクス、財務、プレスオペレーション、マーケティングパートナーサービス、メディカルサービス、NOC サービス、プロトコール、セキュリティ、スポーツ、テクノロジー、輸送、清掃・廃棄物等に関するサービスの責任を有する。

選手村マネジメント分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『選手村に関するオリンピック競技大会ガイド』、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って選手村マネジメントを実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

VIL 01 - 選手村の数

- 可能であれば、競技会場とオリンピックスタジアムに近接した場所に、全ての選手とチーム役員のための単一の選手村を設置する。オリンピック会場が選手村から 50km 以上離れている、または車で 60 分以上（通常の道路及び交通量の条件下で）を要する場合、追加の選手村が提供されるものとする。



- また、オリンピック冬季競技大会の場合、選手村と耐久競技の会場との高度差が 200m 以上になる場合、第 2 選手村の設営が必要になる場合がある。全ての選手村は、同様の種類及び質のサービスを居住者に提供するものとする。

VIL 02 - 選手村の宿泊及び収容人数要件

- 全ての参加選手と資格のあるチーム役員に、選手村内の宿泊施設を 1 寝室につき最大 2 名で提供する。
- 選手村の居住者の収容人数は、以下のとおりであることを確保する。



- オリンピアド競技大会の開催中、最大 16,000 名
- オリンピック冬季競技大会の開催中、最大 4,900 名
- 選手村の最終的な宿泊収容能力は、OCOG 及び/または IOC が提案するかもしれない新規種目を考慮し、オリンピアド競技大会及びオリンピック冬季競技大会の 3 年前までに提示されるものとする。

VIL 03 - 選手村内の居住者へのサービス

- 各 NOC へのサービス。
 - 選手団団長室用のシングルルーム
 - 選手とチーム役員のために寝室とバスルーム
 - NOC チームオフィス
 - NOC 会議室
 - NOC 医務室
 - NOC 作業場/収納スペース
- 以下の主要な運営エリアが選手村に設けられ、居住者が利用できることを確保する。
 - 輸送モール
 - ダイニングホール
 - 総合診療所
 - ウェルカムセンター
 - NOC サービスセンター
 - 居住者センター
 - スポーツインフォメーションセンター (SIC)
 - ソーシャルエンターテイメントエリア
 - セキュリティライン (特に RZ)

VIL 04 - 選手村の運営期間

- 以下の運営期間を遵守する。
 - プレオープン期間は、選手村の公式オープンの 4 日前までに開始する
 - 選手村は、オリンピアド競技大会の開会式の 12 日前に公式に開村する
 - 選手村は、オリンピック冬季競技大会の開会式の 8 日前に公式に開村する
 - 選手村は、閉会式の 3 日後に閉村する





VIL 05 - 選手村の寸法



- オリンピアド競技大会とオリンピック冬季競技大会の、全ての最低基準寸法要件が遵守されることを確保する。選手村の主要な機能を以下の表にまとめている。

標準スペース要件	オリンピック競技大会 (m ²)	オリンピック冬季競技大会 (m ²)
宿泊施設		
シングル	9m ²	9m ²
ツイン (2名)	12m ²	12m ²
NOC オフィス/医務/作業場/収納スペース		
	「VIL 付属書 1—NOC オフィススペースに関する規定」を参照	
ダイニングホール		
メインダイニングホール—座席/給仕	6,000m ²	3,000m ²
メインダイニングホール—運営/サービス (バックオブハウス)	4,000m ²	2,000m ²
メインダイニングホール—McDonald	契約要件に準じる	契約要件に準じる
メインダイニングホール—荷物検査エリア	400m ²	150m ²
メインダイニングホール—IOC スペース (収納/オフィスを除く)	300m ²	150m ²
メインダイニングホール—WADA	50m ²	40m ²
メインダイニングホール—合計 (McDonald を除く)	10,750m ²	5,340m ²
カジュアルダイニングホール	3,000m ²	非該当
カフェ	下記 OVP セクションを参照	下記 OVP セクションを参照
ワークフォースダイニング	850m ²	600m ²
居住ゾーン (RZ) のその他のエリア		
総合診療所	3,500m ²	1,500m ²
NOC サービスセンター	1,000m ²	400m ²
スポーツインフォメーションセンター (SIC)	500m ²	NOC サービスセンター内の全競技の情報が集約するデスク
選手団団長ホール	400m ²	200m ²
居住者センター、ランドリー施設を含む (全体)	5,000m ²	1,500m ²
セキュリティ指令センター	500m ²	250m ²
宗教センター	1,000m ²	300m ²
レクリエーション活動	6,000m ²	1,500m ²
スポーツ・レクリエーション複合施設	20,000m ²	5,000m ²
選手村コミュニケーションセンター	50m ²	40m ²
ファシリティサービスセンター	10,000m ²	3,000m ²
OVP		
チームウェルカムセレモニー (ステージとフラッグポールを含む)	500m ²	250m ²
総合小売店	200m ²	150m ²



標準スペース要件	オリンピックアード競技大会 (m ²)	オリンピック冬季競技大会 (m ²)
オリンピックグッズ販売店	1,000m ²	500m ²
銀行	250m ²	100m ²
写真店	100m ²	50m ²
選手村コールセンター	100m ²	50m ²
インターネットセンター	430m ²	200m ²
ヘアサロン	200m ²	100m ²
花屋	50m ²	50m ²
クリーニング店	50m ²	25m ²
カフェ	500m ²	100m ²
旅行代理店	50m ²	50m ²
郵便局	180m ²	75m ²
選手村メディアセンター	200m ²	80m ²
運営ゾーン (OZ)		
ゲストパスセンター	600m ²	300m ²
ウェルカムセンター	10,000m ²	4,000m ²
輸送モール	20,000m ²	10,000m ²
NOC 駐車場*	1,000 台駐車スペース	600 台駐車スペース

* 選手村が複数ある場合、全ての NOC 専用車両が常にいずれかの選手村に駐車する権利があるため、各選手村で適切な広さの駐車スペースが確保されるように十分な調査が必要になる。

VIL 06 - 全体配置図

- 選手村の全体配置図を、承認のために IOC に提出する。

VIL 07 - グループビレッジ (厩務員村)

- 開催都市で馬が必要とされるのと同じ期間、馬術会場及び厩舎の中または近接した便利な場所に、厩務員の宿泊施設を提供する。厩務員の宿泊施設はツインルームでも構わず、4 名に 1 つの割合で、適切なバスルーム設備を提供するものとする。厩務員の宿泊と飲食は、NOC の費用で提供される。

居住ゾーン (RZ) に関する要件

VIL 08 - 居住者の宿泊施設のテクノロジー要件

- 以下のテクノロジー要件を遵守する。
 - 各アパートメントは以下を備えるものとする。
 - 旋錠可能 (アパートメントまたは居住ユニットと寝室)
 - 全室に適切な照明
 - 選手とチーム役員のアパートメント内にテーブルと椅子
 - 寝室には以下の設備を整えるものとする。

寝室	注釈
ベッドサイドランプ	N/A
洋服ハンガー	N/A
鏡	N/A
屑かご	N/A
60cm の衣服掛けスペース	N/A



寝室	注釈
各居住者に2つの鍵付き引き出し	選手のバッグと用具用に収納スペースを追加することが推奨される。
ベッド（長さ2.00m以上）	長さ2.20mのベッドが、オリンピック競技大会の選手の総数の最大30%、オリンピック冬季競技大会の選手の総数の最大10%が利用できるようにするものとする。
安眠できる環境を保証するために寝室のベッドは2台以下	N/A
カーテン／ブラインド（日中に休養したい選手のために、寝室をできるだけ暗くするため）	N/A

- 選手団団長の寝室には、以下の設備も整えるものとする。

選手団団長の寝室	注釈
机及び椅子	N/A
冷蔵庫	N/A
電話機	オリンピックネットワーク電話
インターネット接続が可能な国際電話回線が利用できるものとする（使用料はNOCが負担）	N/A
オリンピック放送が観られるテレビ	N/A
屑かご	N/A

- バスルームについては、選手またはチーム役員4名以下に1つの割合（4：1）が遵守されるものとする。
- 各バスルームには、最低でも以下を備えるものとする。
 - 洗面台×1
 - 水洗トイレ×1
 - シャワー×1

VII.09 - ハウスキーピングサービス

- 宿泊施設内で以下のサービスが利用できるようにする。
 - リネン交換
 - タオル交換
 - ごみの回収
 - バスルームの清掃
 - 室内の清掃
 - 公共エリアの清掃
 - 居住者センターでのタオル交換



- 最低以下のサービスが提供されるものとする。

頻度	サービス
毎日	ごみの回収 ベッドメイク トイレ清掃 トイレトペーパー補充
2日ごと	タオル交換
4日ごと	リネン交換 モップ/掃除機かけ（必要な場合）

- 居住者のための公共エリアとファンクションルームのために、以下のサービスが提供されるようにする。
 - 定期清掃
 - 標準的なハウスキーピング
 - モップかけ
 - ごみの回収

VII 10 - NOC オフィススペース、会議室、医務室及びその他のスペース

- 以下のとおり、チームの規模に応じた数の部屋を提供する。

選手団の規模 (人)	選手団団長オフィス	NOC オフィス	会議室	医務室	マッサージ室	作業場/収納スペース
1~24	1 (団長の寝室を含めて 12m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	該当せず	15m ²
25~50	1 (8m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	1 (8m ²)	30m ²
51~100	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (12m ²)	2 (12m ²)	50m ²
101~200	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (12m ²)	3 (12m ²)	60m ²
201~300	1 (8m ²)	1 (12m ²)	2 (15m ²)	3 (12m ²)	3 (12m ²)	80m ²
301~450	1 (8m ²)	2 (12m ²)	2 (15m ²)	3 (12m ²)	4 (12m ²)	100m ²
451~600	1 (8m ²)	2 (12m ²)	3 (15m ²)	4 (12m ²)	4 (12m ²)	125m ²
601~	1 (8m ²)	3 (12m ²)	3 (15m ²)	4 (12m ²)	5 (12m ²)	150m ²



- オリンピック冬季競技大会の場合、オリンピック冬季競技大会のチームの規模に応じて、以下の数の部屋を提供する。

選手団の規模 (人)	選手団団長オフィス	NOC オフィス	会議室	医務室	マッサージ室	作業場/収納スペース
1~6	1 (団長の寝室を含めて 12m ²)	専用ワークステーション	予約可能	予約可能	予約可能	10m ²



選手団の規模 (人)	選手団団長オフィス	NOC オフィス	会議室	医務室	マッサージ室	作業場/収納スペース
7~12	1 (団長の寝室を含めて 12m ²)	1 (12m ²)	予約可能	予約可能	予約可能	20m ²
13~25	1 (8m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	予約可能	25m ²
26~50	1 (8m ²)	1 (12m ²)	予約可能	1 (10m ²)	1 (8m ²)	40m ²
51~75	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	1 (10m ²)	1 (8m ²)	50m ²
76~100	1 (8m ²)	1 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (10m ²)	2 (8m ²)	60m ²
101~150	1 (8m ²)	2 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (10m ²)	2 (8m ²)	70m ²
151~200	1 (8m ²)	2 (12m ²)	1 (15m ²)	2 (10m ²)	3 (8m ²)	80m ²
201~	1 (8m ²)	2 (12m ²)	2 (15m ²)	3 (10m ²)	4 (8m ²)	100m ²

- NOC のチームオフィス、会議室、医務スペース（医務室とマッサージ室）に、「VIL 付属書 1— NOC オフィススペースに関する規定」に指定された、最低要件の家具・什器・備品（FFE）を提供する。
- NOC に以下の安全な収納スペースを提供する。
 - NOC の各宿泊施設とオフィスに近接
 - 旋錠可能
 - 照明付き
- 特に自転車競技、リュージュなどの場合、作業場として共用できるスペースを検討する（その場合、電気コンセントと空調が提供される）。
- 用具のちょっとしたメンテナンスを目的とした、以下の作業場を提供する。
 - NOC の各宿泊施設とオフィスに近接
 - 旋錠可能（単一の NOC の専用の場合）
 - 照明付き
 - 電気コンセントがある
 - 換気されている
 - 空調設備がある
 - 地域の衛生及び安全規制に準拠している

VIL 11- ダイニングホールのサービスとメニュー

- メインダイニングホールでは、終日フードサービス（温食を含む）を提供する。
- 食事メニューを承認のために IOC に提出する。

VIL 12- IOC スペースの IOC アスリート委員会の選挙

- IOC アスリート委員会の選挙の主権を含めて、全てのロジスティクス業務で IOC を支援する。



VIL 13- 居住ゾーン (RZ) のメディアアクセス

- メディアが選手村の居住ゾーン (RZ) で撮影するのを禁止する。NOC は、選手団のプライベートな建物内に、メディアの固定設備を設置する権利を IOC に要望することができる。

VIL 14- 出版物及びコミュニケーションチャンネル

- IOC 情報が、大会前及び大会開催中に、コミュニケーション計画に従って、OCOG の出版物及びコミュニケーションチャンネルを通じて NOC の選手団に伝達されることを確保する。計画は IOC と OCOG の間で協議され、合意されるものとする。

VIL 15- 居住ゾーン (RZ) における撮影クルーとメディアの制限

- 予定された IOC 認定のメディアツアーと IOC/OBS カメラクルーを除き、撮影クルーまたはメディアが居住ゾーン (RZ) 内にカメラを持ち込むことを禁止する。

VIL 16- 居住ゾーン (RZ) へのゲストのアクセス

- 居住ゾーン (RZ) 内では、ゲストは、そのゲストが選手村にいる間中、個人的責任においてゲストを案内する居住者によって常時同伴されることを確保する。

OVP に関する要件

VIL 17- OVP 内の商業サービス

- OVP では以下のサービスが利用可能である／提供されることを確保する。

- | | |
|---------------|------------|
| - 選手村総合小売店 | - クリーニング店 |
| - 銀行 | - カフェ |
| - 写真店 | - 旅行代理店 |
| - 選手村コールセンター | - 郵便サービス |
| - インターネットセンター | - チケットオフィス |
| - ヘアサロン | - 情報オフィス |
| - 花屋 | - 応急処置室 |

VIL 18- OVP 内の商業施設

- OVP の商業施設のデザインと設備は、OCOG が作成した選手村オーバーレイガイドラインと、会場ブランディングポリシー (商標方針) に沿ったものであることを確保する。全ての商業施設のブランディングと識別は、承認のために提出され、OCOG と IOC の原則に沿って実施されるものとする。全ての施設は、適用される法律及び規制 (衛生及び安全性など) に適合するものとする。

VIL 19- OVP 内の追加サービス

- OCOG が計画した、居住者に利益をもたらす追加サービスは全て、承認のために IOC に提出する。

VIL 20- チームウェルカムセレモニーのための NOC ゲストパス方針

- IOC の決定に従って、チームウェルカムセレモニーの追加のゲストパスを提供する。



運営ゾーン（OZ）に関する要件

VIL 21 - ゲストパス方針

- ゲストパス方針は、承認のために IOC に提出する。円滑な運営と規則の遵守を目的として、IOC はオリンピック競技大会の前及び開催中に、NOC へのゲストパス割り当てを修正しなければならない場合がある。

VIL 22 - 選手及びチーム役員のアクレディテーション

- NOC 選手団長による選手団登録会議（DRM）が完了した後に、選手とチーム役員はオリンピック競技大会と選手村へのアクレディテーションのみが付与されることを確実にする。

VIL 23 - 選手村内の銃器及び弾薬

- 競技用の銃器と弾薬が選手村に持ち込まれるのを禁止し、これらの物品がライフル保管センターまたは競技会場に保管されることを確保する。

VIL 24 - 選手村メディアセンター

- メディアの選手村内での作業エリアとして、選手村メディアセンターを設置する。

VIL 25 - メディアのゲストパスの割当分

- 以下のメディアのゲストパス割当てを遵守する。
 - オリンピアド競技大会—プレスと RHB 用 1 日ローテーションパス×400
 - オリンピック冬季競技大会—プレスと RHB 用 1 日ローテーションパス×200
- メディアゲストパス方針に対する変更提案は、承認のために IOC に提出する。



選手村方針及び手順に関する要件

VIL 26 - NOC 保証金

- NOC は、選手村またはその他の当該の宿泊施設の滞在に関して、保証金の支払が要求されないものとする。

VIL 27 - 選手村内のマーケティングパートナーのブランディング

- マーケティングパートナーの選手村用のブランディングデザインは、承認のために IOC に提出する。

VIL 28 - 選手村の道案内標識

- 選手村の道案内標識は、選手村のプレオープンの前に設置されることを確保する。

VIL 29 - 選手村内の会場ブランディングポリシー（商標方針）

- オリンピックマーケティングパートナー、サプライヤー、コントラクター及び非営利団体によって、それらのスペースの使用と運営に関連して提供される全ての物品、デザイン、スペースレイアウト、設置方法及びサービスの提案が、オリンピック憲章の規則 50 と会場ブランディングポリシーに準拠することを確保する。



VIL 30 - 宣伝用フライヤーに関する方針

- オリンピックマーケティングパートナー、ライセンサー、コントラクター、サプライヤーまたは非営利団体による選手村内での宣伝用フライヤーの配布が一切されないようにする。

VIL 31 - 選手村内の飲食方針

- 全ての適用される法律に従った選手村への飲食物の持ち込みが、NOCに許されることを確保する。
- どのような形であれ、選手村内で OCOG が選手またはチーム役員にアルコールを販売または配布することが一切ないようにする。ただし例外的な場合（式典、プライベートパーティ）に、選手村飲食プログラムを通じて行われるものは除き、これは全ての適用される法律に従うものとする。

VIL 32 - 選手村内の禁煙方針

- 全ての居住者の快適さと健康のため、選手村は公式に禁煙環境であることを確保する。

VIL 33 - 選手村内の布教活動

- 選手村内での、宗教団体による布教活動は、どのような形であれ禁止する。IOC が事前に承認した情報資料は、宗教センターを通じて配布することができる。

VIL 34 - 選手村内の哀悼の場

- 選手村内に、可能であれば屋外に、IOC 要件に従って、哀悼の場を設置する。このスペースでは、多くの聴衆のための詳細に計画されたイベントを必要に応じて開催できるべきである。

パラリンピック選手村に関する要件

VIL 35 - パラリンピック選手村

- 全ての選手と NPC チーム役員に、単一のパラリンピック選手村を提供する。IOC-IPC 協定に従って、OCOG はオリンピック選手村をパラリンピック選手村として使用するものとする。

VIL 36 - パラリンピック選手村への移行

- 以下の運営期間を遵守する。
 -  - パラリンピック競技大会（夏季）の場合、オリンピック選手村の閉村からパラリンピック選手村への移行期間として、7~10 日の期間が割り当てられるものとし、これには 72 時間のプレオープン期間を含めるものとする。
 -  - パラリンピック冬季競技大会の場合、オリンピック選手村の閉村からパラリンピック選手村への移行期間として、3~4 日の期間が割り当てられるものとし、これには 48 時間のプレオープン期間を含めるものとする。
 - パラリンピック選手村は、開会式の 7 日前に開村する。
 - パラリンピック選手村は、閉会式の 3 日後に閉村する。

VIL 37 - IF 大会役員

- 実用的及び経済的な理由により、パラリンピック競技大会の IF 大会役員が、パラリンピック選手村の専用の宿泊ゾーン内に宿泊する場合、選手及び NPC チーム役員と同じレベルのサービスが提



供されるものとし、また宿泊の上で特定のニーズがあることを考慮に入れる。IF 大会役員は、専用のゾーンとパラリンピックビレッジプラザを除き、パラリンピック選手村の居住ゾーン（RZ）へのアクセスを持たないものとする。同様に、選手と NPC 役員は、パラリンピック選手村の IF 大会役員の宿泊ゾーンへのアクセスを持たないものとする。



- IF 大会役員がパラリンピック選手村の特定の宿泊ゾーン内に宿泊する場合、このゾーンは、パラリンピック競技大会（夏季）の場合は最低 1,000 台のベッド（車いす使用者の 40 台を含む）、パラリンピック冬季競技大会の場合は最低 100 台のベッド（車いす使用者の 10 台を含む）を用意する必要がある。



VIL 38 - パラリンピック選手村の居住者割当分



- パラリンピック競技大会（夏季）の場合、パラリンピック選手村は非常用ベッドを含めて、最低 8,000 名の居住者の収容を確保する。約 4,200 名の選手と 2,400 名の NPC チーム役員が宿泊できるものとし、約 1,900 名の車いす使用者分を含める。



- パラリンピック冬季競技大会の場合、パラリンピック選手村は非常用ベッドを含めて、最低 2,200 名の居住者の収容を確保する。居住者は約 700 名の選手と 1,000 名の NPC チーム役員から構成され、約 450 名の車いす使用者が含まれる。



VIL 39 - パラリンピック選手村のレイアウト

- オリンピック競技大会期間中に利用できる施設以外に、パラリンピック選手村は、IPC インフォメーションエリアと、矯正具・人工装具・車いす修理センターも設置する。パラリンピック選手村の居住ゾーン（RZ）には、クラス分け調整施設と車いす収納施設も設けるものとする。



VIL 40 - IPC 選手評議会の選挙

- 選手評議会選挙の投票センター用のスペースと適切な設備を提供する。スペースは約 50m² とすべきである。IOC アスリート委員会の選挙に使用された投票センターを使用できる。



VIL 41 - パラリンピックウォール

- パラリンピック選手村に、インクルージョン、自由、友好及び平和のシンボルとして記念ウォールを建造し、パラリンピック競技大会の全参加者を招待して、壁にサインを書いてもらう。IPC は OCOG と協力して、ウォールの詳細なコンセプトとテーマを策定する。
- パラリンピックウォールの全般的なデザインは、オリンピックトゥルスウォールのデザインに似せることはできるが、完全なアクセシビリティを備えたエリア内に設置されるものとし、IPC の承認を条件とするものとする。
- パラリンピックウォールの除幕式は、開会式の開始の前日までに、IPC やその他の招待客の代表団が出席の下で行うものとする。IPC は OCOG と共同で、このイベントを開催するものとする。



VIL 42 - パラリンピック選手村内の公平なサービスレベル

- パラリンピック選手村の全ての居住者に、その障がいの種類とレベルに関わりなく、公平なレベルのサービスを提供し、保証する。



3.4. 道案内サイン

序論

道案内サインは、オリンピックやパラリンピック大会に車及び徒歩で向かう人々をできるだけ効率的に目的地に誘導する。

案内サインは運転中、及び歩行中にも簡単に読め、理解しやすく、大会のルックを損なってはならない。開催都市に到着した瞬間から、必要に応じ、大会参加者を支援しなければならない。

道案内サイン分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 共通のデザイン要素
- シンプルなメッセージ
- 国際的に理解できるシンボルの使用
- 効率的な調達及び設置
- ニーズ変更に対応する直前での製造能力
- クリーンベニュー方針の遵守

道案内サインはオリンピック及びパラリンピック競技大会会場エリアのみならず、開催都市全体あるいはその外部にも拡大されるため、OCOG 内及び関係する開催国や開催都市当局との緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

道案内サイン分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くのエリアと密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『道案内サインに関するオリンピック競技大会ガイド』、『IOC プロトコールガイド』及びそれらに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って道案内サインの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーン及び他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

SIG 01 - 道案内サインプログラム

- 会場内、公共及び都市地域での大会関係道案内サインは、関係当局と協力し、計画、設計、設置、維持、撤去及び再利用されるものとする。
- 当該プログラムを IOC に提出し承認を得ること。



SIG 02 - 交通標識サイン

- オリンピック会場へ大会ステークホルダーを誘導する、大会専用交通標識サインは、関係当局と協力し、計画、設計、設置、維持、撤去及び再利用されるものとする。
- デリバリーパートナー（OCOG、市／自治体、交通当局、高速道路、空港、鉄道、港湾当局、全ての規制当局／必要なその関係サービスプロバイダー）間の責任を明確に概説した交通標識サインデリバリー計画をIOCに提出し承認を得ること。

SIG 03 - 大会のルックの一貫性

- 道案内サインが、大会のアイデンティティと完全に一貫性を持ち、大会のルックの統合された要素となることを確保する。

SIG 04 - IOC クリーンベニュー方針

- OCOG、開催都市及び開催国当局により設置された大会の全ての道案内サインが、IOC クリーンベニュー方針に準拠していることを確保する。



SIG 05 - パラリンピック道案内サイン

- パラリンピック固有の道案内サインシステムを承認のためにIPCに提出する。

SIG 06 - 道案内サインの言語の提案

- オリンピック競技大会全体の道案内サインシステム（会場内ならびに公共領域及び都市部）を、（当該の開催都市と開催国当局の代理として、かつ、それらとの合意により）承認のためにIOCに提出する。



4. 大会サービス





4.1. 宿泊

序論

十分な数の、好立地かつ合理的価格の宿泊施設によって、オリンピックおよびパラリンピックの全てのステークホルダーは、大会前、大会中、及びその直後の任務を果たすことが可能となる。

IOC、IPC、IF、NOC、NPC、メディアを含む様々なステークホルダーには、OCOGが必要な保証を確保し、配宿計画についてステークホルダーグループと協同する際に尊重しなければならない明確な要件がある。

立候補フェーズから、早期の支援及び確実な保証を、ホテル経営者及びその他宿泊施設プロバイダーから得ることが重要である。

宿泊分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 全カテゴリーの宿泊施設についての宿泊施設の価格設定と使用可能性の保証
- 様々なステークホルダーグループの宿泊施設要件及びスケジュールの厳格な遵守
- 後述の要件表に記載されている、出入国、財務及び輸送分野及び各ステークホルダー組織を含む、連携関係のある分野との緊密な連携

OCOG 内及び、前出の OCOG 分野、IOC、IPC、ホテル経営者及びその他宿泊施設プロバイダー含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

宿泊分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『宿泊に関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに記載するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、HCC—原則に従って宿泊の要件を実施するために、大会デリバリー計画 (GDP) に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

宿泊の保証と契約に関する要件

ACM 01 - 宿泊の義務的な保証期間

- 以下の表に挙げる要件の遵守を確保する。この表は、各宿泊施設によって保証される 17 泊の義務的なオリンピック期間を特定し、ステークホルダーグループの要件に対応するために必要な、オリンピック前及びオリンピック後の期間の宿泊数も含む。



	期間	宿泊数	説明	ルームブロック管理
予約期間	オリンピック前	14	開会式前の14泊	要部分的管理
	オリンピック期間	17	開会式当日から閉会式の夜まで	要全面的管理
	オリンピック後	2	閉会式後の2泊	要部分的管理

ACM 02 - 宿泊の保証

- 開催都市の立候補ファイルに規定された特定価格、あるいはIOCが承認するその他の措置による特定価格がない場合（新規に計画され、建設されたホテルなど）、大会に出席するア krediyテーション所持者のホテル客室、会議室、メディア村の客室、関連サービスの実効請求価格は、立候補ファイルに記載された同等の質及びロケーションでのサービスが提供されるホテルと客室の料金を上回らないことを確保する。
- 開催都市の立候補ファイルに記載された、ホテル客室、会議室、メディア村の客室及び関連サービスの特定のレート of の価格に関する全ての保証及び約束が当該運営者により履行され、当該のア krediyテーション所持者に請求される実効価格が、かかる保証価格を上回らないことを確保する。
- 開催都市及び開催国 NOC と協力して、大会に出席するア krediyテーション非所持者が、開催都市内及びその周囲、また大会の際に大会のイベントを主催する他の共催都市内及びその周囲に宿泊した際のホテル客室に対して、適正な価格が請求されることを確保する。

ACM 03 - 標準宿泊施設契約

- 立候補プロセスの間に暫定的な宿泊保証を取り付けた全ての宿泊施設との間で交わされる、詳細な標準宿泊施設契約を作成する。

ACM 04 - 宿泊契約

- 全ての宿泊契約の書式を承認のためにIOCに提出する。

ステークホルダーの宿泊に関する要件

ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表

- 以下に示す、IOC から提供されるステークホルダーグループ宿泊要件表内の要件を実施し、遵守する。



ステークホルダーグループ宿泊要件表

 下記の表に、IOCグループとして分類され、オリンピックファミリーホテル（OFH）に滞在する参加者の主なカテゴリーを概説している。

全ての OFH の部屋は、最初は IOC を通じて事前予約される。配宿合意書（AAA）が締結され、配宿プロセスが実施された後、これらの部屋は各ステークホルダーグループ（特に CAS と WADA）に対して管理され、支払いが行われ、再請求される。

OCOG は、大陸連合の場合と同様に、NOC 会長と事務総長のためのルームブロック全体を管理する。



ステークホルダーグループ宿泊要件表

ステークホルダーグループ(SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い/ 再請求者
IOC	IOC 委員	委員	1,100	1,400	シングル、 ダブル、 ツイン、 数部屋のスイート	4~5	IOC ホテル	オリンピック ホテル 料金(OHR)	IOC	IOC
		名誉及び栄誉委員								
	IOC 幹部	会長								
		名誉会長								
		ディレクター								
	その他の IOC	IOC 事務局								
		IOC 会議用 IOC 通訳								
		大会時用 IOC 通訳(過去大会平均：13~15 部屋)								
		IOC 委員会 (医療、倫理、アスリート)								
		IOC 顧問、コンサルタント、代理人								
		IOC パートナー ¹⁾ 及びサプライヤー								
		IOC ゲスト (IOC 委員のゲストを含む)								
		ASOIF、AIOWF、SportAccord								
		過去の OCOG (会長、ディレクター、事務総長) ¹⁾								
		将来のオリンピック競技大会とユースオリンピック競技大会の申請/立候補都市 (幹部) ¹⁾								
		将来の総会開催者 ¹⁾								
		オフィス (客室をオフィスとして使用する)								
セキュリティ (OCOG に要求される IPP)										

次頁へ続く。



ステークホルダーグループ(SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い/ 再請求者
	夏季 IF ¹⁾	会長/事務総長							IOC	IOC
	冬季 IF ¹⁾	会長/事務総長								
	将来の OCOG	オリンピック競技大会とユースオリンピック競技大会の会長、ディレクター、市長、幹部								
	認定組織	CAS ¹⁾								
		WADA ¹⁾								
NOC	ANOC、大陸連合 会長/事務総長									
IF ³⁾	技術役員	国際技術役員	350	1,759	シングル	2~4	ステークホルダーグループホテル(SGH)	ステークホルダーホテル料金(SHR)	各集団	OCOG
		国内技術役員	120 ²⁾	800 ²⁾	ツイン					
	その他 IF	IF 代表 (過去大会平均: 冬季 28 部屋、夏季 70 部屋)	295	1,527	ダブル	3~5			各集団	各集団
		理事会委員								
		スタッフ								
	ゲスト									
IF+OCOG		設備テクノロジー者	330	115	ツイン	3				
IOC を参照	夏季 IF ¹⁾	会長/事務総長								
	冬季 IF ¹⁾	会長/事務総長								
NOC		その他の役員 Ao	600	800	グループ	2~3	SGH	SHR	各集団	各集団
		NOC ゲストとスポンサー	1,100	2,500	ダブル	3~5				
		開催国 NOC	120	120		4				

次頁へ続く。



ステークホルダーグループ(SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い/ 再請求者
IOCを参照	NOC	会長/事務総長								
開催国 OCOG ⁴⁾		会長/CEO	5	5		4~5	SGH	SHR	OCOG	OCOG
		式典のスター	50	100		4~5				
		式典演出	400	400	グループ	2~3				
		文化オリンピアド	100	60		4~5				
	国内チケット販売代理店/ホスピタリティーサ ブライヤー	650	1,300			各集団			各集団	
	要人	国際的要人	215	240	ダブル	4~5			不定	不定
国内要人 ⁴⁾		300	3~5							
将来の OCOG と招致都市	オブザーバー	スタッフ	200	400		3~4	SGH	SHR	各集団	各集団
IOCを参照	将来の OCOG	会長、事務総長、市長、幹部 ¹⁾								
マーケティング パートナー	TOP パートナー ⁵⁾	ホスピタリティー	1,500	2,400	ダブル	5	SGH	SHR	各集団	各集団
		ワークフォース	1,500	2,200	シングル/ ダブル	3				
	OCOG パートナ ー	ホスピタリティー	1,500	3,075	ダブル	4~5				
		ワークフォース	500	1,500	ダブル	3				

次頁へ続く。



ステークホルダーグループ(SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の 管理者	支払い/ 再請求者
メディア	ライツホルダー ホスピタリティ	ライツホルダーホスピタリティ	750	1,500	ダブル	4及び5 (最低でも は500(冬季)、 750(夏季))	SGH	SHR	各集団	各集団
	放送局 プロダクション	OBS プロダクション	12,500	18,500	シングル	主に3及び 4、さらに 最低でも 2は500、 5は500				
		ライツホルダープロダクション—NBC			90%シングル 10%ダブル (ツイン)					
	記事報道機関 及び写真報道 機関	世界の報道機関			90%シングル 10%ダブル (ツイン)	3~4 一部2、5				
		個々の記事報道機関及び写真報道機関								
	合計			23,885	41,001					

- 1) オリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様に準ずる。
- 2) この数字は、OCOG が自ら管理するこのカテゴリーの実情に従って、後で OCOG により定義されるべきである。
- 3) この表は、東京 2020 大会に追加された 5 つの新しい競技の IF 代表のニーズを反映していない。
- 4) ワークフォース及び国内要人用の部屋及びベッド数は、これらの集団が OCOG によって管理されるという特性上、OCOG のニーズとオリンピック競技大会の実施に必要なワークフォースの出身地、さらに (もしあれば) OCOG が締結したホスピタリティ契約に従って、後で OCOG により定義されるべきである。
- 5) この表は、現在 12 の TOP パートナーのニーズを反映している。OCOG は、プログラムに新たに参加するパートナーの部屋のニーズを、パートナーの契約上の権利に従って、満たさなければならない。



ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表

- 以下に示す IPC によって提供されるステークホルダーグループ宿泊要件表内の要件を実施し、遵守する。

ステークホルダーグループ (SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の管理者	支払い/再請求者						
IPC	IPC	IPC 理事会委員/同伴ゲスト IPC 名誉理事/ゲスト	350	450	シングル /ダブル	4~5	PF ホテル	オリンピック ホテル料金 (OHR) パラリンピック ホテル料金 (PHR)	IPC	OCOG/ IPC						
		IPC ディレクター/同伴ゲスト/アドバイザー														
		IPC 常任委員会/評議会議長及び委員														
		IPC 名誉ゲスト、著名ゲスト、ゲスト														
		IOC 委員/ディレクター														
		IPC が決定したその他のアクレディテーション所持者 地域組織会長及び事務総長/同伴ゲスト														
IF	IF	会長及び事務総長/ゲスト	20	100	シングル /ダブル	4~5	PF ホテル	オリンピック ホテル料金 (OHR) パラリンピック ホテル料金 (PHR)	OCOG	各集団						
		EB 委員														
		スタッフ及びゲスト														
NPC	NPC	NPC 会長及び事務総長/同伴ゲスト	200	400							シングル /ダブル	4~5	PF ホテル	オリンピック ホテル料金 (OHR) パラリンピック ホテル料金 (PHR)	OCOG	各集団
		国家元首/政府の首長、国王、その他の著名な政府役員 及び側近、NPC ゲスト														
		立候補都市幹部														

次頁へ続く。



ステークホルダーグループ (SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の管理者	支払い/再請求者
将来の OCOG	OC	将来の大会の組織委員会の幹部	20	25	シングル /ダブル	4~5	PF ホテル	OHR/PHR	IPC	各集団
	OC	将来の IPC 世界選手権大会の組織委員会の幹部	10	10						
		議長/CEO と常務	10	10						
パラリンピックパートナー	PS	議長/CEO と常務	10	10				OCOG		
IPC ホテル合計			620	1,005						
IPC	IPC	IPC スタッフ、アドバイザー及びコンサルタント	80	150	シングル /ダブル	3~4	ステークホルダーグループホテル (SGH)	ステークホルダーホテル料金 (SHR)	IPC	IPC
	IPC	IPC 大会役員	20	20	シングル				OCOG	OCOG
	WADA	アウトリーチ及びオブザーバー参加者	20	20					IPC	各集団
IF	IF	IF 代表及びアシスタント	120	900	シングル	SGH またはパラリンピック選手村	SHR またはパラリンピック選手村	OCOG	OCOG	
		技術役員								
		主任クラス分け委員及びクラス分け委員								
NPC	As	追加のチーム役員	150	450	ダブル	1~2	SGH	SHR	OCOG/ 各集団	各集団
	NPC	NPC ゲスト	300	450	シングル /ダブル	3~5				
開催国 OCOG	ワークフォース	スタッフ、ボランティア、コントラクター、サプライヤーなど	未定	未定	シングル /ダブル	1~3	SGH	SHR	OCOG	OCOG
	名誉ゲスト	国家元首/政府の首長、大臣、要人	100	150	4~5	不定				

次頁へ続く。



ステークホルダーグループ (SG)	サブグループ	集団	# 客室 (冬季)	# 客室 (夏季)	タイプ	品質 (星の数)	宿泊施設	料金	部屋の管理者	支払い/再請求者
OC/NPC	O	将来の大会組織委員会	130	200		3~4	SGH	SHR	各集団	各集団
		将来のIPC世界選手権大会の組織委員会								
		将来の大会の候補都市								
OCOG/パラリンピックパートナー	OCOG/PS	パートナー、スポンサー、ライセンシーホスピタリティー	150	950	シングル/ダブル	3~5	SGH	SHR	各集団	各集団
		サポート及び技術スタッフ								
メディア	E RT	記事報道機関及び写真報道機関	400	500	シングル/ダブル	2~3 一部4	SGH	SHR	各集団	各集団
		放送制作スタッフ (ライツホルダー (RHB) 及びオリンピック放送組織 (OBO))	1500	2500						
SG ホテル/パラリンピック選手村合計			2,970	6,290						



ACM 07 - IOC の宿泊

- IOC に提出された立候補ファイルに収録されるホテル一覧の案を再確認する。IOC は、視察訪問の後、オリンピックファミリーホテル (OFH) となる、すなわち宿泊要件をカバーする 1 軒または複数軒のホテルを選定する。オリンピックファミリーホテルの格付け (3~5 つ星) が、IOC が選定したホテルに適用されるものとする。これらのホテル内の詳細な配宿は、IOC の単独の裁量で行われる。
- オリンピックファミリーホテル (OFH) で提供される、全ての IOC/OCOG サービスレベルと業務を、承認のために IOC に提出する。



ACM 08 - パラリンピックファミリーホテル (PFH)

- 公式 PFH の選定が、ホテル業者との契約締結の前に、IPC により承認されることを確保する。また、IPC は、IPC の全ての要件への対応が要求される他の新しい、または既存の PFH の契約を見直し、承認するものとする。特に、この契約は IPC の全てのファンクショナルルームのスペースの権利を留保し、PFH で他の指定グループがファンクショナルルームのスペースを使用する場合は、IPC から承認を得なければならないことを明記するものとする。この契約はまた、IPC の宿泊要求が優先されることを確保するものとする。



- パラリンピック競技大会の場合、公式 PFH は、最低でも 40~50 の車いす対応及び車いす配慮の部屋があるものであることを確保する。特定の状況では、この要件は 1~2 軒の PFH で分割できる。



- パラリンピック冬季競技大会の場合、公式 PFH は最低でも 25~30 の車いす対応の部屋があるものであることを確保する。これらのバリアフリーの部屋の半分以上は、ロールインシャワーが完全に利用できるべきである。他のバリアフリーの部屋は、車いすに配慮したレベルでよい。

ACM 09 - IF 技術役員と技術代表の宿泊

- IF から承認された全ての技術役員の宿泊用に、選手村とは別の施設を提供する。技術役員は選手村に宿泊できない。
- 技術役員及び各競技の最初のイベントが開始する 5 日以上前に競技会場に到着していなければならない各 IF の技術代表 (人数は IOC との契約に応じて変わる) には、適正な価格で宿泊を提供する。
- 各技術役員の宿泊の計画は、承認のために IF に提出する。

ACM 10 - IF 本部ホテル

- EB 理事、IF 代表、(大会のプログラムに含まれる競技の) 各 IF のスタッフ及びゲストのための IF 本部ホテルが、その競技の競技会場に適度に近接した場所で利用可能であることを確保する。このホテルのカテゴリーは、当該の IF により選択されるものとする。このホテルは、技術役員のホテルと同じでよい。

ACM 11 - 追加役員の宿泊

- 選手村以外で追加役員を (自己負担で) 宿泊させる予定の NOC に対して、追加の宿泊施設が利用可能であることを確保する。この宿泊施設は、選手村 (オリンピック冬季競技大会の場合は競技会場) のすぐ近くの同等の、高価ではないホテルまたはキャンパススタイルの宿泊施設とする。かかる宿泊施設は、少なくとも大会の 14 日前から大会終了の 3 日後まで利用できるものとする。





-  ● パラリンピック競技大会の場合、NPC 追加役員のためにパラリンピック選手村内の宿泊施設が利用できることを確保するが、NPC 代表選手団の配宿の範囲内で、パラリンピック選手村の開村期間と同じ期間だけ（NPC の費用で）スペースが利用できることを条件とする。

ACM 12 - マーケティングパートナーの宿泊

- 大会期間中、マーケティングパートナーの宿泊施設で、全てのファンクションルームのスペースが利用できることを確保する。この場合、以下を目的とする。
 - ファンクションルームのスペースをマーケティングパートナーが利用できることを確保する。
 - マーケティングパートナーが契約ホテル内の全てのファンクションスペースを使用していない場合も、同パートナーの競合他社が同ファンクションスペースを利用できないようにする。

ACM 13 - 放送事業者の宿泊

- RHB と OBS がア krediyteshon を付与された全てのスタッフを収容するため及び大会で各々の任務を遂行するための適切な宿泊施設が利用可能であることを確保する。
 -  - RHB と OBS のために提供される全てのホテルは、IBC (OCOG のメディア輸送サービスを使用して移動時間が 30 分以内) と、オリンピックスタジアム (オリンピック競技大会) を含む会場のメインクラスターに、可能な限り近接しているものとする。
 -  - RHB と OBS のために提供される一部のホテルは、山岳放送センター (オリンピック冬季競技大会) に可能な限り近接しているものとする。
 - RHB と OBS 代表団の一部 (少数) は、ファーストクラスのホテルでの宿泊を要求する。
 - OBS は、OCOG と OBS との間で交わされた契約に従って、宿泊 (価格、質及び数) については RHB と同等に扱われるものとする。

ACM 14 - メディアの宿泊

- 開催都市のホテルインフラが、ア krediyteshon を付与された全てのメディアに対応できる十分かつ適切な収容能力を有していない場合、メディア村 (オリンピック会場の構成に応じて、複数のメディア村) を設営する。
- メディア村が使用される場合、適切なホテル基準 (開催国で適用されるカテゴリーに応じて、3~4 つ星) を満たすものとする。可能であれば、輸送要件により、同一エリアにまとまって存在する既存の宿泊施設が優先されるものとする。
- 大会の開会式の遅くとも 14 日前から閉会式の 2 日後まで、全ての必要なサービスを備えた全てのメディア宿泊施設 (必要に応じて、メディア村を含む) が利用できることを確保する。
- IOC と OCOG が合同で規定した手順とスケジュールに従って、プレスのア krediyteshon を付与された全てのメンバーが適切な宿泊施設を利用できるようにする。

ACM 15 - 観客の宿泊

- 開催都市と協力して最大限の努力を払い、大会期間中の開催都市内及びその周囲の宿泊施設の可用性と価格の統制を確保するとともに、オリンピックの観客に請求されるホテルやその他の宿泊施設の価格が適正に維持されるようにする。



ステーキホルダーの配宿と支払に関する要件

ACM 16 - 配宿計画

- 下記の表の説明に従い、次の手順を考慮し最終的な配宿計画をまとめる。
 - 暫定的な配宿計画
 - 特定された全ての要件
 - ニーズ評価の完了
 - 配宿指針表の検討

フェーズ	説明
宿泊施設の割当て	立候補ファイル内で提出された暫定配宿計画と同様に、最初に主要なステーキホルダーグループの категорияで宿泊施設が割り当てられるものとする。この最終的な配宿計画には、主要なステーキホルダーグループカテゴリーの実際（または推定）のホテル料金（平均料金と料金範囲）を含めるべきである。最終配宿計画の参考データも公表するべきである。
IOCEB への提出	実施前の承認のため。
ステーキホルダーグループへの通知	計画が承認された後（大会の2年前まで）、全てのステーキホルダーグループは、同グループに割り当てられた宿泊施設の平均レートとレート範囲が通知されるものとする。かかる通知は、ステーキホルダーグループに直接、またはOCOG内のステーキホルダーグループ連絡係を通じて行われるべきである。
配宿契約の発行	最終配宿計画の承認後、OCOGは配宿契約の発行から、配宿プロセスを開始できる（『オリンピック競技大会ガイドー宿泊』の「2.2.6 配宿契約」を参照）。一部のステーキホルダーグループのカテゴリーについては、OCOGの各部門は、ステーキホルダーグループ内の配宿について助言してもよい。支払スケジュールが開始する前に、契約が締結されるものとする。

ACM 17 - パラリンピック競技大会の配宿

- 配宿のために提案されるホテルの一覧を、平均レートとレート範囲を含めて承認のためにIPCに提出する。
- IPCにより最終配宿計画が承認された後、まず宿泊ガイドと予約フォームにより、次に配宿合意書（AAA）を通じて、ステーキホルダーグループへの伝達プロセスを開始する。
- OCOGの公式宿泊ガイドを通じてOCOGからパラリンピックステーキホルダーグループに販売された全てのホテル客室が、輸送を目的とした公式T3目的地リストに確実に記載されるようにする。

ACM 18 - 全ての客室の種類の種類

- 契約策定プロセスが開始する前及び支払いがステーキホルダーから要求される前に、全てのタイプの客室のレートを定義する。各タイプの客室数は、契約が結ばれ、支払いが開始された後で変更されないものとする。



ACM 19 - 大会付属サービス

- ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金（ファンクションスペース、会議室、飲食など）が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。
- 大会期間中、ホテルが標準の予約／キャンセル方針に従ってファンクションスペース／ファンクションルームの100パーセントの提供を保証することを確保する。

ACM 20 - ステークホルダーの支払いスケジュール

- OCOG とステークホルダーグループは、以下の宿泊支払スケジュールを遵守するものとする。

大会前月数	IOC (及び将来の OCOG)	IF	NOC (アクレ ディテー ションを 付与され た役員を 除く)	NOC (認定役員)	マーケ ティン グパー トナー	放送事 業者	プレス
15 か月	30%	30%	30%		30%	30%	
13 か月				30%			
11 か月	30%	30%	30%	30%	30%	30%	50%
4 か月	残金	残金	残金	残金	残金	残金	残金



ACM 21 - パラリンピック競技大会の支払スケジュール

- パラリンピック競技大会の場合、OCOG とステークホルダーグループは、以下の宿泊支払スケジュールを遵守するものとする。

大会前月数	NPC、IPC、その他の 非プレスステークホルダー	プレス
12 か月	フォームの送付	フォームの送付
10 か月	AAA の送付	
9 か月	30%支払期限	AAA の送付
6 か月	30%支払期限	60%支払期限
3 か月	残金期限	残金期限



4.2. アクレディテーション

序論

アクレディテーションは、オリンピック及びパラリンピック大会の安全な環境に貢献し、ステークホルダー及び参加者の多様な役割に必要なアクセスレベルを提供することで、役割遂行を促進する。

オリンピックとパラリンピックのアクレディテーションは、一時的ビザ及び就労許可証として開催国への入国も容易にできる。アクレディテーションカテゴリー及び関連特権、並びに発行及び取消し条件を含むオリンピック及びパラリンピックのアイデンティティ及びアクレディテーションカードに関する全ての事項は、各々IOCおよびIPCの単独の裁量である。

アクレディテーション分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 関連するアクレディテーション付属書に記載されているすべての規則、割当、方針、手続を厳格に遵守すること。
- 関連する法的事項に関する開催国当局との調整。

オリンピック組織委員会（OCOG）内及び、IOC、IPC及び開催国当局を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

アクレディテーション分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、以下の付属書及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- ACR 付属書 1—オリンピック競技大会でのアクレディテーション—詳細仕様
- ACR 付属書 2—パラリンピック競技大会でのアクレディテーション—詳細仕様

大会運営要件

上記の序論に沿って、またHCC—原則に従ってアクレディテーションの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

ACR 01 - オリンピック競技大会におけるアクレディテーション

- 「ACR 付属書 1—オリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様」に組み込まれた、全てのステークホルダーに関連した全ての規則、割当て、方針、プロセス及び手順に従う。

ACR 02 - アクレディテーション所持者の開催国の滞在権利

- 当該の開催国当局との調整により、オリンピックアイデンティティ及びアクレディテーションカード（OIAC）の所持者が、遅くとも開会式の1か月前から閉会式の後少なくとも1か月の期間を含むオリンピック競技大会の期間中、開催国に入国、滞在及びオリンピックにおける機能を遂行することが許可されることを確保する。



 **ACR 03 - パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション**

- 全てのステークホルダーグループに関連した、また IPC の「ACR 付属書 2—パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様」に組み込まれた全ての規則、割当て、方針、プロセス及び手順に従う。

 **ACR 04 - アクレディテーション所持者のパラリンピック競技大会を目的とした開催国の滞在権利**

- 当該の開催国当局との調整により、開催国の労働法と規制のアクレディテーション所持者への適用が、パラリンピックの機能の特定のニーズと要件に従った、かかる人物による同機能の遂行を阻止または妨害しないことを確保する。



4.3. 出入国

序論

出入国は、来訪した全てのオリンピック及びパラリンピックのステークホルダー及び参加者にとって最初と最後の印象を与える。これには、旅行者がとりうるあらゆるニーズを考慮したエンドツーエンドのデリバリー・モデルが必要である。

出入国分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 全ての交通関連のモード、及び出入国の全てのポイントを熟慮する。
- 出迎え及び送り出し、入管通関、交通及びエスコート、手荷物と設備管理、アクレディテーション有効化、アクセシビリティの配慮、及びその他の地上サービスを含むサービスデリバリー計画。
- オリンピック及びパラリンピックのステークホルダーへの出入国関連情報の効果的伝達。

OCOG 内及び、交通当局、航空会社及び国境管理機関を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

出入国分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「出入国に関するオリンピック競技大会ガイド」及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って出入国の要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

AND 01 - 全てのポート・オブ・エントリー（POE）と出入国地点の定義

- 開催国のポート・オブ・エントリー（POE）のリストを、承認のために IOC に提出する。このポート・オブ・エントリーは、旅客及び貨物輸送の出入国における開催国への公式通関港となる。
- ステークホルダーが OCOG の出入国プロセスに入る場所として、共同開催都市を含む開催都市への公式の到着・出発地点がどこになるかを定義する。この公式の到着・出発地点と、各地点で提供されるサービスを、承認のために IOC に提出する。

AND 02 - 簡素化サービス

- ここではレベル 1、2 及び 3 として解説している、以下の優先順位とサービスレベルの原則に従って、簡素化サービスを実施する。多くの空港がレベルの代わりに「Victor」、すなわち Victor 1、Victor 2 及び Victor 3 を使用していることに留意すべきである。



レベル1 (Victor 1 または V1)	約5%の大会ステークホルダーに提供される、個別に管理されるサービス。これらのサービスは一般に、プロトコール調整センター (PCC) の国際要人プログラム (IDP) と国内要人プログラム (DDP) を通じて調整される。
レベル2 (Victor 2 または V2)	約10~15%の大会ステークホルダーに提供される、個人向けサービス。
レベル3 (Victor 3 または V3)	残りの80~85%の大会ステークホルダーに提供される簡素化。レベル3サービスで注目されるのは、効率性と効果に的を絞った合理的な簡素化である。IOCは、異なる簡素化レベルの権利が与えられる個人のカテゴリーの詳細リストを、OCOGに提供する。

AND 03 - 到着サービス

- 大会ステークホルダーが、共同開催都市を含む開催都市への公式の到着・出発地点に到着した際に、以下の主要なサービスが提供されることを確保する。
 - 歓迎、道案内標識及び大会のルック
 - 出迎え
 - 航空機ゲートでの移動補助器具または車いすの返却
 - 言語サービスへのアクセス
 - アクレディテーション有効化施設での OIAC の有効化
 - 入国管理でのオリンピックレーンの利用
 - 荷物回収及び荷物に関する手助け
 - ヘルプデスク業務
 - 適切なインタビュー／記者会見スペース
 - 輸送サービス (手荷物、手荷物用カート、紛失／破損荷物のクレームの支援とフォローアップ)
 - 選手団の到着を支援するための、恒久的または臨時のエアサイドパスの提供

AND 04 - 出国計画策定

- 当該の空港及び航空会社当局と代理店との間で、ピーク出国期間の出国計画を策定し、この計画を承認のために IOC に提出する。この計画には、選手村のオフエアポートチェックイン設備を含めるものとし、最も効率的な出国プロセスを確保するものとする。



AND 05 - パラリンピックの出入国サービス

- アクレディテーションを付与されたパラリンピックファミリーとそのゲストに、適切な出入国サービスを提供し、通関手続地 (POE) と各自の宿泊地との間を荷物と一緒に移動させる。



AND 06 - サービス実施計画

- 空港手続きの簡素化、国境での通関手続、アクレディテーションの有効化、荷物と用具、輸送、（要求される場合）ユニフォーム着用、宿泊施設／選手村チェックインを含む、大会の各ステークホルダーに対する全般的なサービス実施モデルを詳述した、出入国サービス実施計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
- 出入国の支援情報が 100 パーセント正確ではない場合でも、出入国の全体のプロセスが実施されることを確保するものとする。

AND 07 - 空港会場計画策定

- 最低でも以下の内容の空港運営計画が策定されることを確保する。
 - 大会時の空港の運営方法を概説する
 - 方針と手順を特定する
 - 会場のレイアウトと会場の運営に必要な資源を説明する
 - 役割と責任及び会場チームの連絡方法を定義する
 - 大会の指令及び統制構造にどのように組み込まれるか説明する

AND 08 - 情報及びコミュニケーション

- 利用可能になる出入国サービスについて、関連情報を大会ステークホルダーに提供する。

AND 09 - 共同開催都市の出入国地点

- 共同開催都市の各出入国地点（空港、鉄道駅など）が、出入国において開催都市と同じ簡素化サービスを提供することを確保する。



4.4. 飲食

序論

飲食サービスは、大会全体での経験において肝要な観点となる。大会参加者のニーズに応えることに加え、開催都市及び国の文化遺産及び料理を紹介する機会となる。飲食サービスデリバリーの全ての状況を監督するため、会場毎にマスターケータリング業者を選任することを強く推奨する。

飲食分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 全てのステークホルダーグループのため、特定のグループ及び施設の独特な要件による、効率的、アクセシブルかつ衛生的な飲食サービス（全会場での無料飲料水を含む）。
- 多様なメニュー、行列管理と共に、ステークホルダーの文化、宗教及び食生活の趣向を含む、大会経験に影響を与える、その他のフードサービス問題への配慮。
- マーケティングパートナーの権利の厳格な順守。

OCOG 内及び、ケータリング業者及びその他フードサービスプロバイダー、IOC 及び IPC を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

飲食分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「飲食に関するオリンピック競技大会ガイド」及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って飲食の要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

FNB 01 - ステークホルダーグループのサービス原則

- 以下の飲食サービスを提供する。
 - オリンピック及びパラリンピック選手村の選手のダイニングホールでは、選手とチーム役員の食事のニーズと、文化的及び宗教的な趣向を尊重した、毎日 24 時間の無料サービス。このサービスは、オリンピック及びパラリンピック選手村の開村の期間を通して提供されるべきである。
 - 国際放送センター（IBC）及びメインプレスセンター（MPC）ではメディア向けに、文化的及び宗教的な趣向を尊重した、毎日 24 時間の利用者負担のサービス。
- その他全会場で、観客を含む、各ステークホルダーに提供される飲食サービスの詳細計画を、承認のために IOC に提出する。



FNB 02 - 飲食サービスのメニュー

- 全会場の全てのステークホルダー向けの飲食サービスのメニュー（及び該当する場合は価格設定）を、確認のために IOC に提示する。

FNB 03 - 飲食スペースのオリンピックマーケティング権のコンプライアンス

- 飲食サービスの提供が IOC マーケティングパートナーの権利に完全に準拠していることを確保するために IOC と協議する。
- 様々な主要オリンピック会場における飲食施設向けに提案されるブランディングと設備、及びオリンピックマーケティングパートナーへの権利付与に関連した詳細を記した飲食計画を、確認のために IOC に提出する。

FNB 04 - 飲料水の自由な入手

- 健康と安全性の理由から、全ての会場のベニューペリメーター内で、全ての個人が飲料水を自由に入手できることを確保する。承認のために IOC に解決策を提示するものとする。

FNB 05 - パラリンピック競技大会の飲食サービス

- OCOG のマーケティングパートナー及びサプライヤーとの計画策定と交渉戦略に、パラリンピック競技大会の飲食サービスの範囲とサービスレベルの要件を盛り込む。
- パラリンピック競技大会のダイニングエリアとラウンジは、通路と給仕エリアを含めて全面的なアクセシビリティを確保する。

FNB 06 - 安全衛生

- 飲食に関する全ての安全衛生規制及び要件が、食品及び／または飲料が提供される全ての会場及び他の場所で満たされることを確実にする。
- 要請に応じ、当該義務が果たされたことを確認するために必要な全ての情報を IOC 及び IPC に提供する。



4.5. 言語サービス

序論

言語サービスは、オリンピック及びパラリンピック競技大会における多様性と調和という特別な精神に大きく貢献する。当該サービスは、選手、メディア、IOC、NOC/NPC、IF、スポーツ仲裁裁判所(CAS)、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)、更に医療サービスに従事する人々にとって、ドーピングコントロール、セキュリティ、スポーツプロダクション、及び会場プロトコルに従事する人々にとって極めて重要である。

オリンピック及びパラリンピック競技大会での言語サービスには、プロ通訳者による同時または逐次通訳及び翻訳に加えて、高度に熟練した訓練を受けた言語ボランティアによる会話支援が含まれる。ボランティアは、公式的にプロ通訳者がカバーする言語以外に、多様な言語のコミュニケーションを確保し、費用対効果の高い方法で様々な状況を支援できる。

言語サービス分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 選手、アクレディテーションを付与されたメディア、オリンピックファミリーメンバー、OCOG及びその他ステークホルダーの間の、適切かつ効果的なコミュニケーション
- IOC及びIPCが各々の大会に対して、承認したポリシーに基づく、関係文書のタイムリーかつ効果的な翻訳。

OCOG内及び、前出の各分野、サービスプロバイダー及びIOCやIPCを含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

言語サービス分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『言語サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、またHCC—原則に従って言語サービスの要件を実施するために、大会デリバリー計画(GDP)に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

LAN 01 - 言語サービスの概要

- 選手、アクレディテーションを付与されたメディア、オリンピックファミリーメンバー、OCOGスタッフ及びその他のステークホルダー間の円滑なコミュニケーションを目的に、翻訳とプロ通訳を含む包括的な言語サービスを計画し、OCOG内の各ファンクショナルエリア(FA)に対して提供する。
- OCOGのオリンピック競技大会向け翻訳方針を、承認のためにIOCに提出し、OCOGのパラリンピック競技大会向け翻訳方針を、承認のためにIPCに提出する。



4.6. 医療サービス

序論

医療サービスは、競技大会参加者全ての健康と安全を守り、万全な体調で選手が競技に臨める様、支援するものである。医療サービス分野には2つの非常に重要な役割がある。選手、オリンピック及びパラリンピックファミリー、メディア、マーケティングパートナー、ゲスト及び観客の医療及び保健サービスを、競技会場の内外に関わらず提供し、加えてドーピングコントロールプログラムを管理する。

医療サービス分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 範囲が明確に定義された、全会場での災害計画策定及び緊急医療対応計画策定を含む、全てのステークホルダーのための医療及び保健サービス
- 選手が最高のパフォーマンスを発揮する助けとなる、質の高いオリンピック選手村総合診療所及びその他のサービス
- 効果的なドーピングコントロールプログラム

OCOG 内及び、公衆衛生当局、医療機関管理者、救急医療対応サービスプロバイダー及びその他開催都市及び開催国内のヘルスケア専門家を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

医療サービス分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『医療サービスに関するオリンピック競技大会ガイド』、以下の付属書、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- MED 付属書1—IOC 医事科学委員会のオフィススペースに関する規定

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って医療サービスの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



ヘルスケアに関する要件

MED 01 - 医療保障の範囲

- 以下を指定する医療サービス計画を、承認のために IOC に提出する。
 - － 全てのアクレディテーション所持者に医療ケアが提供される方法
 - － 公式テストイベントの間及び選手村の開村から閉村までに、オリンピック競技会場と非競技会場で（アクレディテーション所持者と非所持者両方の）誰にでも起こり得る外傷と病気への救急医療対応
 - － 国内のワークフォース及びコントラクターへのプライマリ・ケア（病院前救護）の提供
 - － 院内処置を含む全ての医療サービスが、全てのアクレディテーション所持者に無料で提供される原則の例外
- 本国送還を含む、必要かつ適切な全ての医療・保健サービス措置の、開催都市と開催国 NOC との調整を通じた、IOC の指示に従った実施を確保する。
- 選手村の開村から閉村まで、アクレディテーション所持者、すなわち選手、チーム役員とその他の NOC チーム職員、技術役員、メディア、IOC のマーケティングパートナー及び代表、IF、OCOG ワークフォースならびにその他 IOC から任命された人々に対して、開催国で本国送還を含む医療サービスが提供されることを確保する。
- サービスの範囲とレベルを、承認を得るために IOC に提出するが、ここには慢性的症状、既存の症状を含めた、アクレディテーション所持者が本国に帰国するまで遅らせることが合理的に不可能な処置を、最低限含めるべきである。パラリンピック競技大会に適用される規定は、IPC による事前承認を条件とするものとする。
- 未成年に対するものを含む、治療の同意に関連した、開催国で適用される法的枠組みの詳細を、IOC に提出する。



MED 02 - パラリンピック競技大会の医療サービス

- 原則として、パラリンピック競技大会で提供される医療サービスのレベルは、オリンピック競技大会で提供されるレベルと同等で、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整されることを確保する。十分な人数のワークフォースが、リハビリテーションと障がいの疾患の適切な知識及び経験を有しているものとする。
- 選手の医療記録と詳細な医療追跡調査への必要に応じた IPC のアクセスを容易にし、IPC の外傷と疾病の調査を支援する。
- パラリンピック競技大会の終了後の、IPC による全ての医療記録へのアクセスを確保する。

MED 03 - 医療サービスの統合

- 開催都市と開催国当局からの効果的なサービスの実施を確実にするために、メディカルサービスチームが、当該公的機関との継続的な対話及び合意を通じて医療サービスの計画策定を国内及び都市の公的医療サービスに統合することを確保する。



MED 04 - 大会前の医療サービスの計画策定

- 地元向けの医療サービスのレベルが、大会期間中に低下しないことを確保する。計画立案フェーズに全てのキャパシティの問題が解決され、地元ベースの医療資源の最適な利用と、地元とオリンピック関連の患者に適切なレベルの治療が確保されるものとする。

MED 05 - 救急医療サービス

- 病気または負傷患者の救急車または救急輸送機による搬送を記述した詳細なプロトコールを、承認のために IOC に提出する。
- 運営期間中の医療上のニーズによる判断に基づいて、全ての競技会場、総合診療所（ポリクリニック）、オリンピックファミリーホテル（OFH）、IOC 総会の開会式及びその他のサイトで、適切に装備された有人の救急車がオンサイトで利用可能であることを確保する。さらに、IF は、特定の救急輸送機または救急車の要件を発行してもよい。搬送経路、気象条件、セキュリティ上の留意事項が、かかる医療輸送計画の策定時に見直されるべきである。

MED 06 - 選手村の総合診療所（ポリクリニック）

- 選手村に総合診療所（ポリクリニック）を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC 医事科学委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士及び以下の専門家を配置するものとする。
 - － 1日16時間のプライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、薬局サービス、マッサージを含む理学療法、放射線（現場における）超音波、X線、磁気共鳴断層撮影（MRI）、コンピューター断層撮影（CT）、必要に応じてその他の方法による画像診断）及び検眼
 - － 24時間の救急医療サービス

MED 07 - 大会指定病院の指定

- 大会の指定された運営期間中に、全てのアクレディテーション所持者に救急医療及び手術を提供する、大会指定病院として、人材と設備が適切に配置された病院が指定されることを確保する。OCOG は、全ての大会指定病院との間で契約を結び、アクレディテーション所持者が本国に帰国するまで遅らせることが合理的に不可能な、全ての病状または医学的問題に対して、前記のサービスの利用を確保するものとする。大会指定病院との全ての契約は、署名の前に承認のために IOC に提出されるものとする。

MED 08 - 会場の医療サービス

- 医療サービスチームが、会場の全ての場所で医療サービスを提供できるように、適切なアクセス権が与えられることを確保する。

MED 09 - 機器またはサービスの購入と供給

- 機器またはサービスを購入する前に、プロバイダーの選定について IOC と協議する。オリンピックマーケティングパートナーの製品カテゴリーに分類される機器またはサービスは、契約上の合意に従って、大会の実施に積極的に関与するオリンピックマーケティングパートナーから調達（購入またはレンタル）されるものとする。



MED 10 - NOCの医療スペース

- 一般的なスポーツ医療サービスを選手団に提供するチームドクターとその他の医療専門家のために、各 NOC に医療スペースを提供する。このスペースには、基本的な設備が整えられるものとする。

MED 11 - 医療サービスの業務期間

- 選手、観客、ワークフォース及びメディアへの医療サービスが一箇所でも提供される場合の曜日と時間帯を承認のために IOC に提出する。

MED 12 - 外国の医療専門家の診察する権利

- 必要な場合、開催国の関係当局と調整し、NOC と同行する医療専門家が、選手村総合診療所を通じて担当の選手団を治療し、医療検査を指示し、薬を処方することが法的に許可されることを確保する。登録が要求される場合、医師または NOC が無料で登録できる簡単なプロセスが規定されるものとする。IF の医師及び、メディア、TOP パートナー等その他のア krediyteeshon を付与されたグループを診療する医師も必要に応じ登録すること。この登録プロセスは、承認のために IOC に提出されるものとする。
- 負傷した選手の応急処置に関連した IF 規則と適用される法的要件に従って、競技エリア (FOP) における選手の治療条件を定義する。

MED 13 - 臨床ガバナンスシステムと医療過誤保険

- オリンピックムーブメント医療規程に従った、全ての医療従事者による良好な医療の提供を確保するための臨床ガバナンスシステムを、承認のために IOC に提出する。全ての医療従事者に医療過誤保険が付保されるものとする。

MED 14 - 電子医療記録 (EMR) と医療報告

- 医療業務 (画像と薬の処方を含む) をペーパーレス化できる、セキュリティが確保された包括的で長期にわたる医療記録を提供する、コンピューターによる電子医療記録 (EMR) システムを導入する。これには以下の要素が含まれる。
 - 大会期間中に質問形式の公衆衛生監視を実施する。
 - 選手村の開村から閉村まで、全てのステークホルダーに提供される医療ケアを毎日報告し、大会後にサマリーレポートを提供する。
 - 選手の外傷と疾病の監視の日報を IOC 向けに作成する。
 - 人口統計情報を組み込むために、ア krediyteeshon システムと連動させる。
- 大会後の全医療記録の安全な保管のための規定が設けられるものとする。国内の規制に準拠して、患者、医療関係者及び研究者による適切なアクセスを提供する。要求に応じて、全ての記録と結果の要約が各患者向けに英語で作成されるものとする。



ドーピングコントロールに関する要件

MED 15 - 世界アンチ・ドーピング規程の遵守

- 当該の開催国当局（国内アンチ・ドーピング機関を含む）が、特にドーピング捜査とインテリジェンス収集活動に関して、大会期間中に世界アンチ・ドーピング規程と IOC アンチ・ドーピング規則の適用と遵守を保証することを確保する。
- 上記の開催国当局が IOC アンチ・ドーピング規則の実施に関して全面的な協力及び支援を提供することを確保する。かかる協力と支援は、特に、禁止物質または禁止方法の使用に関連した不正取引、または何らかの方法による援助に関わった選手、選手のサポート要員、その他の人物を対象とした調査と処置に関連するものとする。

MED 16 - ドーピングコントロールプログラム

- IOC/IPC からの指示、世界アンチ・ドーピング規程ならびに国際基準及び大会期間中に IOC/IPC により適用される IOC アンチ・ドーピング規則/IPC アンチ・ドーピング規程に従って、IOC/IPC の権限下で、ドーピングコントロールプログラムを導入し、実施する。
- 特に、世界アンチ・ドーピング規程、IOC アンチ・ドーピング規則、IPC アンチ・ドーピング規程、さらに、特に検査及びドーピング調査に関する国際基準に厳密に従って、検体採取手順を策定し、提供する。
- IOC アンチ・ドーピング規則と世界アンチ・ドーピング規程に規定された基準ととりわけ検査及びドーピング調査に関する国際基準に規定された基準に従って、ドーピング検査室を設置する。
-  • パラリンピック競技大会のドーピングコントロールプログラムの場合、全ての検体採取施設が IPC のアクセシビリティ要件を満たし、オリンピック競技大会期間中に実施されるサービスのレベルが維持されることを確保する。OCOG は、障がいのある選手に対して要求される変更に関して、専任ワークフォースとボランティアに対する大会前研修を実施するために、IPC と連携するものとする。
- 上記のアンチ・ドーピング・プログラムに関連する全ての OCOG 活動が、関連する法律（特に、データ保護法その他アスリートの個人的権利の保護に関する法律を含む）並びに世界アンチ・ドーピング機構及び/もしくは IOC によって、当該目的のため策定された、追加的なセキュリティもしくはプライバシー基準またはガイドラインを尊重することを確保する。
- 本規定の要件が満たされていることを確認するため、IOC（あるいは IPC）に必要な全ての情報を提供する。

MED 17 - WADA 認定分析機関

- オリンピック競技大会期間中に採取された全ての検体が、開催都市（またはその近く）に立地する WADA 認定分析機関により分析されることを確保する。

MED 18 - 分析機関の能力、場所及びセキュリティ

- WADA 認定の分析機関は、1日最大 400 検体を分析し、陰性リザルトを 24 時間以内に、違反が疑われる分析報告を IOC によって要求される時間（通常分析の場合は 48 時間）内に報告するための十分な能力を備えていることを確保する。OCOG は、これらの要件と B 検体分析のための移動時



間を考慮した上で、当該分析機関の場所とセキュリティの要件の詳細を、IOC に提出し、承認を受けるものとする。

IOC 医事科学委員会に関する要件

MED 19 - IOC 医事科学委員会のための資源

- IOC 医事科学委員会が、大会期間中に十分な資源（ワークフォース、テクノロジー設備など）と運営基盤を有することを確保する。「MED 付属書 1—IOC 医事科学委員会のオフィススペースに関する規定」に示されているとおりに、IOC 医事科学委員会の活動メンバーに対して、現地での輸送サービスと会議のための支援が提供されるものとする。

パラリンピック固有の要件



MED 20 - 調査プロジェクトの簡素化

- IPC によって承認されたとおりのパラリンピック競技大会期間中の調査プロジェクトの組織を円滑に進めるために、アクセス及び適切なサービスを提供する。



4.7. テクノロジー

序論

テクノロジーは、全てのオリンピック・パラリンピック関連の競技会場及び非競技会場における適切なオペレーションと情報共有のサービスの提供を可能にし、広範かつグローバルな聴衆が競技大会を楽しみ、理解することに貢献するものである。大会運営の全ての側面において国際的に有効なテクノロジーのオペレーションに依存している。テクノロジーは、ハードウェアの提供、組織運営システムの開発、適切なサポートの実施等、OCOGの内部のオペレーションも支援している。

テクノロジーの分野において、重要な成功要素は以下の通り。

- 信頼できるテクノロジーソリューションの開発及びデプロイ
- 情報通信基盤、インターネット、無線インフラ、映像・音響(AV)、無線及び周波数(RF)のアクセシビリティについて、大会の全ての側面で支援すること。
- テクノロジーサプライヤー及びテクノロジーパートナー、オリンピック・パラリンピックのリザルト、情報サービス(ORIS 及び PRIS)及び ODF (オリンピックデータフィールド) のための要求仕様を考慮すること。
- マーケティングパートナーの権利の尊重。

OCOG 内で会場、エネルギー、プレスオペレーション、放送インテグレーション及びアクレディテーションの分野を含む、多様なデリバリーパートナーと緊密に調整・連携し、同様に JOOG (Joint Operators Olympic Group)を通じて開催都市及び国の当局と緊密に調整・連携を行うことも本分野を成功裏に実施するためには必須である。

テクノロジーの分野は、HCC—大会運営要件に含まれる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「テクノロジーに関するオリンピック競技大会ガイド」、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論及びHCC—原則に従ってテクノロジーの要件を実施するために、大会デリバリー計画(GDP)に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

TEC 01 - テクノロジーソリューションのレビュー

- 提案された全てのテクノロジーソリューションが、プロジェクトの開始前に、IOC からレビューを受けるために提出される。

TEC 02 - テレコムサービス

- 開催都市と適切な開催国当局との調整を通じて、オリンピック競技会場とパラリンピック競技会場のために使用されるサイトと競技会場及び非競技会場の内部及び周囲の、モバイル/セル方式のネットワークの適用範囲と容量を拡大することを目的に、地方の全ての移動体ネットワーク事業者の協力を確保する。このプロセスを容易にするために、OCOGは、地方の全ての事業者が参加する(JOOG (Joint Operators Olympic Group))の設立を促すものとする。



TEC 03 - インターネットインフラ

- 地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場／サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続により、大会のインターネットサービスの論理的にも物理的にも回復力のある供給を確保する。

TEC 04 - 情報通信基盤

- 各会場で、中核となる情報通信基盤の設備を設置するための専用スペースとなる、通信機器室 (TER) を設置する。
- 会場使用協定 (VUA) またはその他の仕組みを通じて、テレコムサービスサプライヤー、IT インテグレーター、ネットワーク機器サプライヤーが、その会場のテストイベントから、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の終了までの期間、インフラ／機器の導入とテストを継続できるような、十分なアクセス条件を確保する。

TEC 05 - 無線周波数帯

- オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会 (テストイベントと運営実践準備演習を含む) の運営に必要な全ての無線帯域と無線周波数を、適宜、公衆のモバイル／セル方式のネットワーク、業務用無線ネットワーク及び Wi-Fi を含むその他の無線ネットワークのための周波数の割当てを通じて確保する。
- 立候補プロセスのフェーズの間に開催国当局とその他の事業者により実施される、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会及びそれらのテストイベントと運営実践準備演習のために必要な周波数を割り当て、管理し、コントロールするというコミットメントが効果的に実施されることを確保する。
- テストイベント、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の間 (オリンピック競技大会の1か月前とパラリンピック競技大会の後の1週間を含む)、以下のステークホルダーに対して、周波数の割り当て、管理及び利用が無料で行われることを確保する。
 - 選手
 - IOC
 - OCOG
 - NOC
 - IF
 - 放送事業者
 - プレス
 - マーケティングパートナー

TEC 06 - テレコムサービスソリューションの展開

- 展開されるテレコムサービスソリューションが、オリンピック競技大会の2年前までに定義され、承認されることを確保する。

TEC 07 - Olympic Results and Information Services (ORIS) と Olympic Data Feed (ODF)

- Olympic Results and Information Services (ORIS) と Olympic Data Feed (ODF) の要件に規定された基準に従って、リザルト・情報サービスを提供する。ORIS と ODF の要件は、オリンピック競技大会、IF、その他のオリンピックファミリーのステークホルダー及びテクノロジーの開発の新たな要件を含めるために、IOC により更新されるものとする。OCOG は、IOC により規定された費用分担原則に従って、ORIS 要件の文書の更新費用に貢献するものとする。
- ORIS で定義された情報を、ODF のフォーマットで以下に伝達可能にする。
 - IOC、IOC がコントロールする事業者、IOC によって認定された国際的な報道機関、アクレデ



- インターションを付与されたメディア、IF、NOC、その他のIOCが指定する人物及び事業体
- OBSを通じたライツホルダー（放送権者）
- IOCにより決定された全ての条件（OCOGによって特定のカテゴリーの受益者に請求されるサービス料金など）が、ORISの提供において遵守されることを確保する。

TEC 08 - オリンピックマーケティングパートナーの権利の尊重

- 大会関連の全てのテクノロジーソリューションが、オリンピックマーケティングパートナーの権利を尊重することを確保する。

TEC 09 - サプライヤーとプロバイダーの知識継承（TOK）

- OCOGによりテクノロジーサプライヤーとの間で結ばれる全ての契約要件の中に、プロバイダーが以下の要件を含めることを確保する。
 - IOC及びIOCが指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供に関する進捗状況を定期的に連絡する
 - 大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOGとIOCに提出する
 - OCOGまたはIOCからの要求に基づき、将来のOCOGに有利な知識継承（TOK）に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動をサプライヤーの費用で準備及び参加する

パラリンピック競技大会に向けた追加的なテクノロジーの要件



TEC 10 - グローバルなパラリンピックのテクノロジー計画

- 以下のように特定されるパラリンピック競技大会の組織とステー징に必要な全てのテクノロジーを計画及び実施し、包括的なテクノロジー戦略計画を作成する。
 - パラリンピック競技大会のために提供されるテクノロジーオペレーション及びサービスの範囲
 - パラリンピック競技大会のための専任スタッフ及び専用資源
 - 内部及び外部のテクノロジーオペレーション及び統合（部門横断的及び組織間の協力）
 - 効率性と移行の計画策定—オリンピックテクノロジープロバイダーとインフラの活用
 - 大会マネジメントシステム（GMS）とPRISに関する、パラリンピックシステムのユーザー受入れ戦略
 - オリンピック競技大会の開始からパラリンピック競技大会の終了までの、大会全体のテクノロジー計画策定と実施を確保するための、パラリンピック独自の機会と60日イベントフィロソフィ（オリンピックとパラリンピックを一体化させて一つのイベントとしてみなす考え方）の推進戦略。
 - 可能な場合、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会で共通のマネジメントシステムを使用することを目的とした、パラリンピック競技大会マネジメントシステム要件



TEC 11 - パラリンピック競技大会のテレコムサービス及び音響・映像 (AV)

- パラリンピック競技大会の運営及びサービスレベル要件を支援し、実現するための全てのテレコムサービス機器とサービスを提供する。可能な場合、オリンピック競技大会のサービスプロバイダーは、パラリンピック競技大会に必要な、以下を含むサービスを提供するものとする。
 - 電話回線、ケーブリング及びインターネットアクセスサービス
 - ビデオボード
 - 構内放送システム
 - 電話サービス
 - 携帯電話
 - CATV



TEC 12 - Paralympic Results and Information Services (PRIS)

- 各競技／種別の PRIS ブックの要件を、パラリンピック競技の運営プロセス、印刷されたリザルトの報告書、それらのアウトプットの配布のためのマトリックス、スコアボード出力仕様を含めて履行する。OCOG は、IPC との緊密な協力を通じて、また IOC、当該の IF、メディア、テクノロジースポンサー／パートナーとの協力を通じて、PRIS を実施するものとする。OCOG の費用貢献は、IPC との契約内で定義されるものとする。



4.8. 輸送

序論

全てのオリンピック及びパラリンピックのステークホルダーは、大会中、安全で、効率的で、信頼できる、定時の輸送サービスを期待している。輸送 FA は、開催都市住民を含むステークホルダーのあらゆるニーズを考慮し、大会輸送計画を既存の開催都市の運営と調整しなければならない。十分に遂行された輸送プログラムは、大会ステークホルダーのあらゆるニーズを満たし、輸送システムを改善し、開催都市での公共交通機関使用を促進するため、大会の優れたレガシーとして残る。

輸送分野は、輸送インフラと施設、ステークホルダーサービスデリバリー計画、会場輸送、フリート運行、バス運行、公共交通機関、交通管理、輸送情報、輸送方針・計画、というそれぞれ特定の成果に着目した9つのテーマに跨がり、テーマ間のコミュニケーションと協力が必要である。

輸送分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 確立された輸送計画及びサービスレベル合意書 (SLA)、交通地図、会場及び駐車場での車両認証／駐車許可 (VAPP) への信頼。
- 選手、メディア及び IF を含む、特定のステークホルダーグループの独特な要件への配慮。

OCOG 内及び、開催都市の運輸当局、フリート事業者及び輸送施設事業者を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

輸送分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『輸送に関するオリンピック競技大会ガイド』、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って輸送に求められる要件を準備するために、大会デリバリー計画 (GDP) に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

輸送インフラ、施設及び監視に関する要件

TRA 01 - 輸送計画の監視

- インフラと運行を含む、全ての輸送計画が適切に策定されるための監視メカニズムを構築する。これには、OCOG に対して、特定の要素の実施に責任を持つステークホルダー (インフラプロバイダー、運行事業者／サービスプロバイダー、保安当局など) と監視、伝達及び報告のアプローチを合意することが要求される。



TRA 02 - 輸送インフラと施設の監視

- OCOG、公的輸送機関、その他のプロバイダーのいずれが開発する場合でも、大会関連の全ての輸送インフラと施設の建設工事で、公式の体系的で一貫性のあるスケジューリングと監視のプロセス及びシステムが実施され、使用されることを確保する。
- 建設のスケジューリングと監視プロセス及びシステムに、大会に関連して必要とされる全ての輸送インフラ、施設及びエリア（恒設及び仮設）を含める。
- 輸送インフラと施設の建設工事の進捗状況を、プロジェクト別に IOC に定期的に報告し、更新する。

TRA 03 - 開催都市の建設工事

- スムーズな運行のために、また安全上の理由で、オリンピックの経路またはサービスに影響のあるオリンピック地域での建設工事（緊急作業は例外）が、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の間中は計画されないように、開催都市と調整を行う。

ステークホルダーの輸送サービスに関する要件

TRA 04 - 計画及びサービスレベル合意書（SLA）

- 以下の要素を承認のために IOC に提出する。
 - オリンピック輸送計画
 - 輸送運営計画
 - 選手と役員ニーズを全て考慮した、以下のグループのための大会輸送ステークホルダーのサービスレベル合意書（主要サービスレベル合意書 [PSLA] と詳細サービスレベル合意書 [DSL] ）。
 - IF
 - メディア
 - NOC
 - オリンピックファミリー
 - 観客
 - TOP パートナー及び OCOG マーケティングパートナー
 - ワークフォース



- パラリンピック競技大会のステークホルダー（NPC、パラリンピックファミリーなど）のための、同等のサービスレベル合意書（SLA）を承認のために IPC に提出する。

TRA 05 - 会場輸送計画

- 駐車場と車両認証／駐車許可（VAPP）を含む、全競技会場と非競技会場の会場輸送計画を策定し、計画が最終決定される前に、見直しのために IOC に提出する。
- オリンピック輸送計画、ファンクショナルエリア運営計画（FAOP）及び会場運営計画（VOP）の一部として、会場輸送マップを IOC の見直しのために提供する。



TRA 06 - 輸送の規定と優先順位

- 「ACR 付属書 1—オリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様」に記載されたコード及び規定に従って、全てのアクレディテーション所持者に、適宜、適度な柔軟性をもって以下の輸送サービスを提供する。

輸送コード	説明	輸送規定
T1	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T2	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T3	大会ステークホルダー輸送システム	大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
TA	選手/NOC 輸送システム	選手/NOC 輸送システム 公共交通機関
TF	技術役員/IF 輸送システム	技術役員/IF 輸送システム 公共交通機関
TM	メディア輸送システム	メディア輸送システム 公共交通機関
TP	公共交通機関	公共交通機関

TRA 07 - パラリンピック競技大会輸送カテゴリー

- 以下の表は、「ACR 付属書 2—パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様」の説明に従い、最新の IPC アクレディテーション輸送コードに関連した輸送規定をまとめたものであるが、表内に取り上げたサービスを、適宜、適度な柔軟性をもって提供する。

輸送規定	説明	輸送規定
T1	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T2	割当車両と運転手	割当車両と運転手 大会ステークホルダー輸送システム 公共交通機関
T3	大会ステークホルダー輸送システム	大会ステークホルダー輸送システム、アクセシブル対応車両提供—アクセシブル対応車両を必要とするアクレディテーションを付与された利用者 3 名につき 1 台のアクセシブル対応車両 公共交通機関



輸送規定	説明	輸送規定
TA	選手/NPC 輸送システム	選手/NPC 輸送システム 公共交通機関
TF	技術役員/IF 輸送システム	技術役員/IF 輸送システム 公共交通機関
TM	メディア輸送システム	メディア輸送システム 公共交通機関
TP	公共交通機関	公共交通機関

TRA 08 - 要人の輸送

- 王族、国家元首 (HOS) 及び政府の長 (HOG) を含む要人の移動のための計画を IOC に提出する。

TRA 09 - 公共交通機関

- 開催都市と調整して、オリンピック及びパラリンピックアクレディテーションカードの所持者に、その運営上の任務遂行に必要とする場合に、公共交通機関の無料の利用を許可する。
- オリンピック競技大会における公共交通機関の無料の利用の範囲は、IOC との間で合意される。
-  • 移行期及びパラリンピック競技大会期間の無料の公共交通機関の範囲は、IPC との間で合意される。

TRA 10 - その他のオリンピック都市

- 選手、チーム役員、NOC、IF (その競技が共同開催都市で開催される)、IOC 委員、IOC アスリート委員会及び IOC 事務局のために、開催都市と他のオリンピック共同開催都市の間及び共同開催都市間の移動手段を提供及び手配する。かかる移動手段は、当該のステークホルダーの運営上のニーズに基づくものとする。

TRA 11 - 式典サービス

- 全てのステークホルダーグループに対して、開会式と閉会式の輸送サービスを策定及び実施し、この計画を承認のために IOC に提出する。パラリンピック競技大会の場合は同様の計画を承認のために IPC に提出する。

TRA 12 - 路上競技車両

- 自転車競技ロードレース、マラソン、競歩に関する OCOG の競技チーム、IF、オリンピック放送サービス (OBS) クルー及び写真カメラマンのために特別な車両及びバイクを提供する。輸送 FA は、競技 FA 及び放送 FA と協力して、路上競技のための具体的な車両要件を特定する必要がある。



NOC、選手及びチーム役員の輸送サービスに関する要件

TRA 13 - 選手及びチーム役員 of 輸送システム

- 選手輸送システム (TA) により、選手村の開村日から閉村日まで、選手、チーム役員及び携行する荷物及び競技用具の輸送サービスが提供されることを確保する。これらのサービスは、以下を対象として選手村との間で実施されるものとする。
 - 練習及び競技
 - 出入国時
 - 開会式及び閉会式
 - 選手村関連
 - 観戦する選手
- これらのサービスを練習及び競技の期間中運行し、各競技の競技会の終了時に終了する。



TRA 14 - パラリンピック競技大会の選手及びチーム役員 of 輸送システム

- パラリンピック競技大会の選手と NPC チーム役員に対して、オリンピックの選手と NOC チーム役員に提供されるサービスと同様の輸送サービスを提供するが、必要に応じて通関港 (POE)、パラリンピック選手村、練習及び競技会場間の特殊な競技用具の輸送を含め、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。

TRA 15 - チーム競技車両



- 練習と競技の往復に使用を限定して、事前に合意されたスケジュールで運行する、チームあたり1名または複数名の運転手付きの車両1台を、チーム競技に参加する全てのチームに割り当てる。
- 練習/競技にチームを輸送する車両は、当初の予定よりも早くまたは遅くセッションが終了する場合に復路のサービスを確保するために、練習/競技の間その会場にとどまることを確保する。
- パラリンピック競技大会の期間中、十分な台数の完全なアクセシブル対応車両が、車いすチーム競技に割り当てられることを確保する。

TRA 16 - 出入国時の移動

- 公式出入国地点と OCOG の公式宿泊場所 (選手村または追加宿泊施設) の間で、NOC と携行する荷物と競技用具を輸送する。
- 選手村の開村日から閉村日まで、出入国輸送サービスが運行されることを確保する。
- 選手団登録会議 (DRM) のためにプレオープン期間中に到着する選手団団長とそれに同行する代表選手団に対しても、輸送サービスが利用可能であることを確保する。
- 出入国地点と公式宿泊場所間で、NOC 会長と事務総長及び携行する荷物を輸送する。

TRA 17 - メダリストの表彰式への輸送



- 必要に応じて、オリンピック及びパラリンピックのメダリストを表彰式へ輸送するため、専用の車両と運転手を手配する。パラリンピック競技大会でこのサービスに割り当てられる車両は、複数のアクセシブル対応車両を含むものとする。



TRA 18- NOC 専用車両

- 各 NOC に、チームの総人数に基づき複数台の専用車両を割り当て（オリンピック憲章の規則 38 を参照）、以下の事項を尊重する。
 - 以下の NOC 専用車両の割当方式は、選手団団長と選手団副団長が使用する車両の割当てを含む。
 - 乗用車とミニバンの割合は、IOC との間で合意されることになる。
 - 車両の運転が可能な NOC アシスタント以外に OCOG によって運転手の割当てが提案される場合、運転手の割当ては IOC との間で合意されることになる。



オリンピック競技大会	
NOC 代表選手団規模	NOC 専用車両合計台数 (乗用車とミニバン/乗用車あるいはミニバン)
1-10	1
11-50	2
51-100	3
101 - 200	4
201 - 300	5
301 - 400	6
401 - 500	7
501 ~	8



オリンピック冬季競技大会	
NOC 代表選手団規模	NOC 専用車両合計台数 (乗用車とミニバン/乗用車あるいはミニバン)
5 以下	1
6 - 20	2
21 - 40	3
41 - 60	5
61 - 80	6
81 - 100	8
101 - 140	9
141 - 160	10
161 ~	11



TRA 19- NPC 車両の割当方式

- 必要な場合、複数の車いす用のスペースのあるアクセシブル対応車両を、車両割当ての一部として NPC 選手団が利用できるようにされることを確保する。これらの車両の提供は、車両調達段階で範囲決定がなされるべきである。
- NPC が利用できるアクセシブル対応車両の最大台数を、以下の表に示す。



パラリンピック競技大会（夏季）		
NPC 選手団規模	NPC 専用車両の合計台数 (乗用車、ミニバン、アクセシブル対応車両)	合計台数の内のアクセシブル対応車両の 最大割当台数
1～10	1	1
11～50	2	1
51～100	3	1
101～200	4	2
201～300	5	2
301～400	6	3
401～	7	3



パラリンピック冬季競技大会		
NPC 選手団規模	NPC 専用車両の合計台数 (乗用車、ミニバン、アクセシブル対応車両)	合計台数の内のアクセシブル対応車両の 最大割当台数
5 以下	1	1
6～20	2	1
21～40	3	1
41～60	5	1
61～80	6	1
81～100	8	2
101～140	9	2
141～	10	3

- 乗用車とミニバンの割合は、IPC との合意で決定されるものとする。NPC に割り当てられるアクセシブル対応車両の台数は、各 NPC との合意で決定されるものとする。

TRA 20 - NOC/NPC 用具用車両

- IOC または IPC との合意に従い（参加チームあたり 1 台）、競技に参加する選手の用具が相当の量に上る場合、NOC/NPC に追加の用具用車両 1 台が割り当てられることを確保する。これらの競技用の用具運搬車両は、NOC/NPC チーム競技用車両とは別とする。
- 自転車競技用具の場合、以下のサービスから選択する。
 - 用具移送用の特別車両を運行
 - ラック／ルーフラック付きの追加車両を、自転車競技チームに提供し、チームにおいて自主管理
 - 選手村と競技会場及び練習会場の間で用具を輸送する自前の専用の特別車両を持ち込める許可証を NOC/NPC に提供



TRA 21 - 車両使用方針

- 車両使用方針を承認のために IOC に提出する。

TRA 22 - アクセシブル対応車両のカープール



- NPC の出席が要求される追加イベントまたは特別イベントを支援するアクセシブル対応車両のプールを、予約制で、また NPC 専用車両とは別に利用可能にする。このプールを構成する車両台数は、パラリンピック競技大会ごとに変わるため、IPC と合意されるものとする。

TRA 23 - 駐車及び VAPP

- 会場及び特定の駐車エリアへの車両のアクセスを強制する管理メカニズム、車両認証／駐車許可 (VAPP) の運用方法等を策定する。



TRA 24 - NPC 割当車両の VAPP



- 各 NPC 専用車両に全ての競技会場と練習会場及び選手村のための VAPP を発行する。パラリンピック冬季競技大会の場合、ワックスキャビンが会場境界の外側にある場合は、ワックスキャビンを含めるものとする。
- チームの競技及び用具用車両に、それぞれの競技の練習及び競技会場、当該のパラリンピック選手村の駐車エリアならびに輸送モジュールを対象とした VAPP を提供する。

TRA 25 - レートカード車両及び VAPP

- NOC と NPC の車の借上げを援助し、要請があれば、確保された駐車場、確保されていない駐車場、またはドロップオフ場所 (返却所) (適正な手数料で、かつ、NOC 及び NPC の費用負担で) を対象とした、レートカード車両用の妥当な数の駐車許可証を、これらのスペースの利用可能状況に基づいて提供する。

IF のための輸送サービスに関する要件

TRA 26 - IF 輸送システム



- 国際技術役員 (ITO)、国内技術役員 (NTO)、審判、審査員団、IF スタッフ及び携行する荷物と競技用具の輸送サービスを、以下のサービスとともに大会期間中に提供するための IF 輸送システム (TF) を策定する。
 - 競技、練習及び公式会議 (計量、ユニフォームセンターへのサービス)
 - 出入国時
 - 開会式及び閉会式
- 出入国時と開会式及び閉会式の追加的な IF 輸送サービスを、IF 会長、IF 事務総長、IF 代表及び IF 理事に対して提供する。同様のシステムが、競技前のクラス分けのニーズを含め、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整して策定されるものとする。

TRA 27 - IF 割当車両

- オリンピック及びパラリンピック競技大会について、それぞれの大会のプログラムに競技が含まれる各 IF に、競技／種別ごとに大型乗用車 1 台と運転手 1 名を割り当てる。



- その他に、オリンピック及びパラリンピック競技大会のプログラムに競技／種別が含まれる各 IF に、ケースバイケースで競技／種別ごとに乗用車 1 台と運転手 1 名を割り当てる。
- IF 割当車両と IF のア krediyation を付与された用具技術者に大会運営要件に適合する、適切な VAPP を提供する。

メディアのための輸送サービスに関する要件

TRA 28 - メディア輸送システム

- 以下のサービスを含むメディア輸送システム (TM) を策定する。
 - 宿泊施設—国際放送センター (IBC) / メインプレスセンター (MPC)
 - 競技会場
 - 練習会場 (該当する場合)
 - IBC/MPC - 選手村
 - IBC/MPC - 理事会及び IOC 総会
 - 出入国時
 - 開会式及び閉会式
- TM は、ハブ&スポーク型を基準とし、IBC/MPC をメインハブとして中心に据えるものとする。

TRA 29 - OBS 輸送サービス

- 「BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定」に従って、運営上のニーズに応じて、OCOG と OBS の間で合意された台数の車両で、OBS に輸送サービスを提供する。

TRA 30 - 宿泊施設と IBC/MPC の輸送サービス

- 以下の表に従ってサービスを提供する。

サービスの種類	サービス期間	サービス時間
宿泊施設 - IBC/MPC	開会式の 14 日前に開始 閉会式の 3 日後に終了	24 時間。運行間隔は変動。 ステークホルダーの予測需要が低い時間帯、夜間、非競技日、日中 (メディアは朝と夜に IBC/MPC との間を移動すると予測) は運行間隔を空ける。
IBC/MPC - 選手村	開会式の 14 日前、または選手村の開村日に開始 閉会式の翌日に終了	毎日午前 8:30 から午後 9:30 まで運行。 競技開始前の期間は運行間隔を空けることができる。
IBC/MPC - 理事会及び IOC 総会	理事会と IOC 総会の期間中運行	理事会と IOC 総会の開催時間に従って運行。このサービスが必要か否かについて、OCOG はプレスオペレーションと OBS と協議するべきである。



サービスの種類	サービス期間	サービス時間
IBC/MPC - 練習会場	「メディア公開」練習スケジュールに従って運行	練習スケジュールに沿って運行。練習開始の1時間前から終了の1時間後まで運行し、実際の練習セッションの時間帯は運行間隔を空ける。要求に応じて。
IBC/MPC - 競技会場	ベニューメディアセンター（VMC）の開場に合わせて、各会場の競技の開始前の4日間はフル稼働しているものとする。 各会場の競技の最終日にその会場へのサービスを終了する。 一部の会場は、プレスオペレーションとOBSからの要求に基づき、これより前に限定的なサービスが要求される場合がある（競技の最大7日前まで）	競技スケジュールとベニューメディアセンター（VMC）の業務時間に沿って運行。 VMCは、通常は競技開始の3時間前から終了の3時間後まで稼働する。この時間枠は、運営上のニーズに従って、IOCとの協議で修正できる。輸送サービスは、競技の3時間前にメディアが会場に到着できるように運行する必要がある。 VMCが、競技の終了から3時間以上稼働する場合、VMCが業務を終了し、すべてのメディアが会場を後にするまで輸送サービスが提供されるものとする。非競技期間は、運行時間と本数を減らす。
競技会場間 （必要に応じて）	会場の競技スケジュールに沿って運行	IBC/MPC - 競技会場（上記）と同じサービス時間。
宿泊施設から会場に直行 （必要に応じて）	接続される会場の競技スケジュールに沿って運行	IBC/MPC - 競技会場（上記）と同じサービス時間。

TRA 31 - パラリンピック競技大会のサービス要件

- 以下の表に従って、アクレディテーションを付与されたメディアのメンバーにサービスを提供する。

サービスの種類	サービス期間	サービス時間
宿泊施設 - IBC/MPC	開会式の5日前に開始 閉会式の2日後に終了	24時間。間隔は変動。
IBC/MPC - 選手村	開会式の5日前に開始 閉会式の翌日に終了	毎日午前8:30から午後9:30まで運行。
IBC/MPC - 練習会場	「メディア公開」練習スケジュールに沿って運行	練習スケジュールに沿って運行。練習開始の1時間前から終了の1時間後まで運行。
IBC/MPC - 競技会場	VMCの開場に合わせて、各会場の競技の開始前の4日間はフル稼働しているものとする。 各会場の競技の最終日にその会場へのサービスを終了する。 一部の会場は、プレスオペレーションとOBSからの要求に基づき、これより前に限定的なサービスが要求される場合がある（競技の最大7日前まで）。	競技スケジュールとVMCの業務時間（競技開始の2時間前から終了の2時間後）に従って運行。この時間枠は、運営上のニーズにより、IPCとの協議で変更することができる。輸送サービスは、メディアが競技の2時間前に到着できるように、またVMCが終了するまで、これが2時間より長い場合であっても出発できるように運行する必要がある。全てのメディアが会場を後にするまで、サービスが提供されるものとする。



サービスの種類	サービス期間	サービス時間
競技会場間 (必要に応じて)	会場の競技スケジュールに沿って運行。	IBC/MPC - 競技会場サービス (上記) と同じサービス時間

サービスの種類	サービス期間	サービス時間
宿泊施設から会場に直行 (必要に応じて)	接続される会場の競技に沿って運行。	IBC/MPC - 競技会場サービス (上記) と同じサービス時間

TRA 32 - 写真撮影プール割当車両

- 国際オリンピック写真撮影プール (IOPP) の IOC 認定報道機関のメンバーに、報道機関あたり 2 台の車両 (合計 6~10 車両) を、MPC、全ての競技及び練習会場及び選手村の VAPP とともに提供する。



TRA 33 - IPC 認定報道機関とカメラマン割当車両

- IPC 認定通信社のメンバーに、報道機関あたり 1 台の車両 (合計 4~8 台) を、MPC、全ての競技及び練習会場、パラリンピック選手村の VAPP とともに提供する。
- その他に、パラリンピック競技大会の IPC 公式写真カメラマンに、運転手付きの車両を提供する。公式写真カメラマンは、IPC が指定するものとする。これらの車両の割当ては IPC 事務局車両プールに分類され、IPC により管理される。OCOG は、この割当てに 2 台の車両を計画するべきである。

TRA 34 - メディア車両許可

- OBS に許可証を発行し、OBS は許可証を RHB に配布する責任を負うものとする。
- レートカードプログラムを通じて、報道機関に VAPP が適正な料金で利用可能になることを確保する。

TRA 35 - 車両のレートカード及び許可

- 放送及びプレスのレートカードカタログに含まれる、レンタカー及び VAPP の価格を、IOC に提出し、承認を得る。
- 放送及びプレスのレートカードで提供されるレンタカーの価格は、現地標準価格に対して競争力のある価格にする必要がある。

マーケティングパートナーに関する要件

TRA 36 - マーケティングパートナー輸送サービス

- 以下を含むホスピタリティプログラムと運営上のニーズについては、TOP パートナー (IOC との契約上の合意に従う) の輸送要件を満たし、適用する。
 - マーケティングパートナーコーチプログラム (MPCP)
 - 会場駐車場、VAPP
 - T3 輸送システム
 - 割当車両



- IOC との間で結ばれた契約によりアクセス権が与えられた事業者（いくつかの RHB など）に、MPCP へのアクセスを許可し、かかる組織に全ての関連サービスを提供する。IOC は、MPCP の権利が契約で付与された指定組織に助言し、承認する。

TRA 37 - マーケティングパートナーコーチプログラム (MPCP)

- MPCP が以下の事項に準拠していることを確保する。
 - 地元の輸送プロバイダーと適正なレートを特定し、契約する
 - 適正で公平な支払スケジュールを策定する
 - 大会期間中にマーケティングパートナーのホスピタリティ長距離バスのニーズに応える、長距離バス会社を特定し、確保し、割り当てるための計画を策定する
 - MPCP に従事する全ての運行业者と運転手に、詳細な練習プログラムを提供する
 - 1日当たりの運転手1名または2名の価格を示し、価格の選択ができるようにする
 - 駐車エリアを提供し、VAPP の調整をする
- マーケティングパートナーが MPCP に参加せず、長距離バスと運転手を自ら調達する場合、OCOG はこれらの運転手に研修を実施するものとする。
- MPCP の利用が、IOC または OCOG のマーケティングパートナー、またはその他の IOC 指定もしくは承認の組織に許可される。これには、管理された長距離バスサービス、VAPP、会場での大会ステークホルダーへのグループ管理及び会場アクセスのための優先乗車ゾーンサービスが含まれる。

TRA 38 - マーケティングパートナーの出入国

- 公式出入国地点で、マーケティングパートナーがホスピタリティサービスを実施できるように、輸送運営エリアの利用を可能にする。これには、長距離バス/ミニバスの乗り継ぎ、駐車エリア、乗車エリアが含まれる。運行時の一部の乗車ゾーンと駐車場が、車両やミニバンなど、マーケティングパートナーの運営支援用の車両に必要なものとする。

TRA 39 - マーケティングパートナー割当車両及び運転手

- 各 TOP パートナーに2台の車両と運転手を割り当てる（また IOC と当該の TOP パートナー間の契約で、別の台数の車両と運転手が指定される場合は、契約書に規定された台数・人数が提供される）。



- 各ワールドワイドパラリンピックパートナーに、1台の車両と運転手を割り当てる。

- 以下の事項が遵守されることを確保する。



- 上記の車両と運転手は、オリンピック競技大会の期間中 TOP パートナーに割り当てられる（パラリンピック競技大会の期間中は、ワールドワイドパラリンピックパートナーに対して）。これらの車両と運転手は、特定の個人には割り当てられない。
- 各マーケティングパートナーに割り当てられた車両には、P2 VAPP (P2=オリンピックファミリー、T1/T2 駐車場アクセスコード) が発行される。これらの許可証は、開会式または閉会式のアクセスまたは駐車場を対象としない。
- 割り当てられた運転手付車両には、通信機器が搭載され、機械的な問題が発生した場合には



メンテナンス、支援を提供する。

- マーケティングパートナーと運転手は、大会ステークホルダー割当車両方針に従って、関連する全ての方針、手順、燃料カード、オリンピックレーンアクセスなどが提供される。

TRA 40 - マーケティングパートナーの輸送

- 以下のマーケティングパートナー輸送要件が実施されることを確保する。
 - マーケティングパートナーに、経路とアクセス情報を提供する。
 - マーケティングパートナーの技術車両に対し、会場で駐車場エリア（バックオブハウス（BOH）と MPCP 車両（フロントオブハウス（FOH））を特定する。
 - マーケティングパートナーが自身の技術車両についてその技術的なニーズについての計画を提示した後で、同車両に会場許可証を発行する。
 - マーケティングパートナーに、ホスピタリティのニーズに対応した長距離バスと支援車両のための、全ての車両認証/駐車許可証（VAPP）を発行する。

観客の輸送サービスに関する要件

TRA 41 - 観客の輸送

- 開催都市と協力して、観客が大会の期間中、オリンピック会場との間で信頼性の高い、安全で効率的な公共交通を利用できるように、あらゆる必要な対策を講じる。

TRA 42 - 観客の要求、会場収容能力及び販売可能なチケット

- チケットの枚数が確認され販売に回される前に、道路と公共交通機関、会場と輸送ハブの乗車ゾーンの収容能力が確認され、大会の他の全てのステークホルダーグループの需要を含めた予想される人数に対してサービスが提供できることが確認されることを確保する。特に車いす席の数が増加するパラリンピック競技大会について、車いす使用者用のチケットの数を観客輸送需要に含める。



T1/T2/T3 輸送サービスに関する要件

TRA 43 - T1/T2 運転手

- 以下の要件に従って T1 と T2 サービスの運転手を手配する。
 - サービスを利用する権利のある個人が開催都市に到着してから出発するまで、運転手を利用できるものとする。
 - 1日最低10時間のサービスが提供されるものとする。運営上の特定のニーズが生じる場合、IOC と OCOG が確認した上で、業務時間が延長されるものとする。1名の運転手でこの要件に対応できない場合、計画策定段階で2名の運転手が割り当てられるべきである。
- 上記の要件が、開催国の適用される法律に従って実施されることを確保する。

TRA 44 - T3 輸送システム

- T3 輸送システムの運行の原則を承認のために IOC に提出する。詳細は、オリンピックファミリーサービスレベル合意書と輸送運営計画に規定されることになる。





- T3 輸送システムが運行される場所または公式「最終目的地」に関する方針を策定し、通知する。最低でも T3 サービスは、以下を含むオリンピック及びパラリンピック公式サイトとの間で運行されるものとする。

- 競技会場
- 練習会場
- オリピック空港及びその他の出入国地点（主要鉄道駅など）
- オリピックファミリーホテル（OFH）
- パラリンピックファミリーホテル（PFH）
- IBC/MPC
- 選手村
- メディア村
- その他の T3 ステークホルダー宿泊場所
- オリピッククラブ（OLC）
- パラリンピックホスピタリティセンター
- OCOG 本部
- メダルプラザ（オリンピック冬季競技大会）

- 共同開催都市が独自の市内 T3 システムを運営する場合、別の T3 目的地リストが要求される。
- 最終目的地リストを承認のために IOC に提出する。

TRA 45 - パラリンピック競技大会 T3 輸送システムの承認

- アクセシブル対応車両を要求する 3 名のアクセディテーションを付与された T3 ユーザーごとに、最低 1 台のアクセシブル対応車両を提供する、T3 輸送システム運営の原則を、承認のために IPC に提出する。詳細は、パラリンピックファミリーサービスレベル合意書（ファミリーSLA）と最終輸送運営計画に盛り込まれるものとする。

その他のステークホルダーに関する要件

TRA 46 - オブザーバープログラム

- 車両を適正な費用で提供し、適切な VAPP を発行し、IOC と IPC オブザーバープログラムの輸送のニーズを支援する。

TRA 47 - 医事委員会割当車両

- IOC と協議の上、運転手と VAPP を含む車両プール（約 15 台）を提供し、IOC 医事科学委員会のメンバーが大会で職務を適切に遂行できるようにする。

TRA 48 - スポーツ仲裁裁判所（CAS）割当車両

- IOC と協議の上、運転手と VAPP を含む車両プール（約 10 台）を提供し、CAS 代表が大会中に職務を遂行できるようにする。



TRA 49 - 世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) 割当車両

- IOC と協議の上、運転手と VAPP を含む車両プール (約 12 台) を提供し、WADA の代表が大会中に職務を遂行できるようにする。

TRA 50 - IOC 事務局割当車両と VAPP

- 限定的な台数の車両 (最大 15 台)、運転手、VAPP (全ての競技及び練習会場、選手村、IBC/MPC、IOC ホテル) を IOC 事務局の運営上のニーズに対して提供する。

TRA 51 - IPC 事務局と VAPP

- 限定的な台数の車両 (最大 14 台)、運転手、VAPP を、最低 1 台のミニバンとアクセシブル対応車両を含めて、IPC 事務局の運営上のニーズに対して提供する。

TRA 52 - コントラクターの VAPP

- OCOG のコントラクターに対して、業務用/技術車両が会場にアクセスするための、または会場境界内で作業するための、適切な数の VAPP を同会場のスペースの利用可能性に応じて発行する。

交通管理と情報に関する要件

TRA 53 - 交通管理計画

- 見直し及び承認のために IOC に提出されるオリンピック輸送計画に、交通管理計画を統合する。交通管理計画は、以下を含めるが、以下に限定されない。
 - 移動需要プログラムを含めた、大会期間中の交通量を減らすための地域モビリティ対策
 - 交通指令システム及び交通指令当局
 - 移動時間
 - 路上イベント及び聖火リレー運営
 - 道案内標識
 - 各会場の交通ペリメータ内の交通ゾーンへの移動を最小限に抑えるための、多層的な交通規制プロセス

TRA 54 - 輸送標識

- 大会の全体的な構想に、輸送標識 (公共標識、経路標識、会場輸送標識、車両に関する標識) が取り込まれるようにする。主に車両と大会ステークホルダーに目的地を示し、効率的な交通の流れと移動を確保するために、機能性の高いものである必要がある。

TRA 55 - 輸送情報

- 輸送情報を策定し、オリンピックとパラリンピック競技大会のステークホルダー及び一般大衆に提供する。
- 特に、オリンピック輸送計画の一環として、一般大衆を含むオリンピック競技大会の輸送利用者に、計画と運営のための専用の具体的なマップが提供されることを確保する。これらのマップは、特に以下を含めるものとする。



- オリピック／パラリンピック輸送ネットワーク（経路、道路及び鉄道）
- ステークホルダー固有のシステムネットワーク図面
- 専用の輸送施設（デポ、待機エリアなど）
- 会場ペリメータ線内の輸送エリア
- 会場アクセスと周囲の道路網
- 空港とその他の主要ゲートウェイ
- 特別な交通管理マップ

大会公式車両に関する要件

TRA 56 - 車両利用方針

- OCOG 割当車両を使用するための方針と手順を、要求されるライセンスの種類、走行が可能なペリメータならびにアクレディテーションの確認及び要求箇所を含めて定義し、伝達する。これらの方針は、ステークホルダーの SLA と最終的な輸送運営計画に含まれ、IOC の承認を必要とすることとなる。



TRA 57 - オリピック冬季競技大会車両

- オリピック冬季競技大会に提供される全ての車両には、冬用／スノータイヤとスノーチェーン及び必要に応じてスキーラックが確実に装備されること。

TRA 58 - フリート運用—燃料

- 大会ステークホルダー割当車両に燃料を供給する。

TRA 59 - 運転手の電話

- OCOG から提供される各車両と運転手に、運転手がステークホルダー、ステークホルダーオーナーFA、輸送 FA との通信を可能にするための、携帯電話または適切な通信機器が確実に備わっていること。かかる電話と通信の費用は、OCOG が負担するものとし、使用方針は承認のために IOC に提出されるものとする。

TRA 60 - 車両及びサービス調達の保険

- 車両、登録運転手、乗客全てを確実に総合保険でカバーすること。

TRA 61 - バスと運転手のスケジューリングソフトウェア

- バススケジューリングソフトウェアとのやり取りが可能な、全てのサービスの詳細を収めた輸送サービスのデータベースを導入し、変更、通信及び情報を管理、統制し、輸送サービスレベルが確実に遵守されること。



5. ガバナンス





5.1. 都市運営

序論

開催都市は、オリンピック及びパラリンピック大会における全体的な経験の中で重要な要素となる。開催都市は、競技会場の外にも祝祭的雰囲気を広げる大会にするために、視覚的背景・祝賀的な空間を提供する。また、スタジアム外での競技イベント、オリンピック聖火リレー、その他の重要な競技大会に関連する活動の主催者となる。

都市運営は、会場外及び都市において、様々な組織が提供するすべての活動やサービス、事業、イベントを監視する部署であり、都市及び全ての競技会場・非競技会場との間の重要な連結機関となる。

都市運営分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 会場内外の運営が開催都市内の他の活動といかに相互作用するかについての完全な理解
- 競技大会関連の全ての運営計画及び開催都市の全体計画についての関連性が詳述され、入念に策定された都市統合計画

OCOG 内部及び OCOG パートナー、輸送当局、都市当局及びその他の非大会組織を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。都市運営は、良く練られた計画及び統合を確実にするために、広範な外部組織間の協力を得るための触媒となるべきである。

都市運営分野は HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携する。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「都市運営に関するオリンピック競技大会ガイド」、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って都市運営の要件を実施するために、大会デリバリー計画 (GDP) に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

CTY 01 - 都市統合計画

- 都市統合計画をレビューするために IOC に提出する。この計画は、OCOG の大会デリバリー計画、開催都市全体計画及びその他のデリバリーパートナーの会場外の計画を組み合わせたものとする。



5.2. 財務

序論

予算内でオリンピック及びパラリンピック競技大会を実施することは、大会の成否を判断する上で重要である。かかる目標達成には、競技大会の全ての側面に関する総合的予算計画の策定と、財政責任についての一定の考え方の構築が求められる。

財務部門は、調達、会計、契約管理、その他の予算機能を果たすため、統合的な方針、システム、報告メカニズムを構築し、OCOG全体を包括する予算管理の責任を有する。

財務分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- HCC—大会運営要件、ジョイントマーケティングプラン契約（JMPA）及びその他の契約におけるOCOGの義務についての徹底的な理解
- 継続的なレビュー／更新及びリスクアセスメントによる、予算、外国為替（FX）及びキャッシュフローの効率的な管理
- 詳細な管理会計を含む定期的な財務報告書
- OCOGの組織目標及び運用要件の達成や、調達プロセスを適切に管理し、効率的かつ効果的に供給することをサポートするための調達プログラムの確立
- 関税及び租税関連の要件の履行
- OCOGがリスクにさらされることを最小化／移転する、FIN 付属書 1—OCOG 保険に関する規定に定める保険契約
- 大会時の運営支援として、OCOGが競技大会のステークホルダーに提供する、サービス、商品、施設の、期間、条件及び料金を特定する、（ディレクターオブサービス [DOS] として知られる）ステークホルダー志向のレートカードプログラム

OCOG内及び、IOC、IPC、開催国当局、及びその他の関係パートナー組織を含む、多様なデリバリーパートナーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

財務分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の全ての分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『財務に関するオリンピック競技大会ガイド』、下記付属書及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- FIN 付属書 1—OCOG の保険に関する規定

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って財務分野の運営要件を達成するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインに沿って、OCOGにより以下が実施されるものとする。



FIN 01 - OCOG 予算の進化

- オリンピック及びパラリンピック両競技大会の運営計画の進化を OCOG 予算及びキャッシュフローに常時適切に反映させること。これは、HCC の履行及び立候補フェーズの間になされたコミットメントに関連した全ての活動を含むものとする。
- OCOG の予算は、オリンピック及びパラリンピックの両競技大会を統合するとともに、それぞれの要素を識別できるようにすること。これは、GDP に定められたタイムラインに従って定期的に更新されるものとする。

FIN 02 - 会計原則の提示

- 余剰金の定義に活用するため、OCOG は会計原則の案を、承認のために IOC に提出する。これは IOC による OCOG の余剰金の定義（すなわち、コア大会予算に関連して、OCOG の現金収入から現金支出を差し引いた結果の現金黒字）と一致するものとする。

FIN 03 - 標準 FA リスト

- 将来の OCOG の知識継承（TOK）向上を促すために、IOC から提供される標準 FA リストに沿って、OCOG の予算を編成する。

FIN 04 - レートカード

- オリンピック及びパラリンピックレートカード（別名ディレクトリーオブサービス-DOS）のカタログを、承認のためにそれぞれ IOC と IPC に提出する。DOS は、OCOG から様々な大会ステークホルダー（IF、NOC、NPC、放送事業者、プレス代表、スポンサー／サプライヤー、IOC、IPC、その他の広範囲のオリンピックファミリーメンバー）に提供するサービス、物品及び施設に関連する諸条件、価格設定を含む。
- レートカードプログラム（または DOS）が、利益を生むための活動ではなく、かかる費用の回収を目的として考案・実施されるものであるため、その結果として、プログラムの価格は可能な限り低く抑えられるものとする。

FIN 05 - 解散計画

- OCOG の関連機関（理事会、監査委員会など）により合意及び締結される OCOG 解散計画を策定し、IOC に提出する。

FIN 06 - 大会前及び大会後の報告

- 大会の計画策定、組織及び開催に関する財務状況を詳細に記した報告書を、IOC からの要求に応じて提出する。かかる報告書には、以下を含む。
 - 独立した公認会計士によって監査された年次財務諸表
 - OCOG 管理のために OCOG 財務部門によって作成された、定期的な管理口座の詳細。OCOG 分野別の執行財務予算実績概要（支出／収入）、予算変更、レートカード売上報告書、調達計画策定実施状況、ライフタイムキャッシュフローが含まれる
 - OCOG の内部監事が作成した全ての報告書。
- その他のデータを IOC に供給し、IOC またはその代表に、IOC が合理的に要求する記録の閲覧を許可する。



- OCOG のライフサイクルの任意の時期に、大会の計画策定、組織、資金調達及び開催に関して、開催都市、開催国 NOC、OCOG の会計を監査する（または IOC 代表による監査の）機会が IOC に与えられることを確保する。
- TOK と IOC の内部分析を目的に、TOK リストに沿った大会後財務報告書と統計書類のリストを IOC に送付する。

FIN 07 - 保険の方針

- 「FIN 付属書 1—OCOG の保険に関する規定」に規定されているように、保険を調達し、維持する。
- 大会に関連したキャンセル保険（必須ではない）を取得する前に、IOC に OCOG の計画を連絡する。

FIN 08 - 税

- HCC—原則の関税及び税関連の条項を実施するために、開催国当局と協力して実施される措置を詳細に記す計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
- HCC—原則に記載された税に関する要件が満たされることを確保するために必要な、特に以下を含む、適切な措置を講じる。
 - 開催国に居住していない選手が、大会での業績の結果として受け取る金銭的またはその他の報奨に関連して、同報奨に開催国で何らかの税が課せられる場合、その選手が適用される税を支払った後に手元に残る額が、そのような税が課せられない場合に受け取る額に等しくなるように、かかる報奨が OCOG により増額されて支払われるものとする。
 - OCOG から IOC、IOC が管理する事業主体、オフィシャルタイムキーパーまたは IPC に行われる支払いに、開催国の法域で何らかの直接税または間接税が課せられる場合、IOC または IOC が管理する事業主体、オフィシャルタイムキーパーまたは IPC が税引き後に受け取る額が、そのような税が課せられていない場合に受け取る額に等しい額となるように、その支払いが OCOG により増額されて支払われるものとする。
 - HCC に従って、IOC、IOC が管理する事業主体、オフィシャルタイムキーパーまたは IPC から OCOG に支払われる支払いまたはその他の寄付に何らかの直接税または間接税が課せられる場合（明確に説明すると、OCOG から直接または間接的に提供されるサービスの対価としての支払いを含む）、かかる支払いは支払いへの課税分が増額されないものとする。IOC または IOC が管理する事業主体、オフィシャルタイムキーパーまたは IPC がかかる税の支払を負担する場合、OCOG が受け取る正味支払い額はかかる税額分が減額されたものであるものとし、OCOG への支払いが既になされてしまった場合は、IOC、IOC が管理する事業主体、オフィシャルタイムキーパーまたは IPC によって後で支払われる当該税額が、OCOG によって全額返済されるものとする。



パラリンピック競技大会の追加財務要件

FIN 09 - OCOG マーケティング権の支払スケジュール

-  パラリンピック競技大会の、OCOG マーケティング権の IPC への支払スケジュールのモデルを、以下の表に示す。



時期	支払期限	支払い（パーセンテージ）	
		パラリンピック 冬季競技大会	パラリンピック 夏季競技大会
G-4 年	1 月 15 日		20%
G-3 年	1 月 15 日	25%	22%
G-2 年	1 月 15 日	25%	24%
G-1 年	1 月 15 日	25%	24%
大会時		25%	10%
合計		100%	100%

FIN 10 - パラリンピック競技大会のための第三者との契約

- IPC の規則、規制、要件に関連する、または影響のあるもしくは財務上重大な影響を持つ合意または契約が第三者（代理店、コントラクター、スポンサーなど）との間で結ばれる場合、かかる合意または契約の締結の前にそれについて IPC に連絡する。
- その後 IPC から要求される場合、OCOG が一貫性を維持しやすいように、またパラリンピック競技大会の運営またはパラリンピックレガシー全体にマイナスの影響が及ぶのを避けるために、締結の前に合意書または契約書の全てのコピーを提出する。

FIN 11 - IPC への財務報告

- パラリンピック GDP の規定のとおり、様々な段階での最新のパラリンピック予算を、また、最終的な年次財務諸表及び大会後の結論を IPC に提出する。

FIN 12 - パラリンピック競技大会の保険

- パラリンピック競技大会の組織と開催に関連した保険を掛けることが可能なリスクに関して、適用可能な場合に追加被保険者として IPC を含めた保険補償を確保し、維持する。これはオリンピック競技大会に適用される補償と一貫性を持たせるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模が調整される。



5.3. 大会マネジメント

序論

大会マネジメントは、大会を計画及び運営し、レガシーによる恩恵の実現のために使用される多様なプロセス、プロトコル、文書、ツールを説明するため、IOCが定義した包括的なフレームワークである。これは、大会及びレガシーへのコミットメントを適時に計画、運営・実施するため、完全に統合され、効果的に管理されたアプローチを必要とする複雑な任務である。

大会マネジメントの要素には義務としてのものと、柔軟な方法で適応、実施されることを意図するものがある。大会主催者をサポートするため、IOCは大会プロジェクト全体を支える大会マネジメントフレームワークを策定し、IOC、IPC及びOCOG間の主要な相互作用を定義している。IOCは、この枠組みを開催地の状況に適応させるため、そのライフサイクルの初期からOCOGと緊密に連携する。

大会マネジメント分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- OCOGのライフサイクル全体を通じて、全分野にわたり、大会の計画及びガバナンスを導き、統合するシニアマネジメントの早期任命
- 大会開催基本計画（GFP）—大会の計画及び運営の指針となる全体的枠組みを設定する包括的な戦略的計画
- 大会デリバリー計画（GDP）—OCOGの役員及び各分野並びにIOC及びIPCに、大会準備の可視性を提供するための計画およびモニタリングツール
- 全分野、政府/開催都市の様々なレベル、大会ステークホルダー及びその他の主要なデリバリーパートナーを含む、大会全体の効果的な調整及びガバナンスのための枠組
- 包括的テスト及び実践準備プログラム
- 包括的リスクマネジメントプログラム

OCOGのライフサイクルを通じてIOCとの、また、IPC、IF、NOC及び他のステークホルダーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。特に、OCOG内の協力は、全分野に渡る計画及び運営の効率的な統合を確実にするため、特に重要である。

大会マネジメント分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

大会運営要件

上記の序論に沿って、またHCC—原則に従って大会マネジメントの要件を実施するために、GDPに記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

GAM 01 - 大会のガバナンスとコミュニケーション・コマンド・コントロール（CCC）

- OCOGのライフサイクルを通じて、OCOG分野間及びデリバリーパートナーとの統合を必要とする多数の任務や活動を管理するために、大会全体のガバナンスと調整の枠組みを定義し、実施する。



- この枠組み内で、全ての分野、オリンピックサイト、様々なレベルの政府とその他のパートナーを含む効率的な CCC 構造を通じて、OCOG 幹部への報告と意思決定を行い、統合された計画策定と効率的な運営をマネジメントする。この枠組みは、テストイベントと大会運営フェーズに重点を置き、OCOG のライフサイクルを通じて実施されるものとする。運営実践準備計画の一環として、OCOG はメインオペレーションセンター（MOC）の導入を検討することもある。このセンターは、情報提供、調整、報告、意思決定を集約して行うための FA またはパートナーのための調整及び指令センターを含む。OCOG はまた、テストイベント運営のピーク時に MOC を稼働することを検討してもよい。

GAM 02 - IOC 会議への報告

- 以下の IOC の会議、または IOC からの要求に応じて、大会準備の進捗状況を報告する。
 - － IOC 総会
 - － IOC 理事会（EB）会議
 - － IOC 調整委員会会議
 - － プロジェクトレビューとその他のテクニカル／ワーキングミーティング
- かかる報告では、特に OCOG の全体的な計画策定、組織編制、財務、採用及び開催プロセスの進捗状況について報告することを確実にする。
- IOC との共同作業により、IOC 調整委員会会議、プロジェクトレビュー、その他のテクニカル／ワーキングミーティングのアジェンダを決定し、報告資料を準備する。

GAM 03 - 大会開催基本計画（GFP）



- IOC 及び IPC と協力して、OCOG のビジョンを定義し、大会の計画策定、組織編制、財務及び開催に適用される主要な戦略的及び組織的なガバナンスと報告プロセスを定義した、大会開催基本計画（GFP）を策定する。
- GFP は、承認を受けるために IOC に提出する。
- オリンピック及びパラリンピック競技大会の両方を扱う。
- IPC との共同作業により、イベント独自の性質を定義しながらパラリンピック固有の内容と留意事項を特定し、統合する。
- その他に、この計画には最低でも以下の主要要素を含めるものとする。
 - － OCOG の大会ビジョン－開催都市の選定後、立候補文書の中で提案された大会のビジョンが依然として妥当であることを確認し、その意味とその効果を評価するための成果を特定し、定義するために、全ての当事者によって見直しされることが重要である。
 - － 大会に関与する当局と、大会の計画策定及び実施に携わる全ての関係機関の責任を確認する、ガバナンスと責任マトリックス
 - － ガバナンスのための委員会とその委員／代表
 - － 関係機関／委員会間の関係と情報の流れ及び問題の上申と問題解決のためのルート
 - － パブリックエンゲージメント戦略



GAM 04 - 大会デリバリー計画 (GDP)

- IOC 及び IPC と協力して、GDP (IOC と IPC のジェネリック GDP に基づく) を規定する。GDP には、開催都市、開催国 NOC、OCOG が HCC に基づく全ての要件を実行する際に遵守されるべき主要な計画策定の枠組みと義務的なスケジュールが記述される。各 OCOG 固有の GDP の初版は、GFP と同時に IOC に提出し、承認を受けるものとする。
- GDP は、最低でも以下の要素を確実に含むものとする。
 - HCC とオリンピック憲章の要件
 - 立候補ファイルで述べた内容が含まれるコミットメントレジスター (「立候補コミットメント」)
 - IOC ジェネリックリーガルレジスターに基づく、リーガルレジスター (具体的には下記のもの)
 - HCC または立候補コミットメントの様々な要件に関する法律、他の規制または法令を特定するもの
 - 立候補コミットメントを果たし、合意された運営のタイムラインを遵守しながら、HCC に準拠した大会の開催に必要な規制措置 (一時的な免除、修正または新規制定) の一覧
 - 持続可能性の法令一覧 (持続可能性/環境に関する立候補コミットメントと建設タイムラインに沿った、開催国で施行されている全ての持続可能性関連/環境関連の法律の一覧)
 - OCOG 固有のマイルストーン (関連するデリバリーパートナーの主要なマイルストーンを含む)
- IPC との共同作業により、パラリンピック固有の内容を特定及び統合し、IPC から最初の承認を受けるとともに、パラリンピック固有の内容の変更管理プロセスに関して合意する。

GAM 05 - テストイベント

- 会場と運営、特に競技エリア (FOP)、テクノロジー及び特定業務のワークフォースをテストする目的で、大会プログラムに含まれる各競技について (正確には全ての種別を含めて)、テストイベントが組織されることを確実にする。
- 全てのテストイベントが IF の監督下で、競技規則に従って実施されることを確保する。
- テストイベントのカレンダー (各テストイベントのレベルを含む) を策定し、IF に事前に確認を取った後に、IOC に提出し、承認を受ける。
- 各テストイベントにおける各 OCOG 分野、デリバリーパートナー及び IF の関与レベルを要約した、テストイベントマトリックスを策定する。このマトリックスはすべての分野におけるサービスレベル、また IOC や関連する IF に提供されるサービスレベルを各イベント開催前に定義するものとする。
- 開催国当局と調整して、テストイベントを目的とした特定の関係者の開催国への一時的な入国ならびに用具、補給品及びその他の物品の輸入に関して同原則の要件が満たされることを確実にする。
- OCOG のマーケティング管理のもと、「オリンピック」イベントと銘打たれるテストイベントの場合、オリンピックマーケティングパートナーまたは RHB 以外の第三者に、かかるテストイベントに関連したスポンサーシップ、プロモーション、広告、放送の権利が与えられないことを確実にする。



GAM 06 - 大会前会場ツアー

- 一般的な大会マネジメントのアプローチの一環として、IOC、IF 及びオリンピック放送サービス（OBS）（及びまたはそれらが正式に認可したパートナー／コンサルタント／コントラクター）がサイトとインフラの準備状況を確認するために、OCOG ライフサイクルを通じて、サイトとインフラの視察を実施する。IOC と OCOG は、アクセス条件と要件及び様々な支援サービスを含め、そのような視察を実施するためのプロセス、方針、手順の構築において協力するものとする。

GAM 07 - リスクマネジメントプログラム

- 国際的に認められた基準に従って、総合的なリスクマネジメントプログラムを規定する。このプログラムの目的は、大会前、大会時及び大会後において運営、財務及び評判に影響を及ぼす可能性のある全てのリスクを特定、記録、評価、対応、監視及び報告することである。
- このプログラムが OCOG の計画策定及び予算プロセスと密接に関連し、定期的に見直し・更新され、OCOG 幹部職員に報告されることを担保すること。
- 大会の計画策定、準備、資金調達及び開催に影響する最も重要で危機的なリスクの総合的な分析及び記録を実施し、これらのリスクが（技術面、運営面または財務面の）緊急時対応計画を通じて軽減され、予測される混乱と財務／評判への影響を与える事象の発生頻度を最小限に抑えられることを担保すること。このリスクレジスターは、要求に応じて IOC が入手できるようにするものとする。
- OCOG のリスクマネジメントプログラムが、「FIN 付属書 1—OCOG の保険に関する規定」に従って、総合保険プログラムの策定を含むことを担保すること。

GAM 08 - 公式報告

- IOC と IPC が設定するガイドラインと指針に従って、大会後の報告を含む、オリンピック及びパラリンピック競技大会の公式報告書を作成する。

パラリンピック競技大会の追加管理要件



GAM 09 - パラリンピックの主要なマイルストーンのスケジューリング



- IPC と協議の上、IPC の承認が要求される以下のパラリンピック競技大会の主要イベントのマイルストーンを決定する。
 - パラリンピックテストイベントカレンダー
 - 契約ステークホルダーと一般のパラリンピックチケットティングの開始
 - パラリンピック聖火採火式と聖火リレー
 - パラリンピック選手村の開村：パラリンピック冬季競技大会の開会式の 6 日前、パラリンピック競技大会の開会式の 7 日前（夏季）
 - パラリンピック競技大会開会式
 - 競技期間：パラリンピック冬季競技大会の場合は 10 日間、パラリンピック競技大会（夏季）の場合は現在の 11 日から最長 12 日間
 - パラリンピック競技大会閉会式：パラリンピック冬季競技大会の場合は 10 日目、パラリンピック競技大会（夏季）の場合は 11 日目または 12 日目



- パラリンピック選手村の閉村：閉会式から3日後の正午
- パラリンピック競技大会を独立した、格調の高いイベントとして、他の国際/国内の障がい者スポーツイベントと関連付けず、また日程を重ねずに実施する。
- 障がいのある選手を対象とする他の国際イベントが、パラリンピック競技大会の前後3か月以内に、パラリンピック開催都市またはその付近で行われないことを確実にする。

GAM 10 - パラリンピック競技大会の統合

- OCOGのライフサイクルを通じて、多数の任務、活動及びプロジェクトを管理するために、パラリンピック競技大会全体の効率的な統合及び調整の枠組みを策定し、実施する。これには、OCOG分野とパートナー/関係機関との間の統合を必要とする。この枠組みは、統合的な計画策定と効率的なOCOG幹部への報告を下支えし、また、OCOGの各分野、政府及びその他のパートナーの様々なレベルを包括する効果的な構造を通じて、意思決定と効率的なパラリンピック運営を促進する。

GAM 11 - パラリンピックのプログレスレポート及びプレゼンテーション

- 以下のIPCの会議で、またはIPCの要求に応じて、パラリンピック競技大会の準備状況について口頭または書面によるプログレスレポートを英語で行う。
 - IPC総会
 - IPC理事会会議
 - IOC調整委員会会議のIPCワーキンググループ
 - IPCプロジェクトレビューとその他のテクニカル/ワーキングミーティング
- IPCプロジェクトレビューとその他のテクニカル/ワーキングミーティングについては、以下の費用分担原則が適用されるものとする。
 - OCOGは開催費用を負担し、IPCの宿泊予約を円滑に行う。
 - IPCは事務局メンバーと専門家の宿泊及び移動の費用を負担する。



5.4. 情報・知識マネジメント

序論

情報・知識マネジメント(以下、「IKM」という。)は、招致決定から7年間の経過を経て、OCOGでの学習の集約及び共有により、大会運営のリスクを大幅に軽減する。

IKM分野は、OCOGが大会の運営を成功させ、知識及び情報を獲得、適用、共有し、自ら進化する学習組織となることを支援し、将来のOCOGを支援する。これらの目標を達成するには、OCOG内及び主要ステークホルダーと共に、効果的に情報を管理し、共有をし、交換するといった文化を育み、更には学習機会を大会の運営計画に完全に組み込むことが必要である。

IKMは、オリンピック及びパラリンピック競技大会の最大レガシーのひとつである、大会の企画及び運営に関係したほぼすべての人のための新しいスキル、知識、機会といった「ヒューマンレガシー」に大きく貢献する。

IKM分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 包括的学習戦略の実施
- オリンピック競技記録、運営記録、アーカイブ、アーチファクト、大会記念品及びその他大会関連物を保存する長期レガシー計画の策定
- オリンピック競技大会及びその他スポーツイベントを視察し、体験する実地研修の機会として活用する等によって、知識を取り込み、次いで将来の大会主催者に継承するための効果的なプログラムをIOCと協調して開発
- OCOG内におけるIKMの適切な位置付けと強化

IKMはOCOGの全てのFAを支援する。OCOG内、特に計画・調整(PNC)、人材管理(PEM)及びテクノロジー(TEC)FAとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。IOC、特にオリンピック競技大会知識マネジメント(OGKM)、オリンピック文化・遺産財団及びオリンピック研究センター(OSC)並びにIPC、国内法律機関・アーカイブ機関、その他のOCOG、スポーツイベント主催者との協力も極めて重要である。

IKM分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリックスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『IKMに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論及びHCC—原則に従って、IKMの要件を実施するために、大会デリバリー計画(GDP)に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。



IKM 01 - レガシー計画とアーカイブ協定書

- OCOG の全体の大会レガシー計画の一環として、OCOG の解散後、オリンピックの記録及びアーカイブを長期的に保存する計画を策定する。IOC と OCOG は、レガシー計画の実施スケジュールを合意するものとする。最終計画は、OCOG、開催国 NOC、開催都市、地域または国内のアーカイブ組織のそれぞれの役割を含むものとし、これらの各事業体により締結されるアーカイブについての協定書に反映されるものとする。
- IOC の事前承認なく、アーカイブ協定書が締結されないことを保証する。OCOG は、パラリンピック競技大会に関して同様の原則を採るものとし、パラリンピック固有の記録とアーカイブに関しても、レガシー計画とアーカイブ協定書は、それぞれの国内パラリンピック委員会（NPC）、IPC 及び開催都市、地域、または国内のアーカイブ組織と合意されるべきである。

IKM 02 - 情報へのアクセス

- OCOG の責任範囲内の全ての大会情報は、信頼性の高いプロセスと適切なテクノロジーにより、常に安全に保管及び管理され、要求があれば、IOC がこの情報に対して自由にアクセスできることを確保する。

IKM 03 - オリンピック競技大会学習モデル（OGLM）

- IOC 及び他の関連ステークホルダーとの緊密な協力により、オリンピック競技大会学習モデル（OGLM）の一部として、以下プロジェクトを策定する。
 - 教育
 - 該当する学習経路を取り込み、学習機会並びに OGKM ワークショップ等の様々な関連するインターベンションを活用した OCOG 学習戦略の策定
 - IOC の助言及び推奨に基づく学習ソリューションの策定
 - 「トレーナー研修」を基本とした OCOG 内で知識を効果的に普及させるためのナレッジチャンピオンネットワーク（またはそれに相当するもの）を構築。
 - 視察及び経験
 - IOC と協力して、デブリーフ（イベント）及びデブリーフィングプロセスの構築及び実施
 - オブザーバープログラム、シャドーイング、セコンドメント、テストイベントオブザーション及び異文化認識プロジェクトを含む、視察及び経験についてのプロジェクト全体への参加
 - 情報マネジメント
 - OCOG の計画作業を支援するための、IOC が維持している過去の大会に関連する文書資料のデータバンクの活用
 - IOC との緊密な協働し、主要な全運営スタッフがアクセスできる有効なコード、頭字語、用語資源の提供
 - IOC が定める知識継承（TOK）及びビジュアル知識データの継承（VTOK）プロセス全体への参与及び範囲、継承プロセス、継承頻度を含む IOC が定めた要件の順守
 - OCOG 幹部の適切な人材が IOC が実施するインタビューへ全面的に参加することの保証



- IOC が要求するすべての関連測定基準にアクセスを確保するために、大会データキャプチャプロジェクトの実施を保証するための IOC との協力
- IOC と OCOG との間で合意される他の学習プロジェクトの開発及び実施
- デブリーフ（イベント）には、以下の規則が適用される。
 - 主催する OCOG は、IOC の費用負担で、デブリーフの会場と施設、海外からの参加者の宿泊と地上移動を提供する。
 - 国内の参加者の宿泊と地上移動は、主催する OCOG の費用負担で、主催する OCOG によって提供されるものとする。
 - 各イベントの事前に、デブリーフの主催のためのその他の関連費用は、IOC と開催国 OCOG との間で合意される。

IKM 04 - 関連するデリバリーパートナーの知識取得（学習）への参加

- 関連するデリバリーパートナーによる知識取得、特に TOK 及び VTOK リストへの参加を確約し、調整し、これらの取組みとプロセスに対する彼等の知見及び専門知識による貢献を促す。

IKM 05 - アーチファクトと記念品の提供

- 文化的及び教育的な目的で、IOC から示される当初のリストに基づき、IOC に提供されるアーチファクトと記念品（コスチュームとアクセサリ、ライセンス商品、認定書、記念品、キット等）のリストを策定し、これに関連する計画とともに、IOC の合意を得る。

IKM 06 - 公式出版物のコピー

- 大会までの期間、大会中及び大会後のオリンピック競技大会とパラリンピック競技大会に関連した全ての公式出版物のコピーを、OCOG の費用で提供する。出版物が電子版と印刷版で提供される場合は、両方を IOC に提供する。発行された全言語の印刷版 2 セットが、毎年提供されるものとする。電子出版物は、制作後速やかに入手可能になるものとする。公式出版物は全て、オリンピック競技大会知識マネジメント（OGKM）の発行する指示書に従って譲渡されるものとする。これらの出版物は、IOC オリンピック研究センター（Olympic Studies Center）を通して入手可能になる。

IKM 07 - パラリンピックエクセレンスプログラム

- IPC の教育部門「IPC アカデミー」による費用回復を基本に提供されるパラリンピックエクセレンスプログラムの範囲、要素、実施スケジュールについて、IPC との間で合意を取り付ける。パラリンピックエクセレンスプログラムは、大会期間中の教育プログラム（ワークショップ）準備確認プログラム（管理と運営のシミュレーション）、IPC アカデミーキャンパスから構成される。IPC オブザーバープログラム及び IPC デブリーフィングは、パラリンピックエクセレンスプログラムを構成する。
- パラリンピック競技大会に関連した TOK 要素（TOK リスト、知識の報告とデータ）は、IOC が管理する当該の統合プロセスに従って取り込まれるものとする。



5.5. プロトコール

序論

IOCプロトコールは指針、規則、原則を提供し、オリンピック競技大会中の全てのプロトコール事項について規定する。オリンピック大会において、オリンピックシンボル、旗、モットー、エンブレム、讃歌が適切に提示され、誤用されないことを確保する。

プロトコールの規則はまた、オリンピックスタジアム並びにオリンピック会場及び非オリンピック会場での座席配置や旗の掲揚を含む、式典に関する全ての要件を定める。

プロトコール分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- プロトコールの規則及び原則の遵守
- 開催国当局、オリンピック休戦財団、国連、及びその他団体との緊密な連携

個別のプロトコール原則及び要素、特にアギトスシンボル（パラリンピックシンボル）については、パラリンピック大会及び国際パラリンピック委員会（IPC）のイベントに適用される。

プロトコールは、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書17ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

オリンピック及びパラリンピックのプロトコール要素の詳細な運営要件は、『IOCプロコールガイド』、『プロトコール及びパラリンピックファミリーサービスに関するIPCガイド』、以下の付属書及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- PRT 付属書1—オリンピズムとオリンピックシンボルに関する規定
- PRT 付属書2—プロトコール詳細仕様

大会運営要件

上記の序論に沿って、またHCC—原則に従ってプロトコールの要件を満たすために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

オリンピックシンボル、エンブレム、旗、メダル、ピン及び賞状に関する要件

PRT 01 - オリンピックシンボルの使用

- 大会実施の全ての側面において開催都市、開催国NOC及びOCOGがオリンピックシンボルを使用する際は、「PRT 付属書1—オリンピズムとオリンピックシンボルに関する規定」の遵守を確保する。

PRT 02 - 旗の制作

- 「PRT 付属書2—プロトコール詳細仕様」の定め通り、大会に必要な全ての旗を制作し、サンプルをIOCに提出して承認を得る。



PRT 03 - オリンピック競技大会における旗／ナショナルエンブレムのプロトコールセット

旗／ナショナルエンブレムのプロトコールセットが、「PRT 付属書 2—プロトコール詳細仕様」の規定に従って、IOC イベント及びオリンピック会場に応じて配置されることを確保する。この付属書で扱われていない状況やイベントについては、IOC に案を提出し、承認を得る。

PRT 04 - 国旗の寸法比

- 全ての旗は、統一性を確保するために、また相互尊重を促進するオリンピックの価値及び国家間の平等を支えるために、「PRT 付属書 2—プロトコール詳細仕様」の規定に従って、同じ場所に掲揚する際にサイズが等しくなることを確保する。

PRT 05 - メダル、ピン及び賞状

- メダル（サイズ、重さ、素材、デザインなど）とメダルケース（IOC が製作するオリンピックメダリスト・ピンバッジを含む）の製造に関しては、「PRT 付属書 2—プロトコール詳細仕様」に規定される全ての要件に従う。メダルの最終デザインを IOC に提出し、承認を得る。
- 製造されるメダル及びケースの総数を IOC に提出し、承認を得る。
- 事前に承認を得た仕様に従ってメダルを製造する。製造後、IOC に以下を提出する。
 - 製造されたメダルの正確な個数を確認する証明書及びその証拠
 - 全てのメダルの配分を詳細に記載した目録
 - 全ての刻印前または余剰（未配付）のメダルセット
 - 全てのメダルの金型
 - アーカイブ用と再配付用に、最低 25 セットのメダル（金 25、銀 25、銅 25、合計 75 個のメダル）
- 開催都市や開催国 NOC が博物館での展示や保管用として 1 セット（または複数セット）のメダルを保持する場合は、IOC に計画を提出し、承認を得る。
- 資格が与えられ、オリンピック競技大会に参加した全ての選手に、IOC が経費を負担して製造する参加ピンバッジを配付する。ピンバッジ（オリンピックメダリスト及び参加者）の余剰分は IOC に返却し、選手の氏名と追跡番号を記載した配付リストを提出する。
- 賞状のデザインに関しては、「PRT 付属書 2—プロトコール詳細仕様」に規定される全ての要件に従う（素材／形状、デザイン、文言の要素）。同付属書の規定に従って賞状を制作し、対象となる選手全員に配付する。賞状の余剰分は全て IOC に返却する。

オリンピック競技大会式典に関連する要件

PRT 06 - オリンピック競技大会の開会式・閉会式でのプロトコールオーダー

- オリンピック競技大会の開会式、閉会式に関しては、「CER 付属書 3—式典のプロトコール要素に関する規定」に定めるプロトコールオーダーに従う。



PRT 07 - 表彰式



- 競技者にメダルを授与するため、各競技/種別イベントの終了後、表彰式を実施すること。オリンピック冬季大会では、HCC—原則に示す通り、メダルは、メダルプラザでのイベントの中で競技者に授与するものとする。
- 表彰式の全てのシナリオ及び進行を事前承認のために IOC に提出する。プロトコールオーダーは、「CER 付属書 3—式典のプロトコール要素に関する規定」に定める。

PRT 08 - オリンピック選手村でのチームウェルカムセレモニー

- オリンピック選手及びチームの役員を開催都市に迎えるため、オリンピック選手村国際ゾーンでチームウェルカムセレモニーを開催する。主な手順は以下の通り。
 - － オリンピック讃歌の演奏
 - － 村長による歓迎の辞
 - － チームの国家演奏（90 秒以内に短縮）に合わせ、国旗掲揚式
 - － 地域文化プログラム（最大 10～15 分）
- チームウェルカムセレモニーはフランス語及び英語で行うこと。

PRT 09 - オリンピックスタジアムのプレジデンシャルボックス

- プレジデンシャルボックスは、オリンピックスタジアム内のオリンピックファミリー席内に専用エリアとして設置し、IOC 代表と開催国高官及び OCOG 役員を同人数着席させることを確保する。プレジデンシャルボックスの位置、デザイン及び席数は建設前に IOC に提案し、承認を得ること。

PRT 10 - オリンピック讃歌の利用可能性と使用

- OCOG が、IOC の保有するオリンピック讃歌の既存バージョンを自らの費用負担で再編曲、再録音することを決定する場合、当該録音及び／または再編曲の可否は IOC が判断する。
- オリンピック讃歌は、以下の際に演奏しなければならない。
 - － IOC 総会開会式
 - － オリンピック競技大会開会式
 - － オリンピック競技大会閉会式
 - － メダルプラザにおける表彰式
 - － チームウェルカムセレモニー
 - － IOC が決定するその他イベント

PRT 11 - IOC 総会開会式のプログラム

- IOC 総会開会式のプログラムを、IOC に提出し、承認を得る。このプログラムは、「PRT 付属書 2—プロトコール詳細仕様」に規定されているプロトコールオーダーに従うものとする。



その他のオリンピック競技大会プロトコール要件

PRT 12 - オリンピック聖火

- オリンピック競技大会の閉会式の後には、オリンピック聖火トーチ、聖火台、若しくはその他オリンピック聖火を何らかの形で燃焼することを目的とした装置は、開催都市、開催国のその他の都市、それ以外のいかなる都市であっても、IOCの承認なしでは使用できない。

PRT 13 - ウォールオブチャンピオンズ

- 「ウォールオブチャンピオンズ」のコンセプトと設置場所を作成し、IOCに提出、承認を得る。名前の刻印は、ウォールオブチャンピオンズの最初の設置後でも変更できる方法にする。

PRT 14 - オリンピック休戦

- スポーツを通じた平和と相互理解、特にオリンピック休戦の推進に関連して、競技大会に至るまでの期間及び大会開催期間を通じて様々な活動を実施する。
- これらの活動の詳細なプログラムをIOCに提出し、事前に承認を得る。
- 選手村内に、平和の象徴としてオリンピック休戦を祈念する壁を築く。全ての大会参加者は、その壁に記されたオリンピック休戦に賛同する宣言に署名するよう勧められる。
- この壁の公開シナリオをIOCに提出、承認を得ること。

パラリンピック競技大会のプロトコール要素

PRT 15 - パラリンピック競技大会への招待

- 開会式の1年前に、IPCの指定に従い、パラリンピック競技大会への招待状を全ての各国パラリンピック委員会（NPC）に送付する。

PRT 16 - パラリンピックシンボルの使用

- パラリンピックシンボルの全ての使用案を、製造の開始前にIPCに提出し、承認を得る。

PRT 17 - パラリンピック讃歌の使用

- パラリンピック讃歌が以下の状況で演奏されることを確保する。
 - パラリンピック競技大会開会式
 - パラリンピック競技大会閉会式
 - パラリンピックメダルプラザでの表彰式セグメント
 - IPCが決定するその他イベント
- パラリンピック讃歌に関する全ての知的財産権（IPR）はIPCに帰属する。ただし、著作者人格権は、作品の著作者として認められるとの権利を主張した作曲家に帰属し、讃歌が著作者の合意なく変更されることがあってはならない。OCOGは、これらの事項に関してIPCの合理的指示に従う。





PRT 18 - パラリンピック旗の使用

- パラリンピック競技大会の全期間を通じ、メインスタジアム（または IPC が決定する場所）及び OCOG の責任下に置かれる他の全ての会場の目立つ場所において、他のどの旗よりもサイズの大きいパラリンピック旗を掲揚することを確保する。パラリンピック競技大会においては、メインスタジアムで掲揚される当該旗は、開会式の際に掲揚され、閉会式の際に降納されるものとする。

PRT 19 - パラリンピック競技大会における旗のプロトコールセット

- 特定のプロトコールセットの旗は、IPC の指示に従って、パラリンピック競技大会会場に配置されることを確保する。

PRT 20 - パラリンピック競技大会のプレジデンシャルボックス

- 開会式と閉会式におけるプレジデンシャルボックスは、出席者が IPC の指定するプロトコール優先順に従って着席できるよう、車いす使用者も出入り可能とすること。プレジデンシャルボックスの位置、デザイン及び座席数は、IPC により承認されるものとする。

PRT 21 - パラリンピック競技大会開会式のプロトコールオーダー

- パラリンピック競技大会開会式のプロトコール要素が、以下の順序で実施されることを確保する（プロトコール要素の間に芸術的セグメントが実施されてもよいと了解されている）。
 - 国家元首（HOS）入場
 - 国歌演奏と開催国国旗の掲揚
 - 選手入場
 - 公式スピーチ
 - 大会の開会
 - パラリンピック旗の掲揚とパラリンピック讃歌の演奏
 - 宣誓
 - パラリンピック聖火の点火

PRT 22 - パラリンピック競技大会閉会式のプロトコールオーダー

- パラリンピック競技大会閉会式のプロトコール要素が、以下の順序で実施されることを確保する（プロトコール要素の間に芸術的セグメントが実施されてもよいと了解されている）。
 - HOS 入場
 - 国歌演奏と開催国国旗の掲揚
 - 各国の旗の入場
 - ファン・ヨンデ（Whang Youn Dai）功績賞授与
 - IPC 選手評議会の新規選出委員紹介とボランティアへの花束贈呈
 - パラリンピック旗の降納
 - パラリンピック旗の引継ぎ式
 - 次回開催国の国歌の演奏と国旗の掲揚（夏季大会では次期夏季大会、冬季大会では次期冬季大会）
 - 次回開催都市の芸術セグメント



- 公式スピーチ
- パラリンピック聖火の納火

PRT 23 - パラリンピックメダルと賞状

- パラリンピック競技大会で授与される全てのメダル、賞状、証書及び花束については、そのデザイン、素材、形状、文言を IPC に提出して承認を得て、IPC 要件に従って製造する。
- IPC 要件に従ってメダルを製造し、製造されたメダルの正確な個数を確認する証明書を IPC に提出する。製造されるパラリンピック競技の優勝メダルのデザインと個数は、IPC の事前承認を必要とする。
- 最低 10 セットの刻印前パラリンピックメダルを全てのパラリンピック優勝メダルの配付先を詳細に記した目録とともに IPC に提出する。パラリンピック優勝メダル 1 セット（または複数セット）は、IPC の承認を条件に、博物館の展示やアーカイブ用に開催都市または開催国 NPC が保管することが可能。
- 製造された全てのメダルの金型と全ての余剰メダルと賞状を IPC に返納する。

PRT 24 - パラリンピックウォールオブチャンピオンズ

- オリンピックスタジアム内壁の一部を、当該パラリンピック競技大会の全メダリストの氏名を刻印するために使用する。壁のコンセプトは、IPC の承認を必要とする。



5.6. 持続可能性とオリンピックレガシー

序論

持続可能性は、開催都市及び開催国に対して、経済成長、交通システム改善、スポーツ施設改善、インフラ強化、環境改善、身体的に活発な住民、ボランティア活動への強いコミットメントやその他積極的な取り組みを実施する主体等の永続的な利益を、オリンピック及びパラリンピック競技大会がもたらすことを確実にする基盤である。

競技大会プロジェクトからのレガシーの期待を完全に実現するためには、大会のデリバリーを担当する全ての機関の精神と組織構造に、持続可能性が強く結びつけられていなければならない。OCOG 内では、持続可能性は横断的アプローチに従い、組織全体の全分野で、OCOG の設立のための検討の当初から実践されるべきである。

開催都市選定に引き続き、初期のレガシー計画をさらに発展させ、実行に移す必要がある。新たに組織された OCOG は、レガシープログラムを促進、実施可能とし、選定時のコミットメントが尊重されることを確実にするための重要な役割を有している。パートナー及び関心を持つステークホルダーの期待を理解し管理するため、政府、都市、OCOG からの調整された公的関与が継続的に必要となる。

レガシーは、経済的・社会的進歩、都市/国家の評判に大きく影響する、基本戦略的テーマである。したがって、このテーマに十分に関わり、彼ら(=上級管理職メンバー)のビジョンとコミットメントをレガシーに関係づけていかに最適に形作るかを理解できる(ようになる)ことは、招致委員会、OCOG、開催都市及び国政府パートナーの上級管理職のメンバーの責務である。

持続可能性及びオリンピックレガシー分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 国際標準化機構 (ISO) の ISO20121 規格に則した (整合した)、良く練られた持続可能性戦略及び持続可能性マネジメントシステム
- OCOG 及び公的当局からの期待を理解し管理するための調整された公的関与
- 関連する公的当局及びデリバリーパートナーと緊密に連携した実施計画およびガバナンス体制・運用の策定
- OCOG 設立検討の当初からの、全ての分野による、持続可能性の目的、レガシービジョン、立候補コミットメントのオーナーシップ (主体者としての意識)

OCOG 内ならびに、開催都市及び開催国の公的当局、開催国 NOC、コミュニティ団体及び関連する専門性を有する独立機関を含む多様なデリバリーパートナーや外部機関との、選定プロセスの最も初期からそれ以降にわたる緊密な調整及び協力は、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

持続可能性及びオリンピックレガシー分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連結している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、『持続可能性に関するオリンピック競技大会ガイド』、『オリンピックレガシーに関するオリンピック競技大会ガイド』及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って持続可能性とオリンピックレガシーの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に定められたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOGにより以下が実施されるものとする。

SUS 01 - 持続可能性戦略

- 開催国当局と協調して、いかに持続可能性の目的、持続可能性及びレガシーが大会プロジェクト全体に組み込まれるか、並びにそのことが開催都市のコミュニティに今後どのように寄与するかを示す持続可能性戦略及びオリンピックレガシープランを策定する。持続可能性戦略及びオリンピックレガシープランは、全ての関連ステークホルダーグループの観点に配慮しなければならず、立候補フェーズの間に立案したコミットメント及び計画の具体化・詳細化（したもの）として検討されるべきである。

SUS 02 - 持続可能性戦略の内容

- 持続可能性戦略は「IOC 持続可能性戦略」に沿い、また、特に以下の事項に取り組むこと。
 - インフラ及び自然環境
 - 既設インフラ及び仮設・撤去可能な会場の最大利用
 - 地域コミュニティへの長期的利益のデリバリー及び持続可能な都市の開発への貢献
 - 建設が行われる場合には、実行可能性及び環境負荷の最小化の担保（を確かなものにする事）
 - 生物多様性及び文化遺産の保全
 - 水資源保全及び水質保護
 - 再生可能エネルギー及び資源効率の高いインフラの利用
 - 調達及び資源管理
 - 調達プロセスの各段階への、要求事項を効果的に満たすことを確保するメカニズムを伴った、持続可能性配慮の組み入れ
 - 製品や材料の貴重な資源としての取り扱い、及びそれらのライフサイクルの最適化
 - 廃棄物の詳細調査実施及び廃棄物削減計画の策定
 - モビリティ
 - 人及び物品の移動のための持続可能モビリティソリューションの利用
 - 開催都市／地域での持続可能なツーリズムの促進
 - ワークフォース
 - スタッフ及びボランティアに対する安全で健康的な労働条件の提供
 - 従業員とボランティアの活発なライフスタイル、多様性、（非排他性）包摂、性平等の促進
 - 若手専門ワークフォースへの良質な教育及びスキル開発の機会提供
 - 国際的に認知された基準、及び開催国に適用される全ての国際協定、法律及び規制へのサプライチェーンに跨る労働条件（に関する事項）についての遵守



- e) 気候変動
 - i. 大会でのカーボン排出量を測定、最小化するため、開催都市と連携し、カーボンマネジメントプランを策定する
 - ii. 開催国におけるオリンピック競技大会のための、大会を通じた低炭素対策促進
 - iii. OCOG 由来のカーボン排出量の相殺
 - iv. インフラ計画の一部として、気候変動の潜在的な影響を取り入れる。
- 持続可能性戦略は発表前に、コメント及び承認のために IOC に提出すること。

SUS 03 - 持続可能性実施計画

- 開催国当局及び他のデリバリーパートナーと連携し、「SUS 02—持続可能性戦略」に記載された全ての事項、また、各主体の特定の役割と責任に重要な全ての事項を扱い、必要な資源、課題とリスク、及び明確な行動計画を含む、具体的な持続可能性実施計画を確立する。
- 持続可能性実施計画は発表前に、コメント及び承認のために IOC に提出すること。

SUS 04 - オリンピックレガシープランの内容

- オリンピックレガシープランでは以下の事項を扱うことを確実にする。
 - － 会場、他の施設及びインフラのオリンピック後の使用に関すること
 - － 社会開発、スポーツ開発、人材開発、知的財産及びテクノロジー革新等の無形レガシー
 - － オリンピックブランド資産の大会後の使用；すなわち、会場名、スペクタキュラー、銘板、史跡看板
- オリンピックレガシープランは発表前に、コメント及び承認のために IOC に提出すること。

SUS 05 - ガバナンス

- 開催都市及び開催国関係当局と連携し、「SUS 01（持続可能性戦略）」、「SUS 02（持続可能性戦略の内容）」、「SUS 03（持続可能性実施計画）」及び「SUS 04（オリンピックレガシープランの内容）」に記載された、持続可能性及びレガシー要件の充足を統括するための、適切なガバナンス構造または体制を策定する。ガバナンス構造は以下に列挙する原則に基づくものとする。
 - － 方針、戦略及び計画のいかなる潜在的違反をも解決する、透明性のあるメカニズム
 - － 持続可能性方針、戦略及び計画の遵守を監視する、適切な監査及び確認プログラム
 - － 情報連絡及び問題への対応の調整

SUS 06 - 持続可能性マネジメントシステム (SMS)

- 上記の持続可能性戦略（SUS 01—持続可能性戦略）に従って、持続可能なオリンピック及びパラリンピック競技大会の実施に重要となる組織の主要な活動を扱う SMS を構築する。



- 本システムが ISO20121:2012 規格の要求事項に則っていることを、第三者に認証されること。

SUS 07 - 持続可能性報告書

- 開催都市及び開催国関連当局と連携し、持続可能性戦略及び持続可能性実施計画の実施に向けた進捗に関する報告書を、少なくともオリンピック競技大会前に 2 版及び大会後に 1 版、作成し、公表する。これらは各々、持続可能性の国際的に認知されている報告標準に適合しなければならない。



6. 商業とエンゲージメント





6.1. 大会のブランド・アイデンティティ・ルック

序論

オリンピック及びパラリンク競技大会は、毎回、主として視覚的に伝達される、独自の異なるパーソナリティ、イメージ、キャラクターを有する。大会のブランド・アイデンティティ・ルック（BIL）は、大会独自のビジョン及び精神を世界の観客に表現する。これはオリンピック及びパラリンク競技大会に他のスポーツイベントと異なる、特別な雰囲気を設定するために不可欠な要素である。認知度を高め、独自性を確立するため、オリンピック及びパラリンク競技大会は概念的にリンクすることがあっても独自の BIL を持つべきである。

大会のブランド・アイデンティティ・ルック分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 視覚的に魅力的なクリエイティブビジョン
- 一貫性及び一貫の実施を確保する効果的な管理
- 国際的観衆及び開催都市・開催国の文化や伝統との関連性への焦点
- いかなる、かつ全てのブランド・アイデンティティ・ルック要素の所有権
- マーク使用を明確に定義する商業的戦略

OCOG 内、及び IOC、IPC、IF、開催国当局、その他パートナーを含む、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

大会のブランド・アイデンティティ・ルック分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「大会のブランド・アイデンティティ・ルックに関するオリンピック競技大会ガイド」、下記付属書及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- BIL 付属書 1—オリンピック競技大会の OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナーのワークフォースのための IOC ユニフォームガイドラインの規定

大会運営要件

上記の序論に沿って、及び HCC—原則に従って BIL の要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムライン範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



ブランド開発と大会アイデンティティに関する要件

BIL 01 - ブランドアイデンティティの所有権

- ブランドアイデンティティ（視覚的、音響的アイデンティティとタイポグラフィ（書体））の一部を形成するいかなる要素も全て、OCOGにより完全に所有されることを確保する。完全な所有権、及びIOCの事前及び事後の承認を確保できない例外的な状況では、OCOGは最低でも、IOCに譲渡可能であり、商業目的を含めて第三者にサブライセンス化が可能な、取消し不能の、世界規模かつロイヤリティフリーのライセンスが、当該の権利所有者により永久に付与されることを確保するものとする。

BIL 02 - 商業的戦略の承認

- マーク及び／または特定のプログラムの使用を定義したOCOGの商業戦略を、承認のためにIOCに提出する。



BIL 03 - パラリンピック競技大会のルック

- パラリンピック競技大会の、グラフィック基準マニュアル、ウェブサイト、マスコット、ピクトグラム、ユニフォーム、キットオブパーツ（KOP）及び競技エリア（FOP）のデザインなどの要素を含む、大会のルック要素の独自のセットを開発する。

BIL 04 - オリンピック競技大会のエンブレムのデザイン

- オリンピック競技大会のエンブレムは、上から下に以下の3つの要素が配置される構成とする。
 - － 大会独自の要素（開催都市／開催国の文化と価値を反映したデザイン要素）
 - － 大会シグネチャー（競技大会の開催都市名と開催年）
 - － オリンピックシンボル（オリンピックの輪）



BIL 05 - パラリンピック競技大会のエンブレムのデザイン

- パラリンピック競技大会のエンブレムは、上から下に以下の4つの要素が配置される構成とする。
 - － 特定の回のパラリンピック競技大会に関連したものと明確に識別できる、独自のデザイン要素
 - － 大会シグネチャー（競技大会の開催都市名と開催年）
 - － パラリンピックシンボル（エンブレムの要素として、エンブレム全体の3分の1の大きさ）
 - － ワードマーク「Paralympic Games」
- エンブレムの独自の要素は、モットー、呼称、その他の一般的な表現を含まないものとする。
- さらに、OCOGは、パラリンピックシンボルとその下の選択したOCOGタイポグラフィ（書体）のワードマーク「Paralympic Games」で構成される「ロックアップマーク」を策定するものとする。



BIL 06 - オリンピック及びパラリンピック競技大会のエンブレムの発表

- 認知度とアイデンティティの位置付けを向上させるために、オリンピック及びパラリンピック競技大会のエンブレムがそれぞれの個別の発表イベントで別々に公表されることを確保する。

BIL 07 - 大会シグネチャーの再現

- 大会シグネチャーの2つの要素（オリンピック競技大会の開催都市名と開催年）が、常に同じグラフィック様式（タイポグラフィ、色）で再現されることを確保する。

BIL 08 - オリンピック競技大会のエンブレムの一部としてのオリンピックシンボルの再現

- オリンピックシンボル（オリンピック競技大会のエンブレムの一部）は、必ず白い背景にオリジナルの5色で再現されること、また大会独自の要素内に統合されない（すなわち独立したものとす）ことを確保する。



BIL 09 - 二重ブランディング

- 認知度とアイデンティティ確立のため、オリンピック競技大会固有のコミュニケーションにはオリンピック競技大会のエンブレムのみを添え、またパラリンピック競技大会固有のコミュニケーションにはパラリンピック競技大会のエンブレムのみを添えるようにする。
- 一般的な／非大会固有のコミュニケーション（OCOGの名刺、公共イベント）など特定の状況においては、OCOGは両方のエンブレムを表示するのが適切と見なしても良い。このような場合、OCOGはオリンピックエンブレムが常に、横並びでは左側に、縦並びでは上に配置されるようにすることに責任を負う。

BIL 10 - オリンピック聖火リレー（OTR）のエンブレム使用ガイドライン

- OTRのエンブレム使用ガイドラインを、承認のためにIOCに提出する。



BIL 11 - オリンピックとパラリンピックのトーチの差別化

- 認知度とアイデンティティ確立のため、オリンピックとパラリンピックのトーチは、色及び／または形を変えて、視覚的に区別できるようにする。



BIL 12 - オリンピックとパラリンピックのライセンスリング

- 認知度とアイデンティティ確立のため、オリンピックとパラリンピック競技大会は、独自の、異なるライセンス商品群を持つことを確保する。

BIL 13 - オリンピック競技大会のマスコットのデザイン

- オリンピックマスコットのデザインは、承認のためにIOCに提出する。

BIL 14 - オリンピック競技大会のマスコットとOCOGエンブレムの再現

- オリンピック競技大会のエンブレムが、オリンピックマスコットの表面に完全な形で再現されることを確保する。



BIL 15 - オリンピックマスコット及びパラリンピックマスコットの発表

- 認知度とアイデンティティ確立のため、オリンピックマスコットとパラリンピックマスコットが、別々に発表されることを確保する（IOCとIPCが同時発表を合意している場合を除く）。



BIL 16- 競技のピクトグラム

- オリンピック競技の全てのピクトグラムを承認のために IOC と全関連 IF に提出する。
- パラリンピック競技の全てのピクトグラムを承認のために IPC と全関連 IF に提出する。

BIL 17- ユニフォーム

- 「BIL 付属書 1—オリンピック競技大会の OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナーワークフォースの IOC ユニフォームガイドラインに関する規定」に基づき、OCOG のユニフォームブランディングガイドラインとユニフォームデザインを、制作前に承認のために IOC に提出する。
- 全てのユニフォームが、OCOG のユニフォームブランディングガイドラインに適合することを確保する。
- 全てのオリンピック競技大会のユニフォームを承認のために IOC に、また全てのパラリンピック競技大会のユニフォームを承認のために IPC にそれぞれ提出する。

大会のルックの実施に関する要件

BIL 18- 大会のルック戦略

- 開催都市が、大会の開催都市として確実に視覚的に特定される大会のルック戦略を、承認のために IOC に提出する。この戦略には、全ての主要オリンピック会場、大会のルックが用いられる都市分野及び設置の期間を含めるべきである。
- 全ての主要オリンピック会場の大会のルックは、IOC が承認する戦略に従って用いられることを確保する。
- 開催都市と協調して、都市エリアの大会のルックが IOC の承認する戦略に従って用いられることを確保する。
- パラリンピックのルック要素は、開催都市の大会開催中のオリンピックルックで使用が許可される。オリンピックルックに対するパラリンピックルックの比率は、3分の1対3分の2の比率になる必要がある。オリンピック競技会場と非競技会場の会場進入路でのパラリンピックルックの使用は禁止される。同様に、パラリンピック競技会場と非競技会場の会場進入路でのオリンピックルックの使用は禁止される。

BIL 19- パートナーの大会のルックプログラムの承認

- OCOG のマーケティングパートナーと TOP パートナーに対して、OCOG のオリンピック競技大会ブランドアイデンティティの要素を使用して、独自の大会のルックプログラムを作成することを許可する。OCOG は IOC とともに、パートナーの適用提案を見直しし、承認するものとする。

BIL 20- パラリンピック競技大会の標識

- オリンピック固有の全てのマークと標識は、可能かつ妥当な場合は、移行期間中にパラリンピック固有のマークに置き換えられることを確保する。

BIL 21- パラリンピック競技大会の FOP デザイン

- オリンピック競技大会からパラリンピック競技大会へのルック、ブランディングの構造的変更を反映したパラリンピック FOP デザインを、IPC と各 IF の承認を得た広告プログラムを含め、各競技会場について制作する。



BIL 22 - オリンピック／パラリンピック車両のブランディング

- 車両がブランディングされる場合、大会固有の車両ブランディングとなることを確保する（すなわち、オリンピック競技大会期間中にのみ使用されるオリンピックブランディングとパラリンピック競技大会期間中にのみ使用されるパラリンピックブランディング）。

BIL 23 - スペクタキュラー（屋外大規模展示物）

- OCOG がスペクタキュラーの設置を選択する場合、以下の段階が踏まれることを確保する。
 - 全てのスペクタキュラーの戦略、開発、計画策定、設置、発表、運営、大会後のフェーズに関連した全ての解釈、提案及び文書を、オリンピック競技大会の場合は IOC に、パラリンピック競技大会の場合は IPC に、承認のために提出する。
 - 使用の責任と制限を定義した契約による合意を締結し、設置前に IOC 及び／または IPC が同合意を承認することを確保する。
 - スペクタキュラーの制作、設置及び発表に関連して調達される商品またはサービスが、OCOG または IOC/IPC のマーケティングパートナーの商品カテゴリーに含まれる場合（バックライト、ライトボックス、スポットライト、投射などの照明要件など）、相互に合意された期限内に、当該のパートナーに調達を遂行する機会が提供されることを確保する。
 - - パラリンピックのスペクタキュラーは、オリンピック競技大会の終了後に公表されることを確保する（IOC と IPC が別途合意している場合を除く）。
 - パラリンピックのスペクタキュラーがオリンピック競技大会の期間中の設置物として承認される場合、両イベントのアイデンティティを守り、それぞれの認知度を向上させるために、オリンピック会場またはオリンピックのスペクタキュラーに近接して配置されないものとする。



6.2. ビジネス開発

序論

ビジネス開発は、OCOG がバランスのとれた予算を達成する助けとなる、国内スポンサーシップとライセンス契約を生成する。この分野はまた、すべてのステークホルダーのマーケティング資産の価値を高め、オリンピック及びパラリンピックのブランドを不正使用から保護する、共通の「クリーンな」市場の創生を支援する。

IOC と TOP パートナー間の既存のマーケティング契約、あるいは他のマーケティング及びライセンス契約との矛盾を避けるために、ビジネス開発は慎重に管理しなければならない。

ビジネス開発分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 強固な OCOG のマーケティング計画
- OCOG の各種シグネチャープロパティについての包括的な販売及びアクティベーション戦略
- 国内パートナーシップ及びライセンス契約の早期起草
- 大会への供給機会を見直すための統合された調達ワーキンググループの創設
- OCOG の国内市場における既存のオリンピックおよびパラリンピックのマーケティング契約の完全な尊重

OCOG 内、及び IOC、IPC、様々な開催国当局、その他パートナーを含む、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

ビジネス開発分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「ビジネス開発に関するオリンピック競技大会ガイド」及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従ってビジネス開発の要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムライン範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

BUS 01 - IOC 国際マーケティングプログラム

- 全ての大会関連の活動について、IOC マーケティングパートナーに関連した IOC の国際プログラムに全て参加する。ここには以下の要件が含まれる。
 - － TOP パートナーをスポンサーの最高レベルに位置付け、MPA に記載された関連する全ての権利を付与する
 - － MPA に記載された供給条件に従って、関連する商品とサービスを IOC マーケティングパートナーから調達する



- IOC マーケティングパートナーに割り当てられた、関連する全てのカテゴリを守り、維持する

BUS 02 - OCOG マーケティング計画

- マーケティングプラン契約（MPA）に追加されるマーケティング計画を策定する。IOC により承認された後、OCOG はそのマーケティング計画を実施に移すものとし、あらゆる変更は IOC の承認を条件に許可されるものとする。

BUS 03 - フォーム合意書

- OCOG 国内スポンサーシップ合意書と、国内ライセンス合意書の「フォーム」を、計画策定プロセスの早期に起草する。IOC から提供されるテンプレートとガイドラインに基づくこれらのフォームは、OCOG マーケティングパートナー間での使用を目的に起草されるものとし、承認のために IOC に提出されるものとする。

BUS 04 - マーケティングカテゴリープロセスのリリースと同意

- カテゴリーリリースプロセスを正式に開始するための、IOC 提供のテンプレートを使用した正式な「カテゴリーリリース要求」を IOC に提出する。IOC はこの文書を見直し、カテゴリーをリリースするかどうかとカテゴリーの最終的な範囲を決定する。
- OCOG の販売プロセスに同意するカテゴリーリリース要求と、ランクスポンサー契約が IOC に承認されるまで、OCOG がカテゴリーの詳細な交渉に関与しないことを確保する。

BUS 05 - 入札書類と草案合意書

- スポンサー契約の可能性のある全ての入札書類を、発行の前に承認のために IOC に提出する。

BUS 06 - OCOG シグネチャープロパティ

- 各シグネチャープロパティの戦略的販売及びアクティベーション計画を策定し、TOP パートナーまたは OCOG マーケティングパートナーとの交渉の前に、計画を承認のために IOC に提出する。

BUS 07 - 大会付随イベントのオリンピックマーケティングパートナーの保護

- ライブサイトやテストイベントなどのオリンピック競技大会に関連付けて位置付けられる、大会付随イベントで、オリンピックマーケティングパートナーのカテゴリを守る。

BUS 08 - 調達ワーキンググループ

- 大会関連の供給機会を見直しするための、調達ワーキンググループ（または類似するもの）を設置する。このワーキンググループは、当該の実施パートナー、ファンクショナルエリア（FA）（調達、テクノロジー、会場、飲食など）、IOC マーケティングパートナーの代表から構成されるものとする。このグループは、定期的に会合を開くものとし、IOC マーケティング商品とサービスのカテゴリ及びその他の可能性のある調達機会を対応させる調達のニーズ/スケジュールを、全ての当事者に認識させる。



パラリンピック固有の要件

BUS 09 - パラリンピックマーケティングプログラム契約 (PMPA)

- HCCの署名後1年以内に、立候補フェーズの間に到達した「パラリンピックジョイントマーケティングプログラム契約」を、開催国のNPCとの間で締結する。
- パラリンピック競技大会に関連して実施される、スポンサーシップ、放送、ライセンス、その他のマーケティング及び商業活動の詳細を扱うPMPAを、IPCとの間で締結する。ここでは、PMPAの合意の時点でこれらが周知されている範囲で、開催国のTOPパートナー(TOPカテゴリーに関連したマーケティング活動以外の)に付与される、特定の権利と利益が含まれる。IPCがPMPAを承認し、IOCが受け入れるまで、OCOGは商業的活動を開始することができない。PMPAは、パラリンピックジョイントマーケティング期間(パラリンピックジョイントマーケティングプログラム契約で定義される)の開始から適用される。
- OCOGパートナーの(協賛)リストを、IPCに定期的及びタイムリーに通知し、それぞれの商品またはサービスのカテゴリーと、いずれかのOCOGパートナーに付与された特定の権利と利益を詳細に示す。
- これらの権利と利益に関する最新の状況を反映して、随時PMPAを修正する。

BUS 10 - TOPパートナーの保護

- IOCと関連TOPパートナーの事前の書面による同意なく、TOPカテゴリーのビジネスを実施する組織(適切なTOPパートナー以外)に、パラリンピック競技大会のスポンサー権を付与すること、または付与する可能性についての交渉に入ることを禁止する。
- 以下に関して、TOPパートナーを全面的に保護する(ケースバイケースで、IOCとIPCが書面で別途合意している場合を除く)。
 - TOPカテゴリーに関連したマーケティング活動
 - TOPパートナーに付与され、PMPA経由を含めてOCOGに通知された特定の権利と利益。これには、TOPカテゴリー内のブランドに関連した何らかの形態のマーケティングまたはプロモーション活動からの保護、または何らかの組織によって、または組織の代理で行われるアンブッシュマーケティング活動からの保護が含まれるが、これらに限定されない。
- TOPパートナーが、パラリンピックスポンサー権またはOCOGに関連したスポンサー権の取得を希望しない、同権利関連の交渉を中止する、または同権利のオファーを却下する場合、開催国における同じTOPパートナーの権利と利益についてのOCOGによる保護が害されないことを確保する
- TOPパートナーのIOC及びOCOGとの合意(「IOC大会テクノロジー合意」)の一環で、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会のためにタイミング、スコアリング、会場内リザルトシステム/サービス、システム統合サービス、大会マネジメントシステムサービス及び情報拡散サービスを提供するTOPパートナー(「TOP大会テクノロジーサプライヤー」)に対して、IOCが当該の開催国で行使するパラリンピック競技大会に関連したパラリンピック競技大会スポンサー権を付与する可能性があることを認識する。



- TOP パートナー（TOP 大会テクノロジーサプライヤー以外）が、開催国で行使するパラリンピック競技大会のスポンサー権の取得を希望する場合、かかるパラリンピック競技大会のスポンサー権に関して、当該の TOP パートナーとの間で書面による合意が達成されることを確保する。
- IPC は、パラリンピック競技大会の世界ワイドパートナーとなる機会を TOP パートナーに与える、国際的なスポンサープログラムを実施している。このプログラムの目的は、商業パートナーの間でパラリンピックブランドの価値を高め、パラリンピックの価値、主要メッセージ、独自の特徴を含めたパラリンピックブランドを世界的に売り込む、長期的なパートナーシップを発展させることである。TOP パートナー（TOP 大会テクノロジーサプライヤーを含む）が、国際的に行使されるパラリンピック競技大会のスポンサー権の取得を希望する場合、かかるパラリンピック競技大会のスポンサー権の付与は、IPC と当該の TOP パートナーの間での書面による合意を条件とするものとする。この場合、TOP パートナーは、IPC ワールドワイドパラリンピックパートナーと見なされるものとする。

BUS 11 - IPC ワールドワイドパラリンピックパートナー

- パラリンピック競技大会の前及び開催中の全てのリコグニッション機会（ウェブサイト、出版物、大会用道案内標識・標識ボード）において、パラリンピック競技大会のスポンサー権を保有し、さらに IPC ワールドワイドパラリンピックパートナーである TOP パートナーを、「ワールドワイドパラリンピックパートナー」として特別に言及し、これらのパートナーに、パラリンピック聖火リレースポンサー、FOP 標識、ビブススポンサーなどの利益性の高い機会の全てで、（国内の Tier 1 マーケティングパートナーとともに）第 1 交渉権を付与する。
- 特定のパラリンピック競技大会のスポンサー権利を取得した IPC ワールドワイドパラリンピックパートナーは、他のパラリンピック競技大会の開催国でこのような事実を売り込むことができる。



6.3. コミュニケーション

序論

魅力的なストーリーがあり、かつ総合的なコミュニケーションプログラムは、オリンピック・パラリンピック競技大会の重要なメッセージ及び価値を、世界中の聴衆、開催都市及び国の利益、オリンピックムーブメント全体に伝えることができる。大会のライフサイクル全体を通しての効果的、明確、かつ一貫したコミュニケーションは、開催都市への、またそれを越えた大会へのサポートを生み出す。また、リスクを緩和し、OCOG があらゆる予期せぬ出来事を円滑に管理するために役立つ信頼性を確立する。

コミュニケーション戦略は、大会ビジョンに基づき、メディア関係、広報活動、内部でのコミュニケーション、広告、出版物、ソーシャルメディア、デジタルメディア、オリンピックチャンネル等、幅広いコミュニケーション領域とデリバリープラットフォームを利用するものでなければならない。

コミュニケーション分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 全体的戦略、年間戦略、国際コミュニケーション戦略、大会前及び大会時の危機計画、オリンピック・パラリンピックの聖火リレー計画、レガシーに重点を置いた大会後計画を含む、徹底したコミュニケーション計画の早期開発
- 全ての大会ステークホルダーが一貫したメッセージを確実に伝えるために効果的なワンボイス戦略
- 全コミュニケーションチャンネルにわたる一貫したメッセージ。
- OCOG 内の他部署との強力な団結（大会メッセージを伝える機会を多く提供している、エンゲージメント部署等）
- カウントダウンマイルストーン、その他大会関連イベントを活用して、ポジティブなストーリーやメッセージを伝える積極的戦略
- 大会レガシーに強く焦点を当てた、大会後コミュニケーション計画

OCOG 内、及び IOC、IPC、NOC、NPC、IF、TOP パートナー、RHB、その他放送及び紙媒体メディア、様々な開催国当局、その他パートナーを含む、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。

コミュニケーション部署は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「コミュニケーションに関するオリンピック競技大会ガイド」及び、それに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従ってコミュニケーションの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムライン範囲内で、OCOG は以下を実施することとする。



COM 01 - 移行期のコミュニケーション計画

- 開催都市の選定後、移行期のコミュニケーション計画を IOC に提出し、計画の内容について IOC と合意する。

COM 02 - 大会前の計画策定

- 大会前の期間中、以下の計画を IOC に提出する。
 - － コミュニケーション戦略
 - － 年間コミュニケーション戦略
 - － 国際コミュニケーション計画
 - － 大会前危機コミュニケーション計画

COM 03 - 大会時コミュニケーション計画と大会時危機コミュニケーション計画

- 大会の前に以下の計画を承認のために IOC に提出する。
 - － 大会時コミュニケーション計画
 - － イシューおよび危機管理に関して、商業パートナー、NOC、IF などのステークホルダーと OCOG がどのように協力するかを含めた、大会時危機コミュニケーション計画



COM 04 - パラリンピックコミュニケーション戦略及び戦略的計画

- パラリンピック競技大会の特有のコミュニケーション戦略を策定する。この戦略は IPC が認定するパラリンピック競技大会コミュニケーション戦略計画の策定と実施につながる。この計画はオリンピック競技大会コミュニケーション計画全体を補完するものとする。パラリンピック競技大会コミュニケーション計画は、OCOG の全部門からの外部的情報を統合するものであり、オリンピック競技大会と異なる。

COM 05 - オリンピック聖火リレー (OTR) 計画策定

- OTR の前に、以下の計画を IOC に提出して承認を得る。
 - － OTR コミュニケーション計画
 - － OTR 危機コミュニケーション計画

COM 06 - プレスリリースに関する IOC の参照

- 開催都市、開催国 NOC、OCOG が発行し、IOC 会長、IOC 委員、IOC 事務局から参照または引用する全てのプレスリリースが、リリース前に承認されるよう保証する。

COM 07 - オリンピックマーケティングパートナー方針/手順

- 定期的なグループコミュニケーション/緊急事態管理更新情報 (ワークショップ、電話会議)、コミュニケーション資料の承認/配信、国際放送センター (IBC) /メインプレスセンター (MPC) のアクセス、記者会見の実施の支援を含む、オリンピックマーケティングパートナーのコミュニケーション活動の支援に関連した、方針/手順を、承認を得るために IOC に提出する。



COM 08 - 出版物とパンフレット

- 提案される大会期間中の出版物の一覧を（大会時コミュニケーション計画の一部として）、内容、形式、発行部数、配布方式、予算の簡単な説明とともに、承認のために IOC に提出する。
- 全ての公式出版物とパンフレットを、印刷または配布される前に、任意の形式で（IOC ではデジタルパブリッシング形式を支持している）承認のために IOC に提出する。IOC が別途承認する場合を除き、これらの出版物は種類を問わず広告を含めないものとする。



COM 09 - パラリンピック競技大会の編集サービスと出版

- パラリンピック競技大会に関連した全ての公式出版物とパンフレットを、承認のために IPC に提出する。IPC から要求される出版物は、IPC との間で合意される形式（IPC ではデジタルパブリッシング形式を支持している）で制作及び配布されるものとする。最低コピー3部が IPC 文書管理センターに提供されるものとする。

COM 10 - 大会後コミュニケーション計画

- 大会後コミュニケーション計画を策定し、レビューのために IOC に提出する。この計画では、OCOG の運営の終了後、レガシーの課題や大会の重大な事故／緊急事態からのフォローアップがどのように、また誰により処理されるかを詳細に規定するものとする。



6.4. デジタルメディア

序論

デジタルメディアは、オリンピック及びパラリンピック競技大会を見て学ぶための相応しい情報源となっている。大会のデジタルカバレッジは、2012年のロンドンオリンピック大会期間中、初めて放送カバレッジを超えた。そのため、デジタルメディアのデザイン、コンテンツ、Webアクセシビリティ対応、パフォーマンスは、オリンピック及びパラリンピック競技大会への認識に強く影響する。

ソーシャルメディアの使用を含む効果的なデジタルメディアプランは、コミュニケーションの全体的なアプローチに不可欠な要素である。

デジタルメディア分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- デジタルメディア戦略、ソーシャルメディア戦略、検索エンジンの最適化を組み込んだプロモーション戦略、スポンサー認定計画、主要業績評価指標を定義する運用計画を含む、徹底した計画の早期策定
- ソーシャルメディアが包含するレピュテーションリスクを管理する効果的戦略
- オリンピック競技大会組織委員会（OCOG）のイベント、コミュニケーションとマーケティング戦略との一貫性のある統合
- OCOG デジタルメディアイニシアチブの影響を測定するための効果的なツール
- 初期ウェブサイトの立ち上げから実践される効果的な顧客管理（CRM）戦略
- 全ての OCOG デジタルプラットフォームを通じて一貫した、グラフィックデザイン及びユーザー体験

OCOG 内、及び IOC、IPC、NOC、NPC、IF、マーケティングパートナー、放送権者（RHB）、非 RHB、オリンピックチャンネルを含む、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

デジタルメディア分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「デジタルメディアに関するオリンピック競技大会ガイド」及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。



大会運営要件

上記の序論に沿って、及び HCC—原則に従ってデジタルメディアの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの範囲内で、OCOG により以下が実施されるものとする。

DIG 01 - デジタルメディア総合計画

- 以下を概説した、デジタルメディア総合計画を策定し、承認のために IOC に提出する。
 - コンテンツとイニシアチブ計画（リリーススケジュール及び全ての主要イニシアチブの予算含む）
 - 推進計画（検索エンジン最適化 [SEO] 含む）
 - ソーシャルメディア計画
 - スポンサー認定計画
 - テクノロジー管理計画
 - 組織構造及びステークホルダー管理計画
 - 大会時デジタルメディア運営計画（スタッフ配置、シフト、運営タスク及び管理含む）
 - レガシー及び知的財産（IP）移転計画
 - モバイルアプリケーション
 - 競技結果統合計画（競技日程、リアルタイムリザルト、メダル及び選手略歴含む）
- デジタルメディア総合計画の策定と実施に際しては、OCOG のウェブサイト、アプリケーション、ソーシャルメディアの存在、その他のデジタルメディアの活動、オリンピックチャンネル、広範な IOC デジタルエコシステム及び CRM プログラムを伴う CRM 戦略の連携を確実にする。

DIG 02 - 契約

- デジタルメディアに関連した全ての契約の最終版のコピーを、契約の締結前に IOC に送付し、承認を得る。明確性を期すると、この要件は大会関連のインターネットとモバイル通信に関連して締結される全ての契約を対象とし、これには、デジタルメディアプラットフォーム、ネットワークまたはサービス（一般向けウェブサイト、モバイル端末、モバイルアプリケーション、アクティベーションまたはソーシャルメディアプラットフォーム）及び既存のまたは今後考案されるその他の形態のメディア（マルチメディアまたは双方向）、通信、展示を通じた e コマース、オンラインチケット販売、オンラインマーチャンダイジング、双方向メディアサービスならびに大会関連のメディアコンテンツの配信に関連したものが含まれるが、これらに限定されない。

DIG 03 - 公式ウェブサイト

- 以下の事項を遵守し、オリンピック及びパラリンピック競技大会をカバーした公式ウェブサイトを開発し、都市が大会開催を承認された直後から大会の 12 か月後まで運営する。
 - このウェブサイトは、現在の国際基準（ジオターゲティング機能とアクセシビリティを含む）を遵守し、全ての主要ブラウザとデバイスに対応するものとする。
 - ウェブサイトは、英語、フランス語、そして該当する場合は開催国言語で利用可能であるものとする。
 - 大会期間中のウェブサイトは、大会前に公に公開する準備が完了しているものとする。
 - オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会は、サイトの構造とウェブサイトのグラフィックデザインが明確に区別されるものとし、また各ブランドの独自の価値を反映し、IOC と IPC それぞれのコミュニケーションの推進を可能にするものとする。





- オリンピック競技大会の期間中、フロントページにはパラリンピック競技大会のセクションへのリンクのみを表示し、他のコンテンツとルックはオリンピック競技大会のみを参照するものとする。また、パラリンピック競技大会の間、フロントページにはオリンピックセクションへのリンクのみを表示し、他のコンテンツとルックはパラリンピック競技大会のみを参照するものとする。
- ウェブサイトに関連して収益を発生させる計画は、承認のため IOC に提出されるものとする。



DIG 04 - パラリンピックのデジタルメディア戦略及び運営計画

- 以下を示すデジタルメディア戦略を策定し、IPC に提出し承認を得ること。
 - 計画されたパラリンピックのコンテンツ及びイニシアチブ
 - 推進計画
 - OCOG のイベント、コミュニケーション及びマーケティング戦略とのデジタルメディアの統合
 - ソーシャルメディア計画
 - デジタルメディアのマイルストーン
 - デジタルメディアのレガシー

加えて、IPC と協力して、パラリンピック競技大会までの OCOG コミュニケーション活動と、IPC 動画配信チャンネルと関連するイニシアチブを可能な限り幅広く統合する道を探る。ここには、世界規模の IPC のインターネット動画配信チャンネル、OCOG ウェブサイト及びその他の IPC 管理プラットフォームを経由したパラリンピック競技大会の特定のイベントを放送する機能が含まれる。

DIG 05 - ソーシャルメディア



- オリンピック及びパラリンピック競技大会のための、OCOG の全てのソーシャルメディアチャンネルまたはイニシアチブを、承認のために IOC と IPC にそれぞれ提出し、IOC が全ての OCOG ソーシャルメディア資産の全面的な管理権を保有できることを確保する。
- ソーシャルメディアプラットフォームの存在に関連した、特にユーザーが生成したコンテンツに関連したブランドと風評リスクを評価した OCOG ソーシャルメディア戦略を IOC に提出する。この戦略には、OCOG と IOC のブランドと評判に有害な、オリンピックプロパティの IOC の権利を侵害する、またはアンブッシュマーケティングに相当するコンテンツを監視し、最終的に削除する手段を含むものとする。
- 同様に、それぞれのパラリンピックソーシャルメディア戦略を IPC に提出する。
- オリンピック及びパラリンピック競技大会のアーカイブ素材が、IOC/IPC の事前の同意なくソーシャルメディアプラットフォームで使用されないことを確保する。承認された OCOG ソーシャルメディアチャンネルまたはイニシアチブに対して、OCOG はユーザー側で生成されたコンテンツとフォーラムを監視する責任がある。



DIG 06 - グラフィックデザインとユーザー体験

- 全ての OCOG デジタルメディアを通じて、グラフィックデザインとユーザー体験の一貫性のある適用を確保する。OCOG の公式ウェブサイトのグラフィックデザイン（及び以降の重要なデザイン変更）の最終決定に先駆けて、ホームページとその他の主要ページの新しいデザインを、予定始動日の前に IOC コミュニケーション部門に提出し、承認を要求する。同じ手続きは、ソーシャルメディアプラットフォームの OCOG のプレゼンス、または予定始動日前の公式 OCOG アプリケーションにも適用されるものとする。

DIG 07 - OCOG デジタルメディアのマーケティングパートナー以外のブランド

- OCOG または IOC の公式マーケティングパートナー以外の第三者のブランド（またはその他の認識可能な標示）を含む、OCOG デジタルメディアプロパティのモックアップを、公式に始動する前に、スクリーンショットを添えて承認のために IOC に提出する。

DIG 08 - モバイルデバイスとアプリケーション

- OCOG のテクノロジー部門と IOC テクノロジー部が、デジタルメディアのモバイルデバイスへの移行に関連した全てのイニシアチブを承認するようにする。IOC の承認は、モバイルアプリケーションの開発フェーズの前に完了されているものとする。

DIG 09 - 外部リンク

- オリンピックステークホルダーのデジタルメディアプラットフォーム、特に IOC ウェブサイト（www.olympic.org）、IPC ウェブサイト（www.paralympic.org）、その他の OCOG とユースオリンピック競技大会組織委員会（YOGOC）ウェブサイトへの目立つ恒久的なリンク（エンブレム+テキスト）からなる外部リンクが、ホームページと各アプリケーション（OCOG アプリを通じた）に配置されることを確保する。IOC と OCOG によりパートナーと承認された組織と協会への外部リンクが許可され、奨励される。
- オリンピック競技大会の1か月前からオリンピック競技大会の1か月後まで、RHB の公式プラットフォーム（ウェブサイト、アプリケーションを含む）への目立つリンクをファーストビューに収まるように配置するものとし、OCOG ウェブサイトとアプリケーションのビジターがオリンピック競技大会のビデオ報道を検索するのをサポートする。

DIG 10 - デジタルメディアイニシアチブを報告する重要業績評価指標（KPI）

- オリンピック及びパラリンピック競技大会に関する、全ての OCOG デジタルメディアイニシアチブのデータを提供する、標準の統計ツールの利用を IOC と IPC のそれぞれに許可する。

DIG 11 - 収集されたデータの IOC による利用

- IOC と調整し、OCOG がデジタルメディア活動の一環として収集したユーザーデータとプロフィールの段階的な移行を確実にするためのデータ転送計画、及び IOC が HCC—原則に従って要求されるオリンピックムーブメントの促進に当該情報を利用するための CRM 戦略を定義する。
- IOC と合意した移転計画を実施し、ユーザーのデータ及びプロフィールを安全に（暗号化により）IOC に伝送する。
- ユーザーの個人データを何らかの形態で取り込むもしくは保存する全ての計画、または機密データを第三者に転送する全ての計画を、承認のために IOC に提出する。



- 個人データの収集とかかるデータの IOC への転送を妨げるデジタルメディアプラットフォームの契約条件及び地域で適用される法的規定は、IOC に通知する。

DIG 12 - デジタルメディアレガシー

- 大会後に IOC に譲渡されるソフトウェア、アプリケーション、コンテンツ及びユーザーデータベースの全ての適用範囲を含むデジタルメディアレガシーと知的財産の譲渡計画を、承認のために IOC に提出する。

DIG 13 - オリンピックチャンネル及び IOC デジタルエコシステムとの統合

- 相乗効果とコスト節減の機会を最大限にするという観点から、IOC の要請に応じて、IOC が提供する技術的ソリューション（オリンピックチャンネルのデジタルプラットフォームへの OCOG のデジタルプレゼンスの統合を含む）を実施するとともに、オリンピックチャンネルの デジタルプラットフォーム、コンテンツおよびソーシャルメディアの存在を、マーケティングプラン契約に含まれている一般的原則および要件に準拠して、促進するための手段を講じる。



6.5. 権利保護

序論

オリンピック及びパラリンピックのブランド、並びに IOC 及び IPC マーケティングパートナーの権利を保護することにより、オリンピック及びパラリンピック競技大会の財務的成功が維持される。権利保護は、「クリーンベニュー」規則及び商業活動に関する制限、並びにアンブッシュマーケティング、偽造商品の製造と販売、不法/海賊放送に対する防止措置を含む、オリンピック憲章の関連規定の遵守を確保する。

これを達成するために、権利保護領域は、開催国内の法的保護を最適化し、総合的な教育プログラムを実施し、誤用または侵害を監視・対処する強固なシステムを実施しなければならない。

権利保護分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 全ての関係団体との独占的合意に基づく大会関連の資産のタイムリーな開発と保護
- 知的財産の開発と保護に関連する要件（クリアランス及び登録を含む）の検討
- 広報/教育コンポーネント及びデジタル著作権侵害防止計画を含む詳細な権利保護プログラム
- アンブッシュマーケティング、不正チケット販売、マーケティング権利違反に対する適切な保護を提供する開催国の包括的な法制化

OCOG 内、及び IOC、IPC、放送権者（RHB）、オリンピックマーケティングパートナー、開催国 NOC を含む、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も、本分野を成功裏に実施するためには必須である。開催都市及び開催国の当局との協力は極めて重要である。

権利保護分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「権利保護に関するオリンピック競技大会ガイド」及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。関連情報はまた、「都市活動及びライブサイトに関するオリンピック競技大会ガイド」、「マーケティングパートナーサービスに関するオリンピック競技大会ガイド」及び「ビジネス開発に関するオリンピック競技大会ガイド」にも含まれている。

オリンピック資産、大会関連の資産、OCOG マーク、大会放送、報道及び展示、アンブッシュマーケティング及びその他関係語彙の定義に関する更なる情報は、オリンピック憲章及び『HCC—原則』に記載されている。

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従って権利保護の適切かつ効果的なプログラムを実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムラインの期限内に、OCOG により以下が実施されるものとする。



知的財産資産の作成と保護に関する要件

RPP 01 - 大会関連の資産の開発

- 大会の推進と実施を目的として、大会関連の資産と派生作品または要素を開発し、保護する。
- 大会関連の資産の創作、その全ての結果及び収益は IOC から特別に委託されており、かつ、「職務著作物」または IOC の利益を目的としたものと見なされるということを、大会関連の資産の開発に携わる自然人または法人が、プロジェクトの作業を開始する前に、適用される法で許容される最大範囲で宣言していることと、IOC から要求された知的財産権譲渡契約を結ぶことを確保する。
- IOC の要求に応じて、全ての大会関連の資産が、知的財産権の IOC への完全に譲渡されることを確保するため、その他の譲渡契約または法的文書を締結または取得する。

RPP 02 - OCOG マーク

- 全ての OCOG マークを、使用の前に承認のために IOC に提出する。

RPP 03 - クリアランスと登録

- 登録対象となる全ての大会関連の資産が、OCOG の名義でのみ（または IOC OCOG の間で合意される場合は、IOC の名で）開催国に有効に登録され（適宜、著作権、商標、意匠保護を含む）、作成、考案、開発または登録に関与した第三者との間で適切な文書が交わされていることを確保する。IOC の要求に応じて、OCOG は、これに関して要求されるその他の合意書または文書を締結することに同意する。
- 大会関連の資産に第三者の素材が含まれている場合、必要とされる全てのクリアランス（第三者が保有する権利の確認）が行われ、また必要とされる全ての権利及び使用許可が取得されることで（状況に応じて、当該第三者への全ての支払いを含む）、OCOG による大会関連の資産の開発、使用及び利用により第三者の権利が侵害されないことを確保する。
- IOC との協議により、全ての OCOG マークが以下の原則に従い、OCOG や開催国 NOC の名義で開催国において適切に採用、登録及び保護されることを確保する。
 - 「CITY+ [競技大会開催年、例えば『2024』または『2028』]」ロゴと公式エンブレムは、45 種類の製品とサービスを対象に登録されるべきである。
 - その他の OCOG マークについては、OCOG は、事前の書面による承認のために、IOC に登録の計画を提出する。
- IOC の名称を使った OCOG マークの国際的な保護を目的として、当該の全ての関連文書と情報が適時 IOC に提供されることを確保する。
- OCOG マークの国際的な保護に関連して IOC 側で発生した全ての費用を負担する。
- 大会関連の資産の採択及び保護、並びに OCOG によるそれらの利用に関して、追って IOC から発行される指令が遵守されることを確保する。



権利保護プログラムに関する要件

RPP 04 - 法的保護

- 立候補プロセスの間に要求される保証に従い、また開催国当局との調整を通じて、以下を確保する。
 - 全てのオリンピック資産（特にオリンピックシンボル、「オリンピック」及び「オリンピックアード」の語句、オリンピックモットー）が、適宜 IOC または OCOG の名義で、開催国において、適切かつ継続的な法的保護の恩恵を受ける。
 - （「HCC—原則」で定義される）大会に関連した IOC の独占的な権利を承認及び保護するために、開催国で適切な法律が施行される。かかる法律は特に以下を含む。
 - アンブッシュマーケティングに対する保護（すなわちオリンピック資産及び大会との直接または間接的な不正な関連付け、悪用または売り込みを防止または最小限に抑えること）
 - 大会会場の周囲での不正な街頭取引を規制する措置（開会式の2週間前から閉会式までの期間）
 - 不正なチケット再販を防止及び制裁する措置
 - 大会に関連した偽造品の製造と販売を防止する措置
 - 公的及び私的な広告スペースを安全に管理する措置（広告用掲示板、公共交通機関の広告、空域など）
 - 不正なライブサイト、パブリックビューイングイベントまたはこれらに類似するコンセプトのものを規制する措置
 - 不正な大会放送、報道及び展示に対する防護措置
 - 上記に関連した争いが大会までの期間または大会期間中に発生した場合、かかる争いが、手続き及び救済策により、時宜を得た方法で、特に優先的な迅速なプロセスによって、解決される。

RPP 05 - NOC エンブレムの保護

- NOC エンブレムが、開催国 NOC の名で開催国において正しく保護されることを確保する。

RPP 06 - IOC の代理権

- 大会に関連した権利が開催都市、開催国 NOC もしくは OCOG により保有される、または開催都市、開催国 NOC、OCOG との何らかの形態での合意の結果として（または他の何らかの理由で）第三者により保有される場合、かかる権利は全て、IOC の代理としてまたは IOC の利益のためにかかる事業体により一時的に所有され、IOC の要求に応じて IOC に譲渡されることを確保する。

RPP 07 - 権利保護プログラムの策定

- 以下を含む詳細な権利保護プログラムを、IOC に提出する。
 - アンブッシュ防止計画。OCOG 内での内部的ならびに IF、全ての開催国当局、業界団体、一般市民、メディア事業体及びその他の主要なステークホルダーに対する対外的な教育、広報活動、コミュニケーション活動に関する対策案を含む。



- 開催国内でのアンブッシュマーケティング、知的財産侵害、チケット押し売り及び偽造品問題に関する監視及び行動計画。
- 大会に関連したディスプレイ、広告、クリーンサイトの管理。
- 適用される法的枠組み及び大会期間中に開催国で導入される法的または行政的機構を詳細に示したオンライン/デジタル著作権侵害防止計画。不正な大会の放送、報道及び展示を防ぎ、中止させることを目的とする。

RPP 08 - 開催国当局との調整

- アンブッシュマーケティング、知的財産侵害、チケット押し売り、偽造品活動、不正な大会の放送、報道及び展示に効率的に対処するために、所轄の開催国当局及びオリンピックマーケティングパートナーや RHB との関係を築き、戦略を策定する。
- 開催都市と開催国 NOC との調整により、当該の開催国当局が以下を行うことを確保する。
 - オリンピック憲章、「HCC一原則」及びマーケティングプラン契約（MPA）を遵守し、権利保護戦略の実施において要求される援助を行う。
 - MPA で明示的に許容される場合を除き、開催都市、大会または大会開催期間で識別される広告標識、街頭取引、スポンサー及びその他のマーケティング権利の提供を差し控える。
 - マーケティングプログラムの策定において OCOG と緊密に連携及び協力し、大会に直接または間接的に関連した資金調達、商業的通信または寄付プログラムは、IOC から明示的に許可され、OCOG の単独の管理下に置かれる場合を除き、実施されないことを確保する。
 - IOC の事前の書面による承認なく、大会に関連した（または大会に関連すると認識される可能性のある）マーケティング、商業または標識プログラムへの関与を差し控える。
 - MPA で説明されるように、大会期間中及び大会前の2週間は、オリンピック会場及び大会を目的に使用される他のサイトの中及びその周囲で、街頭取引、屋外広告及びその他の全てのマーケティング活動を規制する。
 - 政府系企業の管理下にあるインフラに関与する全ての事業体が、特にメディアを通じて、大会との不正な関係を築かないことを確保する。
 - 政府系企業の管理下にある大会関連のインフラ工事に関係した入札は、当該のオリンピックマーケティングパートナーを対象に募集されることを確保する。
- 開催国 NOC と開催都市との協力の下で、以下を確保する。
 - その活動がジョイントマーケティングプログラムまたは IOC のマーケティングプログラムに影響を及ぼす他のマーケティングプログラムが、開催国で実施されない。
 - 開催国 NOC、NOC のスポンサー、国内スポーツ連盟（NF）及びその他の開催国の官民の事業体が、大会に関連したマーケティングまたはプロモーション活動の開発を含めた（これらに限定されない）アンブッシュマーケティング活動を差し控える。
 - 開催都市（その機関、代理業者または開催都市が構成員であるもしくは代表である事業体のいずれかを含む）、大会または大会期間で特定されるスポンサーシップまたはマーケティング権が、IOC の承認後にのみ付与される。



RPP 09 - 「マーケティング権禁止」条項

- 大会関連の活動の契約には、適宜「マーケティング権禁止」条項、すなわち第三者（OCOG からマーケティング権を取得していない）が自らまたは同社の製品とサービスを大会と関連付けること、または大会との関係に関する声明（事実に基づくかそうではないかを問わず）の公表を行うことを制限する条項を含むことを確保する。

RPP 10 - 監視及び強制執行

- 開催国でのオリンピック資産と IOC マーケティングパートナーと RHB の権利を、広報キャンペーンと法的賠償請求手続を適宜含めた、知的財産侵害とアンブッシュマーケティング活動の監視、防止及び停止により保護する。
- 権利保護プログラムに従った全ての OCOG の監視の努力が、IOC の監視プログラムと調整されること、または大会関連の資産もしくはその他の IOC 独占権の保護を目的とした IOC からの要求に従って調整されることを確保する。
- オリンピック資産の不正な使用または不正な大会の放送、報道もしくは展示が行われた、または間もなく行われることを OCOG が知った場合、IOC に通知し、IOC から要求があれば、かかる不正な利用を防止するまたはやめさせるために、以下のようなあらゆる合理的措置を講じる。
 - かかる使用が IOC または IOC マーケティングパートナーまたは RHB の権利を侵害することを、不正使用に関して責任のある組織または事業体に通知する。
 - 開催都市の内部か外部かを問わず、第三者による権利の侵害に対して IOC、IOC マーケティングパートナーまたは RHB によって行われた法的措置に介入する。
- 大会関連の資産の不正な使用またはアンブッシュマーケティングまたは特に当該の大会に関連した不正な大会の放送、報道及び展示に関して、開催国の外部で起こされた訴訟に付随して発生した費用を、IOC に返済する。開催国の外部でのこのような訴訟は、OCOG との協議の上 IOC により提起されるか、IOC の要求に応じて OCOG から直接提起されるものとする。

クリーンベニュー原則に関する要件

RPP 11 - 会場のブランディング及びネーミング

- 主要オリンピック会場または主要オリンピック会場までの主要なアクセスポイントが、選手村の稼働が要求される期間中、種類や性質を問わず、全てのフランチャイズ、売店またはその他の商業契約で妨げられないことを確保する。これには IOC または OCOG と結ばれた契約（例えば、スポンサーシップ契約や放送契約）またはオリンピック憲章に違反することになるような第三者または第三者の製品またはサービスを売り込むための会場の命名権が含まれる。



- 製品またはサービスのプロパガンダ、広告または商業ロゴまたはあらゆる種類の販売促進商品（第三者の名称、ロゴ、商標または商品名など）が、主要オリンピック会場の内部または（以下に詳述する）外部に置かれずまたは目に触れないことを確保する。これには、特に大会の競技や式典を撮影するテレビカメラの視野に入る、または大会の競技もしくは式典を観覧する観客の視野に入るような形での視認性が含まれる（オリンピック憲章で明示的に許可される場合を除く）。
- 選手村の稼働が要求される期間中、開催都市及びオリンピックイベントを開催するその他の都市と会場の上空での、プロパガンダまたは広告が禁止されることを確保する。
- 開催都市またはオリンピックイベントを開催するその他の都市で実施される、大会に関連した（または大会に関連すると認識される可能性のある）マーケティング、商業または標識プログラムが、事前の承認のために IOC に提出されることを確保する。
- 上記で言及された主旨のあらゆる適切な法的規制が、可能な限り早急に、ただし、いかなる場合でも OCOG の設立から 1 年以内に実施されることを確保する。
- 開催都市の選出日からパラリンピック競技大会の終了まで、大会に使用される会場に対する IOC の命名権プロトコル（非商業的名称、個人の名前ならびに大会の既存の会場及び新設会場に関連した商業名または法人名の処置に関連した規則を含む）への準拠を確保する。

RPP 12 - 規則 50 の要件

- 全ての参加者及びその他のオリンピック競技大会のアクレディテーション所持者は、規則 50 とその付属細則を含む、広告及びブランディングに関連した全ての事項について、IOC 理事会のマニュアル、ガイドまたはガイドライン及びその他の全ての指示に従うこと。

RPP 13 - 会場使用協定に基づく権利 (VUA)

- 大会のための会場所有者または新しい会場とインフラの建設に責任を負う組織との VUA（または類似する協定）が、当該所有者またはコントラクターに対する大会に関連したコントラクターの全ての合意書内のマーケティング権の条項を除外する義務（大会への関与の宣伝を抑制し、クリーンベニュー規則への準拠を要求する）を規定し、またこれらの制限を当該のサブコントラクターにも適用する規定を導入すること。
- VUA の当該の期間を通じて、OCOG は、無許可でありながら大会との関連性を謳う行為への対処をサポートすることを目的として、現行の契約上のコミットメントに縛られることなく、それぞれの会場所有者及び運営者から、会場施設の使用が許可される。それらはかかる会場のスポンサー、放送、広告標識、ブランディング及び商業用ディスプレイの権利に加え、チケットティング、ホスピタリティ、小売、売店（飲食品を含む）ならびに第三者の製品及びサービスの使用に関連したものが含まれること。



- 商業的及び非商業的目的で、全ての競技会場、式典会場、オリンピックパーク、主な共有区域（もし関連性があれば）の名称、イメージ、ブランド及びデザイン（これらから起因する素材等を含む）を、第三者の権利に縛られず、また追加請求なしに、現在及び将来の全てのメディアで使用する、取消し不能かつ無制限のライセンス（サブライセンスの権利を含む）を獲得すること。ケースによっては、IOCとOCOGとの合意に従い、同様のライセンスが他の主要オリンピック会場が必要とされる場合があるかもしれない。

RPP 14 - 選手村のブランディング

- 選手村内で現出する全てのブランディングとロゴに関連したガイドラインを作成し、合意し、実施する。



RPP 15 - オリンピック競技大会からパラリンピック競技大会への移行

- オリンピックからパラリンピックのブランディングへの切替は、IPCが規定したガイドラインに従い実施すること。(a) 競技ビブス、(b) FOP 広告に固有の許可済みのいくつかの例外を除き、オリンピック競技大会でIOCにより課されるクリーンベニューガイドラインは、実質的にパラリンピック競技大会にも適用される。



RPP 16 - マーケティングパートナーのパラリンピック競技大会でのリコグニッション

- パラリンピック競技大会では、パラリンピック競技大会のマーケティングパートナーを兼任している場合を除き、OCOGは、オリンピック競技大会のマーケティングパートナーに露出またはリコグニッションを許可しないこと。OCOGは、パラリンピック競技大会に協賛しない選択をしたオリンピック競技大会のマーケティングパートナー（TOPパートナーとOCOGスポンサーを含む）の全てのブランドロゴ（コンポジットロゴを含む）は、確実に除去されるか覆われるようにすること。この要件は、以下の全ての事例を含むが、以下に限定されない。

- ブランドの付いた設備;
- マーケティングパートナーリコグニッション標識
- マーケティングパートナーブランドプレゼンス
- 製品のラベリングとパッケージング
- 車両ステッカー
- マーケティングパートナー及びサプライヤーのユニフォーム

IPR 譲渡に関する要件

RPP 17 - 大会関連資産のIOCへの譲渡

- IOCの要求に応じて、大会のエンブレムとマスコット及び「CITY+ [大会開催年、例えば『2024』または『2028』]」ロゴに関する、申請または登録された全ての商標出願が、OCOGが行った全ての著作権登録及び全ての著作権と意匠（OCOGが申請していないものを含む）とともに、IOCに譲渡されなければならない。これにより、IOCがかかる資産の使用権をIOCマーケティングパートナー、RHB及びその他の第三者に付与できるようにする。
- 遅くとも大会開催年の12月31日までに、大会関連の全ての資産がIOCに譲渡され、またIOCが書面で要求する場合はNOCに譲渡されること、また、IOCが要求する場合は、かかる譲渡を証明する文書を作成すること。



- 大会関連資産に関して、申請または登録された全ての商標出願ならびにその他の商標、商品名、トレードドレス、サービスマーク、その他のロゴ及び全ての著作権または意匠（申請済みか登録済みか否かは問わず）が、開催国については遅くとも大会開催年の12月31日までに、また開催国以外の全ての国の領域については発生の直後（すなわちかかる大会関連資産の開発の直後）に、IOCに譲渡されること。
- IOCの要求があれば、速やかにかかる譲渡を証明する関連文書が作成されること。

RPP 18 - 物的具現物の移転

- IOC及びIOCが認可する第三者による利用を促すことができるよう、電子的かつ編集可能な形式、またはその他のIOCから要求される形式による全ての大会関連資産は、IOCに提供されなければならない。かかる移転については、IOCが決定した合理的な期間内、かつ、IOCの利用の必要に応じて、IOCのガイドラインに沿って実施されなければならない。
- IOCの要求に応じて、大会関連資産の全ての有形具現物が、無条件かつ負担なく提供及び譲渡されること。
- メダル（オリンピック勝者のメダルと記念メダルを含む）の全ての金型、トーチのデザイン、全ての未配布のメダル、賞状及びトーチを、大会の終了後にIOCに提供及び譲渡する。かかるメダル、賞状、トーチまたは金型の複製またはレプリカがIOCの事前の承認なく製作、許可もしくは認可されないこと。

パラリンピック関連のIPRに関する要件



RPP 19 - IPCのIPR

- IPCは、パラリンピック競技大会の独占所有者であり、同大会の全ての権利とデータ、特に既存または将来開発される全ての形態または全ての種類の手段もしくは手法による、同大会の組織、利用、放送、記録、再生、複製、アクセス及び普及に関連する（ただしこれらに限定されない）全ての権利を所有することを認識する必要がある。IPCは、パラリンピック競技大会に関連したデータ及びパラリンピック競技大会の競技会及び競技の成績を取り上げた素材に関連したデータのアクセス条件及び使用条件を決定する。
- IPCが、パラリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、エンブレム、聖火及びトーチ（これらは総称的または個別に「IPC知的財産」と呼ばれる）の独占的所有者であることを認識する必要がある。全てのIPC知的財産の全ての権利及びそれらの使用の権利は、営利、商業的または広告を目的とした利用を含め、IPCに独占的に帰属する。IPCは、IPC理事会が規定する条件で、その権利を全てまたは一部ライセンスすることができる。
- ワードマーク「Paralympic」の第三者による不正使用を強力に防止する防護的手段としてのワードマーク「Paralympic」の共同登録について、IPCとIOCが協調的な努力で合意していることを認識しなければならない。登録プログラムの詳細は、IOCとIPCから入手可能である。



RPP 20 - IPC の商標及び所有権

- IPC との協議及び承認の下で、パラリンピック財産権の対象となる可能性のある大会関連のエンブレム、マスコット、商標、ロゴ及びその他の印ならびに で使用されたまたは使用される予定の全ての商標、ロゴまたはその他の印（OCOG 所有権）をデザインすること。
- Paralympic（パラリンピック）という語を、OCOG の公式な法律上の名称と肩書に含める。
- パラリンピック競技大会の商標登録を開催国で実施する。
- IPC が米国と欧州連合で実施する、パラリンピック競技大会のエンブレムの商標登録に関連した費用を負担する。明確を期すと、かかる商標登録は、ワードマーク「都市+年」及び「Paralympic」という語を含まないものとする。
- 全ての OCOG の所有権は、OCOG が制作したまたは第三者に制作させた放送映像と、大会に直接または間接的に関連した、パラリンピック資産に起因するあらゆる理由で OCOG が保有するその他の権利を含めて、「都市+大会年」（これは IOC に譲渡される）を除き、IPC に正式に返還されなければならない。
- 開催都市で（上記で定義した）パラリンピック資産を監視し、かかる資産の使用が適切な利用（IPC の IPR 細則で概説される）に反する場合、同使用を禁止する措置を講じる。
- かかる是正の権利は、IPC から提示される指示に従って、かつ、国内外の法律、商標登録または別の形態の法律文書により OCOG に対するパラリンピックシンボルまたはその他のパラリンピック資産の法的保護が許可されている場合にのみ使用する。
- 実施許諾された全ての知的財産と派生作業の誤用と侵害を防止する。これは HCC—原則、JMPA 及び PMPA の条件に基づくパラリンピック競技大会の推進と実施という明確な目的の下、特定のパラリンピックマークとイメージを使用する権利が付与される際に、法的に拘束力のある要件が発生するためである。



6.6. チケットティング

序論

通常、チケット販売は、ほとんどの観客にとって、OCOG との最初の接点であり、来る競技大会の第一印象となる。チケットティング分野は、大会全期間を通じて観客とエンゲージする、効果的なサービス志向のチケットティングプログラムを確保するための重要なサービスを実施する。

競技大会の開催を助ける収入を上げることに加えて、チケットティングは、全てのオリンピックファンに、大会に参加する公平な機会を提供しなければならない。

チケットティング分野に関して、重要な成功要素は以下の通り。

- 一般市民によるチケットへの世界中からのアクセス
- 全てのクライアントグループのニーズ、期待、要件（例：再配布サービス、アスリートファミリー・フレンドプログラム等）を満たす効果的なチケットティングサービス
- デザイン、価格設定、ゾーニング、アクレディテーション、座席割当、配分及び配布を含む、十分に練られたチケットティング運営計画
- 詳細なフルベニュー（満席）戦略
- クライアントグループと一般市民のための国内および国際レベルでのインテグリティ アンド エンフォースメント計画を策定し、チケット詐欺、偽造と再販を制限する。

OCOG 内、及び IOC、IPC、NOC、IF、マーケティングパートナー、放送権者（RHB）、様々な開催国当局、その他パートナーを含む、多様なステークホルダーとの緊密な調整及び協力も本分野を成功裏に実施するためには必須である。

チケットティング分野は、HCC—大会運営要件で扱われる他の多くの分野と密接に関連し、連携している。大会の計画と運営にあたっては、本書 17 ページの相互参照マトリクスで強調している全ての関連要件を含んだ幅広い文脈の中で、それぞれの分野の検討を行うことが重要である。

本セクションで網羅されたトピックスに関する更なる情報は、「チケットティングに関するオリンピック競技大会ガイド」、以下の付属書、及びそれに列挙するあらゆる相互参照文書に記載されている。

- TKT 付属書 1—クライアントチケットポータルに関する規定

大会運営要件

上記の序論に沿って、また HCC—原則に従ってチケットティングの要件を実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーンとその他のタイムライン内で、OCOG により以下が実施されるものとする。



戦略的計画策定に関する要件

TKT 01 - チケットティング及びホスピタリティ計画

- 以下の項目を見直しと承認のために IOC に提出する。
 - OCOG のチケットティング及びホスピタリティ戦略計画とチケットティング及びホスピタリティ運営計画
 - チケット裏面の条件に関する文言を含む全てのチケットのデザインとレイアウト
 - 全てのオリンピックチケット価格及び席種別価格計画
 - 全てのホスピタリティパッケージ商品、条件及び価格
 - アクレディテッドシート計画（座席数及び位置）



TKT 02 - パラリンピックチケットティング計画

- 以下の項目を見直しと承認のために IPC に提出する。
 - チケット売上の最大化とフルベニュー（満席）を含む、OCOG のチケットティング戦略計画とチケットティング運営計画
 - チケット裏面の条件に関する文言を含む全てのチケットのデザインとレイアウト
 - 全てのパラリンピックチケット価格及び席種別価格計画
 - パラリンピック改訂アクレディテッドシート及びアクセシブルシート計画（座席数及び位置）

TKT 03 - フルベニュー（満席）戦略

- 詳細なフルベニュー（満席）戦略を定義し、使用する。この戦略は、IOC に提出され、チケットティングプログラムの戦略的計画及びチケットティング運営計画の一部に組み入れられるものとする。

TKT 04 - 法の遵守

- チケット販売戦略、販売及び流通計画を含むチケットティングプログラム、並びに購入者の個人情報収集、使用するいかなる計画も、地域及び国際的な法律に準拠することを確保する。

TKT 05 - 未承認のチケット再販

- 全てのチケットクライアントが、IOC によって承認され OCOG によって実施される、適用されるチケット条件とその他の規制に従って、自身のチケットを管理し、使用することを確保する。

TKT 06 - 法執行計画

- クライアントグループ向けの国内外のチケット及びホスピタリティの監視及び法執行計画と、一般向けのチケットティング及びホスピタリティプログラムを策定する。これらの計画は、密売や不正な資金源による活動及び公認された資金源による規則遵守の欠如を統制するための解決策に取り組む。また、これらの計画は当該開催国当局及び当該第三者との調整を含め、オリンピック競技大会の前年に有効なスカルピング防止措置が実施されるものとする。

TKT 07 - マーケティング契約

- IOC のマーケティングパートナー/RHB に対する要件が、チケット要求を含めて、IOC を両事業体に結び付ける契約の規定に従って履行されることを確保する。



TKT 08 - IOC のチケットのニーズ

- IOC がチケットのニーズを確実に満たせるようにする。かかるチケットの費用（額面価格、税込）は、HCC—原則の下での OCOG のチケットプログラムに関連した IOC への支払から控除されるものとする。

TKT 09 - 国内連盟（NF）への販売制限

- OCOG は、国際領域の NF へのチケット販売が禁止される。NF は、各国の NOC を通じてチケットを購入するべきである。

TKT 10 - NOC の合意書

- チケットオーダーと販売プロセスを記述した合意書が、OCOG と NOC との間で交わされることを確保する。かかる合意書は、当該の NOC と開催国に関連した全ての法律と規制を遵守し、締結の前に IOC により承認されるものとする。この文書は、英語とフランス語で作成されるものとする。
- 大会期間を通じて、特に自分の競技以外の競技会を観戦するア krediyteeshon を付与された選手、チーム役員及びその他のチーム職員に対して、NOC から無料で適正な枚数のチケットが入手できるようにする。

TKT 11 - アスリートファミリー・フレンドチケット

- 大会で選手が競技するセッションで選手の友人と家族が観戦できるように、競技の参加選手に販売するためのチケットが別に確保されるための方策を策定する。

TKT 12 - NOC 代表選手団の式典チケット

- 開会式と閉会式について、行進に参加しないア krediyteeshon を付与された選手、チーム役員及びその他のチーム職員のために、メインスタジアムに利用可能な適切なスペースがあることを確保する。

TKT 13 - NPC 標準契約

- チケット注文と販売プロセスを概説する、NPC チケット合意書が OCOG と NPC の間で起草され、IPC の承認が得られることを確保する。

TKT 14 - クライアント完全性報告

- 関連するチケットガイドライン及び方針に関して、特殊クライアントチケット管理についての報告が IOC に提出されることを確保する。これには、クライアントの規則、方針及び条件の包括的な遵守、非遵守に対する懲戒処分案、クライアントに関する成功事例と課題の追跡などの項目が含まれる。

TKT 15 - 一般市民の支払い方法

- OCOG のチケットプログラムが、IOC のマーケティングパートナーに関連した支払サービスの全ての要件に準拠することを確保する。



TKT 16 - チケット及びホスピタリティデータ報告

- 適宜及び大会時に、全てのオリンピックチケットと会場シーティングボウルインベントリーに関するチケット及びホスピタリティ商品の数、要望、割当、販売、返品、利用及び全クライアントの出席に関して IOC に報告書を提出する。

TKT 17 - 割当分と市場セグメント

- 全ての割当分と市場セグメントを見直しのために IOC に提出する。



TKT 18 - パラリンピックの割当分

- 前回のパラリンピック競技大会の実施またはオリンピック基準に基づき、割当案を承認のために IPC に提示する。

TKT 19 - 割当て及び席割り

- 全てのイベントについて、クライアントへのチケット割当てと席割りを IOC に提出する。

TKT 20 - パラリンピック競技大会の契約クライアントへの割当て

- 当初割当案と、パラリンピックチケットの最終割当てを見直しと承認のために IPC に提出する。この当初割当の承認は、一般市民へのチケット販売の前に行われるものとする。



TKT 21 - 一般市民のアクセス機会

- OCOG のチケットティングプログラムが、世界の市民がオリンピック競技大会にアクセスする機会を支援するようにする。OCOG は、これを達成するための解決策を NOC に提出するものとする。

TKT 22 - 競技スケジュール

- ステークホルダーのチケット販売フェーズを開始する前に、競技、チケットティング及びその他の関連 FA との合意の下で、セッション別の競技スケジュールが最終決定されることを確保する。

チケットティング運営に関する要件



TKT 23 - パラリンピックチケットのデザインとレイアウト

- 全てのパラリンピックチケットのデザインとレイアウトを、チケット裏面の条件に関する文言を含めて、承認のために IPC に提出する。

TKT 24 - チケットの印刷と発送

- 関連プロバイダーの指名を含めた、チケットの印刷及び発送の計画策定、試験及び実施プロセスを承認のために IOC に提出する。

TKT 25 - チケット管理システムのプロバイダー

- 使用されるチケット管理システムが、IOC 指名のチケット管理システムプロバイダーから提供されるものであることを確保する。IOC がこのようなプロバイダーを指名していない場合、OCOG のチケット管理システムプロバイダーの指名は、IOC による承認を受けることになる。



TKT 26 - 立候補ファイルからの価格変更

- 立候補ファイルから変更がある場合、特に収益レベルと会場の販売可能な総／正味座席数に関する変更は、見直しのために IOC に提出する。これは、チケット価格と OCOG のチケット販売による収益の取り分に関して特に重要である。

TKT 27 - チケット配布原則

- 配布された全てのオリンピックチケットの支払いが（額面価格で）なされるという立場から出発する。

TKT 28 - チケット価格と席種別価格

- 全てのオリンピックチケット価格及び席種別価格計画を承認のために IOC に提出する。

TKT 29 - アクレディテッドシート計画の承認

- アクレディテッドシート計画（座席数及び位置）を承認のために IOC に提出する。



TKT 30 - パラリンピックアクレディテッドシート計画の調整

- アクセシブルシートの計画及び会場別の収容数を IPC に提出し、説明する。OCOG は、全てのアクレディテッドシート計画を更新し、パラリンピック固有のバージョンを IPC に提出するものとする

TKT 31 - 観客会場アクセス計画

- 観客のオリンピック会場へのアクセスが、IOC が監督するチケットプログラムで排他的に管理されることを確保する。

TKT 32 - 再配布方策

- フルベニュー（満席）の達成を支援し、また未使用のチケットを最小限に抑える効率的な再配布方策により、クライアントのチケット使用率を最大化する。

パラリンピック競技大会に特に関する要件



TKT 33 - パラリンピックチケットプログラム契約上の取決め

- 優先チケット販売プロセスの利用を希望する、各契約クライアントとの間で、契約条件を策定し、締結する。



TKT 34 - IPC-OCOG チケット合意書

- チケットが世界各国で最も効率的な方法で購入できるように、OCOG と IPC（及び該当する場合は IPC 公認チケット再販業者（ATR））は、多くの国の領域に対するチケットの販売権が IPC に付与され、最終的なチケットの割当ての前（大会の約 6 か月前）に、IPC（またはその ATR）にチケットの割当全体の 35 パーセント以上を返却する権利が与えられることを規定する合意書を締結するものとする。



付属書

HCC—大会運営要件は、以下の付属書で補完される。

(*) の付いた付属書は独立した文書であり、別途提供される。

式典

- CER 付属書 1—オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定[209](#)
- CER 付属書 2—表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定 (2015 年 6 月) *
- CER 付属書 3—式典のプロトコール要素に関する規定[216](#)

メディア第 2 部—放送

- BRS 付属書 1—放送サービス及び施設に関する運営規定[225](#)
- BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン[249](#)
- BRS 付属書 3—放送照明に関する規定[256](#)
- BRS 付属書 4—メディア輸送表[261](#)

選手村マネジメント

- VIL 付属書 1—NOC オフィススペースに関する規定[262](#)

アクレディテーション

- ACR 付属書 1—オリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様 (2016 年 12 月) *
- ACR 付属書 2—パラリンピック競技大会におけるアクレディテーション—詳細仕様 (2015 年 6 月) *

医療サービス

- MED 付属書 1—IOC 医事委員会 (MC) のオフィススペースに関する規定[264](#)

財務

- FIN 付属書 1—OCOG の保険に関する規定[266](#)



プロトコール

- PRT 付属書 1—オリンピズムとオリンピックシンボルに関する規定（2011年1月）*
- PRT 付属書 2—プロトコール詳細規定[271](#)

大会のブランド・アイデンティティ・ルック

- BIL 付属書 1—オリンピック競技大会の OCOG、オリンピック聖火リレー及びマーケティングパートナー従業員の IOC ユニフォームガイドラインに関する規定（2015年2月）*

チケットティング

- TKT 付属書 1—クライアントチケットポータルに関する規定（2015年6月）*



CER 付属書 1

オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定

I. 序論

オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権とその他の権利に関する以下の規定は、HCC—式典に関する大会運営要件の付属書を構成する。これらの事項は、開催都市、開催国 NOC 及び OCOG を法的に拘束し、大会の式典（大会前の IOC 総会の開会式、国内オリンピック委員会による選手村のチームウェルカムセレモニー、オリンピック競技大会の開会式と閉会式及び表彰式を含むがこれらに限定されない（「式典」と総称））に関連した知的財産権とその他の権利に関する IOC の要件についての一般的な解釈を提示することを目的としている。また IOC からの指示により、大会のプログラムに含まれる全ての競技イベントのスポーツプレゼンテーションと、オリンピック聖火リレー（OTR）を含む他のオリンピックイベントや活動と共に適用される場合がある。特定の要件は OCOG の義務（例えば、出演者、著作権管理団体、他について）として独自で履行するものである。その他の要件は、放送における音楽の著作権のクリアランスに関するもので、関連付属書を含む HCC—大会運営要件—メディア内で扱われている。また、これらの要件には、IOC、その関連事業体及び認可された第三者による、自らの団体の目的での派生コンテンツの大会後での使用に関するものもある。

これら規定は、大会の都度更新されるため、この付属書に記載された内容が変更される場合があることに留意すること。OCOG 法務部に照会し、最新版の規定を入手すること。これら規定は、全てを網羅したものではなく、特定の大会、式典またはイベントの状況に応じて、より詳細な要件が適用される場合がある。必要な規定の実施時に生じた問題については、IOC 法務部が解決に向けて支援する体制を整えている。

II. 一般原則

オリンピック憲章と HCC に基づき、開催都市の立候補委員会、開催都市、開催国 NOC または OCOG が大会に関連して使用するために創作、作成または制作、あるいは制作等を外部委託した、全てのグラフィック、視覚的、芸術的及びクリエイティブ作品やその他のコンテンツ（「大会関連資産」）の、全ての知的財産権（著作権と商標権を含むがこれらに限定されない）及びその他の権利は、係る権利が法的に有効な全ての国において、その作成時に自動的に IOC に付与されるものとする。知的財産権に関しては、かかる知的財産権（その更新、復旧及び改善を含む）の全有効期間にわたり、またその期限後も永久に IOC の所有物となるものとする。こうした要件は、オリンピック知的財産（及び他権利）を通じて、オリンピック競技大会の完全なレガシー、及び開催都市のイメージや世評を保護すると同時に、開催都市、開催国 NOC または OCOG の第三者への対応義務の履行を担保をすることでもある。この要件は特に、オリンピック競技大会に関連して特別に委託制作された全ての音楽作品に適用される。

その知的財産及びその他権利に関する要件の一部として、OCOG は、特に以下を確保しなければならない。

- i. オリンピック競技大会に関連して特別に委託された、ないしは、オリンピック競技大会の目的で取得した、あらゆる既存作品、ライセンスを付与されたコンテンツである、音響映像（AV）及び／または音楽作品あるいはコンテンツいずれかの著作権の所有者及び受益者として IOC を指定する手続きは、IOC の契約上及び法的要件に従い、IOC が納得するように実施される。



- ii. 式典、OTR 及びその他の OCOG が開催するイベントの全ての出演者及び／または参加者との間で、適切な法的文書を締結する。
- iii. OCOG が全ての必要な権利とクリアランス（式典またはその他の大会関連のイベントの録音された音楽、ライブ音楽、楽曲、編曲、写真、AV 記録及びその他のコンテンツに関連したものを含むがこれらに限定されない）を取得し、会場での公開上演と放送（オリンピック放送サービス（OBS）または IOC によって認可された第三者によって制作された記録を、オリンピック大会及びオリンピックムーブメントの促進という自らの団体の目的のため、IOC 及び全ての IOC が管理する事業体とともに更に使用することを可能とする）に必要なあらゆる支払いをその都度行う。

III. 肖像権

オリンピックでアクレディテーションを付与された全ての者、すなわち、HCC で定義されているオリンピックアイデンティティ及びアクレディテーションカード（OIAC）の所有者は、当該アクレディテーションに適用される条件に従わなくてはならない。同条件をアクレディテーションカードから抜粋する。「（前略）このカードを使用することにより、私はオリンピック競技大会中に動画撮影、放映、写真撮影、識別かつ/またはその他の方法で記録されることに同意し、オリンピック競技大会中及び大会後永久に、オリンピック競技大会、オリンピックムーブメント及び IOC の祝典及び振興に関係して、商業的または非商業的方法で、私の名前、肖像、声、パフォーマンス及び経歴情報とともに、取り込まれた、ないし記録された私の肖像を、IOC や、IOC が認可した第三者が、現存するまたは将来想像される、あらゆるコンテンツやフォーマット、あらゆる媒体やテクノロジーを通じて、使用することに同意する（後略）」。当該条件は、特に式典に参加する全てのアーティストを含む、全てのオリンピック会場で（何らかの資格で）参加する全ての人物に適用されなければならない。何らかの理由で、OIAC 保持者以外のアーティストがオリンピック会場にアクセスする場合、OCOg は彼等に対して、同様要件を（当該主旨の他文書及び契約書に署名する等）強制する責任を有する。

IV. 委託作品

IOC は、全ての知的財産権（著作権及び関連する権利を含むがこれに限定されない）及び、式典に関連して委託された全ての作品またはコンテンツ（及び該当する場合はその他のイベント）に対するその他権利の、所有者及び受益者として指定されなければならない。該当する場合、OCOg も、委託作品やコンテンツの異なる提供者（以下、「アーティスト」とする）の肖像/パブリシティ権を、IOC 及び IOC が支配する全ての事業体（IOC によって所有または直接ないし間接的に支配されている、現存ないし創設される事業体または企業であり、オリンピック文化遺産財団、IOC テレビ、マーケティングサービス SA、オリンピック放送サービス SA を含むがこれに限定されない）及びその関連会社、並びにオリンピック・ムーブメントの他のメンバーの利益のために保護するため、提供者から必要な全ての同意または承認を確保しなければならない。

OCOg はさらに、式典に関連して委託された作品の創作に関わる全てのアーティストとその他の自然人または法人が、(i) かかる作品の創作と全ての結果及びその過程が IOC から特別に委託されたものであり、「職務著作物」と見なされる、また、(ii) かかる創作者は、プロジェクトの作業を開始する前に、IOC から要求される形式及び内容で、何らの制約もなく、権利譲渡契約を結ぶ完全な権能を有している、ことを書面により確認していることを確保するものとする。全ての著作権を含む知的財産権及び他の権利の IOC への完全な譲渡を確保するのに必要な場合、IOC の要求があればいつでも、アーティスト、参加者またはその代理人との間で別の契約が結ばれるものとする。



V. 既存の作品

式典（及び該当する場合は他のイベント）で使用される全ての既存の作品またはコンテンツに対して、OCOGは、最低でも、式典（及び該当する場合は他のイベント）の枠組み内での、オリンピック競技大会、IOC、全てのIOCが支配する事業体及びオリンピックムーブメント全般の推進を目的とした、または類似する目的（記念本、フィルム、プログラム、書籍、ビデオ、DVD、オーディオアルバムまたはその他のメディア編集物など）のための、インターネット、VODなどを含む（これらに限定されない）、既知のまたは今後開発されるあらゆる伝送手段による、全ての既存の作品及び作品の演奏または解釈（全ての出演者の画像及び肖像などを伴う）の使用、再生、翻訳、公演、公衆への伝達、配布、放送、再放送及びライブ、ニアライブ、ディレイ、またはリピート放送による提供のための、使用時期または使用可能国の制限のない、取消し不能な、サブライセンス可能な、ロイヤリティフリーのライセンスを、関連権利所有者から取得し、IOCに提供すべきである。

VI. 国歌

IOCは、大会に参加するほとんどのNOCの国歌の編曲を委託しており（「IOCの編曲」）、オリンピック競技大会においてOCOGがこのようなIOCが編曲した国歌を無償で使用するができるようにするための必要な権利が確保されている。

参加国がIOC編曲の国歌を利用できない場合、または大会期間中にIOC編曲の国歌を使用できない正当な理由を証明している場合、OCOGはその国歌の編曲と録音に責任を負う。このような場合、OCOGは、IOCの名において、歌詞を含めてオリジナルの楽曲の権利を取得し、また（編曲と録音が必要な場合）かかる編曲と録音の権利の完全な譲渡を受ける責任がある。これは、IOC、IOCが支配する事業体及びIPC（及びそれぞれの継承者、譲受人、被指定人）に、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会またはユースオリンピック競技大会の開催、その他のIOCまたはIPCが認可したイベントまたはリリースの実施ならびにそれらの全ての放送、記録（音声、AVまたは映像）、伝送及び描写における場合を含めて、世界中で、あらゆるメディアにより、永久に、このような新しいアレンジを利用するための取消し不能の権利が与えられることを確保することを目的とする。OCOGによる国歌の編曲と録音に関連した全ての合意書と契約文書は、事前の書面による承認のためにIOCに提出されるものとする。

VII. その他の一般要件

オリンピック会場で実施される式典（場合によっては表彰式の前または後に演奏されるコンサートを含む）以外のイベントの場合、全ての権利は現行の規定の定義に従ってクリアランス処理されるべきである。特に、OCOGは、最低でも、(i) 関連するコンテンツを公演、放送、公衆へ伝達及び可用化する権利がIOCとその放送権者（RHB）に対して確保され、(ii) IOCと全てのIOCが支配する事業体に、その制度上目的及び、オリンピック競技大会とオリンピックムーブメントの推進を目的として世界中でその演奏を無償で使用する権利が保証されることを確保しなければならない。その他に、アーティストは、IOCの事前の書面による承認なく、特に第三者あるいは第三者の商品またはサービスの売り込みのために、いかなる方法によっても演奏、作品または創作物を使用しないことを確約するべきである。

いかなる場合も、アーティストが、IOCの事前の書面による承認なく、プロモーションまたは商業目的で、とりわけその名前、演奏、創作物または作品に関連付けてオリンピック資産を使用すること、または使用を承認することは許可されない（式典全般を取り巻く守秘義務を背景として、アーティストからの追加の守秘義務の誓約が要求される場合がある）。さらに、全てのアーティストは、知的財産権の対象となる作品（作品がオリジナルであり、第三者の権利を侵害しない、独占的契約または著作権管理団体の権利放棄など）に対して適用される通常の保証を提供するべきであり、オリンピックムーブメントの評判を落としかねない事、またはオリンピック憲章に違反する事を引き起こさないまたは許可



しないことを確約するべきである。

OCOGは、式典で使用されるまたは式典に関連して使用される、全ての創作物／演奏／作品に関して、その使用の前に、権利のクリアランスの全ての詳細な状況を、事前に十分な予期を以て、IOCに伝えなければならない。IOCに伝える状況とは、(i)「IOC音楽報告書—キューシートテンプレート」に従う、当該イベント中に使用される音楽に関する報告、(ii)当該イベント中に使用する目的で、創造、開発または製造された、あるいはそれを委託された、あらゆるグラフィック、ビジュアル、アーティストック及びクリエイティブな作品、またはその他コンテンツのために、署名された法的文書の詳細リスト（付随する物理的支援を含む）、を含むがこれらに限定されない。当該情報は、OCOGの法務ファンクショナルエリア（FA）、さらには、当該イベント前に、対応する分野に必要な専門知識を持つ、信頼出来る外部者によって正当に監査、検証されるものとする。

式典に関連したアーティストに関するあらゆる法的文書の全ての書式は、大会の18か月前までに、また雇用が開始する前に、IOCの事前承認のために提出されなければならない。IOCが承認した契約書テンプレートを変更する場合、事前に書面による承認を得るためにIOCに提出されるべきである。



式典用キューシート記入指示書

1. **キューNo.**—分かりやすさを目的に、各ミュージックキューに番号を付けること。
2. **セグメント**—ミュージックキューに対応するイベントプログラムのセグメント／パートを特定すること。
3. **ミュージックキュータイトル**—全てのミュージックキューは名前を付けなければならない。特別に委託された楽譜の場合、適宜、「オープニングミュージック」と「クロージングミュージック」の語句を使用できる。

総譜無しの既存の音楽の場合、音楽の完全なタイトルを記載するべきである。必ず、9の下に明記した**音楽オリジンコード**を使用する。

4. **著述者／編曲者一名、ミドルネーム**（該当する場合）、**姓**の形式で、フルネームで記すこと。名前の後に、以下のコードを使用して、個人の役職の記号を括弧付きで記入する。

作曲家 (C)

作詞家 (A)

作曲／作詞家 (CA)

編曲者 (AR)—注意：これは、音楽が著作権のない編曲作品である場合にのみ必要。

作品が著作権切れの、公有に属するものであれば、「PD」と記す。

CAE No.は、作曲家、作詞家、または出版社のIDを表す固有のコード。利用可能であれば、この番号を追記すること。

5. **出版社**—音楽出版社のフルネームを記載すること。作品が出版されていない場合、欄に「未発表」を記す。
CAE No.—注意4（上記）を参照。

6. **演奏者**—詳細を完全に記す。

7. **レコーディング会社**—レコーディング会社の社名を記載する。

8. **音楽オリジンコード**—音楽の出所を示すのに使用されるコード。

P—ライブ演奏

C—市販のレコード／CD／デジタル形式（MP3、Wav ファイルなど）

X—特別委託スコア



9. 音楽使用コード—これらのコードは、メイン利用及びバックグラウンド利用の区別に使用される。使用コード*は以下の通り。

MT:	メインタイトル
VI:	ビジュアルインストゥルメンタル—曲を演奏する楽器演奏者がカメラに映っている場合
VV:	ビジュアルボーカル—曲を歌うボーカリストがカメラに映っている場合
VD:	ビジュアルダンス—曲に合わせて踊るダンサーがカメラに映っている場合
VS:	ビジュアルソース—ミュージックキューの音源が映る場合（音楽が流れると想定されるラジオが映る場合など）
BV:	バックグラウンドボーカル—ボーカルソースが映るまたは映らない場合（シーンの間のクラブでの曲の再生など）、曲が演奏され、歌詞が聴衆に聞こえる場合、シーンの前面に何らかの歌詞が流される場合を含む
BI:	バックグラウンドインストゥルメンタル—聴衆の関心が音楽にないが、シーンの雰囲気を高めるために音楽が使用される場合に、シーンの劇的な背景音楽として使用される1曲または複数曲の作品の演奏
OT:	オープントータル—開始／オープニングタイトルのテーマ
ET:	エンドタイトル—終了／クロージングタイトルのテーマ

10. ミュージックキュー時間—ミュージックキューの正確な長さを、分と秒で表したもの。1/2秒は切り上げて整数秒にする。

11. 年—レコーディングが制作された年を記載する（分かる場合）。

12. 注意—追加／関連情報（契約状況、使用の制限など）を記載する。

* * * * *



CER 付属書 3

式典のプロトコール要素に関する規定

序論

本規定は、契約により開催都市、開催国 NOC、OCOG を拘束し、開会式、閉会式、表彰式及びチームウェルカムセレモニー（「式典」）を含む、オリンピック競技大会の式典に関連したプロトコール要素についての IOC の要件の一般的理解を提供することを目的とする。

本規定は、2016年オリンピックアード、リオ大会の後に実施された改訂後に、本文書に収載された。

本規定の最新及び更新版は、OCOG 式典分野に照会し、入手されたい。本規定は、全てを網羅したものではなく、特定の回のオリンピック競技大会の状況に応じて、より詳細な要件が適用される可能性がある。IOC 式典チームは、本規定の実施の間に問題が発生した場合、その解決に向けて援助する体制を整えている。

開会式のプロトコール要素

本セクションでは、開会式に関連した所要のプロトコール要素を指定する。開会式のプロトコールに関連したその他の要素は、IOC プロトコールガイドと式典に関するオリンピック競技大会ガイド (OGG) に記載されている。

開会式の言語要件

OCOG は、開催国の言語がフランス語か英語である場合を除き、3つの言語で全てのプロトコール事項を行わなければならない。そうでない場合は、フランス語と英語の2つの言語のみを使用しなければならない。アナウンスは、最初にフランス語、次に英語、最後に開催国の言語（英語とフランス語以外の場合）の順序で行われなければならない。開催国の言語がフランス語の場合、英語の後に読まれるべきである。全てのプロトコール事項は、翻訳されなければならない。全ての事項がアナウンスされる必要はないが、それらは全て翻訳されなければならない。アナウンスされない場合は、翻訳された内容がビデオスクリーンに字幕表示されなければならない。IOC は、翻訳物の利用方法（どれを字幕にしてどれをアナウンスするかなど）を承認しなければならない。

オリンピックプロトコール要件、順序及び要素

オリンピックの価値を高めるために、オリンピック憲章、式典に関するオリンピック競技大会ガイド (OGG)、及び IOC プロトコールガイドで参照されるように、オリンピック競技大会の開会式には必須のプロトコール要素がある。

これらのプロトコール要素の間に芸術的セグメントをところどころに置く場合があるが、プロトコールは以下の順序で行われなければならない。

順序	行動
1	<u>国家元首 (HOS) と IOC 会長の入場</u> 開催国の国家元首は、スタジアムの入口で IOC 会長によって迎えらる。IOC 会長は、次に公式スタンドで国家元首を出迎える。その後、公式アナウンスの流れる中で、IOC 会長は国家元首とともに貴賓席に入る。これは開会式の開始時の慣習である。



順序	行動
2	<p><u>国歌の演奏</u> 国家元首の紹介の後、開催国の国歌が演奏または斉唱され、同時に開催国の国旗が掲揚される。愛国的であるが、OCOGはこの瞬間を政治的に利用せず、また国旗の敬虔な掲揚以上のものとせず、ステージが注目されるべきである。</p>
3	<p><u>選手の行進</u> 選手が行進は、プロトコルの次なる必須要素であり、オリンピックの伝統である。オリンピック競技大会では、芸術プログラムの後に選手がスタジアムに入場し、フィールドの中央に留まる。オリンピック冬季競技大会では、選手が行進は式典の最初に行われ、選手は観客席内の確保された席に着座する。OCOGは、選手がバックオブハウス（BOH）でスタジアムへの入場を待つ間、式典に沿って（ビデオスクリーン、ライブエンターテイメントなどを使って）雰囲気を楽しめるように特別な注意を払うものとする。</p> <p>（オリンピック憲章に従い）公式ユニフォームを着用した各選手団は、3つの言語で（フランス語、英語、開催国の言語をこの順序で）アナウンスされなければならない、次に国名を記した（フランス語、英語、開催国の言語の3つの言語で）プラカードを前に、選手団の1人が持つ国旗が後に続かなければならない。参加選手団の国旗と国名プラカードは、OCOGから提供されるものとし、全て同じ大きさとする。国名プラカードを持つ担当者は、OCOGから指定されるものとする。国旗の旗手は、NOCにより指定されるものとする。行進に参加する関係者は、式典まで名前のリストを極秘扱いにするべきである。国旗の旗手は、演壇付近または裏側の半円に旗を置き、その後自分の国のチームに戻る。</p> <p>選手団は、開催国の言語に従ったアルファベット順に行進するが、ギリシャは行進の先頭、開催国は最後にスタジアムに入場する。この順序はIOCのNOC関係チームにより承認されなければならない。選手村への宿泊の権利のあるオリンピック競技大会への参加選手のみが、行進に参加することができ、NOC旗の旗手に続き、選手、そして選手団あたり最大6名の役員が続く。</p> <p>選手団は、慣例として、スタジアムへの入場後に貴賓席を通過し、その後、観客の見守る中でフィールド全体を1周し、座席またはフィールド上の位置に着く。オリンピック冬季競技大会では、行進の後、各選手団は、自分たちのために予約された座席まで進み、式典を見守る。ただし国旗の旗手は別で、フィールドに残る。オリンピック競技大会では、選手はフィールド内の指定された位置まで行進する。</p> <p>行進の参加者には、旗、横断幕、小旗、カメラ、携帯ビデオレコーダー、その他の、ユニフォームの一部でない目に見えるアクセサリや物を持ちこむことが許可されていない。この方針が変更される場合、IOCの事前の承認を得なければならない。各式典の前に、IOCから注意書きがNOCに配布される。</p> <p>行進順を除き、開催国の選手団を含む全ての選手団は、同等に扱われるものとする。選手団の旗、国名プラカード、入場音楽、アナウンスメント及びその他のコメントは、同等のものであるものとする。特定の国が他の国よりも注目を浴びることがないものとする。</p>
4	<p><u>放鳩</u> 放鳩は、大会の平和的な意図を象徴するものである。これは独創的な形態で実施できるが、オリンピックの伝統におけるその起源を明確に示すべきである。生きた動物は使用すべきではない。象徴的な放鳩は、選手の入場後であればいつ行っても良いが、オリンピック聖火台の点火の前までとする。</p>
5	<p><u>オリンピック月桂冠賞</u> オリンピック競技大会でのみ、オリンピズムに卓越した貢献をした人物にオリンピック月桂冠賞が授与される。選定は、IOCにより指名された審査員が行う。</p>



順序	行動
6	<p><u>OCOG 会長の挨拶</u> 選手が全て入場した後、IOC 会長は OCOG 会長を伴って、フィールドの公式スタンドの正面に配置された演壇まで進む。OCOG 会長は、最大 3 分間で挨拶を述べ、次のように付け加える「私は、国際オリンピック委員会会長、……氏をお招きする榮譽を得ました。ご挨拶をいただくことにいたしますしょう」</p>
7	<p><u>IOC 会長の挨拶</u> 次に IOC 会長が、ピエール・ド・クーベルタンを引用して挨拶の言葉を述べ、さらに以下を宣言する。「私は、第……回、近代オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）の開会宣言をお願いするために、……（国家元首）……をお招きする榮譽を得ました」</p>
8	<p><u>大会の開会</u> 国家元首は、コメントも挨拶も省略し、以下のように大会の開会を宣言する。「私は、……（開催都市の名前）……で開催する第……回近代オリンピック競技大会（または、第……回、オリンピック冬季競技大会）の開会を宣言いたします」。バンクーバー大会の場合、「第 21 回オリンピック冬季競技大会を祝い、ここにバンクーバー大会の開会を宣言します」</p>
9 & 10	<p><u>オリンピック旗の掲揚とオリンピック讃歌の演奏</u> 国家元首が大会の開会を宣言した後、開催国の威厳のある音楽の流れる中、水平に広げられたオリンピック旗がスタジアムに持ち込まれる。慣習的に、オリンピック旗は、観客の見守る中でスタジアムのフィールドの周囲を 1 周する。旗は入場時、公式スタンドを通過し、スタジアムの周囲へと進むべきである。慣習的に旗は 8～10 名により運ばれる。旗がフラッグポールの下に到達した後、オリンピック讃歌が演奏される中でポールの上まで掲揚される。オリンピック旗は他の旗よりも大きい（参考として 4.1×2.7 メートル）。オリンピック旗は、大会の期間を通じて閉会式が終了するまで、オリンピックスタジアムの最も目立つ位置に配置された、最も目立つフラッグポールに掲げられていなければならない。</p>
11	<p><u>選手宣誓</u> オリンピック旗が掲揚された後、開催国の選手が演壇に上がる。左手でオリンピック旗の角を持ち、右手を挙げて以下の厳粛な宣誓を朗唱する。「私は、全ての選手の名において、われわれがこの大会を律するルールを尊重し、これを守り、真の意味でのスポーツマンシップにおいて、スポーツの栄光とチームの名譽のためにこのオリンピック競技大会に参加することを宣誓いたします」</p> <p>（フランス語） “Au nom de tous les concurrents, je promets que nous prendrons part à ces Jeux Olympiques en respectant et suivant les règles qui les régissent, en nous engageant pour un sport sans dopage et sans drogues, dans un esprit de sportivité, pour la gloire du sport et l’honneur de nos équipes.”</p> <p>クリエイティブチームは、この唯一無二の瞬間に全選手が立ち会えるように取り計らうべきである。</p>
12	<p><u>役員の宣誓</u> 選手宣誓に続いて、開催国の審判が演壇に上がり、前者と同じ要領で以下の宣誓を朗唱する。</p> <p>「私は、全ての審判員および役員の名において、われわれが真の意味でのスポーツマンシップにおいて、この大会を律するルールを尊重し、これを守り、完全な公平さをもってルール通りにこのオリンピック競技大会の競技を進行させることを誓います」</p> <p>（フランス語） “Au nom de tous les juges et officiels, je promets que nous remplirons nos fonctions pendant ces Jeux Olympiques en toute impartialité, en respectant et suivant les règles qui les régissent, dans un esprit de sportivité.”</p> <p>クリエイティブチームは、この唯一無二の瞬間に全ての役員が立ち会えるように取り計らうべきである。</p>



順序	行動
13	<p><u>コーチの宣誓</u> 役員の宣誓が続いて、開催国のコーチが演壇に上がり、前者と同じ要領で以下の宣誓を朗唱する。</p> <p>「私は、全てのコーチおよび選手の随行者の名において、われわれがオリンピズムの基本的な原則に従って、スポーツマンシップとフェアプレーの精神が完全に遵守されることに全力を尽くすことを誓います」</p> <p>(フランス語) “Au nom de tous les entraîneurs et des autres membres de l'entourage des athlètes, je promets de faire respecter et de défendre pleinement l'esprit de sportivité et le fair-play selon les principes fondamentaux de l'Olympisme.”</p> <p>クリエイティブチームは、この唯一無二の瞬間に全てのコーチが立ち会えるように取り計らうべきである。</p>
14	<p><u>オリンピック聖火の点火</u> オリンピックプロトコルの最後の要件は、オリンピック聖火台の点火である。オリンピック聖火台は、開催都市のオリンピックスタジアム内に配置するべきである。ここが、オリンピック聖火が開会式の間に点火され、閉会式の間に消される場所となる。</p> <p>ギリシャのオリンピアから運ばれたオリンピック聖火は、聖火ランナーたちのリレーによりスタジアムに持ち込まれる。聖火は、スタジアムへの入場後に公式スタンドを通過し、観客の見守る中を、リレーによりフィールドの外周を1周する。最終ランナーは、慣習としてオリンピック選手が担当し、聖火台の点火を行うべきである。</p> <p>機械的プロセスではなく人間の手により点火される聖火台は、オリンピックスタジアムの全観客から見える位置に、また一般大衆の期待の高さのため、可能であれば大会期間中にスタジアムの外の一般市民から見える位置に置くべきである。</p> <p>聖火台は、オリンピック競技大会の開会式と閉会式の主要な要素であるため、オリンピック憲章(規則50)を遵守して、推薦や商業的な連想を排除しなければならない。</p> <p>聖火は、オリンピック競技大会が終了するまで消してはならない。</p>

閉会式のプロトコル要素の説明

本セクションでは、閉会式に関連した必須のプロトコル要素について詳述する。閉会式に関連したその他の要素は、IOC プロトコルガイドと式典に関するオリンピック競技大会ガイド (OGG) に記載されている。

閉会式の言語要件

OCOG は、開催国の言語がフランス語か英語である場合を除き、3つの言語で全てのプロトコル事項を行わなければならない。そうでない場合は、フランス語と英語の2つの言語のみを使用しなければならない。アナウンスは、最初にフランス語、次に英語、最後に開催国の言語(英語とフランス語以外の場合)の順序で行われなければならない。開催国の言語がフランス語の場合、英語の後に読まれるべきである。全てのプロトコル事項は、翻訳されなければならない。全ての事項がアナウンスされる必要はないが、それらは全て翻訳されなければならない。アナウンスされない場合は、翻訳された内容がビデオスクリーンに字幕表示されなければならない。IOC は、翻訳物の利用方法(どれを字幕にしてどれをアナウンスするかなど)を承認しなければならない。

オリンピックプロトコル要件、順序及び要素

オリンピックの価値を高めるために、オリンピック憲章、式典に関するオリンピック競技大会ガイド (OGG)、及び IOC プロトコルガイドで参照されるように、オリンピック競技大会の閉会式には必須のプロトコル要素がある。



これらのプロトコール要素の間に芸術的セグメントをとこところに置く場合があるが、プロトコールは以下の順序で行われなければならない。

順序	行動
1	<p><u>国家元首 (HOS) と IOC 会長の入場</u> 国家元首とその指定人が、IOC 会長と OCOG 会長とともに、公式スタンドの割り当てられたボックスから紹介され、認知される。IOC 会長はその後、国家元首とともに貴賓席に入り、公式にアナウンスされる。慣習として、これは閉会式の最初に行われる。</p>
2	<p><u>国歌の演奏</u> 国家元首の紹介の後、開催国の国歌が演奏または斉唱され、同時に開催国の国旗が掲揚される。愛国的ではあるが、OCOG はこの瞬間を政治的に利用したり、敬虔な国旗の掲揚以上の意味を持たせたりしないようにするべきである。</p>
3	<p><u>国旗の入場</u> 国旗の入場は、閉会式の次の要素である。選手入場の前に、全ての国旗がオリンピックスタジアムに入場する。ギリシャを先頭に、国旗は開催国の言語に従ったアルファベット順に入場する。開催国の国旗は最後に入場する。各国の選手代表が国名のプラカードのキャリアと並んで、旗を運ぶ。国名プラカードは OCOG から提供されるものとし、国名がフランス語、英語、開催国の言語の 3 言語で表記された同じサイズとする。国名プラカードを持つ担当者は、OCOG から指定されるものとする。国旗の旗手は演壇付近または裏側の半円に旗を置き、自国の選手に加わる。</p>
4	<p><u>選手の行進</u> 国旗の入場に続く選手の入場は、プロトコールの次なる必須要素であり、オリンピックの伝統である。閉会式では、(オリンピック憲章に則り) 選手はいかなる形の集団も形成せずに「一斉に」スタジアムに入場する。オリンピック競技大会では、選手は芸術プログラムの後にスタジアムに入場し、フィールドの中央に留まる。オリンピック冬季競技大会では、選手の入場は式典の最初に行われ、選手は観客内の予約された席に着座する。</p> <p>行進の参加者は、旗、横断幕、小旗、カメラ、小型ビデオレコーダー、その他の、ユニフォームの一部でない目に見えるアクセサリや物を持ち込むことは禁止される。この方針を変更する場合、事前に IOC の承認が必要になる。各式典の前に注意書きが IOC から配布される。</p> <p>開催国の選手団を含む全ての代表選手団は、同等に扱われるものとする。その旗、国名プラカード、入場音楽、アナウンス、その他の全てのコメントは、同等のものであるものとする。特定の国が他の国よりも注目されないものとする。</p>
5	<p><u>表彰式</u> 選手の入場に続いて、表彰式はプロトコールの次なる必須要素である。IOC は、閉会式で表彰式を行う競技を決定する。この式典は、IOC の表彰式の演出とアナウンス原稿の要件に従って、設営されなければならない(詳細は、「CER 付属書 2—表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照)。IOC 会長は、この場でメダルを贈呈する。</p>
6	<p><u>IOC アスリート委員会の新規選出委員の紹介とボランティアの紹介</u> 表彰式に続いて、プロトコールの次なる必須要素は、IOC アスリート委員会の新たに選出された委員の紹介と、ボランティアの紹介である。この場面は中央ステージに設けられる。大会の全ボランティアを代表する限定された人数のボランティアがステージに進む。次にアスリート委員会の新規選出委員が、アナウンスメント及びビデオスクリーンによる紹介の中ステージに進み、全ボランティアの貢献を認め、感謝する意味で、大会に参加した全選手を代表してボランティアに花束を贈呈する。</p>



順序	行動
7	<p><u>追悼式</u> 選手入場の後、公式挨拶前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられる。</p> <p>この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切なものであることを確保する。</p>
8	<p><u>ギリシャ国歌の演奏</u> ギリシャ国歌が演奏される中、オリンピック旗の中央のポールの左側に立つポールに、ギリシャ国旗が掲げられる。</p>
9	<p><u>オリンピック旗の降納</u> オリンピック讃歌が演奏される中、オリンピック旗がフラッグポールからゆっくりと降ろされ、ポールの下で厳粛に、注意を払いながら畳まれる。オリンピック讃歌の最後で、観客の注意は、旗引継ぎ式の入場に移る。</p>
10	<p><u>旗引継ぎ式</u> 開催都市と次回開催都市の市長が、旗引継ぎ式のために IOC 会長とともに壇上に上る。フィールドから演壇まで、市長たちは IOC 会長と同じ道をたどる。開催都市の市長は IOC 会長にオリンピック旗を返還し、IOC 会長は次のオリンピック競技大会の開催都市の市長に同旗を渡し、託す。この旗は、次回開催都市のオリンピック競技大会の閉会式まで、後者の都市の自治体主要建物で展示しなければならない。次回オリンピック競技大会の開催国の旗が、国歌が流れる中で、オリンピック旗の右側のポールに掲げられる。</p>
11	<p><u>次回開催都市の芸術的セグメント</u> 旗引継ぎ式に続いて、次回開催都市は大会を紹介する簡単な芸術的セグメントを上演する。芸術的セグメントは、世界の若者を大々的に勧誘し、次回大会の開催都市に結集させることに主眼を置くべきであり、主題または視覚を使った声明を補足する。次回開催都市の芸術的セグメントの上演では、現行の OCOG と将来の OCOG の緊密な協力と共同体制が欠かせない。このセグメントの要件と詳細は、式典に関する OGG の 2.2 章「PR イベント」に記載されている。</p>
12	<p><u>OCOG 会長の挨拶</u> OCOG 会長は、選手とボランティアに感謝の意を表する 3 分以内のスピーチを行い、「私は、国際オリンピック委員会会長、……氏をお招きする榮譽をえました。ご挨拶をいただくことにいたします」の言葉で終える。</p>
13	<p><u>IOC 会長の挨拶</u> OCOG 会長の挨拶に続いて、IOC 会長がオリンピック競技大会の閉会の辞を述べる。「私は、ここに、第……回オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）の閉会を告げ、伝統に従って、世界の若者にこう呼びかけるものであります。4 年後には、……（次回開催都市がまだ選定されていない場合には、都市の名前に代えて『これから選ばれる場所』という言葉を使う）……に集まろう。そしてそこで、われわれとともに第……回オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）を開催しよう！」の言葉で締め括る。</p>
14	<p><u>オリンピック聖火の納火</u> 閉会式のプロトコール要素の終了時に、荘厳なファンファーレまたは音楽が演奏され、オリンピック聖火が納火される。オリンピック聖火の正確な納火のタイミングが強調されるべきである。</p>

表彰式のプロトコール要素の説明（「メダルプラザ」を含む）

本セクションでは、表彰式（「メダルプラザ」を含む）に関連した所要のプロトコール要素について詳述する。表彰式のプロトコールに関連したその他の要素は、IOC プロトコールガイドと式典に関する OGG に記載されている。



表彰式の言語要件（「メディアプラザ」を含む）

OCOGは、開催国の言語がフランス語か英語である場合を除き、3つの言語で全てのプロトコル事項を行わなければならない。そうでない場合は、フランス語と英語の2つの言語のみを使用しなければならない。アナウンスは、最初にフランス語、次に英語、最後に開催国の言語（英語とフランス語以外の場合）の順序で行われなければならない。開催国の言語がフランス語の場合、英語の後に読まれるべきである。全てのプロトコル事項は、翻訳されなければならない。全ての事項がアナウンスされる必要はないが、それらは全て翻訳されなければならない。アナウンスされない場合は、翻訳された内容がビデオスクリーンに字幕表示されなければならない。IOCは、翻訳物の利用方法（どれを字幕にしてどれをアナウンスするかなど）を承認しなければならない。

オリンピックプロトコル—メダルと花束のプレゼンター

表彰式を準備する段階で、IOCはオリンピックメダルを授与するIOC委員のリストを決定する。このリストは、表彰式の前に変更される場合があり、全ての変更はIOCの単独の裁量に委ねられる。表彰式は、オリンピック競技大会に相応しい、伝統的で厳かな祝典である。

オリンピックプロトコル要件／オリンピックプロトコルの順序及び要素

IOCは、表彰式（個人と団体）の間のアナウンス原稿を作成する。詳細については、「CER付属書2—表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照すること。表彰式の全てのアナウンスメントは、規範的な内容とし、IOCの承認なく変更されないものとする。

OCOGは、表彰式が威厳を持ち、オリンピックプロトコルと伝統を尊重することを確保しなければならない。表彰される選手以外は、オリンピックメダルが贈呈されるべきではなく、またオリンピック表彰台にも上るべきではない。オリンピック憲章とIOCプロトコルガイドで言及されているように、オリンピックの表彰式には所要のプロトコル要素が規定されている。

このようなプロトコル場面は、式典の間に指定された順序で行われなければならない。

順序	行動
1	<p><u>メダリストとプレゼンターの入場</u> 選手のエスコートは、メダリストを表彰台の裏まで先導する。金メダリストを銀メダリストと銅メダリストの間に立たせる（銀メダリストは常に金メダリストの右側に立つ）。</p> <p>プレゼンターのエスコートは、IOCプレゼンター（メダル担当）とIFプレゼンター（花束担当）を各位置まで先導する。</p> <p>メダルと花束を運ぶトレイ持ちが入場し、位置に着く。</p> <p>メダリストとプレゼンターの入場を強調する、式典音楽が演奏される。</p> <p>注）表彰式の間流される全ての音楽は、「CER付属書1—オリンピック競技大会の式典とその他のイベントに関連した知的財産権に関する規定」で詳述した要件に従い、大会の3か月前までにIOCの承認が必要となる。</p>
2	<p><u>プレゼンターの紹介</u> メダルと花束のプレゼンターは、IOCに指定されたとおりにアナウンスされる。名前と肩書がLEDスクリーンに表示される。</p>
3	<p><u>メダリストの紹介</u> メダリストはIOCに指定されたとおりにアナウンスされ、銅メダリスト、銀メダリスト、金メダリストの順に、LEDスクリーンに表示される。メダリストの名前は、アナウンス全体が終了するまで拍手を遅らせるために、開催国の言語でのアナウンスメントの後に読み上げられる。</p>



順序	行動
4	<p><u>メダルと花束の贈呈</u> 開催国の言語で名前が呼ばれた後、メダリストは表彰台上りメダルを受け取るべきである。メダルプレゼンターは、メダルを贈呈し、その後花束のプレゼンターが花束を贈呈する。個々のアナウンス順序については、「CER 付属書 2—表彰式の演出とアナウンス原稿に関する規定」を参照すること。</p>
5	<p><u>国旗掲揚と金メダリストの国の国歌演奏</u> オリンピックチャンピオンの国の国歌がアナウンスされる。メダリストは、国歌が演奏され、3つの同じ大きさの旗が掲揚される間、表彰台に留まる。</p> <p>フラッグポールは、国歌の演奏時に、メダリストがプレゼンターまたはオリンピックファミリー席に背中を向けずに、フラッグポールを正面から見られるように配置するべきである。オリンピックチャンピオンの国旗は、銀メダリストと銅メダリストよりも高く掲揚され、後者は同じ高さとする。銀メダリストの国旗は金メダリストの国旗の左側に、銅メダリストの国旗は右側に掲揚される。</p> <p>会場にフラッグポールを設置できない場合（屋内会場など）、国旗は会場の天井に取り付けられたトラピーズに掲揚される。国旗の掲揚の間にメダリストが国旗に向かい合うように、また国旗が直接視野に入るように、トラピーズの配置には十分に注意しなければならない。上記の国旗の配置に関するその他の全てのプロトコールは、フラッグポールの場合と同じである。フラッグポール/トラピーズの位置を考慮する場合、観客、放送関係者、スチール写真の視野に入る背景にも注意するべきである。</p> <p>国旗の掲揚の担当者は、国旗がフラッグポールで妨害されずに、水平状態で翻るように、正しく訓練を積んでいることが強く推奨される。各 NOC の国旗と国歌が正しく使用されることを確認するために、プロトコールの専門家が NOC サービス分野と連携するべきである。</p> <p>オリンピック冬季競技大会の場合、競技イベントでは花束のみが贈呈され、メダルは後でオリンピックプラザにおいて渡されるため、国旗は掲揚されず、国歌も演奏されない。これらの2つのプロトコール行動は、メダルの授与の際に実施される。</p>
6	<p><u>表彰式の終了</u> オリンピックメダリストに注目を集め、観客に最後の拍手の合図を出すためのアナウンスが流される。</p> <p>慣習的に金メダリストは、他のメダリストを表彰台の最上段に上らせて、勝利の写真を撮影する機会を与える。</p> <p>表彰式の最後に、プレゼンターのエスコートは、舞台裏の出口までプレゼンターを先導する。選手のエスコートは、メダリストを表彰台から下ろし、通常は縦列を先導して、観衆に手を振ったりスチール写真のカメラマンの前でポーズをとったりする機会を与える。</p> <p>メダリストは、その後、ミックスゾーンまでエスコートされ、ここでア kreditation を付与されたプレスによるインタビューを受ける。</p>

チームウェルカムセレモニーのプロトコール要素の説明

各オリンピックチームは、国旗掲揚の式典で村長から選手村に迎え入れられる。式典の日取りは、選手団登録会議（DRM）の間に各国の選手団団長との間で合意されるべきであるが、オリンピック競技大会の開会式の前に実施されなければならない。毎日多数の式典を催すことができる。

各 NOC は、式典で一部のチームメンバーを行進させるべきである。1度の式典で、最大4か国を迎え入れられる。NOCはこの式典に、限定された人数の役員、外交官、国内代表及び国内メディアを招待できる。



チームウェルカムセレモニーの言語要件

チームウェルカムセレモニーは、フランス語と英語で実施されなければならない。

チームウェルカムセレモニーの国歌の演奏

入村する国の国歌が演奏され（短縮版、90秒以内の録音されたもの、オーケストラや歌手による生演奏は行わない）、国旗が掲揚される。



BRS 付属書 1

放送サービス及び施設に関する運営規定

HCC—大会運営要件に沿って、かつ、HCC—原則に従って、放送サービスを実施するために、大会デリバリー計画（GDP）に記載されたマイルストーン及びその他のタイムラインの範囲内に、OCOGにより以下が実施されるものとする。

計画立案フェーズ

01. 放送マスタープランのタイムライン及びマイルストーン

- 放送マスタープランのタイムライン（「BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン」を参照）の厳密な遵守と時間どおりの進行を確保する。これらのタイムラインとマイルストーンは、GDP から抜粋されるものでもあり、OBS/OCOG 契約内に盛り込まれる。また OCOG-OBS 大会期間中タイムラインとの統合も確保する。

02. 会場計画策定プロセス

- 手順、会議、ワークショップ及び調査を含む、放送関連の会場計画策定プロセスを、OBS との全面的な協議及び調整の下で、放送サービスファンクショナルエリア（FA）を通じて管理する。
- 国際放送センター（IBC）と会場の全てのオリジナルコンピューター支援設計（CAD）のソースファイル（英語）を、OBS に開示する。これらの CAD ファイルには、OBS とライセンスホルダー（放送権者）（RHB）の、大会の放送のための様々なインフラ要件が詳細に記されるものとする。OBS と合意したうえで詳細な CAD 管理手順を作成して提供する。
- 全ての放送関連の施設と会場のオーバーレイを、OBS から提供される情報、仕様及び指針に基づき設計する。これらの設計は、暫定版と最終版を含めて、実施の前に OBS により承認されるものとする。
- IBC 及び会場を扱う安全衛生関連の規制及び要件についての情報を提供する。これは、IBC の建設及び内部レイアウトを特にカバーしなければならない。会場については、放送コンパウンド、アナウンスポジション、カメラプラットフォーム、特殊機器（ケーブルカムタワー、4 ポイントシステム他）及び飲食施設を扱う。安全衛生体制は全会場で一貫していなければならない。その要件は OBS の倉庫もカバーしなければならない。OCOG は、適切な準備（必要なパーティション、必須の専用トイレなど）を保証するため、計画立案フェーズにおいて、OBS および放送権者（RHB）に当該情報を提供する責任を負うものとする。

03. 会場運営計画策定

- タイムリーに提供される、運営方針と手順を含む会場運営計画策定に対しては、様々な OCOG 部署と協力して、会場及び競技全てにわたって一貫性のあるアプローチを採る。
- 放送関連の全ての会場運営プロセス、手順及び会議を OBS と全面的に協議した上で管理し、放送関連の決定を事前承認のために OBS に提出する。



04. OBS との競技スケジュールの策定

- 競技スケジュールの詳細と策定を、OBS 及び関連部署と調整する。

05. OBS と RHB の会場アクセス

- 計画立案フェーズの間に OBS と RHB の職員と車両に会場へのアクセスを許可する、標準手順を規定する。

06. 放送事業者会議／報告会

- RHB との報告会／会議に参加する。ここで OCOG と OBS は、大会の計画を更新し、OBS からの要求に応じて関連情報を提供する。

07. テクノロジー情報／サービスの提供

- 競技リザルト、データアンドタイミング、コメンテーターインフォメーションシステム (CIS)、遠隔 CIS、リアルタイムデータシステム (RTDS)、オリンピックデータフィード (ODF)、バーチャル画像及びその他のテクノロジー情報／サービスを、OBS の仕様に従って提供する。競技リザルト、データアンドタイミングプロセスは、テレビのグラフィックインターフェイスの信頼性を高めるために、OBS と併せて統合されるものとする。

08. 保険契約

- 「FIN 付属書 1—OCOG の保険に関する規定」に規定されているとおりに保険を調達する。

大会運営フェーズの施設及びサービス—国際放送センター (IBC) / 山岳放送センター (MBC) または第二番目の施設

09. 建物／会場の収容能力

- 競技会場に近く、また公共サービス (交通機関、宿泊施設、レストランなど) にアクセスしやすい場所に、簡単に改修できる既存の展示センター型の施設、新規建造物または大型の建物 (倉庫など) 完成された状態で、提供する。建物の周囲に、最低 10m の展開スペースを設けるべきである。
- かかる建物 (新規建設または既存のもの) の案を、事前の承認のために OBS に提出し、建物が周辺エリアを含めて OBS の IBC 建物仕様に準拠することを確保する。
- オリンピック冬季競技大会では、提案された MBC または第二番目の施設が、周辺地域の要件を含む OBS の仕様にも準拠していることを確保する。



10. IBC/MBC 要件

- 以下を確保し、提供する。
 - － 放送業務用の一般的な空調／暖房
 - － ドメスティック／テクニカル電源の利用
 - － 既存の床スペース—水平に嵩上げ (コンクリートとカーペット)
 - － 清掃／管理サービス
 - － 安全衛生要件
 - － 警備サービス



- 廃棄物コンテナと廃棄物の除去
- メディア向けの利用者負担の24時間飲食サービス
- 床から天井の最も低い設備までの高さを、最低9メートル開ける。サービスは、暖房、換気及び空調（HVAC）ダクト、ケーブルトレイならびにその他の突起構造物を含む。
-   - オリンピアド競技大会—総面積約75,000m²、正味スペース55,000m²以上で、完全にクリーンな、放送施設として内部のフィットアウトをしやすい施設
- オリンピック冬季大会—総面積約43,000m²、正味スペース35,000m²以上で、クリーンで、放送施設として内部のフィットアウトをしやすい施設
- MBC/第二番目の放送施設（オリンピック冬季競技大会の場合）—総面積約9,000m²、最低正味スペース5,000m²以上で、クリーンで、放送施設として内部のフィットアウトをしやすい施設。総面積は、OBSとRHBの放送施設のフィットアウトと、人の通路、福利厚生設備などのために必要な共用エリアを含む。

- 上記の要件の詳細は、以下の規定に記載されている。

11. 占有、引渡し及びサービス



- 施設を完全に占有し、OBSに引き渡して、フィットアウト（取付け）とオーバーレイに十分に時間をかけられるようにする。電力、合理的なHVAC、安全衛生及び警備サービスを、OBSが承認するフィットアウト計画に従い、供給する。この引渡しの時期は施設の種類によるが、最低でもオリンピアド競技大会の12か月前まで及びオリンピック冬季競技大会の9か月前よりも前であればならない。



- MBCが、オリンピック冬季競技大会の3か月前までに利用可能になることを確保する。これよりも遅れる場合は、IOCから書面で承認を受けるものとする。両施設は、IOCとIPCが別途合意する場合を除き、パラリンピック競技大会のIBC/MBCとしても使用されるべきである。



- パラリンピック競技大会の閉会式当日から、撤収と改修のための最低期間が設けられることを確保する。



- オリンピアド競技大会の場合、最低2か月半の期間
- オリンピック冬季競技大会の場合、最低1か月半の期間

- RHBが必要に応じて自社の設備と施設を撤去した後、IBCとMBCを改修し、建物が大会前の状態で返還されることを確保する。

12. OCOGの施設とサービス

- IBCとMBC内に、共通サービスとその他のテレコムサービス室や電源室などのエリアを含めた、OCOGが提供する専用の施設とサービスのスペースを設ける。OCOGは、これらのエリアを指定し、OBSが全体の施設を正しく計画できるように明確な仕様を提示するものとする。
- 建物内のスペース計画の最終承認のために、建物の全ての建築図面と設置図面をOBSに提出する。



13. コンパウンド／サテライトファーム

- IBC と MBC のメインビルディングに近接する場所に、衛星の地平線への障害の無いように運営コンパウンド／サテライトファームのためのスペースを設け、以下の供給を確保する。
 - － テクニカル及びドメスティックパワー、バックアップ（ツインパックと無停電電源装置（UPS））、及び配電
 - － コンパウンド／サテライトファームから IBC 及び MBC の内部までの異なるルートのカーブル経路及び安全な地上ケーブル経路の敷設（ケーブルブリッジやケーブルトレイなど）
 - － 二重フェンス、トイレ、夜間業務用の照明など、放送コンパウンドと同様の仕様
 - － 放送コンパウンドと同様のキャビン及び仮施設
 - オリンピアド競技大会—最低 6,000m²
 - オリンピック冬季競技大会—最低 4,000m²
 - MBC または第二番目の施設（オリンピック冬季競技大会のみ）—最低 1,000m²



14. ローディングドック

- 建物内または隣接する場所に、必要なトラック集結エリア及び配送（大会前）とサービス（大会前／大会中／取外し）のためのローディングドックとなるスペースを確保する。
- 優先的な設置／撤去を確保するために、大会前／大会中／解体の間の特定のドックの OBS による管理を保証する。

15. OBS モータープール

- IBC/MBC 建物の内部または隣接した箇所に、駐車施設を設営し、付近のオフィススペースを提供する（適切なオフィスが利用できない場合はキャビンを使用）。



- オリンピアド競技大会の OBS モータープールの仕様
 - － 総面積—1,500m²～2,000m²
 - － バス駐車区画—3
 - － 乗用車駐車区画—75/90
 - － フロントデスクキャビン—20m²
 - － ドライバーキャビン—120m²
 - － ディスパッチャーキャビン—80m²
 - － トイレキャビン—最低 24m²または開催都市の規制に準拠（男女別）
 - － フェンスと夜間作業のための照明



- オリンピック冬季競技大会の OBS モータープールの仕様
 - － 総面積—1,000m²～1,500m²
 - － バス駐車区画—2
 - － 乗用車駐車区画—60/80
 - － フロントデスクキャビン—20m²
 - － ドライバーキャビン—80m²
 - － ディスパッチャーキャビン—60m²
 - － トイレキャビン—最低 24m²または開催都市の規制に準拠（男女別）
 - － フェンスと夜間作業のための照明



16. ロジスティックスサービス

- 建設期間、搬入、大会中及び搬出の期間中、OBS と RHB に完全なロジスティックスサービスを提供する。これらのロジスティックスサービスは、管理、職員、資材運搬機器（MHE）／サービス車両（フォークリフト、小型配送車両、パレットジャッキ及びシザーリフト、ゴルフバギーなど）及び荷車運搬を含めるものとする。
- 建物の仕上げ前／保護エリアに、荷物の積み降ろし場所に適切にアクセスでき、機材ボックス、クレーンなどを保管できるサイト内スペース（フィットアウト（取付け）のための正味スペース要件に加えて）を確保する。このスペースには、所要の電力と照明が設備されるものとする。

17. 駐車施設及び降車エリア

- IBC 及び MBC 建物の内部または隣接する場所に（エントランスから 250m 以内）、OBS と RHB 専用の駐車施設を設置する（「ACR 付属書 1—オリンピック競技大会のアクレディテーション—詳細仕様」に規定された P5 パーキングコード）。個々のスペースの最低数は、以下のとおりとする。



- － オリンピアド競技大会—800 区画
- － オリンピック冬季競技大会—600 区画
- － MBC（オリンピック冬季競技大会のみ）—150 区画

- IBC メインエントランス付近の便利な場所に（エントランスから 50m 以内）、設備と職員が簡単に通行できる ENG の降車エリアを設ける。
- 駐車エリア及び ENG 降車ポイントの使用開始日と最終キャパシティを、OBS と合意する。

18. IBC/MBC セキュリティとアクセスコントロール

- 以下を確保し、実施する。
 - － 24 時間のサイトセキュリティ（コンパウンド／サテライトファーム、ゲストパスオフィス、駐車エリア、その他の IBC の一部と見なされるエリアを含む）
 - － フェンス／ペリメーター管理。車両と歩行者のための合意された数のゲートとドアを含む。フェンスはケーブル経路としてケーブルを支持できるべきである
 - － 全てのアクセスポイントの監視
 - － 全ての IBC 及び MBC（オリンピック冬季競技大会のみ） エントリーポイント及び、IBC と MBC の一部と見なされる全てのエリアへの必要な設備とアクセスコントロールデバイスを伴うアクセスコントロール。
 - － 資産保護
 - － 内部ローミング／コントロールポイント
- セキュリティサービス／アクセスコントロールは、OBS のフィットアウト（取付け）作業の開始前の OBS への引渡しの日から、取付設備の撤去及び OBS による建物の返還まで利用できるものとする。
- IBC と MBC の個々のスペースに対する RHB からの追加のセキュリティ要件は、OBS により調整されるものとする。これは RHB の単独の費用負担となる。



- IBC と MBC の個々のスペースに対する追加のアクセスコントロール要件は、OBS とは別に調整されるものとする。これは RHB の単独の費用負担となる。

19. 清掃業務

- 以下を確保し、実施する。
 - 各エリアの使用前の念入りな清掃と、使用後の定期清掃、共用エリア（ロビー、階段、廊下、エレベーターなど）及び私用区域（OBS と RHB のスペース）のごみ収集と掃除機がけ
 - 所要の全ての廃棄及びリサイクルコンテナ（食品廃棄を含む）と、全ての放送エリアのごみ箱
 - 取り壊しまでの全フェーズを通じた、OBS と RHB 設備で発生する全ての廃棄物（包装材廃棄物、プラスチック結束テープ、木製パレット、ケーブルなど）の毎日の除去
 - 建物外部の全てのトイレと全ての放送エリア（サテライトファーム、モータープール、TV タワー／スタジオ、ゲストパスオフィス、仮設トイレ、ステージエリアなど）の定期清掃
 - オリンピック冬季競技大会の場合、OCOG は、キャビンの屋根と IBC の外部の仮設建物を含む、車両及び歩行者エリアと通路の除雪サービスを実施するものとする

20. HVAC

- 建設／フィットアウトフェーズから解体まで、建物全体の快適な作業環境を維持する HVAC システムを導入、運営する。HVAC システムは、水冷器、エアハンドリングユニット、排気ファン、減音装置、防火ダンパー、完成済みスペースの換気口及び弁、RHB と OBS の全エリアをカバーする、高所の水平方向の断熱ダクト、配管ならびに BMS コントロール及び監視システムを含むものとする。
- N+1 の冗長性を有する、エアハンドリングユニット（AHU）、冷却器、ポンプを供給する。
- 湿度コントロールにおける相対湿度を 40%から 50%の間で制御できる様にする。
- 必要な場合、水平のダクトシステムを縦方向に拡張する工事のための、アクセス手段を提供する。
- 建物の共用エリアと、天井付／無の全ての OBS と RHB エリアにサービスが可能で、温度を 19～23℃に維持し、35 dB(a)未満で十分に稼働する HVAC システムを供給、運営する。必要であれば、OBS は HVAC のダクトを縦方向に拡張し、フィットアウト（取付け）エリアの特定の箇所に到達できるようにする。IBC の建物の工事の一部として提供される水平配管の工事は、平衡ダンパーを備えた直径 400mm の挿口を均等にかつ狭い感覚で取り付け、また、縦方向の拡張に対応するために 3～4m 離すべきである。
- フィットアウトのためにスペースを OBS に引き渡す前、建物内部の以下の騒音レベルを保証する（騒音の発生源を問わず、補助発電機の騒音を考慮に入れる）。
 - 以下の条件で測定した場合、35 dB(a)、50 dBC、NR-30 の 3 つの最大騒音レベル要件を全て同時に満たす。
 - フィットアウト作業が実施できる空のスペース内の、空のエリア全体に分散した測定箇所から発する
 - スペースがフィットアウトフェーズへの移行が可能である状態で、大会要件に従って HVAC が完全に稼働する場合。



21. 防火サービスと非常口

- 地域の条例に従って、防火インフラ（火災／煙検知、消火器、緊急アナウンスシステムなど）を供給、運営する。
- OBS との協議の上、地域の規制に準拠した統合的な火災重大緊急事態戦略を策定する。この戦略は、フィットアウト（取付け）エリアの設計前に利用可能にされるものとする。
- 建設段階から解体まで、防火サービスが提供され、大会時にはこれが拡張され、24 時間現地に消防隊が待機し、増幅パネル内蔵の中央火災検知パネルが配置される。建物内にスプリンクラーシステムを、要求される場合は乾式システムを配備するものとする。低層のフィットアウトルームに、低層用のスプリンクラーシステムは付けるべきではない。
- 意図された用途（放送）の特殊な性質により、OBS が建設したスペースが規定と相違する場合、消防局と調整する。

22. アクセシビリティに配慮した施設

- 最上位の国際基準及び規定に適合し、適用される全ての法律と規制に完全に準拠した、アクセシビリティに配慮した施設（トイレ、アクセス（スロープ）、エレベーターなど）を提供する。

23. 放送用途と運営のための配電

- HVAC 電源を含めた、OBS と RHB の放送用と運営の為に要求される全ての負荷に対する電源と配電の全てを提供、運営する。かかる電源は、完全な冗長性を備えた系統から供給されるものとする（例えば、地理的に独立した変電所からの供給される高圧主電源及び同期した予備電源であり、それらは多様な配電を備え、1 秒未満の自動切り換えが出来る）。
- 3つの個別のベクトル成分からなる IBC の電力使用要件を確保する。
 - － 放送局の運営を支援するために必要となる電力（RHB および OBS へ配電可能）
 - － 放送エリアの HVAC のために必要となる電力（HVAC 電源）
 - － 一般的な IBC のビルサービスをサポートするために必要となる電力（ハウス電源）
- 建物の総負荷に関わらず、RHB 及び OBS が必要とする電力として、オリンピック夏季大会では最低 10MVA が配電されるようにし、オリンピック冬季大会では最低 6MVA が配電されるようにする。また OCOG は、ハウス電源の負荷の一部としての他の一般的な IBC のビルサービスと、HVAC とに必要となる全電力の算出に関する責任をも負うものとする。
- HVAC 電源を含む、上述した放送用負荷の全電力はツインパック予備発電機によってローカルでバックアップされることを確保する。発電機と相互接続開閉器は、商用電源との自動及び手動同期接続と遮断に対応するように構成されるものとする。全ての高圧-低圧変圧器は、N+1 または N-1 の冗長性を備えるものとする。全てのテクニカル電源の配電には、バイパス可能な絶縁変圧器が必要となる。
- OBS と RHB が使用する電力は、OBS が提供する仕様に従って、OCOG が提供する複数のデマケーションパネルを通じて、戦略的に配置された複数の電源室に届けられる。電源室の場所とデマケーションパネルの構成に関する仕様は、OBS から提供されるものとする。
- OBS のテクニカルエリアに、UPS を提供する。





- OBSによって決定された予備発電機の操作手順が実施されることを確保する。
- 予備発電機が、大会の全期間をカバーするような非常に長い期間、運転する必要が発生した場合でも、IBC全体の継続的な運営が可能となるような燃料補給計画を確保すること。
-  MBC (オリンピック冬季大会のみ) への電力供給は、規模に応じた縮尺は行われるものの、IBCと同じ原則に従って、設計、実装及び運用が行われることを確保する。

24. ケーブル経路とインフラ

- ケーブル及びケーブル経路（情報テクノロジー、テレコムサービス、CATV、MPCのメイン記者会見室へのケーブル経路など）の全てのインフラを構築する。
- OBSの指定に従い、目的に合った二次送電システムの提供を確保する。
- OBSの全般的な調整及び承認の下、必要なケーブル経路の設計、インフラ及び敷設を提供する。

25. 一般テレコムサービス仕様

- サービス一覧（DOS）を通じたRHB向けの所要の一般テレコムサービスを、利用者の費用負担で提供する。
- 適切な屋内アンテナシステムまたは同等品を使用して、IBC内で携帯電話と業務用無線のサービスエリアを確保する。

26. 放送用テレコムサービス光ファイバー

- OBSが異なる競技会場と非競技会場の間にサービスする放送テレコムサービスネットワークの確立に必要な、全ての光ファイバーを提供する。
- 専用ファイバーケーブルとして、デマケーションポイントに光ファイバーを配線する。各会場のデマケーションポイントは、OBSにより特定され、OCOGから提供されるものとする。
- OBSから提示されるテクノロジー及び運用仕様に完全に準拠して、光ファイバーを敷設し、終端させ、試験を実施し、利用可能にする。OBSへの引き渡し後に障害が発生した場合、保守と修理を実施する。
- 各会場から最低でも2組の、地理的に完全に独立し完全に冗長性のある光ファイバーケーブルにアクセスでき、これらは発信元から目的地までの間の、異なる複数ルートの地下導管内に敷設される。各会場とIBC/MBCの間及びIBCとMBCの間の接続には、発信元から目的地まで全く異なる場所の経路に沿った、最低でも2組の地理的に独立した冗長性のあるケーブルが使用される。放送テレコムサービスネットワークの一部として使用される個々のファイバー線は、パッチではなく溶着を使用し、国際的なテレコムサービス慣例に従い地下導管内に敷設される。



27. 情報テクノロジー (IT) 要件

- 以下のテクノロジー設備を提供する。
 - OCOG は、全ての OBS 区域（倉庫、IBC、競技会場、非競技会場を含む）に対して、全てのテクノロジー（コンピューター、プリンター、コピー機、CIS、複合機、電話、インターネット接続（優先、無線）他）、を設置、操作及び保守を含めて提供しなければならない（本サービスは OBS のユーザー限定とする。）
 - IBC の共有区域については、OCOG がインフォキオスク（インフォワークステーション及びプリンター）、CATV、ビデオ及び無料 Wi-Fi を提供すること。
 - 会場の共有区域については、OCOG がミックスゾーンに CATV を、解説席及びミックスゾーンに無料 Wi-Fi を提供すること。

28. 大会のルック/サイネージ

- 大会のルックに従い、内部の流れのマップ、部屋名称などを含めて、外部及び内部の大会のルック要素及び道案内サインを提供する。
- 他の会場とルックの量、サイズ、品質が似た、OBS が指定する特定の OBS/RHB ルック要素を組み入れた OCOG 会場として、IBC が扱われることを確保する。
- ルックは、OBS の要件に基づく、OBS オフィススペース、RHB スタジオ、廊下、デイリーブリーフィングルーム、IBC ロビーなどについてルック OBS 要件に基づき必要な色彩であること。
- ルック/サイネージの設置が IBC のソフトオープンの前、または開会式の 1 か月前のいずれか早い方の前に全面的に完了していることを確保する。
- IBC（該当する場合はオリンピックパーク周囲を含める）とゲストパスオフィスを示すサイネージは、適切な内容で、各種ステークホルダーの流れとアクセスポイント（歩行者及び車両）を想定していなければならない。
- OBS が OBS 固有の大会のルックの開発を決定している場合、制作は OBS の費用で行われる。OCOG はその制作と適用に責任を持つ。

29. 家具・什器・備品 (FFE)

- OBS の仕様とその全てのオフィスとテクノロジーエリアに関し、OBS の仕様と詳細な要件に従って、共用の通路エリア、休憩エリア、レストラン、OCOG 提供のエリアならびに全ての OBS オフィス及びテクノロジーエリアに全ての FFE を提供する。
- DOS を通じて（利用者負担で）FFE を RHB が利用できるようにする。

30. ゲストパスオフィスの要件

- IBC のエントランスにできるだけ近い場所に、ゲストパスオフィスとして機能するテントまたはオフィススペースを設ける。複数のゲストパスオフィスが必要となる場合（複数のエントランスがある場合）、追加施設（テント、スペースなど）が要求される。これらのエリアは、アクセディテーション所持者と非所持者及び車両アクセス・駐車許可証（VAPP）のない車両が簡単にアクセスできるものとする（車いすアクセス用のスロープを含む）。
- オフィスに家具とテレコムサービス機器、電源、照明、空調、暖房、電話、ファックス、サイネージ、インターネットアクセス及びローカルネットワーク、セキュリティなどを適切に設備するための、施設、インフラ及びテクノロジーを提供する。



31. フードサービス施設

- プランニングフェーズと大会オペレーションフェーズの間に、IBC の建物（放送）内のコピースタンド、フードコート（プレスと放送）、単品メニューレストランを含む、必要な全てのフードサービス設備を提供する。
 - － OBS への建物引渡し当日から、早期飲食サービスが利用可能となるべきであり、放送事業者の人数に応じて徐々に増やすものとする。
 - － 大会後は、オフィスの閉鎖までの間、利用者数に応じて飲食サービスを徐々に減らすべきである。
- 毎日消費する飲食物を IBC と MBC に持ち込む権利が RHB に与えられることを確保する。RHB はまた、専用のケータリングを選択し、自費で食料を IBC の専用スペースに供給/持ち込む権利が与えられる。
- フードサービスプランを承認のために OBS に提出する。

32. IBC の OBS 専用カフェテリア

- OBS 専用カフェテリアに対して、主電源盤、基礎構築 HVAC、厨房の換気と排気、要求に応じた水道及び排水場所、建設工事用照明及び建設工事用電源を含む、厨房と食事エリアの全ての電気機械インフラを提供する。

33. ビル管理システム (BMS) の統合

- 建物とそのサービスの全ての保守と施設管理を実施する。これには機械的（IBC エリアの詳細な環境条件を含む）、電氣的（系統電力状況とバックアップ電力状況と運用を含む）及び配管システム、安全システムなどの監視と管理のための BMS の利用が含まれる。

34. 照明

- フィットアウト（取付け）期間の開始以降、共用エリアの照明と、フィットアウト（取付け）作業のために確保された全てのエリア、建物サービスエリア及び IBC コンパウンド/サテライトファームエリアと駐車施設の全般的な頭上照明を提供する。天井のないエリアは OCOG の一般照明でカバーする。一般照明は 400 ルクス以上であるべきである。

35. 配管

- トイレ、厨房ならびに IBC の全ての休憩エリア、サテライトファーム及びモータープールなど、その他の水を使用する可能性のある場所に、給水管及び汚水/排水管を設置する。

36. 移動可能施設

- 電力、暖房、空調（19～23℃）などを完備したキャビン、トレーラー、構造物及びパーティションを提供する。
- コンパウンド/サテライトファーム、モータープールの運営を管理するために、コンパウンド/サテライトファーム内及び IBC と MBC の周囲にオフィス施設を提供し、OBS と RHB のためにオーバーフローの密閉空間の施設を提供する。



37. IBC と MBC の共通施設及びサービス

- 特に以下を含む共通施設及びサービスを提供する。
 - 銀行サービス、現金自動預入支払機（ATM）
 - ビジネスセンター
 - 通関業者
 - インフォメーションデスク。オリンピック競技大会関連情報及び一般情報を提供
 - 医療サービス（医師及び看護師）、応急処置、救急車の待機
 - 新聞売店
 - ファックス／コピー機器
 - 発送及び受取サービス
 - 雑貨及び土産物店
 - テクノロジーサポート
 - テレコムサービスサポート
 - 交通インフォメーションデスク
 - 旅行代理店
 - 郵便及び宅配サービス
 - 写真サービス
 - 薬局
 - レストラン／バー
 - 言語サービス
 - クリーニングサービス
 - OCOG レートカードオフィス
 - コーヒーショップ
 - スーパーマーケット
 - その他
- サポートデスクは専用電話番号を有すること。
- 上記の施設及びサービスの業務の開始及び各レートが OBS により承認されることを確保する。最低サービス水準は、施設に入場が予定される RHB の人数に基づくものとし、必要に応じて調整する。
- IBC（及びオリンピック冬季競技大会では MBC）と MPC の共通のサービス水準について、OBS と OCOG プレス FA 間の合意を得る。

38. CATV

- IBC と MBC（オリンピック冬季競技大会のみ）の全ての共用エリアとその他の要求されるエリアに、CATV 配信インフラ、要求される機器、モニター及び設備を提供する。

39. デイリーブリーフィング

- OBS が放送事業者との毎日の報告会を開くための十分なスペース、家具、演壇及び音響視覚（AV）設備、及び IBC の適切な放送ケーブルへのケーブル経路を提供する。
- 大会前及び大会期間中に、毎日の報告会に出席し、最新情報を提供する。



大会運営フェーズ—会場（競技及び非競技）

40. 放送コンパウンドスペース

- ホストとなる OBS のテクノロジー施設及び合理的な範囲内で RHB のユニラテラル放送制作車両を収容する放送コンパウンドが、各会場に備わっていることを確保する。かかるコンパウンドは、前回の大会のレベルと同等のサービスと施設を提供するべきであり、特に以下の機能を持つべきである。
 - － 必要な電源の提供。バックアップ機器（ツインパック発電機と UPS）とその他の施設とサービスを含む。
 - － 競技エリア（FOP）に最大限近接したコンパウンドスペース。フェンスで囲い、放送用モバイルユニット、トレーラー、発電機、飲食及びその他の大会の放送に必要な設備の収容が可能なスペース。
 - － コンパウンドは、会場の全体のバックオブハウス（BOH）エリア内の、会場内のカメラ配備エリアに近接して、またそれらの場所に最短距離で簡単にアクセスできるように設置するべきである。
 - － コンパウンド内のスペースは、適切な歩行者通路と車両通路（固く、平坦で、水はけが良く舗装された）が確保されるように、十分に区分けするべきである。
 - － モバイルユニットとその他の設備は、コンパウンドへの出し入れが簡単であるものとする。
 - － 業務車両は、コンパウンドエリアに 24 時間アクセス可能とする。
 - － 会場に応じて、コンパウンドの面積は、2,000m²～10,000m²の間とする（注意：コンパウンドエリアが複数の会場で共用される場合、面積を拡張できる）。
- コンパウンドスペースに関するその他の OBS の要件には、以下が含まれる。
 - － OBS のテクニカル車両と放送制作車両及びその他のテクノロジー設備。その施設には、会場にある次のユニラテラルの制作設備と全てのビデオと音声とを整合させるテクニカルオペレーションセンター（TOC）を含む。
 - － RHB のモバイルテクニカル及び制作車両とオフィストレーラー
 - － OBS オフィススペース
 - － 飲食物
 - － 倉庫
 - － 発電機
 - － トイレ（一部は車いす対応のバリアフリー）
 - － オリンピック冬季競技大会—暖房設備
 - － トイレの数（率）は男女とも地域の法律の要求に従う
 - － 適切なフェンス
 - － 照明
 - － 落雷保護
 - － セキュリティ／24 時間アクセスコントロール
 - － 衛生設備（下水、雑排水、飲食とトイレのための上水接続）
 - － くず入れとごみの除去
 - － 必要に応じて除雪
- OBS の特定のニーズによる要求に応じて、選択した会場にセカンダリーコンパウンドが必要になる場合がある（オリンピック冬季競技大会の場合はマラソン、競歩、自転車競技ロードレースの屋





外レース会場、オリンピック冬季競技大会の場合はアルペン及びノルディック会場）。

41. コンテナ／キャビン／トレーラー／テントの提供

- オフィス、テクノロジー施設、飲食施設（ダイニングと厨房）及び倉庫として、コンテナ／キャビン／トレーラー／テントを提供する。必要なキャビンの最低数は、会場とその規模にもよるが、会場あたり8基である。
- OBバン（中継車）を悪天候から保護するためのカバーを提供する。
- OBSの要件に従って、空調と暖房を提供する。

42. 家具・什器・備品（FFE）

- 全てのOBSオフィス、会議室、ダイニング、プリンター及びコピー機ならびにコンピューターを含むテクノロジーエリアにFFEを装備する。
- DOSを通じてRHBがFFEを利用できるようにする（利用者の費用負担）。

43. コントロールルーム（CCR）

- コメンタリーポジションに近接または隣接して、必要なFFEを備えた部屋、コンテナまたはキャビンを確保し、各会場のCCRとして使用する。これらの施設は、安全かつ密閉された、防音処理が施されているものとする。
- 所要の電力（全ての放送負荷のための同じ配電からの、バックアップを備えたドメスティックパワー、テクニカルパワーそしてUPS）、照明、暖房、空調（19～23℃）、テレコムデマケーションポイントをCCRに備える。CCRの大きさは会場に応じて30～110m²とする。

44. ブロードキャストインフォメーションオフィス（BIO）

- コメンタリーポジションに近接して（多くの場合CCRの隣）、BIOとして使用するため、部屋、コンテナ、キャビンまたはテントを提供する。BIOは、安全でフェンスで囲まれるべきであり、電力、照明、暖房、空調、FFE、CIS、道案内サイン及びINFOを要求するものとする。
- BIOの大きさは、会場に応じて30～110m²とする。

45. テクニカルパワー及びドメスティックパワー

- 以下を供給、運営する。
 - 100%負荷に対応するフルタイムバックアップ発電機（ツインパック）を備えるテクニカルパワーとドメスティックパワー、また重要設備（OBバン、TOC、CCR）用UPS、安全アース、（ノイズカット用）フィルター付きテクニカルパワー、会場ペリメーター内または会場ペリメーター外でその会場のライブテレビ放映に使用される場合の共通のテクニカルアース。
 - OBSから要求及び指定される全ての放送分野用電力、遮断パネル、配電盤、コンセントなどへの統合配電。
 - バックアップ発電機（ツインパック）の燃料、補給、使用費用を提供する。
 - コンパウンドエリア全体及び会場内で露出するその他の放送設備の落雷防止。



- 以下を供給し、運営する。
 - テクニカルパワー—最大限の信頼性を要求する全ての放送業務に供給（制作及びテクノロジー施設、機器ラック、フラッシュ装置、ロボットカメラ、アップリンク設備、CCR など）。
 - ドメスティックパワー—コンテナ／トレーラー／キャビンのオフィスの空調、ユーティリティ照明、暖房、飲食設備（厨房・ダイニング設備）、売店及び様々な付随サービスに使用される。
 - 飲食設備用ドメスティックパワーコネクター。OBS との間で合意され、全ての会場に一貫して配備。

- 特に以下の施設に電源を供給し運営する
 - コンパウンド
 - カメラプラットフォーム／ポジション
 - CCR
 - コメンタリーポジション
 - BIO
 - ミックスゾーン
 - オケーショナルプレゼンテーションポジション
 - アナウンスポジション
 - データアンドタイミングハブ
 - 無線周波数（RF）受信ポイント
 - 特殊カメラ及びロボットカメラ
 - ビューティカメラポジション

46. 施設及び駐車スペースの要件

- OBS と RHB のため、十分に駐車スペースを確保する。これらは以下に準拠し、OBS により管理され、割り当てられる。
 - 駐車施設は、会場／コンパウンドに最大限近接（メディア入口から 250m 以内）するものとする（供給された車両に対する適切な付加的アクセスデバイス（VAPP）が必要）。
 - 駐車エリアは、会場の規模と場所に応じて、50～300 区画とする。駐車場は、会場のメディア入口までの距離に基づき、セキュリティペリメーターの外部または内部のいずれにあってもよい。

- 会場の大きさまたはクラス分けに従って、各会場に ENG 降車ポイントを定義し、配置する。

- 会場のメディア入口に近い便利な場所に（メディア入口のセキュリティペリメーターラインから 50m 以内、機器と職員を車から降ろすために簡単にアクセスできる場所）ENG 降車エリアを配置する。

- セキュリティペリメーターラインと会場のメディア入口の間の距離が長い場合、会場のメディア入口の正面のセキュリティペリメーターラインの内側に、第 2 の ENG 降車ポイントを設けるべきである。ENG 車両の到着と降車は、車両検査エリア（VSA）とセキュリティチェックを通過して初めて許可される。



47. 暖房及び空調

- OBS が特定する全ての放送エリアに、当該エリアを 22～24℃に調整するために、暖房と空調設備を提供する。



- オリンピック冬季競技大会のコメンタリーポジションに暖房を提供する。

48. 清掃

- 以下を確保し、実施する。

- － コンパウンド内の全ての放送オフィス、キャビン、仮設テント、テクノロジー室、廃棄物コンテナ、トイレ設備を毎日清掃
- － 放送コンパウンド内の合意された場所に、必要とされる全ての廃棄物及びリサイクルコンテナ（生ごみを含む）とごみ箱を設置
- － 解体までの全てのフェーズを通じて、OBS と RHB の設備から全ての廃棄物（梱包材、ケーブルなどを含む）を毎日収集
- － 放送コンパウンドの外側の全てのトイレと全ての放送エリア、BIO、CCR、コメンタリーポジション、ミックスゾーン、カメラプラットフォーム及びセカンダリーコンパウンドなどを定期的に清掃
- － オリンピック冬季競技大会の場合、OCOG は、コンテナ／トレーラーの屋根、カメラポジション／プラットフォーム、ミックスゾーンを含む、車両及び歩行者エリアと通路の除雪サービスを実施



49. 会場のセキュリティとアクセスコントロール

- 以下を確保し、実施する。

- － 放送コンパウンドの 24 時間のサイトセキュリティ
- － 車両と歩行者の合意された数のゲートとドアを含むフェンス設置／ペリメーターコントロール。フェンスは、ケーブル経路としてケーブルを支持できるべきである
- － 全てのアクセスポイントの監視
- － 会場内の全ての放送エリアのアクセスコントロール（コンパウンド、コメンタリーポジション、CCR、BIO、ミックスゾーン、インタビューエリア、カメラポジション／プラットフォーム）。ハイデマンドイベント開催時の会場の適切なアクセスコントロールを含む
- － 資産保護
- － 会場全体及びコース沿い（マラソン、競歩など）の全ての放送施設を含む、内部ローミング／コントロールポイント

- OCOG セキュリティ計画に従い、会場の使用開始からサービスが始まり、全ての OBS エリアでの搬出まで継続することを確保する。

50. 照明

- 各競技会場に、テレビ及び写真撮影用に最高品質の照明を提供する。「BRS 付属書 3—放送照明に関する詳細」に記載された詳細な仕様に準拠するものとする（オリンピック冬季競技大会のいずれにも適用）。



51. ケーブルインフラ

- OBSの仕様と承認に従った、ポール、ブリッジ、ダクト、導管、フック、フェンス、メッセンジャーワイヤー、トレイ、TOCと大都市圏ファイバーネットワークをつなぐ地下の多様な導管、トラフ、配管、埋設管、コアボーリング、保護、保守などを含む全ての放送ケーブルインフラを提供し、また全ての放送エリア（コンパウンド、オフィス、カメラプラットフォーム/ポジション、マイクロフォンエリアなど）に設置する。
- OBSの大会開催時の会場の事前配線のタイムラインで指定される期日まで、すなわち大会の6か月前までに、ケーブルインフラが完備されることを確保する。
- 山岳会場については、ケーブル敷設を夏季に行う必要がある場合がある。



52. 配線業務

- CIS、INFO、グラフィック、データ/タイミング、電話、CATVなどの所要のケーブルを敷設する。

53. 飲料サービス

- 放送コンパウンド、コメンタリーポジション、CCR及びBIOに飲料サービス（ソフトドリンク、水及びコーヒー）を提供する。

54. 情報テクノロジー業務

- 制作/テクノロジー施設、オフィス、コメンタリーポジション、CCR及びBIOを含むOBS放送エリアに、CISとINFO及び個別のプリンターを提供する。
- 会場の規模に応じた数の端末（コメンタリーポジションのCISを除き、CISとINFOターミナルにそれぞれ10~30台）を提供する。

55. OBSエリアへのオリンピックデータフィード（ODF）送信

- OBSの仕様に従って、OBSエリアにODFを送信する。テレビのグラフィックインターフェイスを提供する目的で、このフィードはOBSが指定するモバイルユニットまたはその他のエリアに送信されるものとする。このサービスは、異なる複数のケーブル敷設などを含んだ適切な冗長性をもって提供されるものとする。

56. テレコムサービスデバイスとサービス

- 大会開催中のテレコムサービス（地上通信線、モバイル、双方向無線）に必要とされる場合、長距離電話を含む所要のテレコムサービスデバイスとサービスを提供する。OBSのクルー間で、またOBSのスタッフがOCOGスタッフと連絡を取るために、会場運営オフィス用地上通信線、主要な会場マネジメント担当用携帯電話、デジタルとアナログの双方向無線をOBSスタッフに提供する。

57. OBSエリアへの音響用配線の提供

- テレビ音声に反映する音響統合システムのために音響用配線をOBSエリアに提供する。このシステムは、コメンタリーポジション、放送取材（アナウンスポジションを含む）またはミックスゾーンを妨害しないように均衡が図られ、適切に区分されるものとする。



58. メディアインタビュー室

- 競技後のインタビュー／記者会見を開くための、テレビ用照明、音響設備（通訳／マイクロホンフィード）と放送プラットフォームを完備した、OCOG プレスオペレーションエリア が管理する正式なインタビューエリアを設ける。

59. コメンタリーポジション

- 大会前にその適切な設営とテストの実施ができるように、「BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン」に従って建設されたコメンタリーポジションを提供する。



- 各会場に設置されたコメンタリーポジションが、FOP を最適に見渡せること、また CCR に簡単にアクセスできることを確保する。オリンピック競技大会の屋外の席は、日光と雨が防護され、オリンピック冬季競技大会の場合は、密閉された空間とする。

- グレアなどを防ぐために、必要に応じて保護デバイスを用意する。
- コメンタリーポジションに以下が設備、構築及び保守されることを確保する。

- テーブル 1 台と椅子 3 脚
- 該当する場合は UPS 内蔵の CIS 端子
- 該当する場合は卓上電気スタンド
- CIS、ランプ、TV モニターなどの電気コンセント
- 印刷された競技リザルトの配布
- 飲料サービス
- 廃棄物回収と一般的な清掃
- 電話（要求がある場合）
- OCOG 提供の全サービスの配線



- 以下の大きさのコメンタリーポジションが、以下のように配置されることを確保する。
 - 2m×2m（オリンピック冬季競技大会の屋外会場を除き、OBS が特に指定しない限り全ポジションについて）
 - 2.0m×2.5m（オリンピック冬季競技大会の屋外会場について）
 - コメンタリーポジションは、キャビン内の密閉空間の音響的に断絶されたブースとしなければならない。オリンピック競技大会のセーリング及びゴルフ会場でも、キャビンが要求される場合がある。
 - コメンタリーポジションは、透明なプレキシガラスまたはプラスチックスクリーンで他の実況席と分離される。
 - 特定のコメントリーポジションは、カメラを備え、スペースの追加を要求できる。
 - 隣接するコメントリーポジションを統合して、形状／サイズをカスタマイズすることが可能である。
 - 1名または2名に、1区画のコメンタリーポジションを割り当てる。

60. 放送事業者用席

- コメンタリーポジションに隣接した位置に放送事業者用席を確保し、競技中に RHB がコメントーターに働きかけ、または補助する機会を提供する。

61. カメラポジション／プラットフォーム



- 視界が良く、放送事業者専用に確保された OBS/RHB カメラ用の場所及びインフラ／建築物を提供する。そのために、建築物と座席の撤去が要求される場合がある。通常要求されるサイズは、1区画あたり 1.8m×1.8m。専用のユニラテラルカメラポジションに給電が必要となる。
- カメラポジションは、会場内、コース沿いまたは会場外（ビューティカメラ、RF 受信ポイント）のいずれでもよい。
- 特殊カメラ（レール、ケーブル、垂直）設置のためのインフラを、支持構造、固定点及び策具を含めて提供する。
- 最大限の高さが必要な特定のポジションでは、タワー、シザーリフト、高所作業車、クレーンなどを提供する。地質工学調査と全ての必要な許可書及び承認が、OCOG によって提供されることを確保する。
- 所要のプラットフォームが安定で、OBS の仕様に従って構築され、振動がなく、仮設スタンドから分離せず、所要の安全レールを備えていることを確保する。OBS カメラプラットフォームは、独立し、RHB カメラプラットフォームと物理的に離れているものとする。

62. ミックスゾーン

- 選手がメディアと「交流」し、インタビューを実施するインタビューエリアを会場に設ける。このエリアは、FOP に直接隣接した場所に設置し、会場の背景が捉えられるものとする。テレビ照明用の電源と大会のロックの柵が要求される。
- 個々の放送事業者、放送とプレス、及び放送／プレスを選手から隔離するための柵／仕切りを設置する。ミックスゾーンの柵／仕切りは、モジュール式にするべきであり、推奨される大きさは、高さ 1.1m×長さ 1.0m である。これらの柵は、大会のロックで装飾されるべきである。サッカー会場など、ロールアウトミックスゾーンのある場所では、柵／仕切りは折り畳み式のベルトタイプの柵とするべきである。
- 全ての予約されたポジション及び FOP 内のミックスゾーンに照明を設置する。詳細については、「BRS 付属書 3—放送照明に関する詳細」を参照されたい。
- 特定の会場で競技を観戦できない放送事業者用に、OBS によって定義された十分な数の CATV フィード用テレビモニターを用意する。
テレビモニターは、晴天時に視聴できるように日除けを、雨天時用に雨除けを必要とする。
- オリンピック冬季競技大会の場合、RHB が重量のある機器を運搬する間に雪／氷で滑らないように、全ての床にラバーマットを敷く。

63. アナウンス／プレゼンテーションポジション／スタジオ

- 各会場の実況エリアに直に隣接し、FOP が見渡せる位置に、予約可能なスタンドアッププレゼンテーション／インタビューポジションエリアを確保する。これは、オケーショナルプレゼンテーションポジション（OPP）と呼ばれ、照明と電源が要求され、通常は 2.0m×4.0m である。
- RHB がコメンテーターのプレゼンテーションを行う場合に使用するエリアを確保する。これらのアナウンスポジションは通常、普通のものよりも大型のカメラプラットフォーム型の構造物、あるいはスタジオへの転換が可能な既存の特別室を必要とする。



- 適切な照明と電源が配置されたポジションが、正面特別観覧席の背後のコメンタリーポジションキャビン（冬季の屋外の場合）の上部に配置され、適宜、既存の独立して立っている特別室を使用する。これらのポジションは通常、それぞれ4.0m×4.0mである。

64. 情報の配信

- 印刷した競技リザルト及びその他の情報資料を、OBSの定義した会場内の放送エリア（コンパウンド、コメンタリーポジションの近くのエリア、BIOなど）に配布する。

65. 水道、下水、排水

- 放送コンパウンド内の合意された場所（通常は厨房のテントの側面の外側）に、飲料水の配達及び水道、適切な廃水・下水回収及び排水路を提供する。
- コンパウンド内の全てのトイレ、OBSとRHBの飲食施設に、全会場の継手に共通の、一貫したタイプの接続を提供する。

66. ロジスティクスサービス／サポート車両

- 機器の搬入／搬出、移動及びテレビ放映用に専用のサービス車両（4輪駆動ピックアップトラック、カーゴバン、スノーキャット、スノーモービル、四輪ゲーター、ゴルフカート、OBSが定義する各種タイプのクワッド、全地形万能車（ATV）など）を提供する。設置と配線のために追加のシザーリフト、高所作業車などが要求されるものとする。またOCOGは、限定数がOBS専用となるMHE及び会場への放送配信のロジスティカルサポートを提供するものとする。
- 開催都市内と周囲、全ての会場とサイトでの燃料補給場所へのアクセスと、対応するロジスティカルサポートを提供する。

67. サイネージ

- コンパウンド、オフィス、コメンタリーポジション、オブザーバー席、ミックスゾーン、プラットフォーム、アナウンスポジション、コントロールルーム、ブロードキャストインフォメーションオフィス、オケーショナルプレゼンテーションポジションなどを含む、全ての放送エリアに、道案内、標示及び交通標識を設置する。

68. ヘリポート



- オリンピック競技大会の場合、セーリング会場の近くにヘリパッド1箇所、屋外レースコース（マラソン、競歩、自転車競技ロードレースなど）の近接した場所にヘリパッド2箇所、オリンピックパークにヘリポート1箇所を設ける。その他に、OBSはOBSの固定翼機用に、空港駐機場を要求することができる。



- オリンピック冬季競技大会の場合、山岳クラスターにヘリパッド1箇所、IBC／倉庫付近にヘリパッド1箇所を設ける。
- これらの施設は、設営及び競技の間の機器・用具の移動が24時間できるように要求される。またOCOGは、IBC/MBCのヘリコプターの着陸エリアの利用可能性を確保するものとする。

69. 大会のルック



- 各会場のルックを、放送を考慮してデザインする（特に、ルックを配置する場合、ルック要素を必要とするアナウンスポジションと ComCam ポジションが考慮されるべきである）。
- OBS と緊密に調整し、大会のルックを提供する。
- 会場デザインを OBS に、レビュー及び検証のため提出する。

70. スポーツプレゼンテーションの要件

- 放送の要件を考慮して、劇場照明の使用が会場の計画策定に盛り込まれ、OBS と RHB との間で調整されることを確保する。
- 「BRS 付属書 2—放送マスタープラン—タイムライン」に従って照明プランを OBS に提出し、照明の仕様の完全な詳細については「BRS 付属書 3—放送照明に関する詳細」を参照する。

大会運営フェーズ—その他の施設とサービス

71. 倉庫／作業施設

- OBS が設備を保管、組立、テスト及び設営するためと、物品を発送及び受領するための倉庫／作業施設を、オリンピック会場最寄り及び／または IBC 最寄りに、提供する。これらの施設は、内部と外部にスペースを設け、以下の仕様を遵守するべきである。
 - － 電気に関する問題、配管、建物保守、IT、MHE などを支援するために全期間にわたって施設で提供される全てのサービスに対して、保守規定が実施されるものとする。
 - － 共有する OCOG 施設に独立した直接のアクセス経路があり、OBS の要件（ローディング、駐車スペース）に従ったローディングドックと屋外置き場が完備され、かつ会場と IBC の中央に位置するスペースを確保する。
 - － 倉庫及び作業施設（保管エリア、オフィス、ワークショップエリア、休憩エリアのダイニング設備、更衣室、適切なトイレを含む）としての設計及びフィットアウトが可能な、天井の高い壁のない広いオープンスペースのある倉庫として設計する。
 - － 通常の作業レベル（18～23℃）の HVAC を含む通常のユーティリティとサービス及び湿度制御を備え、様々な繊細な放送設備を適切に保管する。
 - － オリンピアド競技大会向け最小サイズ—15,000～20,000 m²／オリンピック冬季大会向け—7,500～12,000m²。
 - － 最低でも、「クリーンサイト」条件を遵守するために OCOG が要求するレベルまでセキュリティ（アクセスコントロールと資産保護）を完備する。エリア全体の有線テレビ（CCTV）監視カメラや 24 時間体制でのガードマンのパトロールなどを含み、OBS 資産の保護を目的に OBS から要求される場合、増強する。
- この施設に対する追加の要件には、以下のようなものがある。
 - － テクニカル及びドメスティックパワーと配電（バックアップ発電機と UPS を含む）
 - － 倉庫の棚とラック
 - － 照明
 - － ペリメーターフェンス
 - － 倉庫内の各種エリアを区切る屋内可動フェンス
 - － 全てのオフィスとテクノロジーエリアに必要な応じて石膏ボード
 - － サービス車両（フォークリフト、シザリフト、トラック、ゴルフカートなど）



- 要求される全ての FFE
 - 要求されるテレコムサービス（電話、インターネット、放送テレコムサービス、利用及び設備、すなわち、ビデオファイバー、Wi-Fi、ケーブル配線）など
 - 清掃サービス、廃棄物管理及びリサイクルを建物の使用開始時から各レベルで提供
 - 駐車場と保管コンテナ用の屋外有効スペース
- 最終工事図面に基づき、建設の完了後に施設の完全なリスク評価を実施し、適用可能な規制と現地の法律に従って、全ての許可が取得されていることを確保する。
 - 建物のフィットアウトに、適用される規制で必要とされる、また OBS から伝達される要件（道案内標識、緊急時非常口、消火—消火器のみなど）に従った、全ての安全衛生要素が含まれていることを確保する。
 - OBS のタイムラインに従い、また OBS から規定される詳細な要件に基づき、施設を提供する。

72. アクレディテーション

- 大会前、大会期間中及び大会後（移行期間を含む）に、アクセスコントロール下にある会場に職員と車両がアクセスするのに必要なアクレディテーション、補助デバイス（需要の高いイベント等でのそれらの提供含む）、その他のアクセスパスと機器を、「ACR 付属書 1—オリンピック競技大会のアクレディテーション—詳細仕様」の定義に従って提供する（OBS から指定される付加的用具の数、タイプ、仕様の要求に基づく）。以下の要素を遵守するものとする。
 - RT のアクレディテーションを付与された RHB の場合、RHB のための全てのアクレディテーション、数及びカテゴリーは OBS と調整されるものとし、合計数は過去の大会と RHB 契約に基づくものとする。
 - 計画策定を目的として、OCOG には OBS の要件を含めずにオリンピック競技大会では最低 13,000 の RHB アクレディテーション、オリンピック冬季競技大会では最低 8,000 が割り当てられるものとする。
 - コントラクター、サプライヤー、運転手などを含めた RHB の職員のアクレディテーションは、RT 割当に含まれるものとする。
 - ホスト放送局—OBS スタッフは、コード「HB」の下でアクレディテーションを付与されるものとする。計画策定を目的として、サポートスタッフを含む十分な数のアクレディテーションが確保されるものとする。



73. 輸送

- 「BRS 付属書 4—輸送メディア表」と、本文書内の輸送に関する要件に従って、メディア輸送を提供する。

74. OBS 輸送サービス

- OBS が専用使用する直接及び直行専用輸送サービス（DDS）により、宿泊施設から会場及びIBC まで OBS 職員を輸送する。このサービスのレベルは、過去の大会を下回らず（あるいは一貫性を保ち）、いかなる場合も、OBS の制作要件に適切に対応するべきである。DDS システムは、メディア輸送システムに代わるものと見なすことはできない。このシステムは、OBS の要件



に基づき開発されるものとする。OCOG 輸送 FA は、これらのサービスを提供する場合の固有の方針について、OBS と調整し、合意するものとする。以下に方針の一部を示す。

- 競技日のサービスのスケジューリングー各シフトの開始時に 2 便（宿泊施設から会場及び IBC）、各シフトの終了時に 2 便（会場または IBC から宿泊施設）。
 - 非競技日のサービスのスケジューリングー宿泊施設から会場及び IBC まで 1 便、会場及び IBC から宿泊施設まで 1 便が OBS クルー作業スケジュールに従って提供される。
 - 全ての日でスケジュールが変更される可能性があり、サービス時間の延長が要求される可能性がある。このような場合、OCOG は柔軟に対応し、OBS と協議して要求されるサービス制約要因に合わせるようにするものとする。
- DDS サービスに合意された台数の臨時バスを提供する。これらのバスは、要求があれば、式典と出入国サービスに利用することができる。DDS 運行日は、メディア輸送システムの運航日（-14 日/+3 日）に従うものとする。
 - メディア輸送主要サービスレベル合意書（PSLA）及び詳細サービスレベル合意書（DSLA）と同じ期限で、OBS 最終承認のため OCOG により別途 DDS サービスレベル合意書（SLA）が作成されるものとする。

75. OBS 割当車両

- 円滑な運営を可能にする専用の車両を複数台 OBS に提供する。車両のタイプと台数は OCOG と OBS の間で合意されることになるが、過去の大会での規定と一貫性を維持するべきである。
- 見積/予定車両台数を以下の表にまとめている。



オリンピック競技大会	275～325 台
オリンピック冬季競技大会	150～200 台
パラリンピック競技大会（夏季）	約 70～80 台
パラリンピック冬季競技大会	約 30～40 台

- 前回の大会の規定に基づいて、IBC、ENG 及び ACT（全会場及び練習会場）の主要 3 カテゴリーに割り当てられる、OBS と RHB への配布用の VAPP を作成し、OBS に提供する。式典、実施、コンパウンドへのアクセスなどに必要な追加の特定の VAPP が生じる場合がある。

76. 許可証/ライセンス

- 会場と IBC の全ての労働、建設、設置（仮設を含む）及び占有許可証を提供する（衛生関連とフードサービスに必要な全ての関連する許可証を含む）。

77. 労働許可証/ビザ

- 遅くとも大会の 1 年前から大会終了後 1 年以上の期間、優先的及び簡易的に発行される、RHB と OBS の計画策定及び大会期間中の職員の労働許可証とビザの承認を援助する（『HCC—原則』の要件に従う）。



- 関連当局と調整し、ア krediyteiyeshyon 保有者に対する開催国の労働法及び規制の適用が、オリンピック職務の特定のニーズと要件に従った遂行の間の、かかる保有者による業務を阻止または妨害しないことの保証を得る。
- 海外の放送会社が、OIAC の有効期間外に、開催国の課税法の意味の範囲内で国内に恒久的施設を設立せずに、現地職員を雇用できることを保証する。

78. 大会チケット計画

- OBS の大会チケット計画を利用できるようにし、OBS にチケットの発注の権利を与える。



79. 放送事業者の制作チームと OBS の部屋



- 放送事業者の制作チームを含むメディアのために、オリンピックアード競技大会は 18,500 室、オリンピック冬季競技大会は 12,500 室の利用を確保する。
- この割当内で、OBS スタッフの宿泊先として以下を提供する。
 - － オリンピアード競技大会—4,000～4,500 室のシングルルームと（一続きの）プライベート浴室付き
 - － オリンピック冬季競技大会—2,500～3,000 室のシングルルームと（一続きの）プライベート浴室付き

80. TV スタジオの建物

- RHB の複数の中規模スタジオ（50～100m² など）を備えた完成済みで稼働可能な施設を提供し、以下の事項の遵守を確保する。
 - － かかる施設の設計は OBS の提示する仕様に基づくものとし、最終的な設計と場所は建設前に OBS によって承認される。
 - － RHB のスタジオの数は 20 を超えるべきではない。全てのスタジオで適切な視界が得られ、エレベーターと資材リフト機器が提供されている場合、多層階の構造も許可されるものとする。
 - － TV スタジオの建物は、フェンスで囲まれたバックオブハウスエリア（キャビン及びテントを含むコンパウンド）を配備し、屋内会場と類似する水準のセキュリティ及びアクセス性が確保されるものとする。
 - － 会場／コンパウンドの OBS の基準に沿って、電源と HVAC が供給されるものとする。OCOG はまた、標準的なコンパウンドの運営サービス（清掃、管理人など）、加えて、電話、データ回線及び CIS、を提供するものとする。
 - － TV スタジオの建物には、個々のスタジオと同等の景色が見渡せる複数のスタンドアップポジションを、TV スタジオの建物の近く、または建物の一部として設営するものとする。またバックオブハウスコンパウンドは共用されるものとする。スタンドアップポジションは、照明と電源だけでなくオープンだが天蓋を持っている。建物の屋根の部分に RF プラットフォームも提供するものとする。
 - － TV スタジオの建物は、オリンピックまたは開催都市の関心の対象となる領域を遮られずに見渡せる位置に建設されるべきである。IBC の近くもしくは隣、オリンピックパーク内または開催都市を象徴するエリアを見渡せる場所が望ましい。



81. 記念メダル及び証明書



- 以下の個数の記念メダルと証明書を配布する。伝統的に大会の記念品として、メディアと OBS ス



スタッフ全員に配布される。

- オリンピアド競技大会一約 20,000
- オリンピック冬季競技大会一約 12,000

82. 周波数調整

- カメラ、マイクロホン、空地通信、マイクロ波、衛星、一般的な双方向通信の大会期間中の周波数割当と調整に関して、関連当局と計画及び調整する。
- 大会の最新テクノロジーによる放送を目的に、適切な周波数帯及び所要の周波数が利用可能になることを保証する。
- OBSの無線周波数の要求に対応し、OBSとRHBの要求が満足かつ適切に管理されるようにする。

83. 音楽著作権のクリアランス

- 国際信号（ITVR）の一部として使用される音楽の、著作権のクリアランスを実施する。かかるクリアランスは、RHBが自国の領域でクリアランスを管理できるように、タイムリーに実施されるものとする。

84. グラフィックスの基準マニュアル及び要素

- 様々なOCOGのグラフィック仕様及び要件を収録したマニュアルを、OBSが規定する部数だけ配布する。

85. ベンダー認定プログラム（VCP）

- 必要に応じて、OBS、RHB、及びRHBのベンダーのVCPの利用を確保する。

86. 会場リハーサル

- 会場のリハーサルの間に、全システムの完全なテストを実施する。
- 全ての会場の完全ドレスリハーサルの日程について、計画立案フェーズにOBS及び他の全てのステークホルダーと合意する。

87. 開会式と閉会式のメディアガイド

- 開会式と閉会式の前日に開かれる、IBCデイリーブリーフィングに十分な数の開会式及び閉会式メディアガイドを配布する。

88. 開催都市と共同開催都市の撮影方針及び手順

- 開催都市と共同開催都市でOBSとRHBが撮影する場合の、一般的な撮影方針と要求される一般ライセンスまたはライセンスを取得する手順を、見直しと承認のためにOBSに提出する。これは州、地域、特定の個人の所有地のライセンス及び駐車許可の支援を含むものとする。

89. 撮影アクセス

- 主要フェーズ及び大会の実施に関連した要素、すなわち式典のリハーサル、メダルの製造、特定の計画策定会議を含むがこれらに限定されないものの撮影時に、OBSのカメラの立入を許可する。



BRS 付属書 2

放送マスタープラン—タイムライン

計画立案フェーズのタイムライン—主要成果物／マイルストーン

	責任		
	IOC	OCOG	OBS
7年前—HCCがIOCとOCOGの間で契約される	×	×	
6年前—OBSとOCOGの最初の契約		×	×
<ul style="list-style-type: none"> OBSによるOCOGの大会総合計画を見直し—IBCの確認、会場と資源の最適化 G-72 か月 		×	×
<ul style="list-style-type: none"> IBC (MMC) について最初の報告会を実施 G-72 か月 			

5年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
<ul style="list-style-type: none"> OBSが、放送テレコムサービス、備品を含むサービス一覧(DOS) (パートA-OBS)に必要な主要要素及びモバイルユニットと制作チーム/クルー、テクノロジー設備など制作に必要な他の主要な契約の交渉を開始 G-60 か月 		×	×
<ul style="list-style-type: none"> OCOG暫定版IBC計画1.0(基本放送要件を盛り込む) G-54 か月 		×	
<ul style="list-style-type: none"> OCOGとOBSが契約に合意 G-54 か月 		×	×
<ul style="list-style-type: none"> OCOGとOBSが正式な調整構造/手順に関してOBSと合意 G-54 か月 		×	×



計画立案フェーズのスケジュール—主要成果物／マイルストーン（続き）

4年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OCOG 暫定会場計画 Version 1.0（基本放送要件を盛り込む）G-48 か月 IBC 暫定計画更新 v2.0		×	
• 安全衛生に関するガイドラインは、建設、フィットアウト、バンパイン、運営、移行及び解体に関する会場計画フェーズ（G-48 か月）の開始とともに提供する必要がある。		×	
• OBS が、放送テレコムサービス、備品を含む DOS（パート A-OBS）に必要な主要要素及びモバイルユニットと制作チーム／クルー、テクノロジー設備など制作に必要な他の主要な契約の交渉を続行 G-48 か月		×	×
• OCOG と OBS が CAD 改訂手順に合意、実施 G-48 か月		×	×
• OBS が、最初の会場視察及び見直しを実施 G-48 か月		×	×
• OBS が、最初の予算を準備 G-45 か月			×
• 最初の会場視察報告書を OBS が作成、OCOG が確認 G-44 か月		×	×
• OBS 暫定制作計画を実施 G-44 か月			×
• アクレディテッドシーティングワーキンググループを設置、アクレディテッドシーティングのブロック計画を配布 G-42 か月	×	×	×
• 第 1 回世界放送事業者説明会（WBB）の準備。WBB の 8 週間前までに、OBS 及び OCOG の提出物として以下の項目を策定し、組み入れなければならない G-38 か月		×	×
– 最初の詳細会場計画。コンパウンドの場所／規模、コメンタリーポジション、ミックスゾーン、多角的なカメラポジション G-38 か月		×	×
– RHB へのスペース割当及び最初の IBC のフィットアウト・運営計画を詳述した、最初の IBC マスタープラン G-38 か月		×	×
– ロジスティックス、宿泊、アクレディテーション、輸送の導入 G-38 か月		×	
– テクノロジー—IT（CIS、INFO、RF）とテレコムサービス G-38 か月		×	
– 最初の電力、照明計画 G-38 か月		×	×
– その他の一般情報 G-38 か月		×	×



計画立案フェーズのスケジュール—主要成果物/マイルストーン (続き)

3年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OBS が、第1回世界放送事業者説明会(3年前)を実施 G-36 か月			×
• OBS が、RHB とのユニラテラル会議及び会場視察を開始 G-36 か月		×	×
• OCOG が、DOS の各パートの準備/開発を目的に、ソース/価格情報を収集(パート A の要素、パート B の全て)。OCOG が、DOS の必要な情報を提供 G-36 か月		×	
• OCOG が放送テレコムサービスコントリビューションファイバーケーブル・マスタープラン—とりまとめ、OBS に提案、承認を得る G-36 か月		×	×
• 第1回競技スケジュールの草案(競技日程スケジュール、メダル) G-33 か月	×	×	×
• OBS/RHB が、最初の配宿要件を最終決定 G-30 か月		×	×
• 総会、セッション競技スケジュールが起草され、見直しのため IOC 事務局、OBS 及び IF に提出される G-30 か月	×	×	×
• 提案された数とレイアウトの IOC の原則的合意を取得 G-27 か月	×		
• OBS が、放送テレコムサービス、備品を含む DOS (パート A—OBS) に必要な主要要素及びモバイルユニットと制作チーム/クルー、テクノロジー設備など制作に必要な他の主要な契約の交渉を最終調整 G-28 か月			×
• 第1回世界放送事業者会議(WBM1)の準備。WBM の8週間前までに、OBS と OCOG の成果物として以下の項目が発展または更新され、組み入れなければならない G-26 か月		×	×
- コンパウンド、コメンタリーポジション、ミックスゾーン、カメラポジション及びケーブル経路の会場計画(詳細な CAD/オーバーレイを含む) G-30 か月		×	×
- レートカード、パート A (OBS+OCOG) G-28 か月、パート B (OCOG) G-26 か月		×	×
- IBC マスタープラン(冬季は MBC) G-26 か月		×	×
- 詳細ロジスティック計画(宿泊、アクレディテーション、輸送) G-26 か月		×	
- IT (CIS、INFO)、テレコムサービス、RF スペクトラムアロケーション及び管理計画 G-26 か月		×	
- 電力システム設計(IBC 及び会場) G-26 か月		×	×
- 全会場の放送照明計画 G-26 か月		×	×
- FFE 仕様 G-26 か月		×	
- マテリアルハンドリング機器(MHE)仕様 G-26 か月		×	
- その他の一般情報 G-26 か月		×	×



計画立案フェーズのスケジュール—主要成果物/マイルストーン (続き)

2年前 - RHB 計画着手	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• OBS が第1回 WBM を実施 G-24 か月			×
• コントリビューションネットワークのためのケーブル格納ソリューションの高水準設計 (HLD)。ベニューペリメーターから TOC および CCR までのケーブル格納設備の仕様及びレイアウトを提案。OBS 放送コンパウンドデザインと CCR の位置の相互関係。OCOG は、ベニューペリメーターでのテレコムサービスバックボーンネットワークとの接続地点を OBS テレコムサービスパートナーと合わせることを。OBS による HLD の承認。 G-24 か月		×	×
• 開会式、初期コンセプト G-24 か月		×	
• ピクトグラムの最終デザイン、大会ルックのパントン色見本・草案を含む、RHB のための放送ブランドガイドライン初版草案の提出。G-24 か月		×	
• TM 及び DDS 両方のサービスレベル合意書 (SLA) —OCOG が、協議/見直しのために PSLA 草案を IOC/OBS に提出 (DDS PSLA は OBS にのみ提出) G-24 か月		×	
• 競技イベントスケジュールの最終決定、IOC 及び当該 OCOG 部署に開示 G-20 か月	×	×	×
• TM 及び DDS 両方の SLA—OCOG が PSLA 最終案を IOC に提出 (DDS PSLA は OBS にのみ提出) G-18 か月		×	
• 競技エリア (FOP) を含む大会のルックの最終デザイン G-18 か月		×	×
• ヘリコプター飛行空域に関する航空規則と要件 G-18 か月		×	
• IF/スポーツプレゼンテーション/オメガカメラ分割及び追加カメラ (ビデオ判定及びスポーツプレゼンテーション) G-18 か月		×	×
• RHB に配布する大会時の最終放送タイムライン G-14 か月	×	×	
• 倉庫を OBS に提供、オリンピックアード競技大会の場合は G-16 か月、オリンピック冬季競技大会の場合は G-9 か月		×	
• OBS と RHB が配宿要件を確認及び確保 G-16 か月		×	×
• 詳細な競技活動スケジュール (DCAS) の最初の草案の作成 G-16 か月	×	×	
• 放送事業者最終ユニラテラル要件を OBS に提出 G-15 か月			×
• 最終会場運営方針及び手順 G-15 か月		×	×
• 大会時の最終放送タイムライン G-14 か月		×	×





計画立案フェーズのスケジュール—主要成果物/マイルストーン (続き)

1年前	責任		
	IOC	OCOG	OBS
<ul style="list-style-type: none"> コントリビューションネットワークのためのケーブル格納ソリューションの詳細設計 (DD)。ベニューペリメーターから TOC および CCR までのケーブル格納設備の仕様及びレイアウトを提案。OCOG は、ベニューペリメーターでのテレコムサービスバックボーンネットワークとの接続地点を OBS テレコムサービスパートナーと合わせる。OBS による HLD 詳細デザインの承認。 G-12 か月 		×	
<ul style="list-style-type: none"> TM 及び DDS 両方の SLM : OCOG が議論と見直しのために DSLA 草案を IOC/OBS に提出 (DDS の DSLA は OBS に提出) G-12 か月 		×	
<ul style="list-style-type: none"> OBS が最終ユニラテラル放送要件を OCOG に提出 G-12 か月 		×	×
<ul style="list-style-type: none"> OCOG が式典の暫定台本を OBS に提出 G-12 か月 		×	
<ul style="list-style-type: none"> 最終 WBM G-12 か月 			×
<ul style="list-style-type: none"> OBS による、IBC のフィットアウト (取付け) 工事開始、OCOG がフィットアウト関連サービスの提供 G-12 か月 			×
<ul style="list-style-type: none"> OCOG アクレディテーション、ゾーニングプランを最終決定 G-12 か月 		×	
<ul style="list-style-type: none"> OCOG 補助デバイスによるアクセスコントロール計画を最終決定 G-10 か月 	×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> 最終スポーツプレゼンテーション原稿と進行順序 G-12 か月 		×	

G-9 か月 (最終期限)	責任		
	IOC	OCOG	OBS
<ul style="list-style-type: none"> OCOG が OBS の IBC 専用オフィスへの移行に関連した IBC の特定のサービス (HVAC、電力、IT、テレコムサービス、など) を提供 G-9 か月 		×	×
<ul style="list-style-type: none"> テレコムサービスビデオ送信ソリューションの実施 G-9 か月 		×	×
<ul style="list-style-type: none"> TM と DDS 両方の SLA—OCOG が最終 DSLA を IOC に提出 (DDS の DSLA は OBS に提出) G-8 か月 		×	
<ul style="list-style-type: none"> 大会期間中のエンジニアリング、施設及びサービス提供のモニタリングフォースの設置。全ての関連ステークホルダー (OBS、Atos Origin、Omega、OCOGTEC、及び VEM) が同タスクフォースに含まれる。 	×	×	×



放送大会期間中スケジュール

合意されたスケジュールに従って、全ての項目が会場運営フェーズを通じて会場で実施、設置及び機能しているものとする。

大会期間中スケジュール—OCOG 主要成果物	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• 最終アクレディテッドシーティングの IOC による承認 G-6 か月	×		
• 最終 DCAS の完成 G-6 か月	×	×	
• ベニューペリメーターから TOC 及び CCR へのコントリビューションネットワークのためのケーブル格納ソリューションの提供 G-5 か月		×	
• 全ての有効な許可証とライセンスによる会場の独占的利用 (RF を含む)		×	
• コンパウンドと会場セキュリティ、アクセスコントロール、フェンス設置		×	
• プレケーブル経路とその他のケーブル経路の利用可能化		×	
• ドメスティックパワー及びテクニカルパワーの給電開始		×	
• シェード、厨房、ダイニングテント、トイレなどを含む、会場仮設建物の設置/運営 (TOC、オフィス、CCR、BIO、コメンタリーポジション)		×	
• 端末/その他の機器を含む、会場 IT (音声+データ、CIS、INFO) 設置/可用化		×	
• 会場のごみ収集/管理人サービス (冬季は除雪)		×	
• 会場のカメラプラットフォームの構築、給電及び可用化		×	
• 会場内放送 (PA)、競技リザルト/タイミングフィード、FOP 照明、ミックスゾーン照明+大会のルックの設置/準備		×	
• メディア輸送と放送用駐車場の利用可能化		×	



遅くともオリンピック競技大会開始の 8 週間前から (オリンピック冬季競技大会の場合は最低でも開始から 12~8 週間) 大会期間中を通して継続して、全ての項目が会場運営フェーズを通じて会場レベルで実施、設置及び機能していなければならない。



大会期間中のスケジュール—OBSの主要成果物	責任		
	IOC	OCOG	OBS
• IBC 業務開始（冬季は MBC）		×	
• 大会期間中の飲食サービスが IBC で開始（G-50 日）		×	
• 全ての IBC 共用施設及びサービスを提供・運営（G-1 か月）		×	
• 会場配線（OBS と RHB）		×	×
• 会場での TOC の設置とテスト		×	×
• 会場でのテクノロジー機器の設置			×
• RHB の資材搬入			×
• OBS モバイルユニットが会場に到着			×
• OBS クルーの配備			×
• リハーサル		×	×



BRS 付属書 3

放送照明に関する規定

一般事項

OBS は、OCOG の具体的な環境及び、OCOG から提供される詳細な情報に基づき、あるいはテストイベントの結果ないし詳細な照明調査の結果等の他の要素に基づき、以下に列挙する要件に対し、更に指定する。

各競技会場の放送照明は、テレビ報道及び写真撮影に適した最高品質でなければならない。

以下の情報は、特定の一般的な放送照明要件を概説したに過ぎない。(オリンピック競技大会に要求される性質の) ハイエンドな放送の背景のテクノロジーと科学、またハイエンドなスポーツ競技の実施においても、継続的な進化が起こっている。このため、実際のイベントが開催される数年前の、その時点で最高のテレビ放送に適した照明に基づいて、あらゆる正確な要件を完全に反映させることはほぼ不可能ということになる。しかし、高品質の照明が非常に重要な意味を持つことには変わりはなく、このために、オリンピック競技大会の最高品質での生中継を確実に行うことができる。OCOG はオリンピック放送機構 (OBS) と緊密に協力し、各競技会場で、テレビ中継及び写真撮影に適した最高品質の照明が維持されるように、あらゆる必要な手段を講じるべきである。提供された仕様はガイドラインまたは保証された最低条件として使用されるべきであるが、最終的な目的はオリンピック競技大会の最高レベルのテレビ放映であることに変わりはない。

OBS は現場の照明を、ライブカメラリハーサルまたは OBS から要求された適時で、最終的な変更を指示及び承認する権利を有する。

照明のテクノロジー仕様と配置は、特定のスポーツ競技と会場により変わり、IF、OBS、プレスオペレーション (写真カメラマン) との協議により決定される。

一部の競技、イベント及び式典に要求される追加的な劇場照明は、OBS との完全な合意が必要になる。

照明の設計においては、競技/練習の活動を妨害することなく、撮影対象の競技/練習及びテレビ制作や写真撮影での望ましい効果を考慮しなければならない。

会場に人工光と自然光が混在する場合、色温度を合わせるために特別な注意を払わなければならない。

全ての屋内会場は、ブラックアウトが要求され、自然光が会場内に一切入らないようにするものとする。

これらの要件と仕様は、FOP、競技が実施または開始、一時的に中断もしくは終了する全てのエリア全般 (選手の入場及び退場経路 (スタートハウス、キスアンドクライなど)、FOP 周囲のランオフエリアなど)、観客エリア、ミックスゾーン、臨時プレゼンテーションポジション、表彰式エリア、会場控室及び記者会見室/エリアに適用される。

OBS 仕様に適合した会場照明の設計は、適切な放送用照明計画を適切に策定するための出発点となる。これらの設計は、OBS に提出され、その後 OBS による承認前レビューが行われることが重要である。設置及び試験の後、大会時生放送 OBS カメラテストが実施され、放送用照明が最終的な確認が行われる。



FOPの照明

- FOPの放送照明は、テレビスタジオ環境と同様の仕様とするべきである。
- FOPは、競技が実施される全てのエリアを含む。テレビの照明を目的とした場合、FOPOCOGにより定義されるエリアから拡大される場合がある。一般に、FOPの照明範囲は、公式に記録される競技エリアの1.0mまたは2.0m外側まで拡大される。
- この仕様は、OBSとRHBの製作要件を含む。これらは過去のオリンピック競技大会のテレビ放送の実施における膨大な経験、IFの照明要件と仕様及び照明とテレビ放送の照明の専門知識のある他の組織（北米照明学会（IESNA）、国際照明委員会（CIE）、欧州放送連合（EBU）など）から伝えられる。
- 全ての照明性能基準は、オリンピック競技大会中の最低限の要件である。
- 照明は、オリンピック競技大会の競技スケジュールを通じて変更されないものとする。OCOGまたは照明デザイナーまたは他の第三者によるいかなる種類の調整も許可されない。
- 光源—全ての電灯（電球）及び／またはLED光源は、[相関]色温度（Tk）が5600K、CIE演色性（CRI）Raが ≥ 90 とし、低消費電力電灯が奨励される。テレビテクノロジーの急速な発展に伴い、もともと人間の目のために開発されたCRIの代替物として、テレビ用の他の色彩基準（例えば、TLCI-テレビ照明整合性指数）も考慮されるべきである。
- 設計計算と測定—照明レベル（鉛直面照度）はFOPの1.5m上部で計算され、照明レベル（水平面照度）はFOP表面で計算される。全て2.0mグリッドで計算／測定される。
- 最低照度（照明レベル）—FOPの任意の箇所の最低照明レベル（鉛直面照度）は、メインカメラ方向で1,600ルクス以上、FOPの側面の4方向で1,200ルクス以上とする。特殊な高速カメラ（高速スローモーション—HSSM）の場合、垂直方向の照度は約2,000ルクスでなければならない。
- 高精度テレビは、FOP表面及びカメラに対して実質的に鉛直な面全体で、均一性の高い照明を要求する。
- 最大と最低の比は1.5：1を超えない。
- 平均水平と平均鉛直の比は2：1を超えない。
- FOPと観客エリアの最低鉛直比は4：1。
- 全光源で均一の色温度（5600Kなど）。
- 全光源で演色評価数が90超。
- 変動係数（CV）は0.13～0.15。
- 一様勾配（UG）は1.5～2。
- 被写体と背景のコントラストを最適化した良いモデリング。跳躍する選手の場合、FOPと関連する全ての要件、その照明設計は、跳躍する選手の身体を含めたものとして検討されるべきである。



- レンズのフレアとグレア—照明機器は、氷や磨かれた床からカメラへの直接のグレアや反射グレア（「スキップライト」）をなくし、雪からカメラへの反射グレアが最小限に抑えられるように配置されるものとする。設計上のグレア定格（GR）はカメラに対して40以下とする。
- 磨かれたまたは氷の FOP の反射—照明器具（FOP とカメラショット内の他の照明）は、メインカメラを基準に、反射した画像が氷板または磨いた床に映らないように配置されるものとする。FOP 以外の照明は適切にスクリーニングするべきである。
- 固定カメラが、照明器具の水平回転角の左右 25°の水平線で形成された区画に入り、
 - 照明器具を通る水平面とカメラのレンズの垂直角が 25°未満、または
 - 照明器具の角度が 40°を超える場合、電灯の発光領域がカメラの視野から遮断されるように、グレア制御器具を組み込んだ照明器具を使用するか、後付けする、あるいはバンドア、ルーバーまたは類似する承認される器具を取り付ける。
- 屋内と屋外の全ての会場の FOP の照明には、演色評価数（CRI）が 90 を超え、最低 600 フレーム毎秒の、スーパースローモーション用フリッカーフリーまたは「タングステン型」のテクノロジーが義務的となる。通常、全てのスポーツ用品用の電子安定器またはその他の高速電源システム、LED 照明または同等の代替ソリューションの使用で可能となる。
- 照明のバックアップ—停電の発生時、選手の安全事由を第一に、IOC は、代替光源による、照明の最低限 50 パーセントのバックアップを OCOG に要求する。OBS はさらに、FOP 全体を通じて 50 パーセントの均一の配電を要求する。
- 照明のオペレーション—競技の開始の 2 時間半前から、現場の競技用照明が完全に使用可能になり、競技の 2 時間後まで、完全な稼働状態を維持する。

照明器具と照準のロジック

- 照明器具（投光照明）の垂直回転角（下から鉛直方向）は、65°以下とする。
- 最低 3 方向から FOP の任意の地点に照明が到達するべきである。
- 照明器具と FOP 全体の任意の地点との間にクリアパスを設ける。光路を遮る構造あるいは物体（旗、横断幕、ビデオスクリーンなど）が存在しないようにする。

FOP 外部の TV 放送エリアの照明

- 各会場に最低要件として、大幅に柔軟性をもって最終調整が行えるような、照明制御設定を最低 2 つ（異なる区画に対応）備えるべきである。FOP は最初の区画、通常は最初の 20 列が、これらの独立した制御区画の 2 番目の区画となる。



- 観客エリア—最初の12列のカメラ方向の平均照度は、FOPの25パーセント以上かつ30パーセント以下とし、12列目以降は最終列の最低10パーセントまで照度を均一に低減する。
- ランオフエリア（FOPの周囲）—FOPの外部またはコラールまたはFOP周囲の照明レベルは、均一に減光するものとする。
- 国旗、プロトコール、メダリストの旗は照明が当てられるものとする。
- スタートハウス、フィニッシュエリア、選手FOPエントランス／イグジット、ウォームアップエリア、キスアンドクライ、ヒートボックス、リーダーボックス、コーチエリア、ガンチェック、スキーチェック、ミックスゾーン、オケージョナルプレゼンテーションポジション、スタジオ、スタートアップ・アナウンスメントポジション、プレゼンテーションプラットフォーム、メダル表彰台、メダリスト行進経路、メディアインタビュー／記者会見室
 - － 一般に、カメラ方向の最低垂直照度は1,000ルクス以上、ただし背景以上とする。カメラが被写体物体／人物から離れた場所に置かれる場合（記者会見室など）、要求される照度は高くなる（1,400ルクス以上）。詳細は、OBSによって会場ごとに定義される。
 - － 当該照明は、FOPの照明と同時に使用可能となるべきである。
- 上記エリアの照明要件は、会場のFOP照明（バックオブハウスエリアを除く）で適切に対応できる場合がある（また対応できれば望ましい）。これに該当しない場合、以下のような追加照明が必要となる。
 - － 照明器具は、特定用途のグレア制御器具、スヌート、ルーバー、バンドアなどを組み込むか、後付けし、FOPの競技エリアのどこからもフラッシュエリアが見えないように、またメインカメラに対して照明器具が「オフ」に写るように、配置／方向設定する。
 - － 照明器具は、何らかの方法で、天井または建物に、もしくは建物から垂下するトラスに固定されるべきである。照明は床置き「照明用スタンド」に載せるべきではない。
 - － 電灯は色温度（Tk）を同一にし、FOPのTkに一致させるか、色補正し、国際エンジニアリングコンソーシアム（IEC）と製造業者の公差を遵守する。CRI（Ra8）は90以上、同じ製造業者、同じ製造バッチのものを使用する。
 - － 低消費電力の電灯が推奨されるべきである。
 - － 蛍光灯（タングステンハロゲン）が使用される場合、減光しないものとし、常に100パーセントで照明するものとする。
 - － これらのエリアの照明は、事前に計画を策定し、競技会初日以前に修正するものとする。追加の可動性または仮設照明（スタンドなど）を、競技期間中に持ち込んだり使用したりすることはできない。

スポーツプレゼンテーションの照明

スポーツプレゼンテーションの照明は、本文書内で規定するように、テレビ放送の照明に影響を及ぼすべきではない。テレビ放送の照明から一部の特別なスポーツプレゼンテーションの照明への移行が必要になる場合、これらの移行を生中継のスケジュール以外で行うべきであり、中継に影響を及ぼすべきではない。



その他の照明関連の問題

屋内会場

- 「大会のルック」要素が適切に照明されるべきである。
- 装飾的照明は、一般規則として、広域的に使用される場合（ウォッシュ）、または主要飽和光源として使用される場合、光の原色（赤／緑／青—RGB）を使用しないものとする。

屋外会場

- 日中または夜間、特にフィニッシュラインの上または付近で、FOP に影が差さないようにするべきである。
- 影の問題を軽減するために、屋外の日中の競技の間に照明を当てる必要がある場合がある。
- 午後遅くのフィニッシュまたは悪天候の場合、一部の日中の会場で、フィニッシュラインに照明が必要となる場合がある。
- 漏れ光及び妨害光—器具、グレア制御、照準ロジックの選択は、以下に対応するものとする。
- 漏れ光制御—会場内から光を漏らさないべきである。
- 回転角（「フィールドアングル」の上部）の上の鉛直面で、最大強度の10パーセントでの照明の光強度分布は以下とするものとする。
 - 水平面から10°下
 - 100,000 cd
- 照明器具にルーバーまたはその他の強度制御器具を取り付け、漏れ光及び妨害光を制限するべきである。
- 空中の競技以外に、原則として、水平面の上に光線が投影されないように照明器具を設計及び設置するべきである。

放送作業エリア

上記に加え、ブロードキャストコンパウンドとサテライトファームには、警備／防犯／作業灯が必要になる。



BRS 付属書 4—メディア輸送表

空港—宿泊施設 空港—MPC/IBC (MBC)	開会式の14日前から閉会式の3日後まで。 一部のクルーは上記よりも早く到着する。OCOGは、早期に到着するメディアに、公共交通機関を利用できるという情報が確実に伝えられるようにすべきである。	空港の営業時間に準ずる(予定された間隔)。また出入国情報システム(ADS)を使ってRHBから提供される情報に従い増強する。 効率性を高めるために、OCOGは同時に出入国し、近接した宿泊施設に滞在する関係者(最低20名)をグループ化し、空港移動のバスを予約する機会を与える。
宿泊施設—MPC/IBC (MBC)	開会式の14日前に開始。 閉会式の3日後に終了。	24時間。間隔は変動。夜間、非競技日、日中の時間帯(メディアは朝晩にIBC/MPC間を移動すると予測される)の、クライアントの需要が低い場合は頻度を減らす。朝のピーク時間帯の宿泊施設からMPC/IBCまでの輸送サービスは、全てのメディア職員が迅速、快適に、また時間通りに移動できるように、十分な輸送能力を確保すべきである。 輸送スケジュールは、現地時間以外の世界時間の放送スケジュールに対する作業シフトを考慮する必要がある。
MPC/IBC (MBC) —選手村	開会式の14日前、または選手村開村日に開始。 閉会式の翌日に終了。	毎日8時30分から21時30分まで運行。競技期間前は頻度を減らすことができる。
MPC/IBC (MBC) —理事会とIOC総会	理事会とIOC総会の期間中に運行。	理事会とIOC総会の時間帯に沿って運行。要求されない場合もある。OCOGはプレスオペレーション及びOBSと協議するべきである。
MPC/IBC (MBC) —練習会場	「メディア公開」練習スケジュールに沿って運行。	練習スケジュールに沿って運行。練習開始の1時間前から終了の1時間後までサービスを提供。練習中は間隔を減らす。要求に従う。
MPC/IBC (MBC) —競技会場	会場のメディアセンターの開場に合わせて、各会場の競技の開始4日前に100%稼働していなければならない。 各会場へのサービスは、各会場の競技最終日に終了する。 一部の会場は、プレスオペレーションとOBSの要求に基づき、この前に(最大で競技の7日前)特別なサービスを要求する必要がある。	競技スケジュールと会場のメディアセンターの業務時間に沿って運行。 ベニューメディアセンターは一般に、競技開始の3時間前から終了の3時間後まで稼働する。この時間枠は、ニーズに応じてIOCにより延長または短縮される。競技の3時間前にメディアが会場に到着できるように、輸送サービスが運行される必要がある。 ベニューメディアセンターが競技の終了から3時間以上稼働する場合、ベニューメディアセンターが終了し、メディアが会場を後にするまで、輸送サービスを提供しなければならない。 非競技日は時間帯と間隔を減らす。 一部の経路(既存の場合のオリンピックパークシャトルまたはセレモニースタジアムへの経路)は早期の開始が要求される場合がある。
(状況により) 競技会場間	接続される会場の競技に従って運行。	MPC/IBC—競技会場サービス(上記)と同じサービス時間帯。
(状況により) 宿泊施設から会場へ直行	接続される会場の競技に従って運行。	MPC/IBC—競技会場サービス(上記)と同じサービス時間帯。



VIL 付属書 1

NOC オフィススペースに関する規定

チームオフィス（チーム規模 1～24 名）

NOC の適正な業務を目的に、OCOG は、以下を含む FFE を、最低要件として NOC に提供しなければならない。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| - 机と椅子 | - インターネット接続 |
| - テーブルと椅子 4 脚 | - 空調 |
| - リサイクルボックス | - ファックス機 |
| - コンピューター1 台 | - 電気ケトル |
| - プリンター1 台 | - オフィス消耗品 |
| - 電話オリンピックネットワーク（無料）* | - オリンピックフィード用テレビ |

* オリンピックネットワーク電話は、国際電話、ローカル電話及びインターネット接続の機能を備えていなければならない（利用料金は NOC が負担）。

チームオフィス（チーム規模 25 名以上）

チームオフィス（チーム規模 25 名以上）の FFE の最低要件は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| - 机と椅子 | - INFO システム |
| - 引き出し 4 つ付きファイリングキャビネット | - 施錠可能なキャビネット |
| - 空調 | - ファックス機 |
| - コートラック | - コピー機 |
| - インターネット接続 | - コンピューター1 台 |
| - オリンピックフィード用テレビ | - プリンター1 台 |
| - リサイクルボックス | - オフィス消耗品 |
| - 電話オリンピックネットワーク（無料）* | - 電気ケトル |

* オリンピックネットワーク電話は、国際電話、ローカル電話及びインターネット接続の機能を備えていなければならない（利用料金は NOC が負担）。

会議室

会議室は、以下が備わっているべきである。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| - 会議用テーブル 1 脚 | - コートラック |
| - 折りたたみ椅子 8 脚 | - リサイクルボックス |
| - 黒板またはホワイトボードとマーカーと
イレイサーセット | - 空調 |



医療スペース

医務室とマッサージ室は、それぞれ以下が備わっているべきである。

医務室	マッサージ室
- 使い捨て紙コップ	- 使い捨て紙コップ
- 小型冷蔵庫／冷凍庫	- 氷貯蔵庫
- 空調	- 空調
- 6口以上の電気コンセント	- 4口以上の電気コンセント
- 十分な直接照明（天井）	- 十分な直接照明（天井）
- 手洗器（すぐ近くに）	- 手洗器（すぐ近くに）
- 枕、毛布及びタオル	- 枕、毛布及びタオル
- 使い捨てカバー	- 使い捨てカバー
- トロリー	- トロリー
- 診察台	- マッサージ台
- 可動パーティション	- 可動パーティション
- 椅子	- 椅子
- 鍵付き薬品キャビネット	- テープ、絆創膏、包帯などの保管用 大型鍵付き戸棚
- ごみ箱ー通常及びリサイクル用	- ごみ箱ー通常及びリサイクル用
- 汚物入れー有害廃棄物用	
- 使い捨て鋭利物用容器	
- 引き出し付きデスクー施錠可能	

医療スペースは施錠可能で、プライベートである必要がある。医療スペースでは、タオル、リネン及び毛布のランドリーサービスと、ハウスキーピングとごみ収集、医療廃棄物と鋭利物の安全な処理が提供される。通常は居住者センターと総合診療所で製氷機が使用できなければならない。



MED 付属書 1

IOC 医事科学委員会のオフィススペースに関する規定

オフィスと会議室

OCOG は、オリンピックファミリーホテル (OFH) は IOC の費用負担で、選手村総合診療所は OCOG の費用負担で、IOC 医事科学委員会の業務拠点としてのオフィスを提供するべきである。OCOG は、これらのオフィス施設の詳細に関して、IOC 医療・科学ディレクターと連携するものとする。

価格及び場所を含む OFH 内施設の提案は契約合意に至る前に、承認のために IOC に提出されなければならない。

- OFH の IOC 医事科学委員会オフィスの要件は、以下のとおりである。
 - － IOC 医事科学委員長用個室、音声・視覚 (AV) のプライバシーを保護
 - － IOC 医事科学部ディレクター用個室、AV のプライバシーを保護
 - － IOCTUE (Therapeutic Use Exemption—治療目的使用の適用措置) 申請書審査官用オフィス
 - － ドーピングコントロールフォーム審査官用個室、AV のプライバシーを保護
 - － OCOG 主席医務官用オフィス
 - － IOC 医事科学委員会事務局用作業分野
 - － 20 名を収容できる大きさの会議室
- 選手村総合診療所の IOC 医事科学委員会オフィスの要件は、以下のとおりである。
 - － 外傷・疾病調査チームのオフィスは静かな場所に置く。部屋には 6 名分の事務机を置き、うち 3 名分は電子医療記録システム及びインターネットに完全にアクセスできる、ワークステーションまたはコンピューターを設置する。Wi-Fi、プリンター、スキャナー及び OBS の配信に接続されたテレビを含む機器を整える。
 - － Wi-Fi 及びファックスを備え、チームドクターに見えやすく、6 名を収容できる大きさの、総合診療所入口近隣の会議室
 - － 総合診療所の入口付近に 2 室、チームドクターに見えやすい場所
 - － オフィス兼受付 1 室、電話と Wi-Fi、3 台のワークステーションを完備。ワークステーションのコンピューターは、インターネットとプリンターに完全アクセスしている。
 - － 近隣にある 6 名を収容できる大きさの Wi-Fi とファックスを備えたセキュリティ付き会議室

NOC チームドクター、理学療法士及び IF 医事委員長の会議室

開会式の前日の午後、NOC チームドクターと理学療法士の会議を開催できるように、会議室を手配するべきである。これは一度しか必要でなく、オリンピック競技大会では約 400 名、オリンピック冬季競技大会では約 200 名、パラリンピック競技大会では約 50 名を収容できる会議スペースが要求される。適切な言語サービスと AV 機器が要求される。この会議室は、NOC チームドクターと理学療法士が使いやすいように、選手村内に位置するべきである。





IF 医事委員長は、この会議のために選手村に入場できるように、必要なアクレディテーションが提供される必要がある。

教育プログラムのワークショップ

選手村総合診療所内に位置する会議室で NOC 医療スタッフ向け IOC 医事科学委員会の教育プログラム内のワークショップが毎日予定されるべきである。ワークショップは、30～40名の座席と実践的な実演のためのエリア（最低3台の治療台のための十分なスペースと、適切な通路スペース）が必要となる。

この部屋は、適切な学習環境を提供するために、総合診療所内の静かなエリアに設けるのが望ましい（オープンな空間や通路は不適切）。

パワーポイント用プロジェクターとスクリーンが必要となる。近くにオフィス設備が要求される（出席証明書などを印刷するためなど）。詳細は、「オリンピックファミリー及び要人サービスに関するオリンピック競技大会ガイド」を参照されたい。



FIN 付属書 1

OCOG の保険に関する規定

序論

HCC一原則に従い、OCOG は、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会（テストイベントを含む）の計画策定、組織、資金調達、開催及び開催時放送に関連した全てのリスクに関して、その活動に適用される開催国の法律（雇用者責任保険や雇用慣行賠償責任など）と、以下に記載した要件に準拠するための全ての保険契約を自費で調達し、維持する責任がある。

I. OCOG が調達する主要な保険契約

OCOG は、義務的な保険条件（セクション II 「OCOG の保険契約とリスクに適用される条件」を参照）に従い、本セクションで説明する保険契約を調達し、維持するものとする。以下に挙げる内容は完全なものではなく、IOC は OCOG のリスク評価の結果に応じて別の種類の保険契約の調達及び維持を OCOG に要求する権利がある（詳細は HCC 大会マネジメントに関する大会運営要件で説明）。

1. 第三者損害賠償責任保険

a) 一般損害または普通賠償

- この保険契約は、「発生」ベースまたは「請求」ベースで、OCOG の解散後最低 2 年間、または法律で要求される場合はそれよりも長く引き受けられるものとする。この保険契約は、最低でも、対人賠償、物的損害（リース、レンタルされた、及び／または OCOG の管理下、保護下、支配下に置かれた財産に関するもの）、人身傷害、純粋な財務上の損失、広告賠償責任、施設所有者賠償責任、生産物賠償責任保険、損害調査費、汚染賠償責任、契約責任、独立したコントラクターの業務の各リスクを補償しなければならない。この保険は、テロ行為についても補償しなければならない。
- 開始日—OCOG の設立日。
- 補償範囲—OCOG の設立時 1,000 万米ドル、(i) 「請求」ベースの場合、最低 2 億 5,000 万米ドルまで、(ii) 「発生」ベースの場合、最低 1 億米ドルまで増額する。後者の上限は、最初のテストイベントの開催日までには有効になっているべきである。

b) 生産物賠償責任

- OCOG のエンブレムまたはその他の OCOG の商標を特別に付帯した商品、または OCOG がライセンス交付または許可した商品の販売に関連して発生する請求を補償する。
- 開始日—OCOG の商品の販売開始日またはその他の流通開始日以降。
- 補償範囲—一般損害または普通賠償の範囲に含まれる（上記、ポイント 1 「一般損害または普通賠償」を参照）。

c) 専門職賠償責任

- オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の計画策定、組織及び開催における、OCOG の実際のまたは申し立てられた過失行為／不作為に起因する請求の、弁護及び補償に関連した費用に適用される。この保険契約は、サイバー賠償責任も含むべきである。



- 開始日—OCOG の設立から 6 か月以内。
- 請求あたりの補償範囲と年間総額—当初 2 年間は最低 1,000 万米ドル、(i)「請求」ベースの引受けの場合は最低 1 億米ドル、(ii)「発生」ベースの引受けの場合は最低 3,000 万米ドルまで増額される。後者の補償範囲は、開会式の 4 年前までに有効とされているべきである。

地域の市場に応じて、上記の 3 種類の補償範囲は個別に調達できるが、同じ保険契約の範囲内でのグローバルな引受けも可能である。

また、上記は世界的な地域定義に基づき引き受けられるべきである。

d) 取締役及び役員への賠償 (D&O) 保険

- OCOG の取締役と役員からの行為から生じる請求を補償する。犯罪及び規制調査／裁判から生じる損失または弁護士費用の前払い補償 (返済) として、特定の法人の取締役と役員、または組織に支払われる。
- 開始日—OCOG の設立から 6 か月以内。
- 請求あたりの補償範囲—最低 500 万米ドル。

e) 医療過誤賠償責任保険

- OCOG の全ての医療ワークフォース (オリンピック及びパラリンピック競技会場と非競技会場及び OCOG 総合診療所のスタッフを含む) の医療行為から生じる請求を、かかるワークフォースが他の手段 (病院の保険の補償及び／または開催国の医療制度またはプロバイダーによる) で補償されていない場合に補償する。
- OCOG は地域の保健当局と協力して、指定された病院で働く全てのスタッフが医療過誤賠償責任保険 (病院の保険の補償及び／または開催国の医療制度またはプロバイダーによる) で、確実に補償されるようにしなければならない。
- 開始日—最初のテストイベントの 3 か月前。
- 補償範囲—現地の法律と規制に従うが、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の間、いかなる場合も発生あたり及び総計で 2,500 万米ドルを下回らない。

2. 治療及び本国送還保険

- アクレディテーション所持者が本国に戻れるようになるまで、治療を要する全ての負傷と疾病に関連した医療支出を補償し、また、本国送還もこれに含まれる。しかし治療が政府の医療制度によって無償で実施され、このサービスのレベルが IOC により適切であると認めた場合、医療保険は不要となる。このような場合、本国送還は別途補償されなければならない。
- 開始日—最初のテストイベントの 3 か月前。
- 補償範囲—(i) 治療、補償人数が徐々に増加。1 人あたり無制限、年間 750 万米ドル以上、(ii) 本国送還は実費で補償されなければならない。



3. 損害保険

- OCOGによって所有される、リースされたまたはその管理下、保護下もしくは支配下に置かれた、あるいはOCOGが契約により責任を持つ全ての財産の損害を、それに続く収益の財務上の損失を含めて補償する。現地の市場状況に応じて、IOCとその関連会社を一方当事者、OCOGを相手方当事者とする代位権の相互放棄が、保険契約内で述べられなければならない。
- 開始日—OCOGが建物または財産をリース、レンタルまたは購入した直後。
- 補償範囲—当該財産の評価額。

4. 建設オールリスク保険

- 特定の建設プロジェクト（設備とオーバーレイを含む）のOCOGの責任に関連したリスクを補償する。
- 開始日—建設プロジェクトの開始の1か月前。
- 補償範囲—税金と手数料を含む建設の評価額。

5. 自動車保険

a) 自動車／モーター損害賠償責任保険

- その全ライフサイクルの間にOCOGにより一般道路または一般道路以外（ゴルフカート、スノーモービル、モーターサイクル、全地形万能車（ATV）、フォークリフトなど）で使用された、全ての登録及び非登録車両による対人損害及び物的損害の請求を弁護及び補償する。未登録車両は、一般損害または普通賠償保険に含めることもできる。
- 開始日—OCOGが車両の責任を引き受けた時点。
- 補償範囲—(i) 運転手と同乗者を含む第三者の賠償責任の発生ごとに500万米ドル、(ii) 一般損害／普通賠償保険の優先スケジュールとして、または単独の保険契約として発生ごとに1,000万米ドルの超過補償。

b) 水上船損害賠償保



- OCOGが所有、レンタル、借用、チャーター、またはリースした水上船の使用から生じた対人及び対物損害の請求を補償する。
- 開始日—水上船がオリンピック競技大会に利用される最初のテストイベントの1か月前。
- 補償範囲—年間最低総額、発生あたりの1件の対人及び対物合計500万米ドル。この保険補償は、法律で許容される場合、一般損害／普通賠償保険で包括することができる。

c) 航空機損害賠償保険

- OCOGが所有、レンタル、借用、チャーター、またはリースした航空機の使用から生じる対人及び物的損害の請求を補償する。保険証書は、ローカル／政府サプライヤーにより排他的に規定及び規制される場合、ドローンの使用を含める。
- 開始日—遅くとも航空機の使用の1日前。
- 保険契約が航空機のオーナーにより行われている場合、OCOGは、オーナーとの当該の契約にOCOG、IOC、IOCが支配する事業体の償還請求／代位権の放棄が含まれることを確保しなければ



ならない。

- 補償範囲—補償範囲は航空機のサイズに応じるが、年間総額の対人及び物損の1件の合計補償は最低2,500万米ドルとする。

6. 永久的な障がいを含む個人傷害

- オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会での活動に関連して発生する事故（テロリズムを含む）で、アクレディテーション保有者が死亡または傷害を負う場合の補償を行う。
- 補償範囲—開催国の法律と慣例に従うが、死亡の場合または傷害の割合が59パーセントを上回る場合は最低80,000米ドルとし、傷害の割合が1パーセントから59パーセントの範囲であれば同額を按分する。

7. 犯罪、身元信用及び詐欺

- 資産の盗難と強盗または詐欺（犯罪）により生じた損失を補償する。
- 補償範囲—さらされるリスクに応じる。

II. **OCOGの保険契約とリスクに適用される条件**

本付属書で述べられる全ての保険とリスクに関して、以下の条件が適用されるものとし、OCOGはあらゆる必要な措置を講じて、これらの条件が常に遵守されるようにする責任がある。

1. IOCへの通知

- 上記のセクションI「OCOGが調達する主要な保険契約」で述べた、適用範囲とレベルを含む保険契約は、OCOGと当該の保険会社との間で契約が締結される前に、事前の書面による承認を得るためにIOCに提出されるものとする。IOCの承認は、開催都市、開催国NOCまたはOCOGがHCCまたは本付属書内の責任から逃れられる理由とはならないものとする。

2. 保険証明書

- OCOGは、当該の保険契約が結ばれた後、有効な保険契約の英語による証明書（保険証券または保険証明書のコピー）をIOCに提出しなければならない。

3. 代替リスク補償機構

- 上記のセクションI「OCOGが調達する主要な保険契約」で取り上げた特定のOCOGの保険契約要件は、特に開催国で施行されている医療／公衆衛生システムの場合に、当該の要件が既に規定されていること及び当該のリスクが官民の第三者により補償されていることを、OCOGがIOCの納得を得られるよう証明できる場合、IOCの事前の書面による同意により、全部または一部を放棄することができる。
- OCOGはIOCの事前の書面による同意により、上記のセクションI「OCOGが調達する主要な保険契約」の paragraph 6. と 7. のリスクを、保険契約以外の他の手段（自己資金など）で補償することを決定できる。このような場合、OCOGは、これらのリスクを補償するためにOCOGが直接または代理人を通じて実施する全ての手段及び措置を、IOCに通知しなければならない。IOCの要求があれば、IOCが納得するまでこれらのリスクにさらに対処するために、あらゆる必要な措置を講じなければならない。



4. 控除免責

- 金額及び説明的条件による控除または免責部分を含む保険契約は、IOC の承認を条件とする。さらに、IOC は保険契約ごとに、控除または免責部分の額に等しい保証金を、現金、信用状または IOC が許容する IOC による第三者への保証で支払うことを要求する権利がある。保証が使用される場合、OCOG は保証契約を元の額に即時回復することが要求される。

5. 取消し不可条項

- 保険補償は、取消し不可条項を盛り込まなければならない。OCOG の保険の取決めは、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の運営を実行するために OCOG が設立された当日から施行され、その解散まで効力を有するべきである。何らかの理由で、保険契約が取り消されるまたは補償が制限される場合、可能な限り速やかに IOC に通知するものとする。

6. 保険会社

- 全ての保険契約は、開催国の特定の保険品目を扱うためのライセンス交付、許可、認可及び/または承認された、A.M.Best 格付け（財務能力格付け）が最低でも A-VII の保険会社により引き受けられなければならない。保険契約または引受保険会社の承認を IOC から取得するものとする。

7. 追加被保険者

- OCOG は、上記のセクション I 「OCOG が調達する主要な保険契約」の 1. で取り上げた全ての賠償責任保険契約の指名追加被保険者として、最低でも以下の事業体を指定し、維持するものとする。
 - IOC 及びオリンピック放送サービス（OBS）、オリンピックチャンネルサービス SA（OCS）とその他の全ての IOC が支配する事業体。（HCC で定義される）それぞれの子会社を含む。
 - 開催国 NOC。
- かかる追加被保険者は全て、相互に第三者と見なされなければならない（交差責任）。

8. 調達の不履行

- OCOG が本文書で要求される保険契約の調達または維持を履行しなかった場合、OCOG は、OCOG の単独の費用と支出で、保険契約を調達する権利または IOC が支配する事業体を通じてもしくは第三者が代理で調達する権利を IOC に与える。OCOG に代わり前記の補償を調達する権利が IOC に与えられても、あるいは OCOG が本文書で要求される保険契約の調達及び維持を遵守しない場合でも、IOC にその調達の義務（法的、金銭的、その他）が課せられないと、当事者間で合意及び理解されている。OCOG に代わり前記の保険契約を調達または維持することを IOC が不履行または拒絶した場合でも、IOC に対する OCOG の補償要件が放棄、縮小または減少されることはない。IOC が OCOG に代わり補償を調達し、発効させる（拘束させる）場合、OCOG は、IOC の保険ブローカーまたは OCOG の保険契約の締結に関連して保険契約を引き受ける保険会社から IOC（または IOC の代理を務める第三者）に請求される全ての保険料、全ての手数料及び費用を IOC に払戻しする責任を負うものとする。



PRT 付属書 2

プロトコール詳細仕様

1. 旗及び国章

全ての旗は、色、デザイン及び向きに関する IOC、NOC、IF が有する仕様に沿って制作される必要がある。旗の素材の品質は、その用途に適したものでなければならない。

オリンピック会場では、OCOG のプロトコール FA は、掲揚される旗が正しく、IOC プロトコールガイドの仕様を反映しているようにする。プロトコール FA は、旗の損傷などの問題も管理する。

各会場について 3 種類の旗セットが使用される。

- プロトコールセット
- 参加 NOC セット
- 表彰式セット

各セットの使用及び旗の掲揚に関連する詳細は、IOC プロトコールガイドに記載されている。

全ての旗は、オリンピック選手村の公式開村からオリンピック競技大会の終了まで、掲揚しなければならない。オリンピックファミリーホテル (OFH) では、旗は IOC オフィスの公式開所から掲揚しなければならない。

旗の比率

オリンピック競技大会の期間中は、旗の標準比として 2 : 3 (高さ 2×長さ 3、例えば 1.5m×2.25m) が適用されている。全ての NOC は、オリンピックプロトコールを遵守するために、この比率に同意している。この比率以外の仕様とする場合、IOC に提出して承認を得る必要がある。

オリンピック旗

オリンピック憲章は、「オリンピック旗は白地で縁なしとする。旗の中央には 5 色のオリンピックシンボルを配置する」と明記している。

オリンピック競技大会の開会式では、オリンピック旗がスタジアムで紹介され、掲揚される。閉会式では、スタジアムで降納される。

オリンピック旗は閉会式の間、現在の開催都市の市長から次回開催都市の市長に「引き継がれる」。当該オリンピック旗は、オリンピック競技大会の開催都市に預託されているが、IOC の資産であることに変わりはない。

旗のプロトコールセット

旗のプロトコールセットは、以下の優先順位により以下の旗で構成される。

- オリンピック旗
- 開催国国旗
- OCOG/LOC または都市の旗 (状況次第)



開会式及び閉会式

オリンピック競技大会の開会式における選手の入場行進時の旗の順序：

- ギリシャ国旗
- IOC によるプロトコールオーダー上の例外を除き、開催都市の言語によるアルファベット順で並んだ各国国旗
- 開催国国旗

OCOG は IOC に旗の順を提案し、承認を得ること。

オリンピックスタジアム及び選手村

- オリンピック旗
- 国連 (UN) 旗
- 開催国国旗
- OCOG 旗
- ギリシャ国旗
- IOC によるプロトコールオーダー上の例外を除き、開催都市の言語によるアルファベット順で並んだ各国国旗、開催国国旗はこれらに続く

OCOG は IOC に旗の順を提案し、承認を得ること。

競技会場と練習会場

競技の間、以下の通り旗が掲揚される。

- オリンピック旗
- IF 旗
- 開催国国旗
- OCOG 旗

競技会場では、当該競技に参加する NOC の旗のみが、プロトコールセットと並んで掲揚される。掲揚順は、IOC プロトコールオーダー上の例外を除き、左から右方向へ、開催国言語のアルファベット順とする。一連の参加 NOC の旗に続き最後に、主催者として開催国国旗を掲揚する。

OCOG は IOC に旗の順を提案し、承認を得ること。

NOC の旗は練習会場には掲揚しない。



オリンピックファミリーホテル (OFH)、オリンピックメダルプラザ (冬季競技大会)、MPC、IBC、空港

- オリンピック旗
- 開催国国旗
- OCOG 旗



表彰式

表彰式では、屋内と屋外いずれにおいても、全ての国旗を水平に掲揚する。旗は表彰台上の選手から見えるように、以下の形式で掲揚されなければならない。



オリンピックメダル種目で同順位のリザルトとなった場合、表彰式の間は同じポールに2枚の旗を掲揚してもよい。その場合、旗は競技リザルトチームの提示順に掲揚する。それ以外では、いかなる状況においても、2枚の旗を同じポールに掲揚してはならない。掲揚の詳細に関しては、「CER 付属書 2—表彰式ステージ設営及びアナウンス台本仕様書」に記述されている。

IOC 総会開会式

旗のプロトコールセットがステージ上、可能であれば、公式演説が行われる演壇の背後または隣に設置されなければならない。

その他の IOC イベント

OCOG は、IOC 理事会 (EB) と総会を含む IOC イベントにおいて、オリンピック旗を提供するものとする。

2. メダル、賞状、ピン、花束

選手に配付されるメダルと賞状は、制作、承認及び配付に関する特別のガイドラインに従わなければならない。

個人競技

個人種目の場合、1位は金メッキを施した銀製メダルと賞状、2位は銀メダルと賞状、3位は銅メダルと賞状を授与する。4位、5位、6位、7位、8位の競技者も賞状を受領するが、メダルはない。1位または2位または3位が同順の場合、各競技者にメダルと賞状を得る資格が与えられる。

チーム競技

チーム競技及び他の競技のチーム種目の場合、優勝チームの各選手には金メッキを施した銀製メダルと賞状が、2位のチームの各選手には銀メダルと賞状が、3位チームの各選手には銅メダルと賞状が授与される。IOC の EB は、オリンピック競技大会の開催前、当該の IF と協議の上、当該オリンピック競技大会中に1試合乃至1競技も参加していない選手を、入賞チームメンバーにどの程度含めるかについて決定しなければならない。4位、5位、6位、7位、8位のチームのメンバーは、賞状を受け取る。

オリンピック選手（個人またはチーム競技）が失格した場合、そのメダルと賞状は IOC に返還されなければならない。



メダルに関する IOC の著作権

OCOG は、メダル、デザイン、金型及びその他関係要素に関する知的財産権を含む、全ての権利が、IOC の利益となるように、有効に譲渡されるよう確保しなければならない、自動的に著作権を含む当該権利の所有者と認定されるべきである。大会開催国の法律により譲渡が書面によってなされる必要がある場合、OCOG は必要な文書を起草し、署名のために IOC に提出するよう義務付けられている。OCOG は大会の終了後、直ちに消滅するため、IOC がかかる権利の唯一の保有者となる。

メダルの製造要件

サイズ

メダルは最低条件として、直径が 70mm (最小) ~120mm (最大)、厚さが 3mm (最小) ~10mm (最大) のサイズにしなければならない。

重さ

各メダルの重さは、500~800 グラムの範囲としなければならない。

素材

1位と2位のメダルは、最低 925~1,000 等級の銀とする。1位のメダルは少なくとも 6g 以上の純金でメッキ加工を施されなければならない。メダルは金、銀、銅と簡単に見分けられなければならない。メダルは、つや消しまたは高度に研磨する方法のどちらを選択するかに関わらず、全て同一の「仕上げ」にしなければならない。

金型の形状

原則として、メダルの形状は円形でなければならない。

リボン

各メダルにリボンを付け、選手が首にメダルを掛けられるようにする。リボンは、エンブレムと大会のルック要素で装飾することも可能である。

リボンの制作には、高い品質が確保されるように、またメダルを保持する留め具の構造が補強され、安定するように、特別な注意が払われなければならない。

デザイン

全てのメダルに同じデザインを使用する。メダルのデザインは、OCOG のビジョンとルック要素に沿ったもので、文化的かつ美的な要素を反映するものであると同時に、オリンピックムーブメントの価値を尊重し、表現するものでなければならない。輪郭はシンプルかつすっきりしていて、文字(刻印または浮き彫り)は寸法に適したものでなければならない。

テーマ

各メダルに以下の要素を含まなければならない。



オリンピックアード競技大会

- 表面：
 - パナシナイコスタジアムの前に立つニケ
 - 大会の正式名称(回次) オリンピアド競技大会
- 裏面：
 - 競技(または必要に応じ、種別)と種目の名称
 - OCOG エンブレム



オリンピック冬季競技大会

- 表面：
 - オリンピックエンブレム
 - 大会の正式名称（回次）オリンピック冬季競技大会
- 裏面：
 - 競技（または必要に応じ、種別）と種目の名称
 - OCOG エンブレム。

メダルデザインの制作を開始する前に、メダルに刻印される文言について IOC の承認を得る必要がある。

賞状の作成要件

素材／形状

賞状は、最低でも 4 層仕立ての紙に印刷しなければならない。形状は「横長」の形でなければならない。

デザイン

賞状のルックは、OCOG のルック要素に沿ったものであるべきであり、シンプルで読みやすいものでなければならない。

文言

文言は以下の要素を含まなければならない。

- オリンピックシンボルと大会の回次
- 当該オリンピック競技大会のエンブレム
- フランス語、英語及び開催国の公式言語（フランス語と英語のいずれでもない場合）
- 選手の姓、その後に名
- 選手が所属する NOC の名称
- 競技、種別及び種目の名称
- 以下の署名及び肩書：
 - IOC 会長—下部左側
 - OCOG 会長—下部右側
- 1 位の場合—オリンピックチャンピオン兼金メダリスト
- 2 位の場合—銀メダリスト
- 3 位の場合—銅メダリスト
- 4 位から 8 位の順位は、それぞれ 4 位、5 位、6 位、7 位、8 位と示さなければならない。

花束の要件

表彰式の際に、選手に花束が贈呈される。花束の仕様は、IOC と協議の上、決定する。



表紙: © IOC/Mine Kasapoglu; Getty Images/Richard Heathcote; IOC/Charlie Neibergall; IOC/Jason Evans; Getty Images/Rob Carr; IOC/John Huet; Getty Images/Quinn Rooney; Getty Images/Jamie Squire; Getty Images/Clive Rose; AP Photo/Silvia Izquierdo; Getty Images/Ryan Pierse; Getty Images/David Ramos; IOC/Jared C Tilton; IOC/Clive Mason; IOC/Matthew Stockman; Getty Images/Clive Brunskill.

内側 : IOC/Mine Kasapoglu; IOC/Jared C Tilton; IOC/Matthew Stockman; IOC/John Huet; IOC/Alexandre Loureiro.

書面による IOC の事前承認を得ていない、本文書内にある写真もしくはその一部分の複写、編集、使用または取扱いを含む、あらゆる無断使用を厳に禁止する。

© 2017 International Olympic Committee – all rights reserved.